

平成 2 1 年旭市議会第 3 回定例会委員会会議録目次

決算審査特別委員会 平成 2 1 年 9 月 7 日（月）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
委員長の互選	2
副委員長の互選	3
決算審査の日程及び各議案の審査方法について	4
閉会	7

決算審査特別委員会 平成 2 1 年 9 月 1 1 日（金）

付議事件	9
出席委員	9
欠席委員	9
委員外出席者	9
説明のため出席した者	9
事務局職員出席者	1 0
開会	1 1
議案の説明、質疑	1 3
会議時間の延長	9 3
議案の採決	1 1 2
散会	1 1 3

決算審査特別委員会 平成21年9月14日（月）

付議事件	115
出席委員	115
欠席委員	115
委員外出席者	115
説明のため出席した者	115
事務局職員出席者	116
開議	117
議案の説明、質疑	118
議案の採決	182
閉会	184

公営企業常任委員会 平成21年9月16日（水）

付議事件	187
出席委員	187
欠席委員	187
委員外出席者	187
説明のため出席した者	187
事務局職員出席者	187
開会	188
議案の説明、質疑	189
議案の採決	190
所管事項の報告	191
閉会	191

建設経済常任委員会 平成21年9月17日（木）

付議事件	1 9 5
出席委員	1 9 5
欠席委員	1 9 5
委員外出席者	1 9 5
説明のため出席した者	1 9 5
事務局職員出席者	1 9 5
開会	1 9 6
議案の説明、質疑	1 9 7
議案の採決	2 1 6
所管事項の報告	2 1 7
閉会	2 2 1

文教福祉常任委員会 平成21年9月18日（金）

付議事件	2 2 5
出席委員	2 2 5
欠席委員	2 2 5
委員外出席者	2 2 5
説明のため出席した者	2 2 5
事務局職員出席者	2 2 6
開会	2 2 7
議案の説明、質疑	2 2 8
議案の採決	2 4 7
所管事項の報告	2 4 8
陳情の審査	2 5 6
陳情の採決	2 6 1
閉会	2 6 2

総務常任委員会 平成21年9月24日（木）

付議事件	265
出席委員	265
欠席委員	265
委員外出席者	265
説明のため出席した者	265
事務局職員出席者	265
開会	267
議案の説明、質疑	268
議案の採決	279
所管事項の報告	280
閉会	285

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 1 年 9 月 7 日（月曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成21年9月7日（月曜日）

付議事件

委員長の互選

副委員長の互選

決算審査日程について

決算審査方法について

出席委員（12名）

委員長	神 子 功
委員	高 木 武 雄
委員	木 内 欽 市
委員	嶋 田 哲 純
委員	林 七 巳
委員	島 田 和 雄

副委員長	佐久間 茂 樹
委員	日 下 昭 治
委員	柴 田 徹 也
委員	景 山 岩三郎
委員	伊 藤 房 代
委員	平 野 忠 作

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議 長 向 後 和 夫

副 議 長 林 一 雄

事務局職員出席者

事務局 長	加 瀬 寿 一
主 査	穴 澤 昭 和

事務局 次長	石 毛 健 一
--------	---------

開会 午前11時38分

○議会事務局長（加瀬寿一） 本会儀でお疲れのところ大変ご苦労さまでございます。

それでは、決算審査特別委員会を開催するに当たりまして、委員長が選出されておられませんので、旭市議会委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が選出されるまでの間、出席委員の中の年長者でございます高木武雄委員に座長を務めていただきたいと思います。

それでは、高木武雄委員、よろしくお願いいたします。

（座長 高木武雄 座長席に着席）

○座長（高木武雄） 大変ご苦労さまでございます。

ただいま一番年寄りということでご指名をいただきました高木でございます。

委員長が選出されるまで、しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は12名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、向後議長と林副議長に出席をいただいております。代表いたしまして、向後議長よりごあいさつをお願いいたします。

○議長（向後和夫） 皆さん、本会議、大変ご苦労さまでございます。

ただいま本会議場におきまして、12名の皆様方が決算審査特別委員会の委員ということで選任をいたしまして、これから正副委員長の互選があるわけでございますけれども、本委員会は平成20年度の決算という大変な審査があるわけでありまして。十分なる審査をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつに代える次第でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○座長（高木武雄） どうもありがとうございました。

それでは、案件でございますが、決算審査特別委員会の正副委員長の互選の件についてでございます。

それでは初めに、委員長を互選したいと思います。

委員長の互選はどのようにしたらよろしいでしょうか。指名推選という方法もあらうかと思いますが、ご意見ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員（景山岩三郎） このままでいいと思うんですけれども、このまま委員長ということでいいと思うんですけれども。

○座長（高木武雄） ほかに方法ございませんか。

今、推薦いただきまして、大変ありがたいことなんですけれども、私も前々回ですか、皆さんのおかげをもちまして委員長職、やらせていただいておりますので、できますれば、ほかの方のご推薦をお願いします。

はい、どうぞ。

○委員（佐久間茂樹） 私は、神子委員さんをお願いしたいと思いますけれども。

（「異議なし」の声あり）

○座長（高木武雄） ただいま神子委員さんをお願いするという意見が出ました。

ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○座長（高木武雄） それでは、ただいま佐久間委員より推薦がありました神子委員を委員長にすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○座長（高木武雄） それでは、ご異議なしと認めます。

よって、神子委員を委員長とすることに決定いたしました。

ここで委員長と交代いたします。

神子委員、委員長席までお進み願います。よろしくお願いします。

ご協力ありがとうございました。

（委員長 神子 功 委員長席に着席）

○委員長（神子 功） ただいま委員の皆様方よりご推挙いただきまして、委員長職を仰せつかりました。

ただいま議長のほうから申されましたように、平成20年度の決算ということで大変大切な決算審査特別委員会でございます。委員長役として皆様方にご協力いただきながら運営に携わってまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

ありがとうございました。

それでは引き続き、決算審査特別委員会副委員長の選出を行いたいと思います。

それでは、副委員長を互選いたします。

互選につきましては、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長一任」の声あり)

○委員長(神子 功) 景山委員。

○委員(景山岩三郎) 決算委員会ですので、総務常任委員会の委員長を副委員長にどうでしょうか。

○委員長(神子 功) ただいま林七巳委員からは委員長一任と、景山委員からは総務常任委員会の委員長をというお話がございました。それらを含めまして佐久間茂樹委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

○委員長(神子 功) 皆様方の拍手をいただいて、佐久間茂樹委員が副委員長ということで選任をされました。

ここで副委員長の佐久間委員にごあいさつをお願い申し上げます。

○副委員長(佐久間茂樹) じゃ、すみません、自席で。

今、私ふなれでございまして、そういった意味では、高木委員、1回経験されているということで、もし、委員長に何かあったときということなんで、そういった意味では高木委員がしっかりできるだろうと、そう思って発言させていただこうと思ったんですが、いずれにしても、もう決まってしまったということであれば、すみません、私もふなれでございしますが、何かありましたら一生懸命やらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。(拍手)

○委員長(神子 功) よろしくお願いいたします。

なお、ただいまの正副委員長の当選結果につきましては、この後、本会議におきまして、議長より報告をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、事務局より協議事項がございますので、よろしくお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長(加瀬寿一) それでは、決算審査の日程と各議案の審査方法についてご協議をお願いしたいと思います。

まず、決算審査の日程についての協議でございますが、予定では9月11日、14日、15日の3日間を予定しておりますので、事務局案としましては、議案第1号の一般会計決算の審査は、審査内容が多岐に及ぶことから、9月11日の1日の日程で審査をしていただきまして、次の14日に議案第2号から議案第10号までの特別会計及び企業会計の決算を、議案第2号から順次審査をしていただきまして、15日を予備にしてはどうかと思いますが、ご協議をいた

だきたいと思います。

次に、各議案の審査方法についてですが、議案第1号の一般会計決算の審査方法については、審査内容、こちらが多岐に及びますので、事務局案としましては、昨年同様に歳出の款ごとに区分をいたしまして、初めに1款議会費から2款総務費まで、次に3款民生費から4款衛生費まで、次に5款労働費から8款土木費まで、そして9款消防費から14款予備費までの、この四つに区分しまして、それぞれ歳入歳出を合わせて審査をしてはどうかと思っております。

また、議案第2号から議案第10号までの特別会計及び企業会計決算の審査方法については、議案ごとに歳入歳出を合わせて審査してはどうかと思いますが、併せてご協議をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 事務局の説明が終わりました。

ただいま事務局より決算審査の日程及び各議案の審査の方法について協議がございました。

まず、協議の内容といたしましては、決算審査の日程についてですが、事務局案では、議案第1号の一般会計決算の審査につきましては、内容が多岐に及ぶということから、9月11日の1日の日程で審査をまず行い、その後、14日には、議案第2号から議案第10号までの特別会計及び企業会計の決算について、15日については予備日にしてはどうかという内容でございました。

次に、各議案の審査の方法ですが、議案第1号の一般会計決算の審査につきましては、昨年同様に歳出の款ごとに分けて、それぞれ今説明がありましたように、歳入歳出を合わせて審査を行い、また、議案第2号から議案第10号までにつきましては、特別会計及び企業会計決算について、議案ごとに歳入歳出合わせて審査してはどうかという内容でございました。

それでは初めに、決算の審査の日程につきましてご協議をお願いしたいと存じます。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

嶋田委員、どうぞ。

○委員（嶋田哲純） 14日の文化会館である表彰者のあれは行かなくてもいいわけですか。

（発言する人あり）

○委員長（神子 功） 10月……。

○委員（嶋田哲純） 分かりました。

○委員長（神子 功） 10月14日ですね。

いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（神子 功） 異議なしということでございますので、それでは決算審査の日程についてでございますが、事務局案のとおり9月11日の1日の日程で、まず議案第1号の一般会計決算の審査を行い、次の14日に特別会計及び企業会計決算の議案第2号から順次審査を行って、15日は予備日にするということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（神子 功） それでは、ご異議ないようでございますので、決算審査の日程につきましては、事務局案のとおりということで決定をさせていただきたいと思います。

次に、各議案の審査方法についてご協議をお願いいたしたいと存じます。

ご意見がありましたら、お願いをいたします。

高木委員、どうぞ。

○委員（高木武雄） 確認というか、先ほどの事務局案についてお伺いをいたします。

この案ですと、歳入は全部款項別々に歳入もやる、歳入だけ先にやるのではなくて、全部歳入も、この款項別々に歳入もやると。そうしますと、職員が一日張りつかなければならないというような面も出てきますけれども、歳入だけ先にやっちゃうというわけにはいかないでしょうか。

○委員長（神子 功） 事務局長。

○議会事務局長（加瀬寿一） 事務局案のほうを、もう一度確認のために申し上げますが、歳入と歳出を一緒に行う案でございます。歳入のほうを先とか、いろいろ案はございましょうが、そうしますと、逆に歳入の時間に何々課の職員が出てきまして、次に、ちょっと時間が見えないところで、もう一度、歳出の場面で担当課職員という場面もあろうかと思っておりますので、昨年こういう形でやって、どうにかスムーズな形でできたと伺っておりますので、どうかと思っております。

それと、歳入、たまたまほかの関連が出てきた場合にしましても、財政課の職員は、ずっと出ておりますので、多少のそういう補足なり説明はできるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

○委員（高木武雄） 分かりました。

○委員長（神子 功） 各委員の皆様、一応、事務局案はよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（神子 功） それでは、意見がないということで、各議案の審査の方法につきましては、事務局案のとおり、議案第1号の一般会計決算の審査方法につきましては、歳出の款ごとに分けまして、それぞれ歳入歳出を合わせて審査を行い、また、議案第2号から議案第10号までの特別会計及び企業会計決算につきましては、議案ごとに歳入歳出を合わせて審査するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（神子 功） ご異議ないようでございますので、各議案の審査方法につきましては、事務局案のとおりということで決定をさせていただきます。

それでは、何かほかにございましたら、お願いをしたいと存じます。いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（神子 功） よろしいですか。それでは、特にないようでございますので、以上をもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。よろしくお願いいたします。

閉会 午前11時55分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 1 年 9 月 1 1 日（金曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成21年9月11日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成20年度旭市一般会計決算の認定について

出席委員（12名）

委員長	神 子 功	副委員長	佐久間 茂 樹
委員	高 木 武 雄	委員	日 下 昭 治
委員	木 内 欽 市	委員	柴 田 徹 也
委員	嶋 田 哲 純	委員	景 山 岩三郎
委員	林 七 巳	委員	伊 藤 房 代
委員	島 田 和 雄	委員	平 野 忠 作

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	向 後 和 夫	副議長	林 一 雄
----	---------	-----	-------

説明のため出席した者（84名）

副 市 長	増 田 雅 男	教 育 長	茅 田 哲 雄
総 務 課 長	平 野 哲 也	秘書広報課長	米 本 壽 一
企 画 課 長	堀 江 隆 夫	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	野 口 徳 和	市 民 課 長	増 田 富 雄
環 境 課 長	平 野 修 司	保険年金課長	花 香 寛 源
健康管理課長	小長谷 博	社会福祉課長	在 田 豊
高齢者福祉課長	渡 辺 輝 明	商工観光課長	神 原 房 雄
農水産課長	林 清 明	建 設 課 長	北 村 豪 輔

都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	佐藤邦雄
会計管理者	高山重幸	消防長	菅谷衛一
水道課長	横山秀喜	庶務課長	浪川敏夫
学校教育課長	平野一男	生涯学習課長	野口國男
国体推進室長	高野晃雄	監査委員局長	林久男
農業委員会 農事務局長	伊藤浩	その他担当員	57名

事務局職員出席者

事務局長	加瀬寿一	事務局次長	石毛健一
主査	穴澤昭和		

開会 午前10時 0分

○委員長（神子 功） おはようございます。

本日、大変お忙しいところ、ご苦労さまでございます。

既にご案内のように、先の国政選挙におきまして民主党が大躍進したわけでございます。日本には大変大きな風が吹きまして、国民は長期自民党政権にノーの決定を下したと思います。また国民は、国民の目線、そして国民生活重視という立場で政治を望んでいることの高いことが、その結果として表れたものというふうに思っておりますし、期待もそういった意味では高いというふうに考える一人でございます。

こういったような状況の中で私たち千葉県の中で見てみますと、県庁においては、県職員による約30億円の不正経理問題、これが発覚いたしまして、新聞、あるいはマスコミ等で連日この状態をにぎわしております。このことは私が申し上げることもなく、職員は公僕にして、あってはならないことという、恥ずべき問題ではないかというふうに思っております。

本市におきましては、平成20年度の決算時期を迎えました。決算審査特別委員会が本日から行われます。私たち議員、また職員ともども、市民のためにあるべき姿を考え、やるべきことをやらなければいけないことであるというふうに実感をしております。

そういったことを踏まえまして、委員の皆様方におかれましては、委員会においての慎重審査をよろしくお願いいたしたいと存じます。

以上、委員長としてのごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了解願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は12名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、市民より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。委員の皆さんは自席のままでお待ちください。

休憩 午前10時 4分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 4分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、向後議長と林副議長に出席をいただいております。代表して向後議長にごあいさつをお願いいたします。

○議長（向後和夫） どうも皆さん、おはようございます。

また決算審査特別委員会委員の皆様方には、お忙しい中、大変ご苦勞さまでございます。

本委員会に付託いたしました決算議案10議案について審査をしていただくわけですが、本日は審査内容が多岐に及ぶことから、議案第1号の一般会計決算のみの審査を行うとのことでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたしまして、簡単ですけれどもごあいさつとさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（神子 功） ありがとうございます。

ここで議長、所用のため退席をいたします。しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 6分

(議長退席)

再開 午前10時 6分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明のため、副市長、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は決算審査特別委員会の開催、大変ご苦勞さまでございます。

本日の特別委員会に審査をお願いいたしますのは、平成20年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の各決算議案10件でございます。そのうち本日は一般会計の審査をお願いするわけですが、執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しましては簡

潔に答弁するよう努めて参ります。何とぞ全議案認定くださいますよう、よろしく審査をお願い申し上げます。

簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はご苦労さまでございます。

○委員長（神子 功） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（神子 功） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号、平成20年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成20年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第8号、平成20年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計決算の認定について、議案第10号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についての10議案であります。

本日は、本委員会に付託されました議案のうち議案第1号、平成20年度旭市一般会計決算の認定についての1議案を議題とし、本日1日の日程で審査を行います。

審査の方法については、歳出の款別に大きく四つに区分し、初めに歳出の1款議会費と2款総務費を、次に3款民生費と4款衛生費、次に5款労働費から8款土木費まで、最後に9款消防費から14款予備費までの区分ごとに歳入歳出を併せて順次審査を行いたいと思います。

なお、区分ごとの説明及び質疑につきましては一括してお受けしたいと思います。

なお、会場の都合により、担当課の入れ替えをただいま申し上げました四つの区分ごとに行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号の歳出、1款議会費と2款総務費の担当課以外はここで退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時13分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号の審査を行います。

議案第1号の歳出、1款議会費と2款総務費について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課より議案第1号、一般会計決算認定の補足説明を申し上げます。

○委員長（神子 功） その前に、財政課長、長くなるようでしたらお座りしていただいて、説明で結構です。

○財政課長（加瀬正彦）それほど長くはありません。

○委員長（神子 功） じゃ、お願いいたします。

○財政課長（加瀬正彦） 一般会計の決算につきましては、本会議の補足説明におきまして、決算に関する説明資料による決算の概要説明、それと決算書に基づきまして歳入歳出の各款ごとの増減額と主な増減理由について説明させていただいております。今、この席では2点ほど追加して説明させていただきたいと思います。この後、各課から所管する事務事業について説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、最初に決算書の344ページをお願いいたします。

平成20年度旭市一般会計実質収支に関する調書でございます。改めて申し上げたいと思います。歳入の総額は257億5,970万4,000円です。歳出の総額が247億8,614万円で、歳入歳出の差し引き額が9億7,356万4,000円となっております。

この額から翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費に係る分として1億4,950万6,000円、これは去る6月議会の報告第1号で申し上げました繰越明許費繰越計算書で報告したとおりでございまして、定額給付金の給付事業をはじめといたします17事業に係るものでございます。

次の事故繰越しに係る分が504万1,000円でありまして、これにつきましても6月議会で報告済みでございます。この二つの繰越財源の合計が1億5,454万7,000円で、これを差し引き

ました実質収支が8億1,901万7,000円でありまして、この額が平成21年度に繰り越されたものでございます。

次に、もう1点、起債についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、48ページをお願いいたします。

20款の市債でございます。収入済額22億1,720万円となっております。この中で合併特例債の対象となったものを申し上げたいと思います。

まず、1目衛生費の備考欄1番の水道事業一般会計出資債3,780万円と、次の51ページの備考欄になります。3目1節道路橋梁費の備考欄1番の旭中央病院アクセス道整備事業債5,890万円、同じく3目2節都市計画費の備考欄2番の文化の杜公園整備事業債370万円、及び備考欄3番の下宿ふれあい公園整備事業債1,870万円、それと4目消防費の備考欄4番、防災基盤整備事業債1億4,800万円、それと5目教育債の備考欄1番の中学校校舎改築事業債7億4,090万円、それとその下に平成19年度からの繰り越し分がございます。中学校の校舎改築事業債2億2,780万1,000円、これらを合計いたしますと、12億3,580万円、借入れ額の55.7%を占めております。そしてこれら合併特例債につきましては、元利償還金の70%が交付税措置されると。

以上2点について補足説明申し上げます。

それでは、順次各課から説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、総務課のほうから、人件費の関係、これは款、項、目、複数にわたりますので、総括してご説明を申し上げたいと思います。

あらかじめお配りしてございます議案第1号、総務課という、四角い枠で囲ってあります、平成20年度一般会計人件費決算についてという、こういう表がお配りしてございますので、それをご用意いただきたいと思います。よろしいでしょうか。お手元の資料により説明したいと思います。20年度の一般会計人件費決算についてという2枚つづりの表でございます。よろしいでしょうか。

それでは、補足説明を申し上げます。

この資料につきましては、一般会計決算書の各款の2節から4節、いわゆる給料、職員手当、共済費のそれぞれを集計したものでございまして、平成20年度と19年度決算を比較してございます。なお、この表には常勤の特別職3人も含まれております。

それでは、初めに給料でございます。決算額ですけれども、20年度の決算額が28億2,776

万6,562円、19年度の決算が29億1,223万2,687円でございます、そこに記載のとおり、差し引き8,446万6,125円の減でございます。

次に、大きい項目の職員手当でございます。20年度決算が14億7,960万2,049円、19年度決算が15億2,705万4,674円となりまして、差し引きで4,745万2,625円の減でございます。その各手当の内訳につきましては後ほど説明いたします。

表の下から3行目になります。共済費でございます。20年度決算が7億4,614万6,896円、19年度決算が7億4,949万8,750円でございます、差し引き335万1,856円の減でございます。

合計では、20年度が50億5,351万5,507円、19年度が51億8,878万6,113円でございます、差し引き1億3,527万606円の減となりました。この減となった主な要因でございますけれども、職員数が、そこにありますように、前年対比で12名の減になったこと、それと、それ以外に新陳代謝ですね、給料の高い人がやめて安い人が入ったという新陳代謝による減、こういったものが主な要因でございます。

それでは続いて、先ほど申し上げました職員手当の内訳でございます。内訳について申し上げます。

初めに、扶養手当でございます。扶養手当につきましては、支給人数、これは352名でございます。3月時点での支給人数ということでご理解いただきたいと思います。1か月当たりの平均、これは単純に割り出しますと、約1万8,500円ということになります。1か月当たりの1人の平均ですね。減の要因ですけれども、これは扶養者の人数が減ったことによるものでございます。

次に、住居手当でございます。支給人数は295名、1人1か月当たり約8,600円。これは単純平均の割り算で、1人1か月当たり約8,600円。増の要因ですけれども、借家の居住者の数の増によるものでございます。

次に、通勤手当でございます。支給人数は611名、1人1か月当たり約5,700円ということになっております。

次の時間外手当でございます。支給人数は224名、1人1か月当たり約2万3,100円となっております。前年度と比較しましてほぼ横ばいということでございます。1人1か月当たりの時間外勤務時間数は約12時間となっております。

次に、管理職手当でございます。支給人数は193名、1人1か月当たり約3万4,000円となっております。約219万円の減となった理由でございますけれども、管理職手当の定額化に係る経過措置率が100分の100から100分の75ということで25%削減されたということでござ

いまして、これによりまして減少しております。

次に、期末手当でございます。支給人数は745名です。支給は6月と12月の年2回、1人1回当たりの平均は約51万5,200円となっております。約2,538万円の減となった理由でございますけれども、これは職員数の減等によるものでございます。

次に、勤勉手当でございます。支給人数は735名、1人1回当たりの平均は約25万5,900円となっております。期末手当、勤勉手当の支給人数が違いますのは、特別職のほか産休ですとか育休等がございまして、この基準日にいなかったり、あるいは日数が足りなかったりした場合には減額されますので、そういうことで違って参ります。

次は、児童手当でございます。支給人数は141名で、1人1か月当たり約9,700円となっております。増の要因は、3歳未満の児童数の増加によるものでございます。

次に、宿日直手当でございます。支給人数は41名で、1人1か月当たり約4,600円でございます。減の要因は、各支所、3か所あったんですけれども、各支所の日直を20年度から廃止したことによる減でございます。

次に、休日勤務手当でございます。支給人数は83名で、1人1か月当たり約1万7,100円となっております。これはほとんどが消防職でございます。減の要因につきましては、消防職員の休日勤務について、可能な限り代休での取得ということで変えましたので、これによる減、縮減ということになります。

次に、特殊勤務手当でございます。支給人数は92名、1人1か月当たり約2,600円となっております。これもほとんどが消防職でございます。前年とほぼ同じ額でございます。

最後に、夜間手当でございますけれども、支給人数は87名でございます。1人1か月当たり約5,400円、これも消防職が主なものでございます。

以上でございますけれども、なお、2枚目の資料でございますけれども、これは病院会計を除いた全会計、特会分を含めますとこういう状況になるということでご理解をいただきたいと思います。参考までに添付させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（神子 功） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（米本壽一） それでは、平成20年度一般会計歳入歳出決算に関する説明資料、この資料に基づきまして1点だけ補足説明をさせていただきたいと思います。

23ページをご覧になっていただきたいと思います。23ページは、広報に関するでございます。決算書は71ページの説明でございます。

この23ページは、1点目としまして、広報あさひの発行の状況、これは広報あさひ、毎月2回、1日号と15日号がありますけれども、印刷製本費と新聞の折り込みの手数料を合わせた額が、この1,574万6,575円、この金額でございます。

二つ目は、市勢要覧の作成業務の状況です。決算の状況であります。A4版64ページでありますけれども、このカラー刷りの冊子を印刷しました。各世帯へ配りました。こういうものであります。

本当に簡単でございますけれども、以上で説明を終わりにします。

○委員長（神子 功） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、企画課の所管の事項につきまして説明をさせていただきます。

説明のほうにつきましては、決算書のほうで説明をさせていただきます。

企画課のほうにつきましては75ページからでありますけれども、最初に77ページをお開きいただきたいと思います。

77ページに、備考欄、中段でありますけれども、4に地域資源価値創造事業がございます。この事業につきましては、この旭市が全国に見ましてどうも知名度がいまいち低い、こういうことがよく言われております。そんな中で、旭市のよさをいろいろな角度で調査、あるいは研究等を行いながら、さらに、外部から見ていろんな提言をいただきたい、そんなことで国・県の支援をいただきながら事業実施をさせていただいたものであります。事業の中には、本市にゆかりのありますちばてつや先生の原画展や講演会の開催、あるいは観光商品開発のためのモニターツアーの実施、さらに、あさひパークゴルフ場のイメージキャラクターであります向太陽、これを記念しましてオープンコンペ第1回向太陽杯等を開催しております。さらに、案内板等を設置したものでございます。

次に、決算書の79ページのほうをお願いしたいと思います。79ページであります。

一番下の備考欄2のところに電算システム運用事業、この中の13節委託料の電算業務委託料1億3,259万3,370円でございます。主なものとしましては、後期高齢者制度等の医療制度改革に伴うシステム改修、これが6,997万5,570円、次いで、各種の法改正に伴いますシステム修正に係る業務が主でございます。主なものとしましては、住民税、あるいは乳幼児医療、あるいは児童手当、介護保険等のシステム修正でございます。

さらに、申し訳ありませんが85ページをお開きいただきたいと思います。

85ページのところに備考欄3、コミュニティ育成事業がございます。これにつきましては、

地区の集会施設建設事業、平成20年度につきましては1か所支援をさせていただきました。事業の中身は、60%以内700万円を上限とした支援でございます。そのほかに、地区集会施設の修繕事業、これは50%以内で限度額200万円の支援になっております。平成20年度につきましては7地区で活用をいただいております。

続きまして、中段の備考欄4、ここに出会いの場創出事業がございます。通称出会いコンシェルジュとして活動いただいております。結婚を希望します男女の出会いの場の提供でございます。現在、登録者につきましては、男性が130名、女性が93名、合わせまして223名の登録をいただいております。20年度、出会いの場を11回、セミナーを1回開催しております。

続きまして、備考欄5のところにコミュニティバス等運行事業がございます。平成20年度の利用者につきましては10万7,255人でございます。いろんなコースの変更等もありますけれども、前年から比べますと約12%の増となっております。ちなみに1便当たりの乗車人数でございますけれども、平均しまして9.3人というようなことで、かなりの方にご利用いただいております。ちなみにこの運賃収入につきましては、この決算書の中に、49ページのほうに雑入の中に入れてあります。49ページ、雑入、備考欄説明9のところに、コミュニティバス運賃収入864万8,065円でございます。

以上で企画課の所管の事業の説明を終わります。

○委員長（神子 功） 担当課の説明は終わりました。

それでは、1款議会費と2款総務費について質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 歳入に関してお願いしたいと思いますが、税務課の関係になるのかと思います。収入未済額というのがだいぶありまして、不納欠損額が大幅に前年度に比較すると増えているんじゃないかなと思いますが、前年度1億円ちょっとだったのが今回2億5,000万円、その中で特に大きなのは固定資産税だと思います。固定資産税が倍以上になっていると。その何かの原因があらうかと思いますが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それと、昨年も実は本会議で若干お聞きした経緯があるんですが、まだよく、私、税の関係が分かりませんので、もう一度またここでお聞きしたいと思うわけでございますが、それは、収入未済額が出てきた際、昨年度、要するに19年度の収入未済額が出ましたね。それが本年度の滞納繰越分の調定額になってこないのかなと。何かそれはあるかと思います。

恐らく、その辺は私はよく分からないので、もう一度お聞きしたいわけでございます。

単純に、私の計算が間違っていなければ、未済額が昨年 3 億 8,351 万 9,091 円、今年度 3 億 8,026 万 2,075 円、その差額 325 万 7,016 円あるわけでございますけれども、それらは、当然、市税条例の中の恐らく 51 条、市税の減免等の関係になるのかなと思いますけれども、減免される期首があって期末があると、恐らく企業会計ではこういうことはあり得ないと思うんですけれども、一般会計はこういうことが出てくると、差額が出てくるということ、その辺の説明。

それと併せて、軽自動車も同じく 17 万 5,200 円ほど減っていると思います。その辺の背景をお願いしたいと思います。

特にそれと、今申しましたけれども、不納欠損額が全体では 0. 何%増だという話をされておりますけれども、不納欠損がこれだけ出てくるということは、かなりそれは今の時代背景かなとも思いますけれども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それと費用のほうにおいて、市税徴収補助員というのが市税と国保にもあろうかと思えますけれども、その辺は歩合制をとっているというような感じに聞いておりますけれども、その辺の若干もう少し細かく説明をいただければと思います。それ、できれば、減免、その差が三百二十何万円というような差が出ているわけでございますので、後でも構いませんけれども、その辺、説明を受けてからで構いませんけれども、分かればそれで済むんですけれども。

それともう 1 点、一緒に質疑をしなければならないということでございますので、先ほど財政課長、344 ページ、説明ございましたね。最後のこの 6、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定により、基金繰入額ゼロ、多分これは、実は今、基金条例、よく見ていたわけでございますけれども、先ほどちょっと見ていたわけでございますけれども、国保だと収入があったのを必ず基金へ決算で繰り入れなければならない。しかし、今、旭市、ここをやっているのは、両面でできるような形で一般の基金を繰り入れして、今回の繰り越しに補正をし、さらにその中から支出して財調のほうへ繰り入れるということになろうかと思えますけれども、例えばそんな形をとった際には、実質収支比率に何らかの影響が出るのか出ないのか、その辺もお願いできればと思います。

とりあえずそれだけお願いします。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、不納欠損についてお答えいたします。

決算書の5ページのほうで、先日、神子議員のご質問にもお答えしましたが、まず、この増加しました不納欠損でございます。対前年でもって1億4,468万円ほど増加しました。この増加しました理由につきましては、固定資産税と都市計画税ですけれども、実はこの中で平成14年に倒産した会社がございます、その清算が完了しましたのが平成19年ということです、それをもちまして時効ということで即時消滅をさせたということでございます。それで大幅に増加したということでございます。

次に、収入未済額の関係でございます。昨年もお質問がございましたけれども、もう一度その内容についてご説明したいと思います。

まず、調定がなぜ動くかなということですが、これは、まず、地方税法17条の5の規定によりまして、更正があった場合に修正が出てくるんですけれども、まずその項目について申し上げますけれども、19年度の決算書はここにはございませんので、先ほど日下委員が申しあげました数字の差でございますけれども、まず、市民税のほうは先ほどご説明ありましたけれども、差額が325万7,016円の減となっております。その理由にしましては、平成20年度中に平成19年度以前の所得につきまして修正申告が18件ございました。これによりまして25万1,481円が減になったということでございます。

それからもう一つは、税源移譲による市県民税の減額申告が61件ございまして、これが145万円ほど減になると。

それから、市民税と県民税はこれは併せて徴収しますので、そういうことで案分率をかけてやるわけなんですけれども、こういう過年度分が生じますと、どうしてもその調定額が動かざるを得ないということでもあります。現年分については還付で処理しますけれども、過年度分について滞納があるということが生じてくるということでございます。

次に、軽自動車につきましては、前年度、その調定の動きが、差額が17万5,200円ほどございました。これにつきましては、廃車届が29台あったことによりまして異動が生じたということでございます。

次に、徴収補助員についてお答えいたします。徴収補助員については2名いらっしゃいまして、市税と国民健康保険税、併せて徴収を行っております。その徴収実績で申し上げます。市税と国民健康保険税、2人で合わせまして徴収税額は5,051万円ほどでございます。この方の賃金ですけれども、これは特別職のほうになります、非常勤職員の報酬及び費用弁償に定める条例、これの第2条ですけれども、この規定に基づいて支出しておりまして、基本

としまして、徴収税額の3%、月に6万2,000円が原則と、その歩合給が徴収税額3%ということで、報酬額は2人合わせまして300万3,415円出ております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 344ページのここの6番の欄、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、これについては確かに2分の1を下らない額を積み立てなければならないんですけれども、これについては翌年までということで、今回補正予算で4億1,000万円積み立てたと。これについて実質収支に影響があるのかなのかということだったんですけれども、これは影響はございません。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） 今、税務課長に説明いただいたわけでございますけれども、これはそうしますと、差額が出るというのは減免をされたということじゃないということですね。そうしますと、先ほど1回目の中で言いましたけれども、恐らく企業会計だったらこういうことはあり得ないですよ。恐らく貸借が合わなきゃならないわけですから。そうですよね。一般会計は、要するに、残ったものが減ってくるということはかけないということになりますよね。そういうことじゃないんですか。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 例えば修正申告につきましては、これは住民税もありますし、所得税の修正申告が出る場合がある。当然出ます。そうしますと、例えば過年度分であっても、例えば税額が増えたり減ったりした場合に、それをやらないと不公平になりますので、確定したやつ修正申告が出た過去のやつでもやるということでご理解をいただきたいと思えます。

例えば滞納繰越を生じない、滞納していない人の修正申告が出ますね。そうした場合は、通常は過去の分については還付します。予算、歳出のほうから。追加徴収する場合は、過年度分の現年課税分の中で過年度分ということで課税をいたします。ただ、そういう滞納繰越分については、過去のやつについては、どうしてもこういう、例えばもし税金を返すようになった場合、それを生じます場合は、その滞納繰越分の税金のほうに返さないで充当させると、そういうような手続きもやります。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） ちょっと分からないですけども、例えば後で修正があった場合に戻す形ですよ。これは恐らく、この減ったということはそういうことだと思うんですよ。増えるはそれはあれですが、今回は、今、減ったということに対して聞いているわけですから、戻したということなんですよ、これ。

そうしますと、過誤納付金というのは、あれはどういう形であるんですか。後でそれも戻すということなんですか。何だっけ、過誤納付、何かありますよね、それ、納め過ぎた……。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 税金を納め過ぎて返すやつの現年度課税分と過年度分があります。現年度課税分については歳出のほうから還付しますが、過年度分は、例えば滞納繰越分がございまして、そうした場合には、通常でしたら、さっき言ったような、そのまま返しますが、まずは過年度分で税金を滞納している場合はその税額に充当しますので、返らない場合があります。そして、不足する場合も当然出てくるわけですね。ご理解いただけないでしょうか。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） おれは、素人はなかなか難しくてどうしようもないんですけども、例えば私が本来ならば100万円払わなきゃならないと。しかし、この中で考えたときには、99万円だよ、95万円だよということになっているんじゃないかなと思うんですよ、それが繰り越された場合に。だから、例えば私が税金を税務署でも払いますよね。その際、単式でやればそんなにはないでしょうが、複式でやった場合には下まで入ってきますから、貸借が合わなければならないですよ。その際、そこであるべきものがなくなったということになると何かおかしくなるんじゃないかなと思いますので、それはよく説明されても分かりませんので、差し支えないでしょう、これで裏づけを出して、いつ、何日に何件、幾らというのを、説明を後で資料として提示。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まずご説明しますが、税額の修正ですので、それは現年度課税分はあるし過年度もあるし、その場合、過年度から滞納繰越している人がいます。それを修正するということですから、当然、調定は動かざるを得ないということです。

（「その裏づけが何かあるんですよ」の声あり）

○税務課長（野口徳和） 裏づけは、修正申告が出ると。

（「だからその修正額が何のために……」の声あり）

○委員長（神子 功） 税務課長、どうぞ。

○税務課長（野口徳和） 自分が誤って修正申告される場合もあるし、税務署に見つかって過年度分をやられる場合もあると。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） その際は、ここで変わってきたということですか、そうすると、全く。

例えばこの年度じまいというのは3月31日ですよ。私はよく分からなかったから、出納閉鎖が2か月遅れるから、2か月間に何かあったときにこんなことが出てくるのかなと思ったから、そうでなく、4月1日が始まった時点で、3月31日に収入未済額がこれだけありましたよと、4月1日に、おれは調定が来るのかなと思ったんですけども、そうでないよと、その空間に日にちがながいのに変わっちゃうということか、その辺が分からないということなんです。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 修正申告、そういう税額の修正というのは随時行っていますので、そういう時期に関係なく行います。だから、先ほど言いましたが、一たん調製した決算書、5月の出納閉鎖期間があって調製するんですけども、それ以降にもし調製した後に修正した場合は次の調定で直すと、それが変わってくるということです。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） じゃ、分かりました。そういうことで、先ほどちょっとお願いしましたけれども、詳細を資料か何かで出すことができますか。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） これは個別の案件の積み重ねですので、例えばトータルについては今件数を言いましたので、これでご了承願いたいと思います。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） たしか件数云々ということで、要するに全部すべてこの三百何万円修正、だからその修正をされたという背景が我々にはよく分からないんですよ。だから今、説明は分かりますよ、修正があったのは当たり前の話だ、それはね。しかし、そういう時期をもって

こういう変わったということは、その時点で何件修正の申請があつて幾らあつたかと、たしか今説明がありましたけれども、今聞いただけで忘れちゃいますので、また来年同じこと……、まあ来年は席がなくなるか分かりませんが、そういうこともありますので、後で資料を出していただけますかということです。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） そういう資料はございませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

高木委員。

○委員（高木武雄） 今の日下議員の関連になるんですけれども、不納欠損、これは時効によって不納欠損というのが一番大きな原因だと思いますけれども、この時効にさせない方法、それはどういう方法があるのか、それをどのように実行されたかということをちょっとお伺いいたしますとともに、これ一括質問ですかね。

○委員長（神子 功） そうです。

○委員（高木武雄） それでは、あと支出のほうで、備品購入とか需用費ということがございます。今、県のほうでも、先ほど委員長のお話にもありましたように、いろいろ不正経理が行われております。それは備品購入や需用費に可能性があると思われますけれども、旭市には絶対ないと信じていますし、またあつてはならないこととございますけれども、その物品納入の方法、システム、あるいは検収方法、それは現在どのように行われているかお伺いします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 時効にさせないと。まず手っとり早く一番分かりやすいのは、差し押さえすること。これは差し押さえを解除するまでは、永久に処分するまでは続くということです。それとあと、相手から、滞納者の方が途中でもって一部分でも納付されると、その時点で時効が中断するということがございます。

○委員長（神子 功） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 物品の納入について、どのような方法でというご質問でございまし

た。まず、物品の納入なんですけれども、大きなものであれば、財政課のほうに担当課で予算を持っておりますから、それが依頼があります。それに基づきまして、今であればダイレクト入札等を行っていると。物品については工事と違いまして、ダイレクト入札の導入、少し時期がずれましたので、ちなみに平成20年度財政課で扱った物品なんですけれども、17件の入札をやりまして、15件が指名競争入札、ダイレクトが2件と、そのような状況であります。あと細かなものにつきましては、担当課がそれぞれ見積もり合わせを行いまして、その一番安いところを選定いたしまして、検収して支払いに回ってくるということでございます。

なお、消耗品、物品等、金額によりまして担当課で進みまして、あと会計課に回るもの、あとは財政に回るもの、そのようなシステムでそれぞれ処理を行っているところでございます。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） 質問が全然かけ離れるものですから、1つずつやっていいですか。

○委員長（神子 功） どうぞ。

今、高木委員のほうから話がありましたが、質問は簡潔にさせていただいて、それでスムーズな、円滑な運営ができればと思いますので、どうぞ。とにかく1款と2款については全体ですから、それについて質疑をいただきたいと思います。

○委員（高木武雄） それでは、許可をいただきましたので、不納欠損について伺いいたします。

先ほど時効中断の方法はいろいろお聞きいたしました。そうした中で、差し押さえという話がありました。これは効果があるのは確かなんですけれども、実際、差し押さえにかける状況にない人がこの不納欠損になると思うんですけれども、年間どのくらいの差し押さえをして換価というかお金になるのか、また預金だけやっているのか、それは財産、物品もやっているのか、それと件数は何件くらいやったのか、それをお伺いします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、延べ件数ですけれども、102件、差し押さえを実施しました。それで市税のほうで、差し押さえ金額がトータル1億1,249万円と。それで内訳ですけれども、まず不動産、102件の内訳ですね、土地・建物が14件、預貯金が54件、給与が7件、生命保険、これは9件、出資金2件、国税還付金9件、参加差し押さえ、これは7件と。内訳です。

それから、実際の現金のほうの換価して充当した金額ですけれども、405万1,000円ということでございます。これは市税だけです。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） そうしますと、この1億1,000万円、これは査定でそれだけであって、換価できなかったということになるんですか。それとも、これ、ちょっとおれの聞き違いか、1億1,000万円、これが収入になったということですか。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 今、1億1,249万円の内訳を申し上げませんでしたけれども、現金のほうで405万1,000円入りましたのは、まず預貯金のほうで161万円ほど、それから給与が11万6,000円、生命保険が151万9,000円、国税還付金が79万8,000円と。端数は切りましたけれども、それで合わせて405万円ほどでございます。

それで、土地・建物については、今時点では公売とかそういうのはまだ実施していません。それについては、今、本年度、オークションの公売関係の立ち上げを準備しているということでございます。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） ありがとうございます。

差し押さえをやるのがいいわけではないんですけれども、差し押さえやることにおいて納税意識が高まるというか、そういう面がございます。今やって450万円しかないというのはかなり効率が悪いと思いますけれども、それによって時効も中断しますし、こういう一連の仕事を、大変やりづらい仕事ですよ、差し押さえ、それを頑張ってやっていっていただきたいと思います。この不納欠損についてはこれで一応終わりいたします。

先ほどの納品の件についてお伺いします。

確かに大きいものは、入札なり何なり、いろいろそれはそれとして予算化されていて透明になっていると思いますけれども、一番問題なのは消耗品とか少し小さなものですね、これ、ちょっと言葉は悪いかもしれないけれども、予算が余ったからこれ買っておくべ、今いらないから後で納入してもらおうべ、そういう形が県で結構多いように感じられます。実際そういうことがあったかどうか、私、全然分かりませんが、新聞報道なんかでそういう形になっています。

そういうことで、旭市でそういう小さいものの、恐らくどなたかが、課長なら課長に申請

して、課長の判こをもらって、それで商店に発注すると思います。そこでそのときに出るのが、今県で問題になっている問題であって、それをきちっと納入した検収システム、本来であれば発注した人でなくてその書類を見て違う人が検収するのが一番いいんですけども、それがどのような形で行われているのかお伺いします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 検収のシステムということだと思います。

まず、ある程度のものについては検収調書というのをきちん作りまして、その中で、必ず検印、確認をする者が確認をした後に印鑑を押す。それと、小さなものであっても、伝票の中では検収印というのを必ず押すことになっております。これは一般であれば、その予算の執行のそのところの主幹になります。当然、担当者と主幹、違う形で確認をして押して、それで伝票が回ってくるということでございます。ですので、旭市においては比較的用きちっと目が届いている、そのように財政では思っているところでございます。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） そうあってほしいものでございます。旭市にはないと思いますけれども、今、いろいろ新聞報道などで、県警まで、あるいは監査委員部局でもやっているというような話がございますので、これからはいろいろ気を引き締めてやっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（神子 功） 議案の審査は途中ですが、ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時15分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもご苦労さまです。

歳入の総括表の16ページですね、決算書の。地方交付税でちょっとお聞きいたします。

地方交付税には普通と特別交付税がありますね。この特別交付税は、今年みたいに台風と

か大雨とかそういう災害があったときに支給される交付税ですけれども、旭市の場合に幾らか入っていますけれども、何か災害とかそういうのがあったんですか。

それともう一つ、この間、財政課長がたしか議会で説明されたと思うんですけれども、この基金の残高の推移で、合併してからずっとこう基金が伸びてきていますよね。起債のほうも幾らかこう返しているわけですよね。これがこれからどのような状態になっていくかどうか、もし、予測でしょうけれども、見通しがちょっとありましたら教えてください。お願いいたします。

○委員長（神子 功） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 特別交付税につきましてご質問でございます。

決算書の25ページの備考欄の一番上に、特別交付税額8億4,633万2,000円という数字があります。ご質問の趣旨、災害等があつて来ているのかというような話でございましたけれども、実際には交付税総額の94%が普通交付税、6%が特別交付税という、そういう国のほうの割り振りになっております。その中で一定のルールを決めて配分しているもの、これが特別交付税の中にはあります。

主なものをちょっと申し上げますと、これは12月と3月に交付されているわけなんですけれども、12月の交付分の中では、やはり一番大きいのは旭中央病院に係るもの、例えば精神病床の絡みで9,790万円であるとか、救急医療の関係で4,420万円、救命救急センターで8,939万4,000円、それから周産期医療で7,314万円、小児医療病棟で4,200万円、それから小児救急等でも入っていると。そういったものが積み重なってこの金額になっております。

特に災害等が発生したから、当然、それは特殊需要で申し出いたしますけれども、実は特別交付税には、はっきり言って市町村では算定の分からないものもあります。そういったものは、特殊財政事情等ということで積算ができないもの、これが2億2,000万円ほどこの中には含まれております。これは国のほうで算定して交付されているものでございますので、こういったものが積み重なっているということでご理解いただきたいと思います。

それから、基金の残高の伸びなんですけれども、20年度末で63億円、全体であると。これの一番大きなものは地域振興基金であるということは、もうご存じのとおりでございます。これが実際にはもう20年度末で19億円ちょっとございますし、ただ、今まで合併の有利な財源を使いまして、それでできるだけ、例えば財政調整基金であっても、一たん予算の中で取り崩しますけれども、財源が余ればまたそれを積み増しすると、そういう形をとって参りま

したので、ここまでは順調に増えてきている。

ただ、議会の中でもちょっとお話ししましたが、有利な財源というのは徐々になくなって参りますので、そういったときに今のまま積み立てられるかというのは非常に厳しい状況にはあると思います。ただ、この先の見通しというのは、まだちょっと明確には申せない状況でございます。

○委員長（神子 功） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 答えはいりませんが、課長、市民の中には、基金というあれがどういうものか分からない人もいますわけですよ。今度、広報とか出すときには、基金のわきに貯金と書いて、そういう説明をよく出してやってください。そうでないと、大変分からない人もいますから借金が800億円にもなっちゃうんですよ。よく説明を書いて、お願いいたします。

答えはいりませんから。頑張ってください。

（発言する人あり）

○委員長（神子 功） 発言の場合には手を挙げてください。

ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） では、質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、財政4指標が発表されたわけですが、実質公債費比率、将来負担比率、これらが昨年度と比べて下がっているということですが、特に将来負担比率ですか、大幅に低下したわけですが、こういった理由でこれがこんなに下がったのか、その理由をお願いします。

それと次に、先ほど市の広報の説明がありましたけれども、広報についてですけれども、いつも、広報の表紙の写真なんですけれども、あれがこういった観点から写真が撮られているか分かりませんが、お年寄りの写真がまずほとんど最近ないということで、そういった事業もいろいろ進めておりますので、その辺も年に1回2回は入れるように心がけていただければなというふうに思っています。

それから、3点目としまして、20年度、公債費に充当された一般財源は幾らになっているのか。

それから、4点目としまして、この説明資料の27ページですが、コミュニティバス等の運行事業についてですが、この中で4路線の委託料が出ていますけれども、この中で特

に海上地区の委託料がかなり安いということなんですけれども、この辺の理由についてお伺いをします。

それから次に、先ほど県の不祥事についての質問がありましたけれども、その若干関連と
いうようなことになりますけれども、その監査委員の資料の17ページですけれども、不用額
というのが出ております。この考え方のほうの問題なんですけれども、この不用額、見ます
と主なものということですらっといろいろ並んでいるわけでありましてけれども、先ほど問題
になった細かいこの物品等、その辺については不用額としては出ていないということなんで
すけれども、物をこうやって予算を使うときに、予算を余らせた次は次の年は予算がつかない
といったようなことが、無理やり使ってしまうというようなことで、預けとかそういったよ
うな問題が起こったというようなことでありますけれども、市の考え方としまして、予算を
余らせないといったような考え方があるのかどうか、その辺をお伺いします。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

まず、一番最初の将来負担比率の下がった状況なんですけれども、一番大きな理由なんで
すけれども、退職手当の負担の見込みが昨年と比較いたしまして、ここで算定されるものが
11億円ほど減っております。要するに分子が減っているということです。それと、公営企
業債等の繰り入れの見込額も9億円ほど減っております。それで、分母となります標準財政
規模、これが実際には4億円ほど増えていると。そういう状況、分母が増えて分子が減って
いるということで、減っている状況にあるということでございます。

それと、3番目の公債費に充当した一般財源なんですけれども、これは29億6,195万円ほ
どになります。

それと、5番目の質問でしたでしょうか、不用額の考え方なんですけれども、財政の立場
といたしましては、当然、予算をつけたから全部使っていいよということでは決してござい
ません。予算は、不必要なものは当然残していただく、残しなさいと、年度末になったら不
要不急のものは買う必要ないということで、そのようなお話をさせていただいているところ
でございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（米本壽一） 広報についてのご質問です。

これ確かに、今、20年度分の広報をずっとこう見てみましたところ、ほとんど子どもの写真ばかりです。あとは若い人がほとんどです。とにかく広報というのは事実を知らせることも大事だし、でも親しまれるということも大事だと思います。今、委員おっしゃられるように、これからバランスを考えながら対応して参りたいと思います。

○委員長（神子 功） コミュニティの運行については。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、先ほどコミュニティバスの関係で、海上地区の委託料が少ないということでございます。その一つの要因は、実は運行の距離にもあるのかな。市内すべての距離、実は191.9キロということになっております。その中で海上地区につきましては1便24キロ、そんなことで距離の差、それと市のバスを使っている、そういうことに要因があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（神子 功） 島田委員。

○委員（島田和雄） 最初から繰り返しますけれども、じゃ、24キロって今、企画課長はおっしゃいましたが、そのほかの路線は何キロくらい走っているのかお伺いします。

それと、公債費に充当された一般財源が29億円。一般財源が29億円充当されたんですか。その質問、2点目。

それから、将来負担比率ですけれども、分子の部分で退職手当が11億円減ったということと、公営企業の繰り入れ見込額が9億円減ったと。前年と比較しますと大幅に減っているような感じがするんですけれども、これだけ減った理由といいますか、何でこんなにこの部分が減っているのかお伺いをします。

あと不用額の考え方ですけれども、課長のほうからそういったようなことを皆さんには知らせてあると、予算は使い切らなくても余ったものは返しなさいというようなことが職員の皆さんに知らせてあるというようなお話でしたけれども、県の中で問題になっていたのは、職員の意識として、使い切らないと次の予算がつかないといったようなことがあったわけですので、市ではそういった考え方がないのかどうかというようなことが伺いたいわけなんですけれども、課長が幾ら言っても、実際には使い切らないと次の予算はもらえないよといったような考え方が市の職員の中でなかったのかどうか、その辺、もう一度お願いします。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それじゃ、他の地区の路線の距離ということでございます。先ほど海上地区につきましては24キロということで、旭地区につきましては36キロ、干潟地区につきましては34キロでございます。大変申し訳ないですが、飯岡地区につきましては、ルートが、コースがいろいろありますので、後で資料等でお答えしたいと思います。

○委員長（神子 功） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 公債費に充当した一般財源は29億円もかということでございますけれども、実際に20年度の決算で一般財源等としていろんな支出に充当したものは175億円ほどございます。交付税等はすべて一般財源ですので、そういったところに当然、合併特例債等の交付税算入分が含まれていると、そのようなことでございます。

それと将来債務比率の関係なんですけれども、公営企業と、それから退職手当の見込額が相当減っていると。公営企業につきましては、実際に将来の負担の関係を出しまして、一番大きな影響なんですけれども、水道事業が1億4,000万円ほど減る見込み、それと病院事業が9億円ほど減る見込みというような、そういう数字が出ております。それと退職手当なんですけれども、これはちょっと特殊な事情がございまして、うちのほうは総合事務組合という退職手当の一部事務組合に加盟しているんですけれども、ここで、例えばこれが仮に清算するときになったときにどれだけのお金が返ってくるかとか、そういういろんな条件がございまして、うちのほうは実は、もらっている額よりも負担金で払っている額のほうが大幅に大きい、その部分で一般財源の負担が軽減できるという、そういう算式が出て参ります。それでこの数字は相当下がってくると、そのようなことでございます。

それから、不用額の考え方なんですけれども、当然、予算措置した段階で前年の執行状況、実は来年度の予算を作るときにはもう11月ごろからすべてみんな準備しているわけなので、前年度の支出の状況を勘案し、それと今の執行状況、それで随時伝票等でチェックしておりますから、当然、不用なものを買わせないような、そういうシステムを、当然目を光らせているというのが現状でございまして、じゃ、使い切らなかつたらその翌年予算を減らしてしまうのか、そういうことではないです。どうしても必要なものであればきちんとそれは説明を受けて予算をつけると、そういう状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

日下委員、どうぞ。

○委員（日下昭治） せっかくですから、29億円の中で交付税算入されているのは幾らか。多分、島田委員はそれを聞いたかったんじゃないかと思うので、その辺をちょっとお知らせい

ただきたいと思います。

それと交付税関係になりますが、たまたま私も11年から町の議員を始めた。多分11年度が交付税の最大ピークだったと思います、過去思いますと。その後、16年まで町で若干活動させていただいたわけですが、でも、どんどん年々こう減ってきて、合併直前で多分6億円近く減ったんじゃないかなと思います。16年で、この前、財政課長に調べてもらった中で、海上は13億1,000万円ほどあったんですけども、約19億円くらいあったのが年々こう減ってきたんですね。多分それで、その当時、11年ころでなかったでしょうか、合併を総務省が推進しようと思ったのは。それが全然進まなくて、15年くらいで、今、あめとむちじゃないですけども、算定替えをするという形で来たと思いますけれども、そんなことを考えて、この間、一般質問でもさせていただきましたけれども、恐らくこの合併の特例が終わるとどんどん減っていくと。そうしますと、激変緩和を過ぎた、もう三十何年になったときには、かなりの額が減っていくと。恐らくこれは間違いないと思いますけれども、20年の、これは県が出したあれですから、旭市15億8,915万円の一本算定された場合に減ると。でありますので、5年間で3億円以上のものが減っていくと、数字を想定しただけで減っていくと。そうしますと、もう15年、20年後にはまた再度合併せざるを得ないのじゃないのかなと。

そういうことで、やはり今、財政基盤をしっかりとっておかなきゃならないんじゃないかなというのは、財政健全ということで出てきたんじゃないかなと思いますけれども、その辺でどうしてもやっぱり財政基盤を強化するというのが合併の目的だったと思いますし、その辺をしっかりと職員のほうにはやっていただかなければならないなと思います。

これは答弁はいりません。若干お願いできるのは、算入されたのはどのくらいあるのかなと、それだけ教えてください。すみません。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 公債費の需要額という形で算定されている部分はもちろんです。20年度の決算額で言えばそれは8億4,000万円ほどあるのかなと、そのように考えております。

ただ、これ非常に細かい話になるんですけども、交付税の中ではそれぞれの施設を運営するときにすべて入るんですね。それが事業費補正、密度補正みたいな形でちょっと調整されると。実際にはこの数字だけではなくて、その施設の運営にかかわる部分についても若干の交付税に係る部分、当時建設した部分を見えていますよというような、そういう言い方も国

のほうからされます。そうすると、絶対これだという数字はやはりなかなか出てこないと、そのような形でございますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 決算書の49ページのところの雑入のところで、バスの関係ですけれども、備考欄9、コミュニティバス運賃収入というところで864万8,065円とありますけれども、先ほどバスの運行業務委託料ということで、地区別に詳しく載っておりますけれども、収入のほうももし分かりましたら地区別に教えていただきたいと思います。

○委員長（神子 功） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） すみません、ちょっと今手元にないもので、調べましてお知らせしたいと思います。

○委員長（神子 功） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） それから、決算書の85ページ、備考欄18のところの備品購入費10万5,000円、コミュニティバス停留所標識購入費5基とございますけれども、こちらのほうも地区別に教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 実は設置場所につきましては5基ということですが、予備を購入させていただいております。先般の台風の時にも実は1か所壊れてということで、そのときにスムーズに取り替えるというようなことで、そういうことでということですのでよろしくお願いいたします。

○委員（伊藤房代） 分かりましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） それでは、2点ほどお伺いをさせていただきます。

説明書の25ページ、地域資源価値創造事業、先ほど課長からご説明をいただいたんですが、ちょっとよく分かりませんものですから、もう少し細かく丁寧をお願いしたいと思います。

それともう1点、説明書の28ページ、固定資産基礎資料整備事業、この中に旧干潟町地籍測量図データとありますけれども、これは恐らく国土調査、地籍調査のデータのことを言っ

ていると思うんですけれども、これはまだ完成していませんよね、干潟の部分。どうでしょうか。これは後の土木費のほうでも出ているんですけれども、そっちで聞こうかなと思ったんですけれども、これが出たものですから、その辺の干潟の進捗状況と、これは今年で、20年度で、3か年事業ですからこれで終わると思うんですけれども、まだその干潟の地籍調査が完了していない段階で作っちゃって、今まだやっていると思うんです。それで出てきたデータをまた今度修正するのでしょうか。

それとあと、ほかの地区ではこの地籍調査がどうなっているのか、これは8款の土木費のほうの関係なんですけれども、そうするともう1回また作り直すということになるのかな。その辺も併せてちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それじゃ、地域資源価値創造事業、詳しくということであります。ちょっと説明不足で申し訳ありませんでした。

この事業につきましては、大きくくくりまして二つの事業から成り立っております。一つは文化・観光資源発掘調査、もう一つは旭ブランドアイデンティティ計画、こういうようなことで、最初の文化・観光資源の発掘調査につきましては、昨年、外部委員会、京都大学の先生をはじめまして、ちばてつや先生、いろんな方々に就任いただきまして、旭市の文化と観光情報発信委員会、これを設置しまして、外部の方々から旭市の持っているいろんな資源を調査、あるいは評価等をしていただきました。

それに基づきまして、現在、これらのいろんな外部の方々の、こういうものがあるよというのをいただきまして、本年は実は市民の方に参加いただきまして、一般質問にありましたけれども、旭ブランドづくり委員会等を立ち上げしまして、このいろんな旭市にある財産を活用していこうというようなことで実施しております。

昨年実施したのは、モニターツアーの実施、あるいは文化によりますまちづくり講座の実施、あるいはいろいろ市民に対しましての聞き取り調査、アンケート調査等をいたしました。

もう一つの事業の中では、ちばてつや先生の持ついろんなことを旭市の中でも活用させていただこうというようなことで、実は昨年、入場者数5,000人を超します、ちばてつや先生の原画展の開催、あるいは講演会の開催、そういうものを行っております。あるいはパークゴルフ場でのイメージキャラクターを使いました向太陽、これの実には大きな看板があるかと

思います。あれも経費の中に活用させていただいております。そんなことで、一応、県の補助金等をいただきまして、2分の1の支援をいただきまして事業を実施したものでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 決算書の説明書28ページの固定資産の基礎資料整備事業ですが、これは継続事業で、18年度から20年度までの3か年で継続しまして、これについては21年度の評価替えに活用しております。

それでお尋ねのデータの処理の関係でございますけれども、まず課税のほうは、土地の課税は基本的に、法務局のほうにある地番の面積、そういうのを基本としております。確定しているそういう面積ですので、それは課税台帳の数字をデータ上で取り込んでいるということでございます。

干潟のこの地籍図の状況については、私のほうでどういう進行に今なっているのかちょっと把握できませんけれども、こういうデータも参考にしてやっているということでございます。あくまでも課税台帳に載っている面積で課税をしていると。それと航空写真と併せてやっているということで、家屋の建っているその航空写真と宅地図とがあります。その建っている土地の地番とか面積なんかも画面上で見れるというようなシステムになってございます。

ちょっと干潟のデータについては、私は、どういう進捗になっているか、それを把握していません。

○委員長（神子 功） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） それでは、地域資源価値創造事業、よく分かったような分からないような。要するにこのブランド化といいましても、これは観光のほうを中心ですよ。要するにブランド化というと、今、農産品のブランド化というのが一番この旭市では話題になっている話だと思うんですが、このブランド化というのは、ブランドの構築に向けた、外部の意見も聞いているということですが、こういった意見が出ているんでしょうか。ちょっとこの辺、もう一度説明をお願いします。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） この事業等につきましては、すべて観光ということじゃなくて、実はきょう午後にもブランドづくりの委員会を招集してあるわけですが、これは農業の方、

あるいは水産業の方、あるいは商業の方、そういうさまざまな方に入っていていただきます。それで、観光と実は農業、本当にかかわりもあるんじゃないかな、食を紹介すればそこに観光も生まれてくると。そんなことで、観光のみならずすべての面で旭市を有名にしよう、いろんな面で旭市に来ていただくようなそういうシステム。先般、第1回目やったときには、ひとつテーマとしまして、選ばれる市になろうと。どこどこに行くなら旭市、そんなことでそれをテーマにしまして、市をひとつブランド化していこう、そんなことで現在活動しているところでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 分かりました。

今年の予算書のほうにもこの同じ地域資源価値創造事業ということで2,200万円ほど計上されております。去年と今年の差は、これはどういった形なんでしょうか。ちょっとその辺も説明してください。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 主なものとしては、パークゴルフ場に入ります所に大きな看板が、車が通る所にあるかと思えます。あれが大きなものと思っております。それと、すべて実は市の職員の名刺等につきましても、ちば先生の向太陽、そういうものも使わせていただくとか、いろいろ契約等もしております。そういうものがもろもろなくなって、今回、21年は若干の減になっていると思えます。

○委員長（神子 功） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） どうもありがとうございました。

ぜひ、ブランド化というのは私は大事だと思いますので、そういった意味で、観光も含めて農産品もブランド化ができれば本当にこれはすばらしいと思います。企画課長は、前農水産課の課長をされていまして、これはもううってつけじゃないかと思えますので、どうぞ来年度、そして再来年度に向けてもぜひ力添えをいただきたいと思えます。

以上で終わります。

○委員長（神子 功） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） すみません、先ほどコミュニティバスの運賃収入、答弁漏れで申し訳ありません。地区別に申し上げたいと思いますがよろしいでしょうか。旭地区303万4,120

円、海上地区のルート、これが117万9,552円、飯岡ルートが374万3,613円、干潟地区のルートが140万5,533円、合わせまして実は936万2,818円になります。

ただ、これは決算書のほうの先ほど委員おっしゃいました49ページには、8,648万65円ということで記載があります。差があるわけですが、これは一番下に17、その他ということで、ここの中に、実は国の補助金等、干潟地区につきましては試行運転ということで補助金等をいただいています。そういうようなことで分けさせていただいて、その他の中に干潟地区の試行分が別に71万4,753円入っているということでご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

（「どうもありがとうございました」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） 説明資料の26ページ、コミュニティ育成事業の一番下段のほうの一般コミュニティ助成事業（宝くじ助成分）なんです。事業費259万9,350円ということで、だいたいこれ毎年見ていると祭り用品が主なようなんですけれども、ほかにこの使用の範囲というのはどの程度まであるもののでしょうか、それをお知らせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（神子 功） 平野忠作委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 今のご質問でありますけれども、本当に祭りで使っていただくものが多いわけですが、現在、ちょっとご質問とは違いますけれども、手元に申請をいただいているのが10件程度ございます。毎年1件程度の採択というようなことで、先般もうちのほうの主幹が県のほうへ行きまして、合併したから1件では困ると、合併したから旧1市3町、4件くださいというようなことではいろいろ申し上げているわけですが、要望は続いているんですけれどもそういう状況であります。

どういものが使えるかということですが、地域の例えば集会施設の公衆トイレを直しますとか、あるいはちょっと国から言われているのは、芝刈り機、これは使わないと思いますけれども、そういうものとか、あるいはトレーニング用品、健康管理用品とか、あるいは自転車の駐輪場、先ほどのお祭り等、あるいはテントを集落で使うとか、そういうものも使えますよとか、あるいは文化学習活動としまして、いす、テーブルを使いますよ、あるいは集会所の前に例えば各種スポーツの、テニスコートまではいかないと思いますけれども、

そういうスポーツの活動の備品も使えます。そういうふうなことで、あるいはコミュニティの掲示板、そういうことが使えるということで言われております。

○委員長（神子 功） 平野委員。

○委員（平野忠作） そうしますと、これは祭りの用品が今まで流れとしてだいたい200万円前後ずつ毎年来ているようにうかがわれますけれども、そうするといろんなこの地区の集会等に使えるそういうテントとか、そういうのもやはり申請すれば対象になるということですか。その辺、よろしくお願いします。

○委員長（神子 功） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 要綱上は、今言いましたように、テント等も使えますよということにはなっています。ただ、千葉県が採択という部分で、その部分はあるということでご承知いただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 先ほど柴田委員がブランドのと言いましたが、やはりこれ、この前も一般質問のときに、たまたまあれを見たから質問したんじゃないんです、地域資源のやつ。相談に行ったらその人が持っていらっしゃって、何だ、あんたたち持っていないのと言われたんですね。ですから、佐久間議員とも話したんですが、あの報告書は大変よくできていますので、旭市を訪れた人がついでにどこへ寄ると、例えば成田へ寄ってくるとか香取神宮へ寄ってくるとか、あと、1日当たり旭市を訪れた人が幾ら使うか年代別に全部出ているんですね、男女の比率とか。せっかくああいいういい報告書、あれはその携わった人たちだけで、私らにはそれはもらえないんですかね。どのぐらい配ったんですかね。

○委員長（神子 功） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 大変申し訳ありませんでした。実は昨年の事業の成果というんですか、一つの冊子にまとめまして、これは、いろいろ調査に携わってくれた方々、あるいはいろいろ面接等をしまして市への思いを語っていただいた方々、そういう方々にはすべて配っておりますけれども、それらを実は概要版というようなことでまとめました、簡単に見れるような書類、これにつきましては、実はこの議会にお配りすべく現在手続きをしております。常任委員会のときに配ろうかと思ったんですけれども、全員に配るべく今準備を進めており

ますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 木内委員。

○委員（木内欽市） やはり議員も、いかにしたら旭市が映えるかよく考えているわけですから、私らが同じような考えで進めていけば本当にいいものができる。あんないい書類ができたので本当に早く見たかったんですが、じゃ、配ってくれるんですね。はい、分かりました。

○委員長（神子 功） 企画課長並びに職員の方に申し上げます。予算に組み込んだ成果品につきましては、議会に報告をしていただくことが必要かと思います。この際、ただいま指摘がございました報告書、この成果品については今お話しのとおりでございますけれども、その他、20年度においてまだ議員に配布されていない成果品がございましたら、まとめていただきまして、この際、この議会の中で提出をいただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、最初に歳入のほうについて質問させていただきたいと思っています。

先ほど出ています不納欠損なんですけれども、昨年度に比べてかなり増えていますよね。特に固定資産税は、7,000万円が1億9,000万円、約2億円と、1億3,000万円くらい増えていると思うんですけれども、それで率にして約2.8倍、これ7,000万円が1億9,000万円、約2億円というのは、ちょっと私、普通じゃないと思うんですよ。よっぽどの大型物件、これは市民税のほうと、あるいは都市計画税のほうで多少リンクしているんでしょうけれども、全体的に平均的に2割近く増えているんじゃないかなと。特に固定資産税が1億3,000万円増えているというのは、ちょっと私、これは何なんだろうかなと思うんです。これは先ほど来出ていると思うんですけれども、先ほど、平成14年倒産して平成19年に整理されたと。これ1件だけなのか、まず件数を教えてもらいたい。

それで、その最大金額と最小金額、それから、固定資産税に絞ってもいいですけども、1億3,000万円の不納になった人たち、あるいは会社なのかもしれないですけども、もしこの方たちが、会社であればすべて倒産しているのかどうか、個人であればすべて破産しているのかどうか、ちょっと大事だと思うんです。この辺をちょっとまずは1点、ほかありますけれども、それに集中してお願いしたいと思います。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 不納欠損につきましては、本会議のときに神子議員に件数を申し上げましたので、先ほど私が申し上げました倒産の件ですけれども、特定の会社名は申し上げられませんけれども、固定資産税と都市計画税、多額な不納欠損額です。それで大幅に増えたということでございます。それが平成14年倒産で19年の清算完了、それをもって不納欠損処理をしたということでございます。

（発言する人あり）

○税務課長（野口徳和） どうなんでしょうかね、1社でもってその税額を私の口で言っているものか、ちょっとまずいんじゃないかと、ちょっと支障があってはまずいので、それについては回答については現時点では控えさせていただきます。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 全体の件数、私もちょっとうっかりしちゃったんですけれども、もう1回教えていただいて、最大金額と最小金額、そして、今もお伺いしましたけれども、この不納欠損になった人たち、あるいは法人のその状態。というのは、例えばつぶれていなければ、要するに時効に至ってしまったという話になっちゃうわけでしょう。倒産しているんではしょうがないですけれども。その辺、もうちょっとはっきりお願いします。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、不納欠損額の総額が2億5,028万3,000円で、不納欠損の件数は6,475件と。これは人数ではございませんで、納期ごとの件数のあれですので、実際のやつより多くなっている。件数です。

それと最小と最大と申しますけれども、最大というのは先ほど話したことで、それについては、申し訳ございませんけれども、申し上げられません。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 答弁漏れ。

この人たちのその会社、あるいは人たちの状態、倒産しているのか、まだそのままやっているのかと、それは大事だと思うんですよ。納めないでそのまま仕事している、あるいは通常の生活をしているという話になっちゃうと。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 不納欠損の三つございまして、今言った会社関係ですね、15条の7

第5項ということで、これはまず法人の場合は、解散した法人で無資産、会社更正法による免責、こういうもので即時消滅ということで、まず解散ですね。清算終了までは私のほうでは即時消滅はさせないというような状況でやっています。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 解散するまでは即時消滅していないという話は、そういう人たちを不納欠損に入れていないんでしょう。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） もちろん入れてございません。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） そうすると、今、1億9,986万円の不納欠損を出している法人、あるいは個人は、すべて破産しているということでもいいんですか。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 不納欠損には三つ種類がございます、まず18条の第1項、消滅時効、これは5年の時効でもって落ちる人、それと15条の7第4項、これは3年ですけれども、これは財産がない、生活困窮世帯、所在不明の継続と、これ3年で時効とするということでございます。

○委員（佐久間茂樹） 分かりました。いいです。はい、すみません。

○委員長（神子 功） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） すみません、先ほど島田委員のほうからのご質問で、ちょっと答弁、資料不足で申し訳ありませんでした。

飯岡地区のルートの距離でございます。三つありまして、防衛庁へのルート、これが20キロ、二つ目、健康福祉センターへのこのルートが30キロ、旭中央病院のルートが27キロでございます。

以上でございます。すみません。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 今、佐久間委員のほうで不納欠損の話が出ましたけれども、例えば収入未済額で今後そのようなことがまた想定されるようなものはあるんでしょうかね。例えば時

効にまだなっていないでそういったものが含まれているとか。例えば法人が解散したとき、現年度で不納欠損したことも過去にありましたよね。しかし、恐らくそういう不納欠損の今残っている中で、またそういうものが今後考えられるのかどうか、その辺、ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） その可能性は出てくると思います。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、1款議会費と2款総務費についての質疑を終わります。

ここで昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 6分

再開 午後 1時10分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、3款民生費と4款衛生費について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、社会福祉課のほうの関係します項目につきまして、決算に関する説明資料によりましてご説明をさせていただきます。

○委員長（神子 功） 社会福祉課長、長くなるようでしたらお座りしていただいて結構でございますので、ほかの課長さん方もそのようなことでよろしく願いいたします。

○社会福祉課長（在田 豊） ありがとうございます。

それでは、まず29ページをお願いします。

社会福祉施設運営事業関係ということで、決算書では111ページになりますが、あさひ健康福祉センター、それから海上ふれあいサポートセンター、飯岡福祉センターの指定管理料を掲載させていただきました。20年度で3年間指定管理の期間が終わりまして、21年度から新たに同じ団体へ指定管理をお願いしております。

それで、この中であさひ健康福祉センターにつきましては、おおむね400万円ほど増額になっております。これは営業日数と時間延長ということで、7月1日から延長をした関係で増額になっております。

それから、飯岡福祉センターにつきましては1,100万円ほど増額になっておりますが、これは、昨年、空調設備をセンター全体をやりまして、その分の工事費が増になっております。続きまして、30ページになります。

地域生活支援事業でございますが、これは、障害者の方が日常生活、そしてまた社会生活を営むことができるように支援をしたものでございます。それぞれ委託料から扶助費まで総額3,818万200円ということで、昨年に比べまして580万円ほど増額になっておりますが、これは、委託料の中の日中一時支援事業委託料、これが利用日数が伸びた関係で増額になっております。

続きまして、31ページになりますが、自立支援給付事業でございます。これは障害福祉サービスそのものの事業でございまして、総額が4億3,954万1,293円ということで、昨年度よりも4,200万円ほどの増額になっておりますが、この主な要因で一番大きいのが、ちょうど扶助費の中間ぐらいにあります。生活・療養介護給付費というものがございまして、これが利用者数、そしてまた利用日数が伸びております。また、単価も若干アップしております、それらの関係で増額になっております。

続きまして、32ページでございますが、長寿祝金支給事業、これにつきましては、ここに記載の方々に祝金を差し上げたということでございます。

そして次へいきまして、36ページになりますが、次世代育成支援行動計画策定事業ということで、これは22年度から26年度までの後期の支援行動計画を策定するために、20年度にアンケート調査を実施いたしました。全部で2,200の世帯をお願いをしまして、回答率につきましては、76%の回答をいただいているところでございます。これらのアンケートの内容を基に今年度、具体的な計画策定に入るとということで、今、作業を進めようとしているところでございます。

続きまして、37ページでございますが、出産祝金等支給事業、これにつきましては、第3

子以上の出生時に10万円、小学校の入学時に5万円ということで、それぞれ、ここにございます方々に祝金を差し上げました。

続きまして、38ページ、つどいの広場事業でございますが、これにつきましては、平成18年6月の開場ということで、つどいの広場を開場しているわけですが、だいたい1日19組程度のご利用をいただきまして、290万3,000円ということで、県の補助金の限度額、これを持ちまして実施をさせていただきました。

それから、続きまして39ページでございますが、保育所運営費でございます。これにつきましては、公立、私立の保育所の運営に関する費用を提示させていただいております。それで、臨時の賃金ということでここに7,500万円計上させていただいておりますが、スポット的なそういう臨時の職員を含めまして、全部で延べ50人の臨時の職員を充てております。それから、中段の委託料でございますけれども、私立の保育所運営委託料ということで4億958万9,070円ということで、これは私立6か所の児童に対します運営委託料ということで、総体では昨年と比べまして3,300万円ほどの減額ということになっておりますが、これは児童数が若干減っているということと、そしてまた指定管理料等の部分でもそれらの効果が出ているということで減額になっております。

それから、続きまして40ページでございますが、保育所の指定管理委託料ということで、先ほどの説明でも申し上げましたが、20年度から鈴木学園のほうへ指定管理によりまして干潟保育所を委託しました。それで、もう今さら申し上げるまでもございせんが、運営費の削減ということと、それから多様な保育ニーズへの対応という、そういう目的のために運営を委託させていただいております。ちなみに申し上げますと、仮に干潟保育所が私立として運営をしていた場合と比較をしますと、約1,100万円ほど経費の節減をしております。それから、公立で仮に運営をしていたということと比較をしますと、これは人件費の中で一概に比較というものが正しいかどうかは別としまして、約3,000万円ほど減額の効果が出ているということでございます。

それから、続きまして41ページでございますが、保育所施設改修事業、これにつきましては、とみうら保育所を地域活性化・緊急安全実現総合対策交付金ということで、12月の補正で耐震補強の工事をさせていただいております。

続きまして、最後になりますが、42ページでございます。地域子育て支援センター運営事業ということで、これは、親御さんの育児、子育てに関します情報提供ですとか、それから育児不安の相談、その他、総合的に保育所で対応していこうということで事業の目的がある

わけでございますが、この事業概要の中にもございますように、公立では中央第三、それから私立ではおうめい、鶴巻、干潟町中央ということで、4か所の保育所でこれらの子育て支援センターという位置づけをいたしまして、実施をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） それでは、高齢者福祉課に関する事項についてご説明を申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料の33ページをお開きください。

地域包括支援センター運営事業について、決算書では125ページでございます。

介護保険法により設置を義務づけられている地域包括支援センターの運営に関する費用で、高齢者に対するケアプランの作成や各種相談・支援等が主な業務でございます。

決算額651万8,000円に対して、特定財源、その他の欄を見ていただきますと、1,031万2,000円というように歳入超過という形になっており、一般財源379万4,000円を人件費に充当している決算内容になっております。

歳入1,031万2,000円の内容は、介護認定において要支援1及び2と認定された方のケアプランの作成は、地域包括支援センターが作成することとなっております、ケアプランの作成料が歳入となります。

歳出は、地域包括支援センターにおいてこのすべてのケアプランを作成することができないために、民間の居宅介護支援事業所に委託した委託料631万2,000円であり、その差額が歳入超過という形で人件費に充当する決算になっております。

次に、34ページをお開きください。

生活支援事業は、高齢者の生活を支え支援するという目的の事業で、決算書の125ページ及び127ページに各種事業が掲載されておりますが、ここでは主要4事業について掲載しております。

決算額2,806万5,000円は4事業の合計額ですが、特定財源、その他の146万5,000円は、介護老人福祉手当以外の3事業における利用者の負担金であり、その合計額でございます。これ以外については、一般財源で行っている事業ということになります。

主要事業4事業の事業内容及び利用者数等は、表に記載のとおりでございます。

次に、35ページをお願いします。

地域密着型サービス拠点等施設整備事業で、決算書では127ページでございます。

この事業は、平成19年度に社会福祉法人旭福祉会が旭市秋田地先に地域密着型介護老人福祉施設第二やすらぎ園の施設整備に当たり、補助金3,391万8,000円を交付するものでありましたが、用地取得や契約手続き等に遅延が生じたことにより繰越明許したものであります。

なお、この補助金は、決算書の31ページ、歳入、13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、4節老人福祉国庫補助金、説明欄2番の地域介護・福祉空間整備交付金として受け入れた3,391万8,000円を同額補助したものであります。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、健康管理課のほうの所管事業で説明資料の43ページをお願いします。

健康増進事業についてご説明申し上げます。

これは、19年度までは老人保健法に基づき実施してきた保健事業は、法改正により平成20年度から健康増進法に基づき、特定健診、今まで基本健康診査と言っていたんですが、それを除く各事業を引き続き健康増進法に基づいて実施するものでございます。

まず、総事業費のほうは、表の一番下に載せてございますけれども、7,501万2,816円、それで事業でございますけれども、健康相談・健康教育、それと成人健康診査事業、がん検診事業として事業は実施しました。

その中で主な事業としてがん検診について申し上げます。まず胃がん検診ですが、受診者数4,500人に対しましてがんが発見された方は12人、がんの疑いのある方が1人です。子宮がん検診では、受診者数2,321人で、がんが発見された方が2人です。乳がん検診は、受診者数が5,232人、がんが発見された方が6人、がんの疑いのある方が4人です。肺がん検診は、受診者9,159人に対しまして、がんが発見された方が6人、がんの疑いのある方が5人でございます。大腸がん検診ですが、受診者数が4,925人、がんの発見された方が7人、がんの疑いのある方が1人です。前立腺がんですが、受診者数が1,865人に対しまして、がんが発見された方が12人、がんの疑いのある方が36人です。すべてのがん検診合わせますと、がんが発見された方は45人、疑いのある方が47人ということになっております。また、すべてのがん検診精密検査未受診に対しては、通知、電話、訪問等で受診勧奨を行っております。

健康教育・相談事業及び成人健康診査の実施により、健康の保持と生活習慣病の予防、健康づくりの意識の高揚が図られ、また、がん検診事業においては、がんの早期発見、早期治療に貢献できたものと考えております。

次に、44ページをお願いいたします。

こちらは母子保健事業の関係でございますけれども、総事業費1億2,056万3,649円でございますけれども、事業概要の中で乳幼児健康診査事業については、まず、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、2歳児歯科健康診査と、対象年齢を定めた集団で行う検診を飯岡保健センターのほうで実施しました。各健康診査の受診は、乳児健診が96.3%、1歳6か月児健診が95.6%、3歳児健診が93.3%、2歳児歯科健診が88.5%という受診率ですけれども、いずれも県平均を超える状況であります。

なお、健診後のフォローや未受診者の把握等は、地区ごとに担当保健師が対応して指導を行っております。

また、医療機関で受診する妊婦健康診査、妊婦健診ですけれども、これは助成を2回から20年度については5回に拡充して、妊婦の健診費用の軽減を図られたということでございます。

育児支援事業についてですが、各種学級・教室の開設や相談・指導を実施いたしました。妊娠時に実施する母親学級では、妊娠、出産、育児に関する知識の普及を図るとともに、妊娠初期からの仲間づくりを進めております。育児学級では、発達面で心配のある子に対して、遊びを取り入れながら悩みを解決する親子遊び教室の開催、育児の仲間づくりや情報交換をすることで母親の孤立や閉じこもりをなくす子育て学級等を行っております。

それと次の乳幼児医療助成事業についてですが、助成対象者が4歳未満児であったものが、小学校就学前まで拡充して保護者の医療費負担の軽減を図って参りました。小学校就学前というのは、県の基準では、県は12月から小学校前まで拡充しましたが、旭市としては4月から市単独で小学校就学前まで実施しました。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課のほうを説明いたします。

旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料の45から48ページまでの4事業でございます。

最初は、合併処理浄化槽設置促進事業、決算書は165ページに記載されています。

これは、ご存じのように、生活排水の水質汚濁防止のため、個人住宅に設置する合併浄化槽の費用の一部を国、県、市、合わせて助成するものでございます。また、単独浄化槽を転換するというのが、今、力を国等も入れておりまして、補助が出ますので、それらも併せて単独浄化槽から合併浄化槽への撤去、埋設というんですか、転換にやはり助成をしております。

ます。

20年度はトータルで131基、19年度が127基でございましたので、4基の増という形になります。内訳としましては、新規分が82基、単独転換分が35基、くみ取り転換が13基、高度型、これは旧干潟地区の一部ですけれども、これは黒部川の流域に該当するものは高度型が適用されますので、昨年度1基ありまして131基となるものです。合わせて転換分が全部で、単独転換、撤去が34基で埋設が2基、くみ取り転換が、撤去が12基で埋設1基という形で行っております。

次に、46ページ、環境美化推進事業でございます。これは決算書は165ページに記載されております。

これは、例年やっております「きれいな旭」を母体とした事業でございます。市から補助金をいただいて、その補助金を使って「きれいな旭」の各事業に使用しているものでございます。

主な事業は、皆さんご存じだと思いますけれども、ゴミゼロ運動、これは毎年春秋、あと海岸清掃等を行っておりますけれども、その事業、あと花いっぱい運動、これは各公共施設に春と秋、3種類の花を植えております。それから、助成事業ということで、ボランティア活動補助事業、これは昨年度は19団体、モデル地区助成事業は11団体という形で、ごみの収集、分別、地域の草刈り、清掃などを行っている団体等に助成事業をしております。そのほかとしましては、ごみ捨て防止の看板の購入、あと、例年やっております環境衛生大会と啓発活動用のチラシ等をこの事業から支出しております。

次は、47ページになります。ごみの減量化推進事業、決算書は167ページになります。

これは、ごみの減量化を促進するため、市のホームページや広報紙等での啓発、あと、レジ袋辞退に伴うエコバッグの利用の呼びかけ、それから、環境保全の充実を図るための3Rの推進等の事業として行っております。事業費としては少ないんですけれども、これをやることによってごみの減量化、または旭市自体がエコの推進した地域となることと思っておりますので、この関係は今後も重点に行っていきたいと思っております。

内容的には、電動生ごみ処理機の助成、コンポストの助成、それから新規事業として、ごみ集団回収奨励金ということで、各地区団体等で資源ごみ等の分別回収をして直接業者に売った、その重さに対して市のほうで報奨の意味で1キログラム5円の助成という形で推進しております。

次は、最後になりますけれども、48ページの塵芥処理施設運営費という形になります。

これは、旭市のほうのクリーンセンターと最終処分場がありますけれども、その主な事業に係る経費でございます。市内で発生する一般廃棄物を適正に収集、処理し、クリーンセンター及び最終処分場であるグリーンパークの適切で安全な運営と維持活動を行ったというものでございます。

項目的には結構なものがありますけれども、収入としましては、塵芥処理手数料と、あとリサイクル売り払い収入が主なものでございます。

あとその他は、歳出につきましては、そのクリーンセンター等に係る主な経費で、表のとおり、廃棄物収集・処理の関係で、賃金、これは臨時職員は昨年度は17名おりまして、その臨時職員の賃金。それから、クリーンセンター等で必要となる消耗品、指定ごみ袋の購入とか薬品。あと燃料費としては、焼却施設、車両等の燃料、ガソリン等ですね、それから重油ですか。それと委託が、廃棄物収集運搬業務委託を、収集業務を4業者に委託しておりますので、その委託料、あと作業環境及びダイオキシン類測定業務、これは国等で指定されているもので委託しております。あとその他、エコセメント、焼却灰運搬業務、あと容器包装廃棄物の処理業務委託等があります。あと原材料としては、グリーンパークに覆土用の山砂を購入しております。

あと施設維持管理等につきましては、光熱費、施設の電気代等ですね。それから、修繕料、結構機械物を使っておりますので、その修繕に伴うもの。それから委託としては、オーバーホール時の運転業務、これは年1回定期大規模修繕を行いますので、一部24時間体制にしますので、今のクリーンセンターの職員では対応できない部分がありますので、業務委託という形になります。それから、排水処理保守点検委託等があります。あと工事請負としましては、焼却施設改修、これは毎年1回、クリーンセンターの焼却施設点検項目をやっております、事故等ないように、またはとまることがないように毎年定期的な改修工事を行っております。あとは粗大ごみ処理施設の改修とかグリーンパークの改修等を行っている。

あと、その他の事務費という形になって、トータルとしては、決算額として4億9,617万8,000円の運営費という形になっている。

以上でございます。

○委員長（神子 功） あとはございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 担当課の説明は終わりました。

それでは、3款民生費と4款衛生費について質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

景山岩三郎委員。

○委員（景山岩三郎） 環境課長にちょっとお尋ねします。

園芸用廃プラスチック対策事業のこのあれですが、予算は一般財源ですか。

それと、それに関連して、最近、随分、夜になると黒い煙がすっ飛んであるというけれども、そういうところに対しているわけでしょう、このお金は。

それとあと社会福祉課長、先ほどの保育所、保育所は未納額、だいぶ多いですね。これ、何人くらいの未納があるのかどうか。園児数と番付、どこが多いかどうか、ちょっとご説明をお願いいたします。

以上です。

○委員長（神子 功） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、社会福祉課の保育所の今のご質問の未納の関係についてご説明をさせていただきます。

まず、収入未済が過年度分も含めまして1,265万9,220円ということで、昨年に比べまして約360万円ほどこれは増えております。社会経済情勢が昨年度辺りからかなり不況の影響で厳しくなっている関係で、どうしても未納者が増えてきてしまっているということでございます。それで、児童数でまず申し上げますと、20年度、これは現年度分というふうにとらえますと児童数で60名、それから19年度までの過年度分ということで73名ございます。それで、未納額1,265万9,000円のそれを、20年度分としまして658万1,000円、それから19年度までで607万7,000円。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 園芸用廃プラスチックということですよ。この関係はうちのほうの分野ではなくて、農水産課のほうで、187ページの備考欄7番だと思うんですけども、これについてはうちのほうは若干知っていますので、ちょっと足りない部分はあるかもしれませんが、農協が主体の団体が各農家から施設用のプラスチック、ビニールとか何かを毎回各地区ごとに集めまして、それを東金市にある処理施設のほうに運んでいるんです。その一部、市の負担金というか助成金だと思います。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 社会福祉課長、すみませんけれども、人数。人数言ったか。私立保育所の人数のほうをちょっと教えていただけますか。私立保育所は何か所あるか、6か所。6か所の園児数。

○委員長（神子 功） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 私立の保育所の園児数は、500人前後で動いております。

（「ありがとうございます」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） では、37ページの出産祝金等支給事業ですけれども、これは第3子以上を出生した場合は10万円ですか、支給額がね。それから、第3子以上、小学校入学時に5万円支給するといったような事業ですけれども、米印で、市税、保育料滞納がない旨の規定があるということですから、市税、保育料滞納の場合はこれらを支給しないということだろうと思いますけれども、こういった方があったのかどうかお伺いします。

それと、保育所の指定管理委託事業ですが、運営費の削減ということで、公立の場合は3,000万円くらいの運営費が削減されたんじゃないかなというようなお話でしたが、これは例えば市でこの干潟保育所を運営していた場合と比較してそのくらい削減されたということではないのでしょうか。

それと同時に、指定管理といいますのは旭市にとりましては、本格的な指定管理、民間に委託したのは初めてだと思うんですけれども、父兄と申しますか、保護者の方々の評価はどのようなものであったかお伺いします。

それとついでに、20年度生まれたお子さんは何名くらいあったのか、前年と比較して、前年2年分くらいの人数をお教えいただければと思います。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） まず、出産祝金の関係ですが、これにつきましては、19年10月以降、毎月これは支出をするんですけれども、その支出の際に、市税と保育料の滞納がある方については、これは市の単独事業で行っておりますので、滞納ある方については支給をしないということで、毎月、税のほうと協議をしながらその辺は確認させていただいております。

して、月に数件は、交付をしないという方がいらっしゃいます。

それから、指定管理料の関係で3,000万円の削減ということを申し上げましたが、これも委員おっしゃられるように、公立でその運営をしていた場合と単純に比較をして3,000万円という、そういうことでございます。

それから、それに対します保護者の評価ということでございますが、これは私どももその部分が一番心配になったんですが、保護者からは喜ばれておりまして、いい評価をいただいております。地元の法人にそれらを委託しているというようなことも、保護者からの信頼感の中においてはあるのではないかなという感じはします。

それから、1年間に誕生する新生児ということで、だいたい600人を切るくらいです。

(発言する人あり)

○社会福祉課長（在田 豊） 正確な数ですか。20年度に生まれた数ですね。はい。今調べます。少々お待ちください。

○委員長（神子 功） それでは、調べていただいている間に、ほかに質疑がありましたらお願いします。

嶋田哲純委員。

○委員（嶋田哲純） 決算のほうに関係ないんですけども、ちょっと環境課長に聞きたいですけれども、残土と残土の中の産廃、どのような違いがありますか、ちょっとお教えください。

○委員長（神子 功） 嶋田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 大変難しいというか、あれなんですけれども、一応、残土と言われるものは、利用できるということで、国のほうで、環境省のほうで、リサイクル土等、要するに建築で石灰等を混ぜたもので、種類にもよりますけれども、大ざっぱなあれでは、残土として使っても構わないよという形になります。産廃は、まさしく産廃ですので、これは適正な処分をすると、これは法律で決められて、それ以外のもの、要するに建築廃材、それから主なものでは、あと、各リサイクル土に使えない、要するに建物等に使ってリサイクル等をしなければならないものを除いたものと一般廃棄物を除いたものが、要するに産廃という形になりますけれども、ちょっと説明としては分かりづらいですかね。

(発言する人あり)

○環境課長（平野修司） そうですか。じゃ、うちのほうもちょっと……

○委員長（神子 功） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） それというのは、山へ、産廃でないと、結局、建設残土ということで投棄して、もしよかったらということで聞かれたんですけども、もしそれが産廃だったらしょうがないということで、残土の、結局、石がまざっているのは産廃になるのか、どの程度のあれが結局産廃のほうになっちゃうのか、そこら辺のあれが分かればと思うんですけども。

○委員長（神子 功） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、先ほどの新生児の関係で申し上げますと、年齢別の登録人口ということで、今、5月1日付で、これは転入された方もいらっしゃるでしょうけれども、ゼロ歳児が528人、それから1歳児が561人、2歳児が543人、3歳児は589人、4歳児が583人ということで、昨年度、一昨年度から見ますと三十数名やっぱり減という、そういう状況になっているようです。

（「1歳児をもう一度」の声あり）

○社会福祉課長（在田 豊） 1歳児が561人です。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） それでは、ページ数で38ページのつどいの広場事業、臨時保育士4名分のこの時間給が1,000円になっていますが、次のページの39ページの臨時保育士50名、この差額は、これも1,000円でやっているのか。

それから、ページ数で48ページの委託業者4社、もしできればこの会社名と事業量をお知らせしていただきたいと思います。

それと焼却灰運搬業者委託、これはちゃんとした許可を持っている会社なのか、併せてお願いいたします。

○委員長（神子 功） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 臨時保育士の単価につきましては、これは時給1,000円ということで、保育所のほうも、それからつどいの広場も、同じ資格を取得している、そういう保育士に臨時としてお願いしていますので、時間当たりの単価としては同じ金額でございます。

○委員長（神子 功） 環境課長。

○環境課長（平野修司） ご質問の48ページの塵芥処理施設運営費の中の委託料、焼却灰運送業務委託の関係でよろしいのでしょうか。

この焼却灰はまさしく産業廃棄物という形になりますので、法律に基づいて産廃の収集運搬の県の許可がないとこれはできません。ですから、そのところから、許可を得た業者から見積もり等をして選んでおります。

それとあと廃棄物の収集運搬の関係の4社でございますけれども、今年は会社名が、東総メンテナンス有限会社、有限会社アースクリーンサービス、有限会社共栄クリーン、有限会社カナヤマという形の4社でございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 林委員。

○委員（林 七巳） それでは、再質問させていただきます。

臨時職員50名とありますが、この50名で一番長く勤務に何年という形で勤めている方は、だいたい年数ごとのを詳しくもし分かればお知らせしていただきたいと思います。

それと、委託業者4社の、昨年から見たその4社に、昨年はもっと多かったと思いますよね。

（発言する人あり）

○委員（林 七巳） 昨年も、その前も。

（発言する人あり）

○委員（林 七巳） 何か入札でかなり金額も安くなったという話も聞くんですけども、その点ももしよろしかったらお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 廃棄物の収集運搬の関係は、ここ何年かはずっと4社で地区割でやっております。今ご質問のあった金額の件ですけれども、昨年度は4社で合計8,272万4,250円です。今年が入札額が6,938万7,150円、約1,000万円弱ほど委託の見積もりでは落ちております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） ただいまのご質問にお答えする前に訂正をお願いしたいんですが、先ほど賃金につきましては、時給1,000円というようなことで、私、ご答弁させていただきましたが、保育所の場合には、時給940円という、1日の契約の場合には1日に7,500円ということで差をつけてございます。と申しますのは、つどいの広場のほうの保育士につき

ましては、保育所に入所する前のお母さん方からのいろんな相談事、そういうようなものもあそこでお受けする、そういうことがございますので、そういう相談業務等も保育以外にあるだろうということで、時給1,000円ということでございます。

それで基本的に、今度は再質問のほうの関係ですが、正直、臨時でございますので、半年ごとに契約は交代をさせていただくということを基本にやっておりますが、比較的長く、半年ごととはいうものの、勤めていただいている、そういう方もおりまして、今調べまして、一番長い方については12年4か月、それからその次に7年7か月臨時で勤めていらっしゃるという、そういう方がいるという、そういう状況になっています。

以上です。

○委員長（神子 功） 林委員。

○委員（林 七巳） 国では、この臨時職員を正規職員にというような、今、流れが、民主党になるとなるような気配がありますけれども、それから中央病院の問題では、この臨時職員をなくすということで派遣社員にしたという経過があります。本体において臨時職員を12年も使って、違法とまでは言いませんけれども、短期ごとに切り替えていると。それはちょっとおかしいように思うんですが、課としてはどのようなお考えですか。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 確かに、そういうふうによくお勤めいただくということに関しては、全く問題ないんだということを申し上げるつもりはございません。しかしながら、正規の保育士を、我々担当課のほうとすれば、必要最小限、クラス編制に支障のないような、そういう形で今採用をお願いしながらやっております。その部分についてはぎりぎりの正規の職員の中で対応はできているんですが、実際に複数担任、そして一時保育ですとかそういう特別保育の部分では、なるべく正規の職員でそれを賄うんだということじゃなくて、臨時の職員で対応をしながら、効率のいい人事管理ということへ結びつけている結果が現状の人数だというふうに理解をしているところでございます。

○委員長（神子 功） 林委員。

○委員（林 七巳） 私はこの臨時職員のこういう法律はあまり詳しくないんですが、全然抵触しないということですか。その辺をちょっと。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 私も正直、人事管理につきまして詳しく存じ上げているわけではございませんけれども、全くそれが抵触しないのかということで、はっきり抵触しないと断言はできませんけれども、一応、半年ごとに契約を交代するというので、それぞれその半年ごとの希望をお聞きしながらやっておりますので、現状の中では抵触していないということで理解をしているところでございます。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 保育所の関係でちょっとお聞きしたいわけですが、20年度でとみうら保育所が耐震補強されました。21年度もたしかこういったものが入っていたんじゃないかなと思いますし、ただ、耐震補強でできない保育所も何か所かあったんですよね。その辺を今後どうするのか、それが1点。

それから、環境課長に単純な形の中でお聞きしたいわけですが、今、焼却処理しておりますよね、リサイクルできないものについては、一般の生ごみ。その辺は、概算でいいですから、維持運営費含めて1トン当たりどのくらいの経費がかかるのか。

そして受け入れる際に、許可業者、認可業者ですか、あれは、入れていただくのはね。その辺の業者に対して1トン当たりどのくらい請求されているのか、その辺が分かればお願いしたいと思います。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、お答え申し上げます。

21年度におきましては、中央第一と中央第三ということで耐震補強を、今、中央第一につきましては実施中でございます。それから、第三につきましては、近々入札をやって、実施に向けて今進めるところでございます。

それから、耐震で対応できない保育所、海上保育所、それから飯岡の三川、飯岡中央、塙、この四つあるわけですが、正直、海上保育所につきましても、建て替えというその具体的なそういう計画にまでは今至っておりません。それで、飯岡地区の3保育所につきましては、これは前々からお話をさせていただいているように、それぞれが定員割れをしている、そういう保育所でございますので、それらを統合して新たな保育所に作り替えたいということで、現在、中学校の用地を含めまして、その用地の問題が解決できれば、それらを具体的に動き出したいという、そういう予定でございます。

○委員長（神子 功） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、ごみ処理の経費、トン当たりということでございます。

ごみ1トン当たり、直接の処理経費としては1万7,462円です。全体の処理経費、人件費等を含めた、あと起債等を含めた中ではトン当たり2万9,464円という形でございます。

それから、許可業者がうちのほうに持ってきたときのうちのほうの取る金額ということですね、これは一般の方も許可業者も同じで、重さで100キロを超えた場合は10キロ当たり150円、100キロ未満の場合は100円という形の2段階でやっております。これは全部一緒でございます。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） 100キロ以上ということになると、トン1万5,000円ということですね。

はい、分かりました。

社会福祉課長には今、保育所の関係をお聞きしましたがけれども、現在、少子化対策、子育て支援という形の中で、やはり保育所も大事なものなんですよ。耐震補強でできるものはそれで、当然なんですけれども、やれるわけなんですけれども、耐震補強がきかないものについては、そういった面ではどうしても建て替えをしなきゃならないと。

でありますので、実はそういう不要不急という事業、それは財政課長は十分お願いできるかと思うんですけれども、いわゆる、どうしてもそういったものに対して今回の交付金のような、臨時交付金とかそういうもの、一気にできないんだということで先送りされている部分があると思いますので、ぜひそういうもので取り組んでいただければよかったなど。不要不急というような形の中で、今、何か公園ばかり目についちゃいますので、その辺をそういうものにぜひできればなど、そんな願いがあって言ったわけです。答弁のほうはもう結構です。十分その辺は配慮していただければということでございますので。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもご苦労さまです。

ちょっと細くなるんですけれども、教えていただきたいと思います。決算書の109ページ、かなり細かい点、具体的なので数が多くなるかもしれませんが、教えていただきたいと思います。

これ、番号20番の扶助費、何と読むんでしょう、これ。行旅、これ、まず予算にないんですよ。だから、これは何なのか、誰なのか。

その下の寄附金10万円というやつ、これはどこなのか。

それから、民生児童委員活動費というやつですけれども、報酬で、民生委員推せん会委員ですか、推せん会ですか、これ何人で何回開かれているのか。ちょっと金額が合わないのか、これは何かいろいろ委員会があるんだけれども、結構、人数と金額と予算とあまり合わないんですよ。ちょっとそれを確認したいと思ひまして。

それから、111ページ、一番下のほうで地域自立支援協議会ですか、これも何人で何回開いているのか。

その次に113ページ、4番の特別障害者手当等給付事業、それから5番の中度心身障害者、6番の重度心身障害者ですかね、これみんな多分、予算よりだいぶ増えているんですけども、何人くらいいるのか。

それから、次が115ページ、9番の心身障害者福祉作業所運営事業、これは場所、確認ですけれども、委託先ですね。

それから、その下のグループホーム、これも交付金を出している先ですね、お願いします。

その次に123ページ、後期高齢者医療特別会計職員というところですね。これ、特に職員手当なんですけれども、3人で予算より300万円増えているんですよ。すごい、かなりこれ残業したか……。というのは、本給が1,000万円で手当が780万円ですよ。これ、労働条件とか、どういうあれなのか。

それから、137ページ、17番の公有財産購入費、どこを買ったのか教えていただきたいと思ひます。

それから、145ページ、生活保護扶助費なんですけれども、これ、かなり金額が大きくて、生活扶助費が1億4,000万円ですか、それから医療扶助費が2億1,000万円、これ、人数をどのくらいいるのか教えてもらいたいと思ひます。

あと飛びまして169ページ、公害対策事務費なんですけれども、これ、環境審議会が開かれる予定だったと思うんですよ、予算では。環境審議会って予算36万円とっていたと思うんですけども、それが無いということは環境審議会は開かれていないんだろうと思うんですけども、その環境審議会を開く、当初は予定だったと思うんですけども、中止になった理由。

あとは、塵芥処理施設で先ほど七巳委員の質問がありましたけれども、ついからです、運搬収集事業が、値段、当初9,000万円から7,000万円くらいに下がって、これは入札の結果だろうと思うんですが、その確認と、逆に今度、粗大ごみ処理施設が倍くらいの金額になっ

ているので、内容が変わったんだろと思うんですけども。

それから、その下の賠償金、22万円は大した額じゃないんですけども、何かということ
を教えていただければと思います。

○委員長（神子 功） 議案の審査は途中でありますが、ここで2時半まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時30分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、順を追ってご説明を申し上げます。

まず、決算書の109ページですが、行旅死亡人の扶助費でございますけれども、これは、
行き倒れになってしまった方がお一人いらっしゃいまして、その方の葬祭といひましようか、
死亡のために予備費で充当をさせていただいたものです。

それから、その下の寄附金の関係ですが、これは手をつなぐ育成会へ干潟地区のエステー
ト・プロデュース様のほうから10万円をちょうだいし、寄附金として差し上げてございます。

（「誰に」の声あり）

○社会福祉課長（在田 豊） 旭市手をつなぐ育成会へ、はい。

それから、大きな3番の民生児童委員の活動費の中の報酬の部分ですが、これは推せん委
員、議会のほうからも嶋田議員と、そして林議員に推せん委員になっていただいております
が、12名いらっしゃいまして、たまたま1回開催がございました。お一人6,000円というこ
とで、その際には7人の委員が出ているということで4万2,000円支出してございます。

（「7人ですね」の声あり）

○社会福祉課長（在田 豊） はい。

それから、111ページの自立支援協議会の委員15人で17万4,000円とありますが、これは委
員は全部で20名いらっしゃいます。実際に報酬をお支払いする委員はそのうち15名というこ
となんです、2回開催しました。それで、2回で延べ29人分支出をさせていただいており
ます。

それから、113ページ、大きい4番の特別障害者手当等給付金でございますが、これは日常的に介護を要する方へ障害者等の給付事業ということで、重度障害の方には2万6,440円、そして……

(「人数でいいですよ」の声あり)

○社会福祉課長(在田 豊)　そうですか、はい。全部で150人でございます。

それから、5番が、21名の方に医療費の助成をしてございます。

それから、6番の重度心身障害者、これは414人に助成をしてございます。

それから、次のページ、115ページ、9番の心身障害者福祉作業所の運営事業ということで、これは指定管理で旭市手をつなぐ育成会、ここに指定管理をお願いしてございます。

それから、その下のグループホーム等の運営費助成事業ということで、グループホームの家賃補助と、それから運営費の補助ということで、大きく分けますと二つになるわけですが、グループホームの家賃補助につきましては、1万円を限度に26人が17施設へ入居をしております。それから、グループホーム、その26人の日常生活を支援するための運営費として合計712万円支出をしてございます。

それから、137ページ、飛びますが、公有財産の取得でございます。137ページの土地購入費ということで、これが中央第二保育所の駐車場用地としまして借り上げをしておりました部分を取得させていただきました。504平米取得をいたしました。

それから、145ページになりますが、生活保護の扶助費の関係で人数を申し上げますと、まず生活扶助費、これは282人でございます。それから、住宅扶助費155世帯でございます。教育扶助費が5人、医療扶助費が204人、葬祭扶助費が2人、施設事務費が14人、生業扶助費が2人、それから介護扶助費が36人ということでございます。だいたい、世帯につきましては240をいったり来たりという、そういう感じでございました。

以上です。

○委員長(神子 功)　環境課長。

○環境課長(平野修司)　それでは、最初の169ページの公害関係の環境審議会委員が当初予算でのついていたけれども、決算ではのつていなかったと。

基本的には、環境審議会にかかる要件がなかったというのが理由でございます。一応、環境審議会にかかる要件としましては、規則というか条例で決まっております、環境保全に関する重要事項、それから公害に係る苦情処理等、あと規則、基準等に合った場合には環境審議会へかけなければならないということになっているわけですが、昨年度について

はそういう案件がありませんでした。その前の年は、一般廃棄物の施設の許可という関係で、県の許可を含めた、産廃等も含めた施設がありましたので、それについてはかけております。昨年度はなかったということでございます。

それから、175ページの粗大ごみ関係ですね、決算額が……、その前に、失礼しました。173ページのやはり13番、委託料の廃棄物収集運搬業務委託料、約7,000万円ほどの関係で、前年度より約1,000万円弱ほど下がっているけどという話ですけれども、これはまさしく見積もり合わせをやった結果で、市内の許可業者の中から収集運搬の委託をやりたい業者の見積もり合わせをやった結果、この金額におさまったということでございます。

次が、次のページの175ページ、備考欄の中の15の工事請負費、粗大ごみ処理施設改修工事が、これは決算額では601万円ほどと、当初のあれでは300万円ほどだと思えますけれども、これについては、昨年12月に不燃ごみを破砕する機械が壊れたため、流用して修繕をしております。その結果、この金額になりました。

それから、その下の22番、補償補填及び賠償金の賠償金22万1,550円の関係ですけれども、この関係は、クリーンセンター内で容器包装の社員がフォークリフトを作業中に、入ってきた軽自動車の車と接触をして、そのための賠償金でございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは私のほうからは、決算書123ページ、後期高齢者医療特別会計職員の給与費、その中で、職員手当が昨年と比べるとかなり増額しているのではないかとこの質問にお答えします。

確かに増額しております。これは一つは、人事異動で若い職員から中堅の職員になった、そのために扶養手当、通勤手当、児童手当等のその他の手当が増えた。それともう一つですが、やはり時間外手当が大きく増えています。これについては、議員もご承知のとおり、後期高齢者医療制度が20年度から始まったことによりましてそれ相当の事務量があったということと、年度途中におきまして保険料の見直し、これらが、いわゆる保険料が低所得者に対する見直しの軽減措置とかそういったものがたびたびありました。それによって、電算のシステムによる入力のような関係で、かなりの時間が、時間外を費やしたということでございます。それで増えたということでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、ありがとうございました。

ただ、1点だけ、ちょっとこの今のがすごい気になったんですよ。本給に対して8割くらいが手当だから、多分それは労働基準法にひっかかるんじゃないかと、これだけ残業をやったら。そんな気がしたので、ちょっと確認の面で聞かせていただきました。ありがとうございました。

○委員長（神子 功） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 先ほど残土と産廃の関係、違いはということで回答ができませんでした。

残土については、建設工事現場から発生する土、または残土等の土壌改良の一環としてコンクリートがら、石類を混合する場合、これらは土壌改良材ということで、国のほうで認められている残土という形になります。産廃は、ちょっと難しいんですけども、建築廃材、瓦れき類が混入しているものと、また、残土の中にそれがまじっていたものが、これは産廃だと、これが大きく用語としては分けられております。

残土の中の関係で、通常は、うちのほうでそれが残土か産廃かを見分けるもう一つの指針としては、地質分析結果証明書というのを正規の証明会社から求めます。その中で基準値の項目がありまして、それをオーバーしていれば当然それは産廃の扱いになりますけれども、国が認めた基準値以内ということであれば、これはリサイクル土ということで認められたものということで使用しています。大ざっぱに言ってそういう形になります。

以上でございます。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、3款民生費と4款衛生費についての質疑を終わります。

それでは、3款民生費と4款衛生費の担当課はここで退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時48分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、5款労働費から8款土木費までについて、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

ここで申し上げます。長くなるような説明でございましたら着座して説明しても結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○商工観光課長（神原房雄） 商工観光課が所管しております5款及び7款について補足説明をいたします。

初めに、5款労働費でございます。決算書175ページから179ページというふうになります。

労働費は、働く婦人の家の管理及び労働諸費として職業相談室の運営支援が主なものでございます。

初めに、177ページをお開き願いたいと思います。

備考欄3、働く婦人の家の活動費について説明をいたします。

働く婦人の家につきましては、女子労働者及び勤労者家庭の主婦の一般教養並びに職業・家庭生活技術の習得を目的に、各種講座・講習会を開催しております。主要講座といたしまして、講座数で33講座を開催し、回数で280回、延べ受講者数は3,860人というふうになっております。これにつきましては、女性の知識の向上、社会参加の促進が図られたものと考えております。

次に、179ページをお願いいたします。

上段になります。職業相談室の運営支援について説明したいと思います。

職業相談室につきましては、旭市地域職業相談室として相談業務を行っております。相談員は4名の配置で、利用者の増加に伴い、ハローワークによりまして12月に求人情報の閲覧パソコンを2台設置しました。トータル6台として相談体制の充実を図っているところでございます。

相談室の利用状況でございますが、厳しい雇用情勢から、平成20年度は1万9,412人、前年比27.3%の増というふうになっております。月平均で1,618人、就職者につきましては1,170人、前年比14.5%増というふうになっております。これにつきましても求職者の利便性が図られているところでございます。

以上が5款の説明でございます。

続いて、7款の説明をいたします。7款につきましては、決算書205ページから219ページ

になります。

その中で商工業及び観光の振興に関する主な事業について説明をいたします。

初めに、中小企業金融対策事業について申し上げます。決算に関する説明資料62ページ、決算書につきましては209ページになります。

その中で商工業及び観光の、決算に関する説明資料62ページでございますが、事業内容としましては、市内中小企業者に対し、経営の合理化を図るため、市内金融機関に貸付原資を預託し、その原資を基に金融機関が事業資金等の融資を行うものでございます。20年度は預託金を1,000万円増額しまして8,000万円としたもので、融資額は10倍の8億円というふうになるものでございます。

なお、補償金につきましては、返済不能になった場合における補償金の支払い、代位弁済でございますが、その損失補償金2件、76万5,548円ということになっております。

次に、商業活性化推進事業について申し上げます。決算に関する説明資料は63ページ、決算書は209ページというふうになります。

商店街が活性化策としまして実施する事業に対して補助するものでございまして、商店街等活性化事業でイベントの補助として4団体、134万円。

商店街振興事業の補助として、プレミアム付共通商品券発行事業、それと3商店街への運営費補助、合わせて1,258万円。

次の施設整備事業につきましては、1団体、駐車場借り上げ事業3団体を合わせて97万8,000円でございます。

それから、隔年で実施しております次の商工業後継者海外研修補助金100万円、それとスターライトファンタジーの開催の補助金として140万円というふうになっております。

次に、説明資料の64ページ、決算書は209ページ以降となります。企業誘致の促進事業について申し上げます。

主な内容は、旭市土地開発公社が行う企業誘致活動に対して100万円の助成、また、企業誘致条例に基づき、進出した企業が行う排水処理施設に対する助成で、20年度は農事組合法人北総養鶏組合に事業費の2分の1として99万4,978円を助成いたしました。

次に、説明資料65ページになります。決算書で211ページ以降というふうになります。ここでは観光振興対策事業について申し上げます。

観光客の誘致を図るため、観光情報のPRとして、20年度は新しい観光パンフレットを3万5,000部作成いたしました。それから、イベントなどの開催に際しまして、観光協会等の

関係団体に助成したものでございます。袋公園桜まつり、七夕市民まつり、新たな事業としては、あさひ砂の彫刻美術展、それから、いいおかYOU・遊フェスティバル、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦の開催等でございます。これにより観光客の誘致が図られたものでございます。

次に、説明資料66ページ、決算書は219ページになります。長熊スポーツ公園整備事業について申し上げます。

長熊スポーツ公園につきましては、老朽化した釣堀施設、それから隣接する野球場、ゲートボール等をリニューアルいたしまして、市内外の釣り愛好者が快適に利用できる施設、また、市民の交流や憩いの場として整備したものでございます。事業費は、工事請負費、備品購入費合わせまして2億595万1,992円となります。

以上が商工観光課に関連する主な事業の補足説明でございます。

○委員長（神子 功） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） それでは、6款農林水産業費のうち、農水産課関係の主な事業についてご説明させていただきます。

初めに、決算書の185ページをお開きください。

農業振興費の備考欄1、農業振興事務費の19、負担金補助及び交付金の下から2番目、米の力再発見事業補助金です。平成20年度から米粉用米が新規需要米として生産調整面積対象となったことから、米粉の利用拡大を進め、消費量が減少傾向にある米の新たな利用法を掘り起こし、需要喚起のためのPR活動などを実施するため、まちおこし産品推進協議会というのを設置いたしまして、その活動費用を補助したものであります。

平成20年度は、試食用の生めん、うどんですが、これを試作し学校給食へ提供するとともに、産業まつりなどのイベントでPR活動を実施いたしました。

次に、187ページをお開きください。

同じように備考欄の下の方、6、豊かな産地づくり支援事業の中の一番最後、売れる米づくり推進事業補助金です。これは、一般質問でご質問のあったブランド化を目指したお米の取り組みに対して補助するもので、ちばみどり農業協同組合の自主開発米部会と萬歳米栽培研究会の取り組みに助成するものであります。

次に、189ページをお開きください。

備考欄の8、「園芸王国ちば」強化支援事業であります。説明資料51ページにあります。

この中の「園芸王国ちば」強化支援事業補助金は、認定農業者や任意の生産団体が行う園

芸ハウスなどの生産施設や暖房機、生産管理機械などの整備を支援する県費補助事業で、平成20年度は14件の事業主体の行うハウス12棟、1万3,838平方メートル、省エネ型の暖房機等12台、予冷庫などの機械3台、総事業費2億2,086万2,628円に対し4,494万7,000円を助成いたしました。

次の9、施設園芸燃油高騰対策事業の補助金は、園芸王国同様、県費補助事業で、12月に補正予算をお願いしたものであります。原油や鋼材、肥料など農業資材の急激な高騰に対応するため、省エネタイプの暖房機、電気によるヒートポンプ等を導入する農業者に支援したもので、事態の重大さから市でも5%の上乗せ補助と、県事業に該当しないイチゴ農家に対しては単独で同率の補助をいたしました。平成20年度は27件、39台の暖房機等に1,268万3,700円を助成いたしました。

次に、191ページをお開きください。

同じく備考欄の12、農業経営基盤強化促進事業の一番最後、遊休農地解消対策事業補助金は、県の遊休農地リフレッシュ活用支援事業補助金を活用いたしまして、農業委員会、JA、土地改良区、県農林振興センター等をメンバーとする旭市耕作放棄地解消対策協議会を通じて、耕作放棄地を活用する機運を盛り上げるため、耕作放棄地の活用に関するアンケート調査を実施したものであります。

次に、193ページをお開きください。説明資料では52ページになります。

備考欄の最初、14番の経営構造対策事業の中の補助金は、干潟地区で実施されている萬力Ⅱ期のは場整備事業に併せ、担い手となるべき稲作2法人と施設園芸3法人を設立し、それらの整備するライスセンター2か所とビニールハウス18棟に助成するもので、平成19年度から21年度までの3か年事業であります。平成20年度はライスセンター1か所とハウス18棟を予定しましたが、3月議会で繰越明許をお願いしご心配をおかけしたとおり、事業費で3億8,641万9,695円、補助金で1億8,831万円の予算から、事業費ベースで1億7,698万3,593円、補助金で8,406万6,000円を繰り越したものであります。

なお、この繰り越し分につきましては、去る8月31日をもって完成していることをご報告申し上げます。

次に、195ページをお開きください。説明資料では53ページになります。

備考欄の3、畜産環境総合整備統合事業は、畜産から出る畜ふんから良質な堆肥を生産する施設等の整備を行ったもので、国から50%、県から20%の補助を受けまして、受益者から22%の負担金をいただいて整備するものであります。

なお、ここから繰越明許をお願いした、し尿の浄化施設につきましては、用地についての地元協議がまとまり、今年度中には整備完成できる運びとなりました。

次の４、畜産環境総合整備統合事業（繰越明許）は、平成19年度から繰り越した浄化施設の整備工事でありまして、平成20年７月４日に竣工いたしました。

次の５、食肉等流通体制整備事業（繰越明許）の補助金は、説明資料では54ページになります。

平成19年度から繰り越した、鶏卵の洗卵、選別、包装を行う施設の整備に対する補助でありまして、当該施設は平成20年８月22日に竣工しております。

一つ飛ばしまして、７のバイオマスの環づくり推進事業の補助金は、説明資料では56ページになります。

耕種農家と畜産農家の連携による循環型農業を構築するため、良質な堆肥の生産施設や農地への散布機械の整備に対して助成するもので、平成20年度は三つの組合の総事業費で３億9,601万5,008円に対し２億1,216万2,500円を補助したもので、工事の終わらなかった事業費で3,081万7,500円分については繰越明許をお願いし、平成21年４月10日に竣工いたしました。

次に、199ページをお開きください。

備考欄の上のほう、７、仁玉川補修事業負担金は、老朽化が進み危険な状態になってきた仁玉川の鋼矢板護岸改修のための機能保全計画策定業務に対する負担金であります。改修工事の実施については、国の基幹水利施設ストックマネジメント事業の平成22年度採択を受けるべく、県、大利根土地改良区と協力し推進しているところであります。

最後に、205ページをお開きください。

４目漁港建設費の備考欄、１の水産基盤整備事業の負担金は、飯岡漁港外西防波堤整備に係る負担金で、現在立入禁止となっている堤防を親水化し、散策できる港にするため、平成18年度からの継続事業で実施している事業の負担金であります。負担割合は、国50%、県39%、市11%となっております。

以上で農水産課関係の説明を終わります。

○委員長（神子 功） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、決算書の219ページ、土木費の補足説明をいたしたいと思います。補足説明は決算書に関する説明資料で行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、67ページをお開きください。これは国土調査事業でございます。場所は、秋田・萬

力地先の県道佐原椿海線西側から匝瑳市境までの現地調査と秋田地区の土地改良区との境界の復元であります。

続いて、68ページをご覧ください。68ページは、道路の維持補修事業と交通安全施設の事業が載っております。これは、先ほど配りました工事一覧表の1ページから4ページまでに記載しておりますので、工事本数が多いので説明は省略させていただきます。

次に、69ページです。新設改良事業の工事であります。やはり同じく工事一覧表の5ページから7ページに記載してあります。やはり工事が多いので、説明は省略させていただきます。

次に、決算書の70ページです。70ページは、排水路整備事業です。これは、十日市場地区の椎名団地に向けての排水路整備事業です。工事一覧表の5ページの工事番号39と6ページの工事番号79になります。

続きまして、71ページ、排水路整備事業の西野地区の委託でございます。工事一覧表の4ページの下から8番目になります。

次に、72ページです。旭中央病院アクセス道整備事業です。この工事は、工事一覧表の5ページの工事番号38と6ページの工事番号73と86及び、7ページの工事番号87と95がこの工事に関する工事でございます。

次に、73ページです。これは、1-002号、干潟地区の長部地先の歩道の整備事業であります。工事一覧表の5ページの工事番号21がこの工事であります。

決算書74ページ、防衛省の補助事業であります。工事一覧表の4ページの下から9番目、10番目がこの工事になります。

最後になりますが、決算書75ページ、橋梁維持補修事業の委託と工事であります。工事一覧表の7ページの下から2番目、3番目が委託で、工事番号42が工事でございます。

補足説明は以上でございます。

○委員長（神子 功） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課のほうから所管事業につきましてご報告をさせていただきます。説明につきましては、別冊の決算に関する説明資料により行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、説明資料の76ページをお願いいたします。

初めに、都市計画マスタープラン策定事業についてご説明いたします。

この事業は、平成19年度から3か年計画で策定作業を進めておりまして、合併後の旭市の

秩序ある土地利用と均衡あるまちづくりを進めるため、市内全域における都市計画区域の見直しを行うための基礎資料となるものでございます。

なお、都市計画の見直しにつきましては、平成22年度以降に考えたいと思っているところでございます。

次に、77ページに移ります。

街路整備事業（谷丁場遊正線）でございます。

国道からＪＲを横断いたしまして市役所通りまでの延長700メートルの区間におきまして整備を進めているものでございまして、平成20年度の主なものは、委託料の中段になりますが、ＪＲ横断部における橋梁及び道路の詳細設計を行ったものでございます。

なお、財源につきましては、まちづくり交付金事業、干潟駅周辺地区の基幹事業として平成20年度から5か年計画で事業を進めているところでございます。

次に、78ページをお願いします。

駅前広場等整備事業であります。

県事業への負担金として事業費の13.5%を支出したものでございます。

なお、本事業につきましては、22年3月末をもちまして現在の事業認可期間が終了いたします。これは県事業でございますけれども、県におきましては、現在、再度の延長、3か年程度の延長を検討しているということで聞いております。

続いて、79ページです。

干潟駅前広場整備事業ですが、昨年度は駅前広場の測量等と、それから基本設計を行ったところでございます。本年度は、ちなみに実施設計の予算をちょうだいしてございまして、現在、設計作業を行っているところでございます。

事業の期間がここにH20～H22と書いてございますが、これからＪＲ、あるいはタクシー等々の関係者との協議がございますので、場合によりましてはこれが23年度にずれ込むということも今視野に入れて検討を行っているということでございます。

次に、80ページをお願いいたします。

あさひ健康パーク維持管理費でございます。オープン記念式典をはじめ、指定管理料を含めた維持管理費でございます。

続いて、81ページでございます。

パークゴルフ場の管理棟の建設に係る繰り越し分でございます。内容は、ご覧のとおりでございます。

82ページをお願いいたします。

袋公園整備事業でありまして、昨年度は、園路広場及び駐車場等を整備するとともに、土地開発公社から先行取得分959.78平方メートルを買い戻したものでございます。

83ページに移りますが、文化の杜公園整備事業でありまして、主なものは中段の公有財産購入費でございまして、地権者は土地開発公社を含めると13名、面積では1万8,754.24平方メートルを取得したものでございます。これにより年度末における用地取得率、これは仁玉川北側の区域7.9ヘクタールを対象にしておりますが、66.15%となっております。この事業は、まちづくり交付金等を活用して平成18年度からの5か年事業で進めているところでございまして、平成22年度が最終年度となるものでございます。

次に、84ページは、（仮称）下宿ふれあい公園整備事業でありまして、全体面積は1.15ヘクタール、用地取得率は20年度末現在86.6%となっております、本年度が事業の最終年度となります。現時点の用地取得率は92.82%でございます。

都市整備課からは以上でございます。

○委員長（神子 功） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 財政課から市営住宅の改修事業について補足説明申し上げます。説明資料の86ページになります。

この事業は、市営住宅の維持保全、それから安全な居住環境の確保のため、改修工事等を実施したものでございます。

財源なんですけれども、これは国庫支出金、地域住宅交付金をいただいております。

住宅の修繕、定期修繕として11か所、それから池の端住宅の改修工事2棟10戸、それから双葉団地、下永井団地、それぞれここに記載のとおり改修を行ったものでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 担当課の説明は終わりました。

それでは、5款労働費から8款土木費までについて質疑に入ります。

質疑がありましたら一括でお願いいたします。

高木武雄委員。

○委員（高木武雄） 農林水産事業費の畜産環境総合整備統合事業ですか、決算書で195ページ、資料の説明欄で53ページのこの事業でございますけれども、これは市が主体となっていていろいろ施設を作り、またそれで利用者からも負担していただいているわけなんですけれども、これが建設できた後の運営ですか、それと、この事業に係るその受益者というか、

これは何軒くらいあるのか、また、これは恐らく畜産のふん尿処理の関係でございますので、今後まだ未整備というか、結構、干潟地区にそういう農家が多いものですから、今後どのような需要がこれは見られるのかお願いいたします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 委員のおっしゃるとおり、市で整備いたしまして、完成後に、利用する農業者の組合等に譲渡するものであります。東総地区西部という組合をつくっておりまして、組合の総数は21軒の畜産農家、それが幾つかのグループに分かれまして、共同で利用するし尿、あるいは畜ふんの処理施設をつくっているということであります。

よろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○農水産課長（林 清明） 今回行っているのは18年からの5か年計画で、とりあえず干潟地区の畜産農家につきましてはおおむね終わるのかなと。この事業が、同じ国庫補助の事業が22年以降残るかという、どうもそうではないようですので、国庫補助事業がどうなるかの様子も見ながら、新たな需要があるかどうかについても確認しながら進めていきたいと思っております。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） じゃ、今、確認の意味なんですけれども、これはたしか干潟地区にかなり豚舎が多く、いろいろ問題が出ていた。それで、そのふん尿処理をやるということで事業が始まったような結果だと思います。そうした中で、この事業でほとんどもう干潟のそういう地区の畜産農家の需要というか、それでもう間に合ったのかどうか、その辺をお願いします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 本当の小さな畜産農家までそれで全部できているかという、そうではないようなんですが、今時点で、自分もこの事業をやりたいとかという要望はないようです。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 説明欄の64ページですけれども、企業誘致促進事業の中の旭市土地開発

公社企業誘致促進事業補助金100万円ですけれども、この100万円ですが、どなたがどういう活動をされたのかお伺いをします。

それから、78ページの旭駅前広場等整備事業、22年度末で一たん終了ということで、県はまた3か年程度の延長を検討しているということですが、これから最終的にはどういったような形にこの駅前の工事になるのか、もし分かればお願いをしたいと思います。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 説明資料の64ページ、土地開発公社に対する補助金100万円の中身はという部分でございますが、企業誘致ということで、旅費が主なものでありまして、あとは運営に係る事務費的なものでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

先ほど申しましたように、県事業ということで、もう3年ほど延長したいというのは、これから事業認可の変更がございます。最終的にはどのような形になるのかというお尋ねでございますが、現時点で大きく、地権者が、まだ4件の未買収地がございます。これは建物を中心として大きく4件ということです。今後におきましても、やはりもう既に当初の事業認可からかなり年月がたっておりまして、もうある程度のその未買の状況はつかんでいるんですけれども、これからも一生懸命、難しい状況でありますけれども、積極的に行っていききたいと。

最終的な形でありますけれども、駅前広場としては3,000平方メートル、道路の幅員は16メートルになっております。来年国体を迎えるに当たりまして、今まだそのガードレール等々でもってちょっと使いづらい状況になっておりますけれども、一応、来年度に向けて暫定の形で供用を開始したいと、今、このように思っております。

以上です。

○委員長（神子 功） 島田委員。

○委員（島田和雄） 旅費というのは分かったんですけれども、これは職員の方が誘致活動をするための旅費ということでよろしいでしょうか。

それから、駅前広場ですけれども、道路幅員16メートルにするということですが、これについてはどこからどこまでということでお伺いをします。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 旅費の中身ということでございますが、ほとんどは県外への職員の旅費でございます。あくまでも企業誘致ということの中で迅速にその場所に行けるように、中には飛行機で行った部分もございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 16メートルの内訳と起点、終点のお話がありましたけれども、駅前広場が起点になります。今の事業認可の終点というのは、商工会館の十字路が終点になります。延長は350メートルでございます。それから、道路の幅員16メートルであります、歩道が左右にそれぞれ3.5メートルずつ、道路になる部分が9メートル、これは停車帯とかもつきますけれども。

以上でございます。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） それでは、お尋ねします。

決算書の189ページ、19節の負担金補助及び交付金という中の地域農産物地場消費活動補助金50万円と地産地消推進事業補助金30万円、これ、ちょっと似ているようではございますけれども、内容がどの程度違うものなのか。

それともう1点、201ページの保安林植栽事業、工事請負費、植栽工事500万円ちょっと出ているんですけれども、この場所と面積ですか、どのくらい行われたのか、それを2点お尋ねしますので、よろしくお願いします。

○委員長（神子 功） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 最初に、地域農産物地場消費活動補助金ですが、これは直売所協議会、市内に3店舗ある直売所の皆様が協議会をつくっているんですが、その協議会の活動に対する補助であります。

それから、地産地消ですか、これは旭地産地消推進協議会というのを組織しておりまして、主にお母さん方なんですけれども、そのお母さん方が、食育活動であったり、皆さんご存じ

のところで言うと太巻きずしの普及とか、そういったものをなさってくれておりまして、その活動に対する助成であります。幽学の里の交流事業などでもご協力をいただいたりしております。

すみません、保安林の植栽工事ですが、場所はちょっと詳しく分からない、神宮寺地先ということで、1本が植栽工1,600平方メートル、それから防風柵設置が44メートルということで、飯岡地先、萩園公園の場所が防風柵、それから神宮寺の、場所はこれはどこですかね、ほとんど駒込浜に近い所ですか、そこで1,600平方メートルの植栽ということであります。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 説明資料のほうの63ページの中で、旭市商店街等活性化事業補助金、4団体に補助してありますけれども、これはおのおの皆違うわけでございますけれども、これは補助は基礎になる何かのものがあると思いますけれども、その辺、ちょっとお知らせいただければと思います。

それと、77ページ、谷丁場遊正線の中で、今、このような形で昨年度は行われたということでございますけれども、例えば用地取得等において、土地開発公社等が所有しているものがまだその中に、ここには出てきていないと思いますけれども、そういったものがあるのかどうか。それから、今後、そうでなくて直接買収するものがどのくらい必要になるのか、その辺、ちょっとお願いします。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 旭市商店街等活性化事業補助金の中身でございますが、これは活性化事業補助金交付要綱がございまして、交付要綱の中においては補助率2分の1と限度額が50万円というふうになっております。それぞれの事業につきましては、田町本町通り商店街につきましては、7月にサマーセール、売り出しを実施しました。そういった抽せん会等の部分、それから7月19日は歩行者天国を実施しまして売り出しをしております。そういったものの補助でございます。

それから、干潟駅前スタンプサービス会につきましては、12月1日から12月21日、歳末セール実施という部分の中での補助券を配ったり抽せん会を実施したものです。

干潟商業振興会、これにつきましても、同じように歳末の加盟店一掃セールというような

事業を実施しているところでございます。

それから、海上商業組合につきましても、スタンプ券2倍セール、特別交換会等、海上産業まつり等々に実施しているものでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えをいたします。

公社分がどのくらいあるかというご質問がありまして、実は今、累計していないもので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

（「あとでも」の声あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） そうですか。

それで、全体が1万3,936平方メートル、場所説明は省きますけれども、今の時点での買収率は62.38%、年度末です。残っている面積が、これは公社を除きます。公社を除いて直接これから買う、あるいはまた公社に先行取得をお願いする場合もございまして。残りが5,243平方メートルという状況でありまして、後ほど土地開発公社の現状の先行取得分につきましてご報告させていただきます。

以上です。

○委員長（神子 功） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 先ほど高木委員のご質問の畜産環境総合整備統合事業の組合員数、21軒とお答えしましたが、誤りがありました。申し訳ありません。訂正させてください。肉牛農家3戸、それから養豚農家14戸、計17戸でありました。申し訳ありませんでした。

○委員長（神子 功） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 今の活性化補助金の中で、私、限度額50万円というお話をしましたが、海上商業組合については54万円という記述でございまして、これにつきましては、旧海上町からの定額補助ということになっておりますので、その金額ということになります。それ以外については、限度額50万円の中の2分の1の50万円ということで実施しております。

以上です。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） それでは、お聞きします。

56ページのバイオマスの環づくりのこの1番から3番まで、聞いたことのないような堆肥組合があつて、私、三川に住んでいても、三川にこんな組合があつたのかなと。まず、この事業主体がどこにあるのか、もしあれば名前まで教えてください。

それから、ページ数63ページのプレミアム付共通商品券、今年度、緊急対策事業の中でちょっと事故があつたようなお話を聞いていますので、その対策はどの辺までなされたのか。

それから、この研修先、上海10名100万円というの、これは1人10万円になりますが、どのくらいの全体の旅費で行って、だいたいこれで間に合っちゃうのかどうか、そこまで、もしあれば。

それから、66ページの長熊釣堀公園の工事をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

それから、中央病院アクセス道路と、72ページなんですけれども、この物件補償11件の、もしあれば内容をお聞きしたいと思います。

最後に、このあさひ健康パークの件で、パークゴルフをやっている方から、職員が4名いると、一緒にパークゴルフをやって健康維持を保っている方がいるというようなお話を聞いたもので、ぜひ議会で聞いてくださいということなんですけれども。

○委員長（神子 功） 議案の審査は途中でありますが、ここで3時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時45分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） バイオマスの環づくり推進事業の3組合はということでございますが、この組合は補助事業を受けるための任意組合でありまして、ほとんどが農場の所在地、または処理施設等の建設場所の住所を使うようであります。また、名前につきましても、その地域の名前をとる例が多いようであります。

最初に、海銚堆肥生産組合につきましては、組合の所在は銚子市になっておりますが、施

設が旭地先にあるということであります。肉牛農家3軒の組合であります。名前につきましては、個人情報でありますので差し控えさせていただきます。

それから、トントン堆肥組合ですが、これは住所は三川で補助を受けております。養豚農家1軒と耕種農家8軒の組合であります。

それから、三川畜産環境整備組合ですが、これはやはり三川に住所を置いておりまして、養豚農家1軒と耕種農家5軒の組合であります。

以上です。

○委員長（神子 功） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは初めに、プレミアム付商品券でございますが、これについては、繰越明許ということで、数字的には21年度の決算に数字がのってくる部分でございます。

去る4月に発売しました期限つきプレミアム商品券につきましては、一部加盟店で不適切な取り扱いが発生したと。このことにつきましては、改善策について、旭市の商業振興連合会が主催ですので、その中で7月に対応ということで示されたものがございます。連合会におきましては、一部の人が大量に商品券を取得してそれを1加盟店で大量に利用されてしまったということを踏まえまして、防止策として要綱の制定をいたします。

主な内容としましては、購入限度額の設定という部分におきまして、次回もプレミアムが発行されるわけですが、そこから当てはめていきたいという部分で、購入限度額の設定、5セット5万円を限度というふうなものも今考えている。それから、購入表の導入ということで、ある程度、誰がどれだけ必要としたかという部分も記述しておくという部分。それから、使用限度額につきましても、今までは限度額がございましたが、1店舗50万円までという部分。それから、当然、自店での使用を禁止すると。プレミアム商品券を買って自分の店で使うという部分については禁止をするということであります。

それと同時に、罰則規定もある程度設けていきたいと。どういう罰則規定かというものにつきましては、一つに、加盟店の取り消し、それから返金を求めるといったものが考えられているという部分でございます。

具体的には、今申し上げましたけれども、市民の方が商品券を購入するに当たって購入限度額を守ってもらうため、購入表を用いると。規定数以上買えないようにするという部分、また、利用についても限度額50万円を設けるという部分で、多額の商品券を使えないようにするという部分でありまして、より多くの市民の方に行き渡るように、利用してもらえるよ

うにするというものでございます。

それから、2点目の海外研修補助金の内容という部分でございますが、これは商工業者の後継者の育成の一環という部分の中で、隔年で実施しております。補助率でございますけれども、研修生1人当たり経費の3分の2以内で限度額を20万円というふうに定めてございます。ですから、20万円の部分ということで、参加者が10名、これは平成21年1月20日から22日まで、研修先は中国の上海でございます。視察の内容でございますけれども、先進的経済政策や活性化事業についての視察ということで、上海の第一百貨店、それから八佰伴、マクドナルド、そういう部分の視察を実施したというふうに聞いています。

それから、長熊スポーツ公園の工事の内容をもう少し詳しくということでございますが、長熊のスポーツ公園の整備につきましては、大きく分けて二つございます。一つは釣堀の工事、もう一つはスポーツ施設の工事という部分がございます。長熊の釣堀の工事につきましては、堆積した土砂等を掘削しまして、老朽化した浮き栈橋をかけ替えるという部分でございます。発生土につきましては、土壌改良の上、親水公園の盛り土材として活用をしております。土壌改良の面積につきましては、9,917立方メートルということでございます。浮き栈橋については、7本の設置をしてございます。

それから、もう一つのほうの大きな工事としてのスポーツ公園そのものの工事でございますけれども、これにつきましては、5,000平方メートルの野球場の整備、それからゲートボール場の整備、これは2面でございます。あと多目的広場整備ということで、グラウンドゴルフもできる芝生の部分も設けてございます。それで、釣堀で多くの方が来場する場合は、そこも駐車場に使えるような形を考えてございます。そのほか、新しいトイレの建築、フェンス等を新しくしたという内容でございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、物件補償ですけれども、東西線Aで5件、南北線で6件ですか、いずれもハウス等、耕作施設の関係でございます。

○委員長（神子 功） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

初めに、先ほど日下委員のご質問のときに公社分についてお答えしてございませんでしたので、ただいま数字が届きましたので、お答えをさせていただきます。

公社の現在の先行取得分につきましては、32筆、7,020.55平方メートルでございます。こ

の土地につきましては本年度予算をちょうだいしております、順次買い戻す予定であります。

それから、林委員のご質問でございますが、健康パークの関係でございます。基本的に健康パークの運営につきましては、指定管理者である財団法人旭市福祉協会に委託をしているわけでありまして、当該臨時職員につきましては、福祉協会の職員の身分にあるということでもあります。

職員4人につきましては、一緒にプレーをしているというお話がございました。この4人につきましては、パークゴルフの認定指導員の資格を取らせております。ですから基本的には、初心者であるとかいろんな方々に対して、一緒に回って指導をするという立場もでございます。その場合には必ずオレンジ色のTシャツを着ているということで、そういうルールとしております。

それから、その当該臨時職員でありますけれども、勤務体系がやはり複雑であります。やはり年中無休でありますし、時間もかなり長いという中で変則な勤務体系をとっておりますので、私は見たことないんですけれども、基本的にはその休暇の中での、あるいはその休みのときに回っているんだろうというふうに思っております。

以上です。

○委員長（神子 功） 林委員。

○委員（林 七巳） よく旅行のパンフレットなんか見ますと、上海はこんなにかからないんですよ。ずいぶん高い研修旅行だと思うのがまず1点。

それから、長熊のスポーツ公園、これ何か発生土壌の関係でちょっとかかり過ぎちゃって、フナを買う金がなくなっちゃったような話がちょっと聞いたもので、その辺のところももう少し。

それから、土木のほうで、確かに中央病院のアクセス道路は便利になると思いますが、委員長の所が、私、いつ見ても舗装にならないで、何か建設課で委員長に恨みでもあって舗装しないとか何とかいうあれが、まあそういうことはないでしょうけれども、どうしてあの道路が舗装にならないのか、その理由をお聞きしたいと思います。

以上でお願いします。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 後継者育成のための海外研修、上海に行くのに金額がちょっと

高いんではないかというお話ですけれども、実際は行った中での部分でどういうことがあったかという部分の中で、自分たちはそれにどういうふうに生かせるかという部分があると思います。ですから金額につきましては、私どもとしては適切な金額というふうに理解はしております。

それから、長熊の部分なんですけど、工事のほうに金額がかかり過ぎてヘラブナの購入が減ったのではないかというお話でございますが、ヘラブナの購入につきましては、消耗品という形の中で当初予算組みをしておりますので、そのとおり15トンを入れております。

工事でございますが、確かに追加工事といいますか、実際、こういったものの改修という部分は実施したことはございません。それと同時に、その土壌自体を使うというエコの部分だという部分もありまして、そういった中におきましては、確かに金額的には追加工事が860万円ほど出ております。しかし、今申し上げましたとおり、ヘラブナにつきましては、当初の計画どおり15トンをそのまま放流しております。

以上です。

○委員長（神子 功） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 場所は、構図は1.8メートル、現況は3.6メートルあるんですけども、アクセス道の南北線と併せて整備を考えております。

○委員長（神子 功） 林委員。

○委員（林 七巳） 長熊に関しては、いつだったか、臨時議会のときだったかな、フナが足りないという要望書が各議員に配られまして、そういう経過がありました。

それから、舗装に関しては、できればなるべく早くやってください。お願いいたします。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） ヘラブナの入れた部分15トン、それが足りないという部分につきましては、確かにどれぐらいの量を入れればいいのかというのは非常に難しい部分でありまして、あそこを改修したときにいた魚については6トンでございます。6トンを、改修しますので、それを市内のほかの釣堀のほうに、市民の方に釣っていただくというふうにはほかへ回したわけですが、そのときには6トンでした。施設自体も、当初の施設の面積よりもかなり減っている部分もございます。その中で養魚業者等々からも参考意見を入れた中で、当初15トンという部分については適切だというふうに考えております。

ただ、現在、魚が釣れないという部分でちょっと悩んでいる部分はございます。魚を15ト

ン入れたときには、かなり量が、20キロとか30キロ釣れたんですが、時間とともに、釣り大会のときには200名以上の方が参加したわけですが、その中で100名ぐらいの方が釣れなかったという部分があります。

それにつきましては、今いろいろ検討している部分でございますけれども、今回、補正予算の中で魚の量を4トン増やしてございますけれども、やはりその施設改修をしたという部分については、かなりそこが落ちつくまで、環境が整えられるまでは3年ぐらいかかるという部分の話を聞いております。これについては、釣りをやる皆さんがそういう話をしております。魚についても、環境が変わるという部分もありますし、施設自体が今までの施設と違いますので、その沼の草についても、工事の中では草はなくなりましたし、ある程度草が生えてくるまで時間もかかります。

それから、野球場というかスポーツ施設のほうにつきましても、今までは舗装しておりましたけれども、すべて管理も行き届くようにという部分で舗装もいたしました。そういう水がすべて長熊のほうに流れてきますので、施設自体の安定までは3年かかるという部分がおおかたの話ですので、そういった意味では、3年ぐらいをかけた中できちんとしたものができればなど。

そうは言ってもお客さんはいるわけですから、釣れる方法という部分でいろいろ考えた中では、当初入れたときには、さっき言いましたけれども、15トン入れたときには20キロとかそういうふうに釣れたわけですので、魚を入れれば釣れるんだという話がありまして、そういった意味の中では、当初予算で考えています。今年の4トンでは足りないだろうと。これも地元の釣り組合の人たちとも相談した中で、もう少し量を増やそうという部分の中で今回8トンにしております。

魚を入れれば釣れるという部分がございますが、その試しではないんですが、10月18日に無料で釣り大会を実施して、そのときに、2トン入れた中でどういう状況になるのかということで、そういったいろんな手法を考えてみますので、もうしばらく見てもらいたいと、そういうふうを考えます。

以上です。

○委員長（神子 功） 林委員、よろしいでしょうか。

（「はい、ありがとうございました」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

嶋田哲純委員。

○委員（嶋田哲純） 一つだけ農水産課のほうにお願いしたいですけれども、米の力再発見事業でもって萬歳地区へ米粉の機械を入れたわけですが、何人ぐらいの人数で、今まで何キロぐらい入ったか分かりますか。

（発言する人なし）

○委員（嶋田哲純） 後でいいです。

○委員長（神子 功） それでは、ただいまの嶋田哲純委員の質問については、よく調べていただいて、後ほど分かるようにお願いいたします。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 先ほど農水産課長の中で、バイオマスの環づくり推進事業、個人情報の関係でということのお話がありました。これを見ますと組合なんですよ。だから組合だと必ず代表者があり、多分、組合を組織する時点で、利益の供与とか利益の還元とかいろいろと形を持ってこうやと思うんですけれども、それが個人情報に影響するということがあるんですか。代表者くらいは出せることはないんですか。

（発言する人あり）

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 組合員個々のお名前というのはやはり差し控えさせていただきたいと思いますが、補助を受けたのは、確かに代表者はいますけれども、組合の名前で受けておりますので、それでご容赦いただければと思いますが。

（「組合は任意組合だよ」の声あり）

○農水産課長（林 清明） そうです。

（発言する人あり）

○委員長（神子 功） 農水産課長、いかがですか。

○農水産課長（林 清明） それでは、組合長ということで、海銚堆肥生産組合につきましては、組合長は旭市岩井の伊ワブチさんという方です。トント堆肥組合につきましては、組合長は有限会社菅井物産。三川畜産環境整備組合は、組合長は市内のイトウカズコさんという方です。

以上です。

○委員長（神子 功） よろしいですか、日下委員。

ほかに質疑はありませんか。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 決算書の227ページの道路維持補修事業のところで質問をいたします。

今年度、道路維持補修事業ですけれども、1億314万7,650円でございますけれども、昨年度は1億2,691万9,800円ということで、マイナス2,377万2,150円ということになっております。その理由と、それから備考欄の13の委託料、道路補修委託料、今年度1,396万5,000円、昨年度は1,827万円ということで、430万5,000円の減、その理由と、それから15番のところの工事請負費、道路補修改修工事、今年度8,903万2,650円、昨年度が1億864万9,800円ということで、マイナス1,961万7,150円のその減の理由と、それから19の負担金補助及び交付金、私道整備助成金15万円でございますけれども、その内容を教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは先に、一番最後の私道助成金ですか、これは権田沼地先の側溝改修の関係で補助を出しました。あと金額が減っている面ですけれども、主なものは、執行残ですか、落札率が83%ぐらいになっていますので、主なものはその執行率で、工事的には、工事本数も全体で95本ぐらいやっておりますので、工事本数はそんなに変わっておりませんので、執行率で残額が出たものと思っています。

○委員長（神子 功） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 分かりました。ありがとうございます。

それと、決算書の229ページの備考欄、3の交通安全施設維持補修事業でございますけれども、こちらも今年度1,416万4,266円、昨年度1,933万5,939円ということで、やはりマイナス517万1,673円になっておりますけれども、やはりその辺の理由も教えていただきたいと思います。

○委員長（神子 功） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） やはり主なものは執行残と、あと安心歩行エリアの補助金か何かがなくなった関係じゃないかと思っておりますけれども、それは去年も安心歩行エリアの補助金がありましたので、その関係が多分なくなったのが要因だと思いますけれども。

○委員長（神子 功） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（神子 功） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 先ほど嶋田委員からご質問のありました米粉の機械ですが、これ21年度供用開始です。8月までで利用者が市内39人、市外8人、合計47人で、760キロの米を粉にしているということであります。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） じゃ、1点だけ伺わせていただきます。本当は5点ぐらいたったんですけども。

説明書の67ページ、地籍調査事務費、先ほどもちょっとお話ししたんですけども、秋田・萬力地区の地籍調査でございます。旧干潟町でこの国土調査をずっとやっていたんですけども、現在までの進捗状況を教えていただきたいと思います。それであとどのぐらいで終わるのか、よろしくお願いします。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 現地調査は平成20年度で終わっております。干潟地区ですね。あと今後、地権者の同意をもらいまして、県から国に認証の手続きをしまして、その後、法務局に登記申請をするような段階になっておりますけれども、最終的には、今の予定では23年にすべて終わるような予定ですが、平成23年ですか、それで一応、干潟地区に関しては全部すべて終わるような形に手続きが進んでおります。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） 現地はもう終わっていますから、それからあと県を通して国に認証を受けますから、その関係で少しずれますので、その関係で23年には終わると思います。

○委員長（神子 功） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） ありがとうございます。

そうすると、もう干潟地区の現地調査は終わったと、あとは登記が23年で終わると。ほかの地区はどうなんでしょうか。ほかの、要するに旭、海上、飯岡地区、全部終わっている、その辺。やっていないでしょう、そうでしょう。お願いします。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 今年度から鎌数地区を始めるような形で準備しておりますけれども、

ですから、その後どうなるかはまだ、初めて干潟地区が終わりまして、今度、旧旭地区の鎌数地区から始めますので、これからどういうふうな形で回っていくのか、ちょっとまだ予想はできませんけれども。

○委員長（神子 功） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） ありがとうございます。

そうすると、この国土調査はほかの地域では全然手つかずなわけですね、ゼロですね。これから始まるわけですね。

（発言する人あり）

○委員（柴田徹也） ああ、そう。

それで、いずれにせよ、何年かかってもこれはやっていくわけですか。その辺は見通しはどうなんでしょうか。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 全域をやると何か110年ぐらいかかるらしいんですよ。これから干潟地区を除いて全域を、新市の旭地区をやると100年以上かかるということですので、とりあえず今のところは新たに増えた干潟地区が終わりまして、旭の鎌数地区を始めますので、今後どういうふうになるかはちょっと分からない状況なんですけれども。

（発言する人あり）

○委員長（神子 功） ちょっと待ってください、全部聞いてから。

○建設課長（北村豪輔） この辺でやっているのは、あと東庄町とか山田町だとか、今の香取市ですか、幾らもないと思うんですよ。

（発言する人あり）

○建設課長（北村豪輔） はい、その近くですね。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、5款労働費から8款土木費までの質疑を終わります。

それでは、5款労働費から8款土木費までの担当課はここで退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時14分

再開 午後 4時18分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで会議に入ります前に、先ほど議論がございましたけれども、企画課より成果品ということで資料が届いておりますので、事務局より配布いたさせます。

（資料配布）

○委員長（神子 功） なお、ただいま事務局より配布いたしました内容につきましては、内容的に、質疑をするということではなくて、これからの参考にしていただければと思いますので、よろしくご配慮のほどをお願い申し上げます。

続いて、9款消防費から14款予備費までについて、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、9款消防費の主な事業についてご説明申し上げます。

なお、主な事業五つのうち耐震貯水槽、消防庫、団車両の3事業につきましては、3日の本会議におきまして財政課長から説明してございますので、2事業について補足説明を申し上げます。

初めに、決算書の255ページをお開きください。

備考欄4の消防車両整備事業でございます。11節需用費ですが、修繕料として、平成2年度に整備しましたはしご車の安全性を確保するためにオーバーホールを実施いたしました。

次に、257ページをお開きください。

備考欄下段の3でございますけれども、消防団施設強化事業でございます。11節需用費では、消防ホース、活動服の購入です。それから18節備品購入費では、消防防災用備品費として防火衣一式、無線機器、資機材庫を購入いたしました。

以上で9款消防費に関する補足説明を終わります。

○委員長（神子 功） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、庶務課からは小・中学校の耐震補強工事等について補足説明を申し上げます。

決算書の275ページでございます。

275ページの備考欄4番、事故繰越しに伴う小学校大規模改造事業1,986万4,000円は、豊畑小学校屋内運動場の耐震補強工事でございますが、入札不調があったため工期を6月まで延長したものでございます。

続きまして、備考欄5番、中央小学校改築事業でございますけれども、572万2,500円は、北校舎の改築に伴う耐力度調査及び第二次耐震診断調査委託料等でございます。

なお、これは歳入がございまして、33ページの土木費の国庫補助金205万円の中に201万円が入っている予定でございます。

続きまして、277ページでございます。

277ページ、備考欄6番、矢指小学校改築事業2,612万1,070円は、学校用地4,540平方メートルの購入及び第二次耐震診断調査委託料でございます。

次に、285ページでございます。

285ページ、備考欄4番及び5番の第二中学校改築事業の合計13億8,514万5,867円は、校舎改築、旧校舎解体、屋外運動場整備事業及び学校用地1,815平方メートルの購入費でございます。

なお、歳入につきましては、33ページの教育費国庫補助金3億1,150万5,000円でございます。

なお、中央小学校北校舎及び矢指小学校の第二次耐震診断調査につきましては、構造耐震指標は両校とも0.3を下回ったものの、コンクリート強度が基準を上回ってしまったため、補助率2分の1へのかさ上げはされないこととなりました。

また、小学校改築事業の説明資料は95ページ、96ページ、第二中学校改築事業に係る説明資料は101ページにそれぞれ記載のとおりでございます。

庶務課からは以上でございます。

○委員長（神子 功） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、学校教育課の主な事業の補足説明を申し上げます。

決算書269ページをご覧いただきたいと存じます。

最初に、沖縄交流事業でございます。本事業は、旭市と沖縄県中城村の児童が相互に訪問し、さまざまな交流を通して郷土の文化や歴史、自然を学び、相互理解と友好親善を図るとともに豊かな人間性や社会性を培い、21世紀を担う視野の広い人材の育成を目的とするものでございます。

7月23日から25日までの3日間、沖縄県を訪問し、中城村からは2月18日から2月20日までの3日間、本市を訪れていただいたものでございます。

続いて、決算書279ページをご覧くださいと存じます。

小学校教諭補助員配置事業でございます。本事業は、小学校の担任教諭をサポートし、個に応じたきめ細やかな指導及び特別に支援が必要な児童への指導を充実するための補助教員を配置するものでございます。おかげさまをもちまして、学習時落ちつきのない児童への個別指導や基本的学習習慣の定着が図られたところでございます。

続いて、決算書279ページをご覧くださいと存じます。

放課後児童健全育成事業、本事業は、小学校低学年1年生から3年生で、下校後、保護者または保護者に代わる者がいない児童に対して生活指導を行い、児童の健全育成及び事故防止を図るものでありまして、事業内容としては、14か所の児童クラブに指導員46人を配置してございます。子育て支援と児童の健全育成及び事故防止を図ることができたところであります。

続いて、287ページをご覧くださいと存じます。

中学校教諭補助員配置事業でございます。本事業は、先ほど補足説明申し上げました小学校と同様、中学校の担当教諭をサポートし、個に応じたきめ細やかな指導を図るために、少人数指導及びチームティーチングを展開するための補助員を配置したものでございます。

最後に、289ページ、課外活動支援事業でございますが、課外活動、いわゆる部活動の支援を通じて地域の人材活用を図るとともに、多くの生徒が、技術の向上を図るということを通して、スポーツや文化活動の楽しさ、爽快感、達成感を体験することができ、課外活動の活性化、競技力の向上を図ることができたところであります。

説明資料につきましては、93ページから103ページまでの間に記載をさせていただいたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうから3事業につきまして主な事業を補足して説明をいたしたいと思います。

決算書297ページをお願いしたいと思います。

初めに、文化振興事業ということでございます。この事業につきましては、市民が優れた舞台芸術や美術作品、伝統芸能等を鑑賞する機会を提供いたしまして、市民の文化意識の高

揚を図るため実施するものでございます。特に市民参加型の音楽祭、あるいは芸術鑑賞といましては、昨年は中村雅俊コンサート等を実施したものでございます。

そのほか、負担金補助及び交付金につきましては、市民の文化意識の高揚を図るため、東総文化会館を利用いたしました市内の16団体に補助金を交付したものでございます。補助率は2分の1以内でございます。

そのほか、学校音楽鑑賞教室事業、また、あさひ少年少女合唱団への補助金でございます。報償金につきましては、あさひ少年少女合唱団講師への謝礼金でございます。この事業につきましては、入場料収入を見込んでおりまして、その財源に充てるものでございます。

次に、大原幽学遺跡史跡公園管理費でございます。決算書321ページでございます。

この事業につきましては、国指定文化財でございます大原幽学遺跡を含む公園の維持管理費に係る経費でございます。特に平成20年度につきましては、公園に隣接いたします大原幽学遺跡の耕地1万2,665平方メートルの水田を購入したものでございます。購入費用につきましては1,266万5,000円、筆数は11筆でございます。

なお、購入費につきましては、国庫補助事業を見込んでおりまして、その購入費の80%が国庫補助に当たるものでございます。

次に、大原幽学遺跡「旧宅」の半解体修理工事についてでございます。決算書のほう、321ページでございます。

この事業につきましてはご案内のとおりでございますけれども、平成19年度から4か年事業で行っているものでございます。平成20年度につきましては、屋根工事、これは銅板ぶきになります。それと建具工事、これは引き戸等の補修になります。また、左官工事につきましては、壁等の補修でございます。雑工事につきましては、外壁塗装といったようなことで、そのほか表門の一部の工事を行ったものでございます。

特に工事請負費につきましては、2,160万8,500円の実績となっております。

なお、この事業につきましても、国庫補助対象、また県費補助対象になっておりまして、国が50%、県が25%、合わせまして75%の補助をいただいたものでございます。1,716万円の補助金を充ててございます。

なお、本年度ですけれども、これはふすま、あるいは表門等の工事を現在行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） それでは、国体推進室の決算についてご説明を申し上げます。

まず、歳出のほうですけれども、決算書の325ページをお開きいただきたいと思います。

備考欄の3番、国民体育大会開催事業費のゆめ半島千葉国体実行委員会補助金600万円でございます。この内容につきましては、実行委員会の運営費やリハ大会、国体の開催準備に要する経費への補助金でございます。

この補助金に対しまして実行委員会のほうの決算につきましては、5月18日の委員会の総会で承認いただいたとおり、歳入は、市の補助金600万円と前年度繰越金28万3,127円の合計628万3,127円、歳出は、実行委員会の運営費としまして62万1,838円、また国体推進費として517万6,366円で、合計579万8,204円が歳出となっておりまして、差し引き48万4,923円を実行委員会としては翌年度へ繰り越すということで承認をいただいております。

補助金につきましては以上でございます。

続きまして、決算書329ページの備考欄の4番、総合体育館の改修事業につきましてご説明させていただきたいと思います。

これにつきましては、説明資料の108ページをご覧くださいと思います。

これは、平成22年度に開催される国体のほうの競技会場としての既存施設の改修を行ったものでありまして、内容は、総合体育館の改修事業に670万9,500円、それから仮設のプレハブを建てるための場所の樹木の移植に23万4,150円、それから国体推進室の場所移動に伴う照明等の増設に24万8,850円、合計719万2,500円を支出したものでございます。

それに対しまして歳入のほうでございますけれども、歳入、決算書の39ページです。そちらに、中段の下に、第65回国民体育大会市町村競技施設整備補助金とございますが、これが300万円で県のほうから収入しておりますが、これは総合体育館の改修工事670万9,500円のうち、補助対象となる工事に伴いまして県のほうから補助金として歳入したものでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、最後になります。決算書の342ページをお願いいたします。14款の予備費です。

予備費の充当なんですけれども、3,694万5,000円を行っております、20年度に。これは、2款の総務費10件、それから3款の民生費、これは子育て応援特別手当の給付事業などの15件、それから衛生費、これは塵芥処理施設の運営費などで3件、それから5款の労働費へ職

業相談室の運営支援事業などで2件、それから6款の農林水産業費については、農産加工施設の維持管理費へ1件、7款の商工費につきましては、中小企業金融対策事業などへ9件、8款の土木費につきましては12件、9款の消防費につきましては9件、10款の教育費につきましては13件、13款の諸支出金、これは土地開発基金の繰出金、これは利子の分ですけれども、2件、合計で76件でこの金額を充当してございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 担当課の説明は終わりました。

会議時間の延長

○委員長（神子 功） おはかりいたします。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（神子 功） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○委員長（神子 功） それでは、9款消防費から14款予備費までについて質疑に入ります。質疑がありましたら一括でお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 2点ほど、聞くというよりも、よかったかと、一般財源、そういう意味でちょっと質問します。

まずは教育長、初議会ご苦労さまです。

その中で、教育長、この小学校の補助教諭、中学校の補助教諭、去年もこの席で前教育長にちょっと言ったんですよ。これ、すごく先生方が喜んでいるんですよ、各学校、聞いて歩くとかね。欲言え、もっと欲しいなという意見もあるんです。本当にこういうことは旭市独自の一般財源だけれども、ぜひ頑張ってもらいたいと、そういう問いかけでございますので、きょうはわきに財政課長がいるから、来年度もしっかり頑張ってください。そういう

あれですから、ひとつ頑張ってくださいいたします。

○委員長（神子 功） それは要望ですか。

（「要望です」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 景山委員が要望として今、小学校、中学校の教諭補助員の話が出てきましたけれども、これにつきましては、20年度は小学校の補助員が9人ということの中で、中学が、人数的には書いてありませんけれども、その市の総合計画の中を見ますと、これは平成19年から28年度の計画なんです、教諭補助員の配置数ということで、現状は13人だと。平成19年の段階だと思いますが、13人。目標としては、5年後に22人にするんだといったような目標が設定されているわけなんです、中学が今何人か分からないんですけれども……

（「2人」の声あり）

○委員（島田和雄） 2人か。2人ということは、今11人。ということは、2人減っちゃっているんですよね。

ですから、今、景山委員がおっしゃいましたけれども、現場の先生方からは喜ばれていると。実際、問題のある子どもに対応していただければ、それ以外の方については円滑な授業ができるといったような、こんなこともあろうかと思しますので、一般財源だけでやっているわけで、なかなか市としては大変だと思いますけれども、こういったこともぜひ私としてもお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 学校教育課といたしましては、お二人の委員さんのご意見、大変ありがたくちょうだいいたしました。

子どもたちの学校の要望に対応すべく、補助員を対応して配置をさせていただきました。今後も、児童の学習の安定のために、そして少人数教育によってその学力を向上させるために必要な事業と考えております。ぜひ今後とも必要な人数を配置しながら子どもたちの授業改善等々に努めて参りたい、このように考えるところでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 島田委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） 資料の93ページの沖縄交流事業について少し詳しく。

この子どもたちの人選はどのようにしているのか。もうこれは旧飯岡時代から何年くらい継続しているのか。また、これによって何か効果が、沖縄の卒業した方がこちらへ来ているとか、何かいろいろ分かることがありましたらお聞きしたいんですけども。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、林委員の質問に対してお答えを申し上げたいと存じます。

現在行っております沖縄交流事業、お話にありましたように、かつて飯岡町にサトウキビをお送りいただいたというようなことから交流が始まった、いわゆる上原清善氏との事業、これが新市になって引き継がれたものでございます。平成18年度から新たに締結をいたしました形で5か年の計画をもちまして、市内20校の5年生を毎年3校ずつ、計20人ずつを研修のために中城村を訪問させていただいている事業でございます。

1つのその日程等について簡単に述べさせていただきますと、まず、那覇空港から一番最初に行く場所は平和祈念公園でございます。その中で各学校が、子どもたちがみんなで作りました千羽鶴、これを房総之塔とおっしゃいますか、千葉県からの戦没者の皆様にまず奉納するようなことから始めまして、平和教育を含めて、中城城、これは世界遺産に登録された旧跡を見学し、そして夕方からの子どもたちの交歓会というような形で進めているものでございます。また、2日目には、旭市にはない、また違った海を体験するというような経験もさせていただくように事業のほうを計画しております。

子どもたち、昨年で3回目、本年が4年目の事業として進めてまいったところでございます。大変、子どもたちの感想の中では、平和に対する思いであるとか、または沖縄県の温かい気候の中での生活の様子であるとか、そういったものに対しての記録、これを記録だけではなくて記憶にも深くとどめていると、そのようなことを感じている次第でございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 学校教育課長、今、3校20人、毎年行くというんですが、質問の中に、人選はどのようにしているかということについてご答弁願います。

○学校教育課長（平野一男） 申し訳ありません。落としてしまいました。

それから、1点、ちょっと訂正をさせていただきます。20校の5年生と申し上げましたが、

小学校15校でございます。15校を5年間3校ずつでまず配置をさせていただいております。

それから、子どもたちの人選でございますが、これにつきましては、各学校にお任せをさせていただいているところでございます。学校の児童数の多い少ないもございますので、その辺につきましては、大きく教育委員会のほうで配置をさせていただいて、その中で各クラス、担任の先生を中心に、また子どもたちとともに話し合う中で人選をしていると、このように伺っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 林委員。

○委員（林 七巳） お話を聞くと、大変すばらしい研修に思われます。ですが、子どもたちはそういうようなあれがありますけれども、親たちは、なぜうちの子が行けないんだろう、お金を出しても連れていっていただきたいという声も聞くんですよ。この中城村は村ですから、だいたい、全部の生徒が、私は内容は分かりませんが、来れる状態にあると思うんですよ。ところが、旭市の場合、そういう十何校の場合にはこぼれる生徒が多いわけですよ。そうすると、そこで子どもたちの中ですごく不公平感があるというような親の意見を聞きましたから、やるならやる、やめるならやめる、そういった、最初に私が質問したときに、何か特別、もう十何年ちょっとたつでしょうから、何かありましたかとお聞きしたんです。そのことに関しては全然答えがありませんでした。だからこの2点をお聞きいたします。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 詳しい経過で分からない部分も正直あるわけでございますが、今、不公平感、または、やはり沖縄に対する子どもたちの思い、こういった中で、各学校、人数を制限していただいているということについては、大変、正直なところ心苦しい思いを持っております。

ちなみに沖縄のほうから本市を訪ねていただける子どもは、2校の小学校がでございます。規模的には結構大きな学校でございまして、400人、500人というような学校がそれぞれ2校ございます。そこから合わせて12名、やはり5年生を6名ずつ本市に招いている、おいでいただいているという現状があります。

それから、この事業は、先ほど申しましたように、新市になってから新たに締結をして5年というようなことの中で、5か年の中で3校ずつというようなことで、私、承っております。

す。何かあってということについては、正直なところ、私、分からないわけですが、上原先生のその思いと飯岡町でのサトウキビで始まったああいった交歓が、新市になって子どもたちの中でそういった思いをさらにはぐくむというような中での事業と、このように伺っております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 林委員。

○委員（林 七巳） やはり生徒にはすごく不公平感が生まれているような意見を親から聞くんですよ。だから、もしできれば、これを続けるならば、修学旅行なんかをそこに向けるとか、何かを利用してできるような方策をとっていただければ。行けなかった生徒は、ずっと、おれはあるとき行けない……、先生が、だってあれでしょう、そのとき、子どもで行けなかったらどうしても苦い思いををすると思うんですよ。もしその辺の解決策がありましたら、これで最後にしますから、どうぞお願いいたします。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 本年、21年度に第4団が編成されて7月に行って参りました。来年が第5団でございます。一応、最終年という締めくくりの年になろうかと思えます。そこまでまず計画的に実施をさせていただきまして、総括的な反省を基に、これ以降のことについてはまた考えて参りたいと思えます。

修学旅行をそこに当てるというのも一つの方法ではあるかと思いますが、これは保護者の皆様方の負担等々も考えなければならないことと、このように考えます。

大変温かいご意見をちょうだいいたしました。ありがとうございました。

○委員長（神子 功） 林委員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） それでは、2点ほどお尋ねをいたします。

決算書の333ページ、第一学校給食センターの賄材料費、真ん中辺にあります。1億7,132万485円、続いて、335ページの11節の賄材料費、これ第二給食センター、9,400万円ちょっと、それから次のページ、337ページ、第三学校給食センターの賄材料費2,977万3,000円、合わせますと結構な額、約3億円近い額になるんですが、食育の観点からと、それから地産地消の観点からお尋ねしたいんですが、この2億9,500万円かそのぐらいいくと思うんです

けれども、その中のこの地元の占める割合というのはだいたいどのぐらいなのでしょう。

それともう1点、先ほどの島田委員のお話の補助員の話ですか、それで本来だったらもっと増えているという話、私はちょっとその辺は分からなかったんですけど、本来だったら、島田委員、あれですよ、計画でもっと多くなる予定だったという話でございます。21年度の予算書を見てみると、小学校の補助員のほうは今年よりも少なくなっているのかな。若干少なくなっていると思うんですね、今年よりも。それで中学校のほうは、20年度より21年度のほうは若干増えているかもしれませんが、全然、目標がもっと高いのに予算が低くなっているというのは、これはどういうことなんでしょうか。

もうじき来年の話がありますから、何しろ市長は米百俵という話ですから、ですから、そういう意味で今ちょっと伺うところでございます。よろしくお願いします。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） まず、1点目にお尋ねの地産地消の観点から、地元の食材については、ちょっと今資料を準備いたしますので、お待ちをいただきたいと思います。

補助員の件についてお答えを申し上げたいと存じます。

計画では、確かに22名を5年後にというようなことで進めていく中での配置でございます。小学校の補助員、昨年度は延べ9人、うち1人は英語科の外国語の指導補助員という立場で仕事をさせていただきました。また、中学校のほうでは、先ほど申し上げましたように、ティームティーチング、それから、どうしても補助を必要とする子どもたちを中心というようなことで仕事をさせていただいたところでございます。教員の免許状を保有する補助員をというような観点から、授業に深くかかわっていただくという点からも、人材の確保にも大変苦勞するところでございます。ただし、専門性を持った方ですので、授業の中でこれを生かすことが可能であろうかというふうに思います。そういった面から、さらに人を配置できるよう、人員の確保に努めて参りたい、このように考えるところでございます。また、各学校の要望を受けながら、これについては財政課のほうとも相談をして参りたいと、このように考えるところでございます。

続きまして、1点目にご質問いただきました地産の食料ベースでございます。第一給食センターでは、市内産の食材ベースは24%、旭市内を含みます、要するに県内産というものは58%の材料ベースでございます。同様にして、第二給食センター、市内産43%、県内産63%、第三給食センター27%、県内産53%、3センターの平均で申し上げますならば、市内

産で31%、県内産を58%というふうなことで現在使用させていただいているところでございます。

今後とも地産地消に努めて、安心・安全な旭市の食材を子どもたちの食育のために使って参りたい、このように考えるところでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） ありがとうございます。

今そのお話をさせていただくのは、とにかく新しい明智市長も、米百俵の気持ちで取り組むんだと、教育は国の百年の計だと、こういうことでございますから、教育予算も増やしていくということでこれははっきりうたわれているわけですから、どうぞその辺のところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

もうじき来年度の予算の編成が始まると思ひます。実際、この議会としてその来年度の予算に取り組めないわけでは、でき上がったのを我々は見させてもらうわけですから、その辺のことを今話したくてちょっと今マイクを握っております。お許してください。

この間の話の中にもありましたけれども、元旭市でやっていたかがやきプランというのがあったそうでございます。それを今度取り入れて、もっとそれを充実させるんだという市長のお話でございます。全く私はすばらしいと思ひます。その当時の内容をよく分かりませんが、校長からこんなふうに使いたいということで申請がされて、それを審査して出したという話を聞いておりますけれども、ある程度、どんなものに使いたいのかというその目的は出させたとしても、そんなにぎちぎちに締めないで、どうぞおまえらの使いたいように使って子どもをよくしてくれということで、ぜひ大盤振る舞いでひとつその辺は編成をしていただきたいということで要望して終わりたいと思ひます。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 教育課長、生徒においしいものを食べてもらうのはいいことだけれども、収入未済額が多いですね。これ何かいいアイデアはないものですかね。家庭訪問でもいろいろ考えてもらって、まずこれですよね。親はよくないですね。私らも払っていないから、私も払わないべという親がだいぶ多いそうですので、親が教育が悪かったからこういうことになっちゃったかね。ひとつその辺をしっかりと頭の中に入れて、教育委員会全体で考えてください。課が違うと言わないで、生涯学習課長も庶務課長も皆さん一緒に考えて、この未

済額を減らすように来年度頑張ってください。

それは要望で終わりですから。

○委員長（神子 功） 要望でよろしいですね。

（「いいです」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

高木武雄委員。

○委員（高木武雄） それでは、二・三質問させていただきます。

92ページ、防災行政無線統合整備事業について、これは去年の分で、それで今年の分……

○委員長（神子 功） 高木委員、今、説明書の92ページですね。

○委員（高木武雄） はい、すみません。関する説明書の92ページでございます。

それで、今年度やって、だいたい旭市が全部終わると思いますけれども、そうした中において、戸別受信機の聞こえが悪い、あるいは屋外受信局を置くというのは、これはスピーカーで発信するやつですか。その数は今までより減ったような感じがすると、そういうような、住民からいろいろ話がございます。この戸別受信機の受信不良はどのように解決していくのか。それと、屋外受信局の減ったか減らないかちょっと分からないけれども、減ったのであれば、なぜそのように減ったのか。

その2点と、それから教育関係で、97ページ、先ほどから議論になっています補助教員でございまして、これ、中学校も小学校も一緒でございますけれども、課長の説明では、要望があったところというような感じでございましたけれども、ここに出ている以外の小学校、中学校はその要望がなかったのか、これは要望がなかったからやらなかったのか、予算がなかったからやらなかったのか、その辺をお伺いいたします。

それともう1点、大原幽学の解体修理事業、106ページですか、これ、大変たくさんの予算をつぎ込んでいただいて修理していただいて、本当に我が地元の文化財として大変喜んでいらっしゃるでございます。

そうした中において、何か解体修理の中でかなりの文化的価値のあるものが発見されたとか出てきたというようなことを新聞でちょっと見聞きしたんですけれども、今後、そういうものをどのような形でどのような方法に保存されるのか、その出てきたものは現在どういうふうに取り扱われているのか、そのことをお伺いいたします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、決算資料の92ページの防災行政無線に関連しましてということでございます。

屋外子局の数の減った分とその聞こえない分、相関関係もないということはないんですけれども、まず1点目の数でございますけれども、これは前の旧1市3町全部足したもののときには118か所ありました。この新しい統合した整備では一応112か所ということで、6か所減ってございます。ただ、デジタルということで前のものよりは性能がいいということで、あるいはつける位置を高台にしたりということで、その電波のエリアは相当前よりカバーしているというところがあるんですけれども、その聞こえにくいという部分は確かに私どもも聞いております。それは聞こえる部分が広がって、たまたま位置を変えたために、今までよく聞こえていたところがちょっと弱くなったという、そのいろいろな部分の要素がございまして、ご迷惑をかけているところがございます。

その子局についてどういう対策かという、これはもう既にいろいろ市民の皆さんからご要望をいただいたときにはすぐ対応しておりますけれども、そういった場合には、一番最初は家の中での位置の、窓ですとかそういったものをやっていただいて、それで入らないという場合には全部外部アンテナ、これをつけさせていただきます。この外部アンテナは全部市の負担でつける。それで、聞こえないところがないようにということで今やっております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、高木委員からお話がありました教員補助員の件について答弁をさせていただきたいと思います。

まず、他校から要請はなかったのかという件でございますが、就学指導、いわゆる新1年生を迎えるに当たっての秋から冬にかけて準備に入ります。そういった調査等で、各学校から、より緊急性、または必要性のあるものというものを順に調べまして、そういう、より必要性のあるもの、または緊急性のあるものというようなところでつけさせていただいたということでございます。したがって、全く他校から要請はなかったということではございません。学校での授業の実態を想定いたしまして、ここの学校になるべく人をつけたほうがいいだろうというような判断でさせていただきました。

また、英語の指導員、兼務をしながら3校ほかに配置させていただいたところでもあるわけでございますが、それはまた年度途中での支援要請があった場合には、その先生方を他校にも振り分けながらというようなところでご活躍いただいたという現状がございます。した

がしまして、新1年生を主に迎えるに当たって、そういった要請からこの事業の人の配置をさせていただいたというのが現実でございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、大原幽学の関係でございます。

高木委員ご指摘の新発見資料についてでございます。この発見された経過でございますけれども、解体修理中ですけれども、昨年12月ですか、これは西側になるんでしょうか、祭壇がございます、中へ入りまして。その上部のほうですけれども、かぎがかかったところがございます、今までこれはあけられていなかったというのがちょっと不思議なくらいですけれども、これを解体修理の中であけましたところ、小だんすが出てきたということが一番大きな新発見でございます。この小だんすの中にはいろいろなものが入っていたわけですが、107点の資料が発見されました。主なものは、幽学自筆の書簡等でございます。

この取り扱いですけれども、現在、顕彰展という形で、昨年、シマダさんという方からご寄附をいただいた中で、重要な資料を少し直しまして、それを含めて顕彰展を今実施しておりますけれども、その中でも展示をさせていただいております。

この今後の取り扱いですけれども、この新発見を受けまして、8月26日ですか、文化庁が実は視察に来ました。私どもも同行したんですけれども、丸一日ぎっしり、3名の職員が来まして内容を精査していきました。私どもは、できればこの追加の国指定の重要文化財に指定さればなという思いで一日お付き合いをしたわけですが、そういう方向で実はいいんじゃないかなというふうに考えております。

ガラスケースに入れまして2階展示室に、この新発見された資料につきましては展示をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） 防災無線の関係は、そういうことで一日も早く、難聴地帯と申しますか、聞こえないところを補正というか、直していただきたいと思います。

それで、学校の補助員、これはやはり要望に全部沿えないということは、これは漏れた学校が、また教育機会均等といいますか、そういう面で非常にまずいというか、なると思いますので、できるだけ、先ほどの話じゃないんですけれども、予算をとって要望に応えるようにお願いします。

それと大原幽学の文化財でございます。出た資料はかなり貴重なものと思われるもので、

これは国指定の文化財になるように市のほうからも働きかけて保存をしていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（神子 功） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 時間延長しましたから、少し。内容は簡単です。

ひとつお聞きしたいのは、庶務課長の関係になるかと思います。二次診断をやった結果、2分の1の補助にならなかったということになると、補助率がもっと低くなるということですよ。そうしますと、二次診断のその費用というのは、どっちかというは無駄になっちゃったと、そういう形に。簡単でいいですからね、その辺は。

それともう1点、矢指小学校、土地の取得がございます。それらの不動産鑑定をしてあると思いますので、その不動産鑑定が幾らになっていたのかをお願いします。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、お答えを申し上げます。

まず、中央小と矢指小学校の二次診断の件でございますけれども、先ほどの補足説明でも申し上げましたとおり、いわゆる0.3というところはクリアをしたんですけれども、コンクリートの強度について、どうも基準を上回ってしまったということから、これは両方のクリアをしないと2分の1にならないということで、ご指摘のとおり、歳入が200万円ありますけれども、差し引き四百何十万円の額が無駄になったということになれば、無駄になったという、そういったことになりますけれども、これはまた一方でやらなければ分からないということもございますので、無駄という言葉が適正かどうか分かりませんが、調査の必要はあったということで我々は判断し、調査をさせていただきました。

以上でございます。

（「補助率」の声あり）

○庶務課長（浪川敏夫） 補助率は、基準を上回れば2分の1になると。通常のは3分の1ということでございます。

それと矢指の土地の取得の件でございますけれども、鑑定が、近隣の土地、宅地といえますか、それが約500万円程度でございます。それと比較して今回交渉をさせていただいたと

いうことをございまして、450万円という額で成立をしております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） 不動産鑑定の結果が500万円と、それを50万円安く買わせてもらったということ。450万円くらいですよ、これね。50万円安く買えたということになるのかな、こういうあれしちやえば。

例えば、庶務課長、海上中学、あるいは公園の所をやりましたよね。当時、不動産鑑定やったときに、公園は150万円、中学校が130万円、3倍を出したんですね、あのとき。この不動産鑑定って、公的な所の不動産鑑定というのは、何かそこに目標を定めた中に合わせているような感じがあるんですよ。例えば、今、たまたま500万円の不動産鑑定を450万円で買えたんだから、安くなったということか分かりませんが、田んぼですよ、これ。田んぼの不動産鑑定をしたでなくして、周辺の宅地の不動産鑑定と、それに該当させたということですね。じゃ、それはそれでいいです。

それと、多分これが私としては最後になりますけれども、いろんなこの決算、財政課長、あとは特別会計のほうは出ないんですね。出るは出るんですか。いやいや、いいです、今、初めにやりましたので。例えば市長が新しい事業をそれで組みますと。そうしますと、新しい事業でやるとまた財政的な裏づけも必要になるものについては増えてしまうんですよ、その新しい事業の取り組みのことについては。その際にはどこか必ず締めなければならないところが出なければ、財源がちょっとできなくなると思うんですよ。であるから、無駄なものはやった中で新しい財源を生むと、そういう形を確かにやらなければ、このままでどんどん新しい事業、新しい事業とやっていた場合には、恐らく今のままでできなくなると思いますので、その辺をしっかりと財政のほうでお願いするように要望しておきたいと思います。

○委員長（神子 功） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 遅くしちゃって申し訳ないですけども、お疲れのところ。ちょっと教えていただきたいと思います。

決算書の253ページ、消防費のほうで、一番上の消耗品費ですか、1,313万円、これは内容をちょっとどんなものなのか。

それから、同じページで職員研修負担金549万円、約550万円ですけども、内容を教えて

いただきたいと思います。

それから、255ページの消火栓維持管理負担金729万円、これ、数。予算は500万円だったみたいですが、220万円ほど増えていますので。

それから、この先ほど説明いただいたんですけども、消防車両整備事業2,728万円というやつですね。はしご車だという話ですけども、本体がどのくらいで、どんな修理をするのか。2,700万円というのかなり大きいので。

それから、257ページは……、いいや、パス、ごめんなさい。時間があるので。

259ページの消防自動車整備点検委託料192万円、多分、月16万円ということなんでしょうけれども、その契約内容ですね、どういうふうになっているのか。

それから、飛びます。それで、329ページ、給食センター関係職員給与費です。これ、予算では29人になっているんですよ。3人増えて、金額的に約1,000万円くらい増えているんです。多分、内容、ちょっと分からないんですけども、去年は27人、今年度の予算も27人だと思うんですけども、29人かな、ちょっと予算と変わっているんで、若干。

それと次のページの331ページの不動産鑑定委託料、これ、どこをしているのかです。

あと飛びまして341ページ、繰出金なんですけれども、私も分からないので、水道事業会計繰出金7,007万6,000円ですか、それと病院会計の繰出金、この数字の根拠、どうやって出てきたのかな、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは最初に、253ページですか、消耗品ですよ。これは、主に雨がっぱです。雨具を昨年購入いたしまして、これが117万6,000円でございます。

失礼しました。2 番目……

（「253ページの1,313万9,322円です」の声あり）

○消防長（菅谷衛一） 失礼しました。

それでは、雨具が117万6,000円、それから特別救助隊の救助服でありますけれども、これが81万9,000円、それから一般の消防隊の活動服が111万4,470円、あと防寒ブルゾンが12万6,000円、あとみんな細かいものの積み重ねになっているんですけども、資料で、じゃ、提出しますか。はい。

すみません、2 番目の質問。

（「そのページの職員研修負担金、一番下のほう」の声あり）

○消防長（菅谷衛一） 失礼しました。

職員の研修負担金でございますけれども、これは主なものとしましては、救急救命士の救助研修所への入所負担金でございます。

（「人数は何人」の声あり）

○消防長（菅谷衛一） 救命研修所は2名分ですね、46万円でございます。

あとほかにも数がございますので、それも資料で。

それでは、はしご車の……

（「先に消火栓維持管理負担金」の声あり）

○消防長（菅谷衛一） これは水道課のほうへ負担金として納めまして、一応、消火栓の設置工事、それから修繕工事費でございます。

（「予算が230万円上がっているんですけども、数が増えたとか」の声あり）

○消防長（菅谷衛一） 消火栓の工事が7か所ございまして、その前年度は5か所でございます。

（発言する人あり）

○消防長（菅谷衛一） ちょっと今調べさせていただきます。

それでは、はしご車のオーバーホールでございますけれども、はしご全体をおろしまして、細かい部分まで全部解体しましてそれでやりますので、だいたいこのくらいかかると。

（「本体はどのくらいですか」の声あり）

○消防長（菅谷衛一） 本体ですか。本体は平成2年度に入れたものなんですけれども、これが1億円です。消費税を入れまして約1億円です。

それで前回のオーバーホールですけれども、前回9年前、平成12年に行っているんですけども、約2,300万円かかっております。

消火栓の金額なんですけれども、1個につきまして、いろいろ金額が異なりまして、96万円、100万円近いものから……

（発言する人あり）

○消防長（菅谷衛一） そうですね。

失礼しました。

それでは、消防自動車の整備点検委託料でございますけれども、これ、64個部ございまして、1個部が3万円でございます。

(発言する人あり)

○消防長（菅谷衛一） 64ですね。

(発言する人あり)

○委員長（神子 功） 消防長、担当者の方が答えられれば、その方に答えてもらってもいいですから。

○消防長（菅谷衛一） 分かりました。

失礼しました。これは団のほうに3万円支払われ……

(「年間に3万円で」の声あり)

○消防長（菅谷衛一） そうです。

(「分かりました」の声あり)

○消防長（菅谷衛一） 以上でございます。

○委員長（神子 功） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、佐久間委員からご質問のございました、329ページ、給食センター関係職員給与費の件でございます。

予算では29人から3人増えているというご指摘をいただきました。この3人増につきましては、異動による配置替えで増えた人数でございます。

それから、もう1点、いわゆる委託料、不動産鑑定委託料でございます。331ページ、これにつきましては、新給食センターの建設に向けて、海上中用地の北側等々の鑑定を依頼したものでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、341ページの繰出金の関係でございます。

まず、水道の分でございます。7,007万6,000円、これにつきましては、水道の高料金対策の繰り出しになっております。これは旧海上地区、飯岡地区、干潟地区の部分はまだ基準より高いということで、これが繰り出し。

それと、3,780万円の分ですけれども、これは、上水道の建設改良事業、これは説明の109ページにございます。このとおりでございますので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○財政課長（加瀬正彦） それで、あと中央病院でございますけれども、中央病院には、普通交付税、それから特別交付税で措置されたものをそのまま出している。中央病院のほうの受

け入れと申しますか、その中では収益的収入に入れているという状況でございます。一番大きなものは、小児医療の確保に要する経費ということで1億4,500万円、それから追加費用の負担に関するもの1億2,500万円、あと高度医療に関するもの8,973万円、それから救急医療の確保に関する経費ということで6億3,700万円等をずっと積み上げまして、14億4,300万円という、そういう数字でございます。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） はい。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 329ページの給食センターの関係なんですけれども、大変申し訳ないんですけれども、配置替えて3人増えて1,000万円も経費をかけたのでは、ちょっとまずいんじゃないかなと。それはただ単に人員で配置替えて、忙しいから多分3人増えたと思うんです。大変だと思うんです。ただ、今、不動産鑑定委託料って、何か新しい場所を探して、何か新しい計画があるのかなと。そう思って、多分そのせいでこの3人増えて、仕事が忙しいからと、私はそう思ったんですよ。ただ、同じ仕事を当初29人であったものを32人でやるというのは、ただただ配置替えではちょっとまずいんじゃないのかなと、そう思ったんです。それで、不動産鑑定委託料20万円、そんなに金額は大きくはないんですけれども、何か新しいことをやっているんじゃないかと、そう思ったんですが、どうなんですかね。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 説明が不足しておりました。申し訳ありません。

まず、第二、第三給食センターの老朽化に伴いまして、新給食センターの計画がございます。これは市の総合計画にのっとって進めているものでございます。その関係の仕事、さらには第一給食センターの調理業務の民間委託、それらに対応すべく人員を配置したものもございます。それから、ここに先ほどご指摘をいただきました32名がすべて調理員ということではございませんで、事務方もおりますし、そのほか栄養士も入っております。そのほかにパートの調理員もいるというようなことで仕事をさせていただいているところでございます。

なお、不動産鑑定につきましては、先ほど申し上げましたように、新給食センター建設に向けての不動産鑑定委託料というようなことでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもありがとうございました。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、9款消防費から14款予備費までについての質疑を終わります。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、今回、決算の特別委員会ということで、冒頭お配りしてある資料がございました。それにつきまして、少しお時間をいただきまして簡単にご説明申し上げます。

まず、決算カードでございます。こういう細かい数字の入ったものですね。

○委員長（神子 功） あらかじめテーブルにあった資料でございます。

○財政課長（加瀬正彦） そうです。これにつきましては、議会では初めてお配りするかとも思います。ただ、これは決算統計に基づきまして県のほうで統一的な様式を定められておりまして、それに基づいて数値が入っていくということでございます。

特に注意していただきたいのは、決算統計に基づきまして統計処理をした数値が入るということで、決算書にのった数字がそのままここに出てくるわけではないということなんです。要するに、歳入総額と歳出総額、決算書の数字とは若干違ってきます。これは見ていただければだいたい分かるんですけども、1,700万円ぐらいのそごがあると。これは統一的なルールですべて一般会計分ということで処理をするためにこういったような形になる。それだけご注意ください、これは後ほどご覧いただければと思います。

それともう一つ、今回、財務4表ということで速報値でこれをお配りしていると思います。これにつきましては若干ちょっとご説明を申し上げます。

1ページをちょっとお開きいただきまして、その裏に、公会計制度改革による財務4表整備の概要ということで書いてあります。いわゆる公会計ということで、現金主義、単式簿記を特徴としております地方自治の会計制度、それを発生主義、複式簿記というような企業会計手法を導入しようという、そういう取り組みでございます。この取り組みに当たりましては、平成18年8月に策定された「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」ということで、その行の後ろのほう、人口3万人以上の都市に対しては平成21年度までに「財務4表」、いわゆる貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の整備、これを必要な形で情報公開してくださいと、そのようなことが求められており

ます。

そこで一つ飛びまして4番なんですけれども、平成20年度の決算から基準モデルに基づきまして旭市では取り組んで作って参ったということでございます。

本来であれば一部事務組合とか第三セクターとかすべて含めるんですけれども、なかなかそこまではまだすべて整わないと。ほかの市の絡みもあるということがございまして、旭市の中のすべての会計、いわゆる普通会計、それから公営企業会計、それらをすべてくし刺しにして今回この数字にしてあります。

それが次からの貸借対照表等でございます、これにつきましては、貸借対照表につきましては、市の資産の状況、借金の状況、それを一目で分かるようにしてございます。資産の部につきましては、現金や債権等の金融資産と土地・建物等の非金融資産を記載しています。負債の部は、これらの資産を築くための借入金等、また純資産の部は、国・県支出金や税金等の過去に使われた財源、そういったものが入ってきております。

資産の部なんですけれども、これを簡単にご説明申し上げますと、金融資産の債権なんですけれども、これは税等の未収金、貸付金が入ります。それと一つ飛びまして投資等、これは出資金や基金や積立金の積み上げたものです。

その下の非金融資産、ここは事業用資産とインフラ資産に分かれます。事業用資産というのは、いわゆる小・中学校、公民館、そういったものが含まれるんですけれども、土地・建物、機械器具、物品などの売却が可能な資産になります。インフラ資産というのは、道路、河川、橋梁など、これは売却することができない、そういった資産になります。

その下の負債なんですけれども、流動負債、これは1年以内に返済が求められている市債や借入金、そういったもの、非流動負債は、償還予定が1年を越える市債、そういったものになっています。

この合計が、一番下、資産合計は1,528億1,204万5,000円ということで、これが負債純資産の部合計、一緒になっている。これまで多く資産形成ができていた状況であるというような、そういうところでございます。

次の行政コスト計算書なんですけれども、これは、市の恒常的な活動に伴うコストと使用料、手数料等の収入をここで示しています。経常費用は、毎回経年度経常的に発生するということで、人件費や物件費等の経常業務費用と、それから扶助費、補助費等の移転の支出費用、そういったものをここで出しています。例えば経費なんかだと、ほかに業務費、委託費、そういったものがここに含まれます。例えば経常業務費用の(4)番であれば、ここでは公

債費等の利払い分などが含まれます。

それと、この財源変動の（１）純経常費用への財源措置は、行政コスト計算書で計算された純経常費用に支出した金額となりまして、これは同じ金額が出てきます。

その他、このA、B、Cと三つあるんですけども、この三つを合計しますと当期の純資産変動額Dとなるものでございます。

ちょっと間違っていました。すみません。説明が飛んでしまいました。ちょっと戻っていただきまして、経常収益は、毎回経年度経常的に発生する使用料、手数料等の収益になります。これ、経常費用の合計が590億円、経常収益が323億円で、差し引いて純経常費用が267億円ということで、サービスを提供するのに267億円かかっているという、旭市のサービスはそれだけの費用がかかっているということです。ただ、旭市の場合には特殊な状況がございまして、旭中央病院が自分のところで相当事業収益を上げておりますので、一般の市町村ではここが物すごくマイナスになるという、そういう状況がございます。

失礼しました。

次に、純資産の変動計算書、3ページになります。ここは、市の純資産、つまり資産から負債を差し引いた残りがこの会計年度の間にどのように増減したかを明らかにするというところで、それぞれ財源を調達する費用が2番にあって、それを使った費用があって、その下に資産形成の充当財源の変動の部があると。その他の純資産変動の部ということで、実はこのところで大きなマイナスがあるんですけども、これについては、今回の基準の導入に当たりまして総務省のほうから示されて、要するにどういう形で資産形成されたか分からない、減価償却されたか分からないものというのはここにすべて含まれて、ここで一括してマイナスして、その下の当期の純資産の変動額を出すと。当期の純資産29億2,942万8,000円というのが平成20年度で形成された資産であると、そのような形になります。

次の4の資金収支計算書なんですけれども、これは、市の資金収支の状態、よくキャッシュフローと言いますけれども、それがこれになります。市の資金収支の状態で、すなわち資金利用状況、それから資金の獲得能力を明らかにするというところで、これを目的として作成します。

経常的な収支区分なんですけれども、ここに記載したような経常的な支出、経常的な収入というのがあって、これは68億1,801万4,000円という数字が出てくる。資本的な収支の部分、これが資本的支出と資本的収入それぞれで、資本的にはマイナスの66億5,430万5,000円と。ただ、基礎的財政収支、これが政府なんかでよく言われていたプライマリーバランスに当た

るもの、ここは黒字で、1億6,370万9,000円ということで、健全な運営ができているという
ような話ができるかと思います。

その後、財務的な収支区分ですけれども、ここでは財務的な支出ということで、支払い利息とか元金の償還の支出、これを多く支払っている。その下の財務的な収入というのは、公債の発行の収入であるとか借入金とかですから、ここでは、常に借り入れと支出が一緒であればこの部分はマイナスにはならないんですけれども、比較的、今、資金的に余裕があるので、多く元金等を返していつているという状況があるということです。

それで、当期の資金収支はマイナスの25億6,994万4,000円になるんですけれども、ただ、これでもしっかりとしたお金をもって運営できている、そのようなことが表されているということで、これについては、ただお配りしたというとなんなので、少しだけ説明させていただきました。

以上です。

○委員長（神子 功） ありがとうございます。

それでは、ただいま財政課長から説明がありましたことにつきましては、また持ち帰りましてよく把握していただきたいと思います。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（神子 功） これより討論を省略して、議案第1号の採決をいたします。

議案第1号、平成20年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

以上で議案第1号の審査は終了いたしました。

○委員長（神子 功） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本委員会は14日午前10時より議会委員会室にて開催いたします。
大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時44分

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 1 年 9 月 1 4 日（月曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成21年9月14日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 2号 平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 3号 平成20年度旭市老人保健特別会計決算の認定について
議案第 4号 平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 5号 平成20年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 6号 平成20年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
議案第 7号 平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
議案第 8号 平成20年度旭市水道事業会計決算の認定について
議案第 9号 平成20年度旭市病院事業会計決算の認定について
議案第10号 平成20年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について

出席委員（12名）

委員長	神 子 功	副委員長	佐久間 茂 樹
委員	高 木 武 雄	委員	日 下 昭 治
委員	木 内 欽 市	委員	柴 田 徹 也
委員	嶋 田 哲 純	委員	景 山 岩三郎
委員	林 七 巳	委員	伊 藤 房 代
委員	島 田 和 雄	委員	平 野 忠 作

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議 長	向 後 和 夫	副 議 長	林 一 雄
-----	---------	-------	-------

説明のため出席した者（42名）

副市長	増田雅男
財政課長	加瀬正彦
保険年金課長	花香寛源
農水産課長	林清明
会計管理者	高山重幸
監査委員 事務局長	林久男
病院技監	作田重
病院契約室長	太田信春
病 再 整 備 室 の 他 担 当 員	鏑木友孝
	24名

病院事務部長	渡辺清一
税務課長	野口徳和
高齢者 福祉課長	渡辺輝明
下水道課長	佐藤邦雄
水道課長	横山秀喜
国民宿舎 支配人	堀川茂博
病院事務次長	石鍋秀和
病院経理課長	鈴木清武
病院整備課長	永嶋英和

事務局職員出席者

事務局長	加瀬寿一
主査	穴澤昭和

事務局次長	石毛健一
-------	------

開議 午前10時 0分

○委員長（神子 功） おはようございます。

9月11日に引き続きまして、大変ご苦労さまでございます。

本日は、特別会計及び企業会計決算についての審査となります。委員の皆さんにおかれましては、慎重審議をしていただきますようよろしくお願いいたします。

ここで委員会を開会する前に申し上げます。

この後、議会だより取材のため、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解願いたいと思います。

ただいまの出席委員は12名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日、9月11日に引き続きまして、向後議長と林副議長に出席をいただいております。代表して向後議長に、ごあいさつをお願いいたします。

議長、お願いします。

○議長（向後和夫） どうも皆さん、おはようございます。

9月11日の決算委員会、途中退席をいたしまして大変申し訳ございません。今、非常に空気が乾燥してまいりまして、陽気も暑かったり寒かったりということで、非常に風邪の引きやすい時期でありますから、健康には十分、皆さんもご留意を願いたいと思います。

今日は、本当に委員の皆さん、ご苦労さまでございます。9月11日の議案第1号の一般会計決算では、時間延長しての審査ということで大変お疲れさまでございました。

本日は、議案第1号に引き続きまして、議案第2号から議案第10号までの特別会計及び企業会計について審査をしていただくということになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いをいたしまして、私のあいさつとさせていただきます。大変ご苦労さまでございます。

○委員長（神子 功） ありがとうございます。

議案説明のため副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

9月11日に引き続き、決算審査特別委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の特別委員会に審査をお願いいたしますのは、平成20年度の特別会計、公営企業会計の各決算議案9件でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案認定くださいますよう、よろしく審査をお願い申し上げます。

ここで1点報告させていただきます。

内容は、新型インフルエンザの件で、海上中の1年生4名と嚶鳴小の6年生2名が感染いたしました。直ちに保健所へは連絡し、学校医と協議の上、本日、両校ともこの児童・生徒の所属するクラスを学級閉鎖といたしました。なお、容体は安定しているとのことでございます。あす以降につきましては、様子を見て学校医と協議の上、対応するとのことでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） ありがとうございます。

ここで増田副市長は、所用のため退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 4分

（副市長退席）

再開 午前10時 4分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（神子 功） ただいまより本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第2号から議案第10号までを順次議題といたします。

本日の審査方法については、議案第2号から議案第10号までの9議案を三つに区分し、初めに、特別会計のうち議案第2号から議案第5号までを、次に、議案第6号と議案第7号、

最後に企業会計の議案第8号から議案第10号までの区分ごとに順次審査を行いたいと思います。

なお、会場の都合により、担当課の入れ替えを、ただ今申し上げました三つの区分ごとに行いたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

ここで税務課、また財政課より、9月11日の一般会計決算の件で説明したい旨の申し出がありますので、よろしくお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 先週の決算審査特別委員会におきまして、前年度決算の収入未済額と翌年度滞納繰越分調定額の違いについて、説明がちょっと分かりづらかったと思いましたので、今回、この表を作りまして、改めてご説明させていただきます。

お手元の資料のほうをご覧くださいと思います。

一例としまして、平成20年度中に過年度分の所得に修正があり、市民税が減額になった場合です。一番左側の平成19年度で市民税の課税が100万円調定されました。それで、下のほうへ行きまして、この100万円が全額滞納と、収入未済額になった場合に、平成20年度におきましては、この100万円がそのまま当初の調定額になります。それで平成20年度の途中に修正申告により平成19年度分の減額、100万円を90万円に更正が出た場合、この場合には右へ行きまして滞納繰越調定額を減額いたします。90万円となります。そうしますと、滞納繰越分の平成20年度決算時点では90万円ということで10万円が収入未済額が減額になるということでございます。

それで、その上にありますけれども、滞納がない場合、これは当初、当然滞納がございませんのでゼロということで、平成20年度途中で修正申告10万円の部分につきましては、前年度納付済ということで10万円を歳出のほうから還付すると、こういう手続きになります。よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 続いて、財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、9月11日の決算委員会で、佐久間委員からご質問のありました件で、消防本部より一覧にして提出がございましたので配布させていただいております。それぞれ必要な消耗品について購入したものでございまして、1枚めくっていただきますと、消耗品の執行分ということで、縦の欄と横の欄で整理してございます。縦として被服費、それから救助隊関係、救急隊関係、消防隊関係、総務関係、機器その他の消耗品ということで、縦へずっと積み上げますと、それぞれ合計額が出てまいりまして、一番下の欄外の

総合計ということで1,313万9,032万2,000円というこの数字でございます。これらはそれぞれ必要な消耗品を購入したものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、研修関係の負担金につきましてもご質問がございまして、それは次のページに整理してございます。これもその研修の分野ごとに整理してございます。一番大きなものは、左側の下の枠、消防学校入校関係20年度分ということで401万6,071円というような数字でございます。これはそれぞれ、その消防署に入った時期、それから必要な人員の確保、そういったものをするために研修を受けさせている、これでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（神子 功） ありがとうございます。

税務課、財政課の説明は終わりました。

ただいまの件で確認のため、何かお聞きしたいことがありましたらお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 税務課長、ちょっと確認の意味でということですので、ちょっと教えていただきたいなと思いますけれども、例えば前年度は滞納がなかった際には、何ですか、過誤納付金という項目がありますよね、それに還付、例えば10万円というのは、そこへ入ってくるんですか、この分は滞納がなければ。滞納があった場合には、必要に応じて修正をされた際に調定額が漠然とというか、変わってきちゃうということになるんでしょうか。

併せて、もし例えば昨年度、決算をやっているのは昨年度であるんですけれども、三百二十何万だったと思いますけれども、その辺は何件くらいが対象になるのか、ちょっと参考のために教えていただきたいと思います。

○委員長（神子 功） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 滞納がなかった場合の還付ですけれども、決算書でいいますと93ページに、一番下に市税の還付金というのが2,009万7,637円と出ています。これについては平成20年度分、例えば平成19年度こうなった場合には、平成20年度分、ここの歳出から10万円を還付するという形になろうかと思います。

それから日下議員の件数、ちょっと質問が分からなかったんですけれども、もう一度よろしいでしょうか。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） 昨年度、調定額に変わっているのが三百二十何万円、変わっていますね。

例えばその三百二十何万円というのは、当然、何件かあって、積み重ねがそうだと思いますけれども、概略でよろしいので、例えば金額の大きいのは、金額が幾らぐらいのやつが何件くらい、頭、上でいいです。上と下もありますから、上がどのくらい、例えば100万円の方もあるかもしれませんが、3万円、1万円というのものもあるかも分かりません。その辺で合計で何件くらいになるのか、ちょっと。

○委員長（神子 功） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 今のご質問は、国保会計のほうですか。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） じゃ、もう1回、あれしますね。昨年の収入未済額が3億8,351万9,091円だと思います、平成19年の未済額が。それで平成20年度の調定額が3億8,026万75円、私の計算が間違っていなければその差額が325万7,016円、そうしますと、その金額の中に大きいのと小さいのがあると思いますし、それが何件くらいなるのか、その辺。

○委員長（神子 功） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 市税のほうの件数ですけれども、これは修正申告が18件、それから税源移譲による市県民税の減額申告が61件、これをやったのが一番主なものということで、この修正申告18件については、ちょっと大きい金額とか小さい金額とか、それは把握していません。

市県民税の減額申告につきましては、もう最高額が9万7,500円となっていますので、市県民税61件の最高額が9万7,500円です。よろしいでしょうか。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（神子 功） 確認は終わりました。

それでは議案の審査を行います。

初めに、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、旭市国民健康保険事業特別会計決算につきまして、事業勘定、施設勘定と順を追って説明いたします。

なお、本会議におきましては、決算書を基にご説明いたしましたので、本日は皆さんに配ってあると思います、決算に関する説明資料、こちらでございます。この資料のほうで補足説明を申し上げます。

説明書をご覧いただきたいと思います。

まず1ページ、1の世帯数と被保険者数の推移ですが、平成20年度の欄をご覧ください。
年間平均ですが、世帯数は1万3,557世帯で前年度比11.3%の減であります。

次に、被保険者数の総数は2万9,788人で前年度比19.7%の減となっております。いずれもだいぶ減少しておりますが、これらの理由は75歳以上の方々が国保を脱退して、後期高齢者医療へ移られたためであります。

続いて、2の国保加入率の推移、平成20年度末の欄をご覧ください。

世帯割合ですが、住民基本台帳における旭市の世帯数は2万3,547世帯で、そのうち国保世帯は1万3,444世帯となっております。全体に占める割合は57.1%となっているものであります。それを人数で換算いたしますと、旭市の住基人口が6万9,226人、国保被保険者数が2万9,606人となっております。その占める割合は42.8%となるものであります。

2ページをお開きください。

3の保険給付の状況ですが、2ページの下の方の欄の合計欄をご覧ください。一番下になりますが、平成20年度における保険給付費の総額は47億5,482万4,000円となり、前年度比1.5%の減となっております。これを1人当たりの給付費で割り返しますと15万9,622円となり、対前年度比で1.1%の増となっております。

続いて、3ページをご覧ください。

ここでは右上の表の短期人間ドックの欄をご覧ください。人間ドックの種類といたしましては、日帰りのコースと1泊2日のコースに分かれるわけですが、これらの実施件数の合計は370件となるものであります。

4ページをお開きください。

国民健康保険税の収納状況について簡単にご説明いたします。

①の表でございます。平成20年度の現年度分ですが、収入済額をご覧ください。24億4,613万円を収納いたしまして、収納率は87.6%となるものでございます。

次に、右側の滞納繰越分をご覧ください。収入済額が1億6,230万1,000円、不納欠損額が7,980万3,000円となりまして、収納率は13.5%であります。

5ページをご覧ください。

国保被保険者のうちの老人保健該当者の給付状況についてご説明いたします。一番上の表の平成20年度の欄をご覧ください。老人保健の対象者数は6,503人です。この下の表の合計欄をご覧ください。保険者負担額の一番下の欄になりますが2億5,546万8,000円とな

りまして、対前年度よりも91.7%の減少となっております。この理由は後期高齢者医療制度の発足に伴いまして、平成20年度における支出が20年3月診療分の1か月分と過去の過誤納付分に限定されたためであります。

次に、右側の表の6、真ん中ですね、老人保健拠出金の状況についてご説明いたします。これは国保、老人に係る拠出金でありまして、前々年度の医療費の実績を基に算出されるもので、やはり1か月分の支出となります。右側の計の欄をご覧ください。1億90万3,000円となるものであります。

続いて、この表の下の方の8の後期高齢者支援金の状況についてご説明いたします、8番ですね。これはゼロ歳から74歳までの国保被保険者が後期高齢者に係る医療費の一部を負担するために新たに発足されたもので、平成20年度は11か月分の積算となります。総額で11億7,568万1,000円の支出となりました。

6ページをご覧ください。

最後に施設勘定の滝郷診療所の状況について簡単にご説明いたします。平成20年度の欄をご覧ください。1年間における診療日数は243日で診療収入は6,495万円と、ここ3年間は6,500万円前後を推移しているところであります。

以上をもちまして平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の補足説明を終わります。

○委員長（神子 功） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 施設勘定のほう、基金は今現在お幾らぐらいありますか。

○委員長（神子 功） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 平成20年度末で4,020万4,000円でございます。

○委員長（神子 功） 木内委員。

○委員（木内欽市） 今年幾ら入るのか。

○委員長（神子 功） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それで、平成20年度決算で歳計剰余金処分として積立金1,000万円やっております。それと利子を含めまして5,022万4,000円となっております。

○委員長（神子 功） 木内委員。

○委員（木内欽市） ありがとうございます。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

景山岩三郎委員。

○委員（景山岩三郎） おはようございます。ご苦労さまです。

課長、今の説明で、短期人間ドックの内容については、ここに書いてあり分かりましたけれども、たしか平成20年度から特定健診と国保も実施されると思いますけれども、この際、特定健診のほうも説明していただけますか。

○委員長（神子 功） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 説明が足りませんで申し訳ありませんでした。

それでは、特定健診事業につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、決算書のほうでご説明したいと思いますので、決算書の389ページをご覧ください。

389ページの備考欄、一番下のところにありますが、特定健康診査事業といたしまして7,345万9,908円が総事業費となっております。

それで391ページをご覧ください。

そのうち委託料としまして6,827万5,561円がかかったわけですが、その内訳は市内16医療機関へ委託して実施した個別健診に5,298名、それからJ A厚生連へ委託して実施した集団健診に4,765名、それからそれにJ A厚生連による農業者健診に163名の計1万226名の方が受診されております。これを年齢階層別に分類しますと、35歳以上39歳以下の方が186名、40歳以上74歳以下の方が8,053名、75歳以上の方が1,987名となっております。

なお、65歳以上の方につきましては、同時に生活機能評価も実施しておりまして、その受診者数は4,959名となっております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもありがとうございます。

そうすると、ついでにこの決算書の391ページの備考欄に、特定保健指導事業というものがありますが、特定健診と抱き合わせての事業だと思いますので、引き続きちょっと説明してください、お願いします。

○委員長（神子 功） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、特定保健指導事業についてご説明いたします。

決算額は116万1,274円と特定健診事業に比べまして経費がだいぶ低くなっております。この理由は、健康管理課の保健師による指導ということで、外部への委託がなかったことから、指導テキスト代や通信費等、安い経費でおさまったわけでございます。

保健指導の実施状況ですが、動機付け支援が対象者802名のところ206名が受けられました。これは面接による指導が1回限りというものであります。これ以外に積極的支援というものがありますが、これは半年間、継続して指導を続けるというもので、対象者は538名のところ129名が受けられました。したがって、保健指導の利用者は合計で335名となり、そのうち6割の方々がメタボリックシンドロームに対する予防観点を深められたということになります。

以上でございます。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

柴田徹也委員。

○委員（柴田徹也） 1点だけお尋ねをいたします。

決算に関する説明資料の3ページ、保険給付の内訳の、そのうちの真ん中の任意給付、その葬祭費ですけれども、平成19年度と平成20年度でだいぶ大きな開きがありますけれども、これは今、話をしていた後期高齢者医療制度の関係だと思えるんですけれども、確認です。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、葬祭費の支給件数でございますけれども、平成19年度につきましては575件ありました。平成20年度が170件でだいぶ減っております。その要因としましては、今、柴田委員もおっしゃったとおり、平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まりました。これによりまして75歳以上の方々を国保のほうから切り離して移行になったもので、その結果、保険料を徴収する千葉県後期高齢者医療広域連合ですか、そちらのほうで葬祭費を支出することになりまして、国保の支給件数が一気に減少したということです。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） ありがとうございます。

じゃ、ちなみに広域連合が旭市分として支給している件数は何件ぐらいですか。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 広域連合が旭市分として支給した葬祭費の件数は504件でございます。それを含めると昨年度より多いわけですが、これは広域連合のほうは、元社会保険の方も含まれておりますから、国保のみの件数というものは、ちょっと把握はできません。

以上でございます。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

高木武雄委員。

○委員（高木武雄） それでは説明資料でちょっとお伺いをします。

4ページの保険税の収納状況ということでございますけれども、後期高齢者になっても、やっぱり年々収納率が下がっている、悪くなっているというような現状でございます。そうした中で、やはり不納欠損も出ております。まず第1点として、不納欠損にならないように、その事前にどのような対策をとられたのか。あるいは不納欠損ではなくて、未収の人には保険、いろいろ短期証明書とか、そういうものがあると思うんですが、その内訳も分かればお願いいたします。

それともう一点、その次のページ、老人保健拠出金の状況と、その下の後期高齢者支援金、これは平成19年度と、今度は後期高齢者医療になっても、この負担金というのはあまり変わらないようなんですけれども、支出の性質が同じものなのかどうか、この2点お願いします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 不納欠損の状況ですけれども、これは市税のときにも申し上げましたけれども、市税と違って、国民健康保険税につきましては所得の低い方がかなり入っているということで、なかなか低所得者については差し押さえは難しい面があると。ただ、中には高額な滞納額も生じますので、そういう方につきましては、市税と併せまして滞納処分、差し押さえ等、実施しております。

それからあと、滞納対策としまして月に2回、夜間納税窓口、10日と25日、閉庁日には翌日やっていますので、あと、年間に日曜徴収が年に3回、それと国保を専門に納税相談窓口を日曜日に2回やっている。ということで、なるべく徴収向上のほうに努めるようにして

おります。

それから、先ほどの未収の内訳と言いましたけれども、不納欠損の内訳ということでしょうか、それとも……

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） 先ほど、私、言ったかと思えますけれども、そうじゃなくて、未収入金を上げるために、どういう対策をとられるか、それで結構です、その種類はいいです。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 資格証の交付の数でよろしいでしょうか。平成20年度で世帯数としまして394世帯、被保険者数としまして593人です。

それと、先ほど質問の5ページですか、老人保健拠出金の平成19年度分と後期高齢者支援金の状況で平成20年度分、大して変わらないんじゃないかということでございますけれども、老人保健拠出金の状況につきましては、これは年度1年間の支出でございますけれども、後期高齢者医療の支援金については11か月分でございます。

（発言する人あり）

○保険年金課長（花香寛源） 性質的には同じものでございます。ただ、この算出の関係ですが、老人保健拠出金につきましては実績に基づいて拠出されますけれども、後期高齢者の支援金については、これは全国ベースでならしまして、その人数とか、それによって算出されるもので、そうすると実際の話、当市は医療費が安いと言われていますので、ちょっと高いほうに設定されている。ですから、ちょっと後期高齢者支援金のほうが若干多いのかなという形になります。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） 先ほどの短期証明書というのは、これは未収というか、支払いが滞っている方に出されるのか。全然、少しでも持ってきたと言ったら具合が悪いかもしれないけれども、納めた人に対して出すのか、その辺、全然これは不納欠損も出るようでございますので、全然払っていない方はどうなるんでしょうか。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 先ほど資格証の人数を申し上げましたけれども、例えば1年以

内に払っているとか、その期間なりそういったもので、資格証のほかに短期証、1か月とか、そういうものを交付しております。ちなみに短期被保険者証については、1か月証が、これは平成20年度のあれですけれども、622世帯で、被保険者数は1,491人、3か月証が362世帯で841人、6か月証が339世帯で690人となっています。

以上です。

○委員長（神子 功） 保険年金課長、資格証明書と短期証明書は同じですかということと別々ですかと。別々であれば、その説明をということで説明願えればと思います。

高木委員。

○委員（高木武雄） いろいろ1か月、3か月、6か月は分かったんですけども、これに当てはまる条件というか、どういう条件の場合は1か月になるのか3か月になるのか、あるいは資格証明になるのか、その辺をお願いします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは失礼しました。5期から8期納めていない場合には6か月証、9期から16期が3か月証、17期以上が1か月証、資格証は納税に全く対応してくれない方です。

以上でございます。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

高木委員。

○委員（高木武雄） おおむね分かりました。

それと先ほどの5ページの話で、もう一度お伺いしますけれども、老保の拠出金は、実績に合わせて払うから安かった。この高齢者の場合は一律だから高くなった、そういうふううに今、ちょっと説明聞いたので、その理解でいいですか。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 老人保健の拠出金は実績、後期高齢者の関係は支援金、これは全国平均で人数なり、それなりの算定でもってやるという。そうすると、全国ベースでいいますと、千葉県の中でも当市は医療が安いものですから、全国ベースになっちゃうと、何というんですか、もとの数字が高いと。

○委員長（神子 功） 高木委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 税務課長、ちょっとやっぱり先ほどこの辺の調定の違いも、先ほどの市税と同じような形で変わってくるということで、それはそれで同じ対応ですよ。じゃ、後でその辺を、ちょっとまだ、もしあれだったらですけども。

それと調定額、医療費分が世帯で14万3,169円ですか、1人当たり6万5,158円と。昨年と比較すると、世帯当たりで2万8,000円くらい違う。個人だと5,000円くらい違うと。その辺が、いろいろ何か背景的なものはあるかと思いますけれども、その辺も併せてお願いできればと思います。

それと最後に、一般会計へ繰り出す、決算書で5,570万6,000円ですか、それはやはり余って、国保財調へ入れるのではなくして、一般会計のほうへ戻すというか、一般会計へは来ないと思うんですけども、それを繰り出すことは一般会計へ入れるということだと思いますけれども、その辺のものをちょっと説明をお願いできればと思います。

それと、後期高齢者医療の関係で、恐らく県下4自治体が平均より安いのかな、そうすると、その辺はあとはだいたい同じで、かなり差があるところだけ4自治体くらい安いと、納付金が、そうでなかったですか。その辺、恐らく旭市はそういう中で安くなっていることは分かりますけれども、例えば先日の一般質問でもちょっとやりましたけれども、例えば房州のほうなんていうのは国保の1人当たりかかるのがすごく高いんですよ。そうしますと、そういったものと比較した場合には、こっち側が率が悪くなるんじゃないかなと、そんな心配をするわけですけども、そういうことで例えば隣の銚子市にしても、あれは年報ですから18年にもらったものですけども、約8万円違うんですよ。そうしますと、多分それがすぐ当てはまるかということではないでしょうけれども、その辺をやはり何らかの形を、率が悪くなるのを、上限、平均でやりますから、高く払っているところはいいんですけども、医療費の低いところは余計なものを出すというような認識もしてしまいますので、その辺を何か一因としたものがあるのかどうなのか、その辺ちょっとお願いします。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 決算書の365ページの関係で、国民健康保険税のほうで収入未済額の関係で調定が動きますのは、社会保険の加入がほとんどでございます。といいますのは、国保から抜けて社会保険に加入した場合、すぐ届けてくれればいいんですけども、後にな

ってしまう、それがほとんどでございます。

それから、保険料の関係で、平成20年度に世帯と1人当たりが上がっているということなんですけれども、後で保険年金課長からあれば補足説明してもらいたいんですけれども、これは基本的に平成20年度は75歳以上の方がすぽっと抜けましたので、一概に比較はできないんですけれども、ただ、税率改正で限度額、そういうのは引き上げましたので、そういう方の世帯については負担増になっていると思います。ただ、下げた分もありますので、資産割は10%下げたところがありますので、一概には比較できませんけれども、そういうので上がっているところがあるかなと思っています。

○委員長（神子 功） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それではまず、一般会計の繰出金の関係5,570万6,000円ですか、これについては事務費相当分ということで、予算上で例えばこの事業費でいいですと総務費であります。1款、それが事務費相当分で一般会計から繰り出して入ってきます。実際に使われなくなってきました、100%使いませんので、それがこの繰り出しについては平成17、18、19年度分、3か年分の精算で、その部分を返すという形です。

（発言する人あり）

○保険年金課長（花香寛源） そうです。

それから先ほどの後期高齢者の支援金と老人保健の拠出金、差があると、その辺のところはということなんですけれども、これは国のほうでは、あと2年後に、いわゆる高い低いがありますので、その辺のところは、これも精算という言葉になっちゃうかもしれませんけれども、調整して精算するというような話をしております。ですけれども、今度政権が代わりましたので、その辺のところはちょっと不透明な部分があるのかなと。これについても、いろいろな面で県のほうには話をしていきたいと思っています。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） ある程度、そういう検討はされているということなんですね、還付をするなりなんなりの、分かりました。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 議案第4号の説明資料の中で、4号いいですね……。

○委員長（神子 功） 2号です。ただいま議案第2号の審査をしております。

ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 保険税の収納状況ですけれども、現年度分、また滞納繰り越し分ですか、両方とも徐々に収納率が下がっているということでありますけれども、時代の不景気だというような理由もあろうかと思えますけれども、周辺の自治体と比較して旭市はどういう状況なのか。また県平均ですか、その辺とも比較していただければと思います。

それともう一点は、滝郷診療所の状況なんですけれども、患者数が若干減っている中で、診療の収入としては増加していますけれども、何かこの原因が考えられるものがあれば伺いします。

○委員長（神子 功） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 近隣との徴収率の状況ということですのでけれども、平成20年度はちょっと正式に公表されていけませんので、平成19年度の状況でお答えいたします。平成19年度の国民健康保険税の旭市は、県下56市のうち35番目でございます。それで匝瑳市は44番目……

（発言する人あり）

○税務課長（野口徳和） 率ですか、現年課税分が旭市は平成19年度88.78%、滞納繰り越し分が14.75%で、トータル68.04%。それから匝瑳市、現年が88.09%、滞納繰り越し分11.15%、トータル63.35%です。それから銚子市、現年課税分が86.53%、滞納が23.43%、トータル70.09%ということでございます。

県平均につきましては、現年課税分が88.71%、滞納繰り越し分が13.99%、トータル67.49%ということで、旭市は県平均よりは上を行っています。

○委員長（神子 功） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 滝郷診療所の収入の関係ですけれども、患者数が減っているのに収入がちょっと増えているのではないか、その要因はということですのでけれども、これは聞きましたところ、薬だけという方がいるんですけれども、その長期、1か月なら1か月、薬をもらう、そういった方がちょっと増えているという傾向はあるそうです。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、旭市老人保健特別会計決算につきましてご説明いたします。

また、本会議では決算書を基にご説明したので、本日は決算に関する説明資料のほうで補足説明を申し上げます。

説明資料をご覧いただきたいと思います。説明資料は1ページのみとなることから簡潔にご説明したいと思います。

老人医療費の支給状況ですが、その内容を分類いたしますと、入院、入院以外の外来、歯科診療、薬剤である調剤、それに下の表に行きまして、看護師等による訪問看護療養費、そしてコルセット代等に対する現金支給分となるものであります。これらにかかった金額を合計いたしますと、平成20年度は3億6,449万4,000円となり、これは対前年度比で90.9%の減となるものであります。

この大幅な減少の要因でございますけれども、平成20年3月末で老人保健制度が廃止となったことから、この会計での支出が月遅れで請求のあった3月診療費の1か月分と、それ以前の診療に係る過誤納未済分だけが対象となったものであります。

簡単ではございますが、以上で平成20年度旭市老人保健特別会計決算の補足説明を終わります。

○委員長（神子 功） 担当課の説明が終わりました。

議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、旭市後期高齢者医療特別会計決算につきましてご説明いたします。

やはりこれも本会議では決算書を基にご説明いたしましたので、本日は決算に関する説明資料のほうで補足説明を申し上げます。

説明資料をご覧いただきたいと思います。説明資料は1ページのみとなりますので簡潔にご説明いたしたいと思います。

まず、1の表にあります被保険者数ですが、年間平均で8,333人となりまして、そのうち1,528人の方々が社会保険において被扶養者であったということでありまして、また、この表

中、65歳以上74歳以下の方々については、一定の障害があることが該当条件となりますが、本人の意思により75歳になられるまでは後期高齢者医療から脱退することも可能となっております。

続きまして、次の表でございます。保険料の収納状況ですが、特別徴収分については、収入済額が1億9,307万2,000円で、徴収率は100%であります。普通徴収については、収入済額が8,096万3,000円で、徴収率は97.9%であります。したがって、全体で徴収率は99.4%となるものであります。

簡単ではございますが、以上で平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の補足説明を終わります。

○委員長（神子 功） 担当課の説明が終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 今、課長、説明資料の中で65歳以上74歳以下の方は、意思で後期高齢者医療から脱退できるということでしたが、実際には何人ぐらい脱退したのですか。

それと、脱退すると何かいいことがあるんでしょうか、プラスになることが、すみません、ちょっと教えてください。

○委員長（神子 功） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 回答でございますけれども、年度内に脱退された方は全部で40名となっております。

この脱退することによる利点でございますが、その方が社会保険の被扶養者であった場合には、もとの社会保険の扶養に戻られることにより、掛金が全くかからなくて済むというような利点が生ずるということでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 全然、じゃ、かからないということだね。そのようなプラスの点があったら、あれですか、該当者への周知なんかも必要ではないかと思うんですけれども、それなりの対策はとっているんですか。

○委員長（神子 功） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 周知の点で申し上げますと、厚生労働省の指示によりまして、各人に希望により撤回できる旨を記載した通知を送付するとともに、平成20年3月1日号の広報あさひにおきましても、その内容を掲載して受け付けを行ったものであります。

以上です。

（「分かりました」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 質疑がないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、議案第5号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） それでは、決算に関する説明資料に基づきまして補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

1 番の高齢者人口等につきましては、本会議においてご説明したとおりでございますので省略させていただきまして、2 番以降についてご説明を申し上げます。

2 番の要介護認定者数については、年度末である平成21年3月末の状況を掲載しております。介護度が一番軽い要支援1から一番重い要介護5までのそれぞれの人数、構成割合を示しており、前年度と比較して、人数は43名が増加しておりますが、構成割合はほとんど変わりございません。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

3 番の介護保険料については、第3期介護保険事業計画、これは平成18年から平成20年度

までのものですが、これにより定められた保険料の所得段階、年額は前年度と変更
ございません。

4番の所得段階別、第1号被保険者数は、所得段階別の人数割合を示しており、前年度と
比較して人数は303人増加、その内訳として所得の高い5段階、6段階の割合が全体の59%
を占めているのが特徴でございます。構成割合はほとんど変わりございません。

5番の保険料納付状況については、本会議においてご説明したので省略させていただき、
3ページの6番、保険給付費のサービス別支出状況について、決算書にも細かく記載されて
おりますが、この表のほうの方が分かりやすいと思いますので、こちらを使用して特徴的なこと
をご説明いたします。

まず、居宅サービスでございますが、①訪問介護から⑭の居宅介護サービス計画給付費で、
在宅にしながら受けられるサービスでございます。

サービスの利用状況を給付費の支出額が多い順に申し上げますと、一番多いのが⑥の通所
介護、これは介護施設で食事や入浴など、日常生活の支援を受ける日帰りサービスで、いわ
ゆるデイサービスと呼ばれているもので、これが最も利用がされております。

次いで、①の訪問介護、ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行うサー
ビスでございます。

3番目が⑦の通所リハビリテーションで、デイサービスと同様に通いながらリハビリテー
ションを受けるサービスです。

居宅サービスを受ける月平均利用者数は1,178人、1人当たりの年間給付額は112万4,000
円となっております。

続きまして、地域密着型サービスは、住みなれた地域で生活続けるために、地域の特性
に応じたサービスが提供されるサービスでございます。

②の認知症対応型共同生活介護は、認知症対応のグループホームです。この月平均利用者
数は35人で1人当たりの年間給付額は278万7,000円となっております。

③の地域密着型介護老人福祉施設は、旭市民を対象とした特別養護老人ホームでございま
す。この月平均利用者数は16人、1人当たりの年間給付額は269万円となっております。

最後に、施設サービスは特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養病床と言われる介護三
施設に入所している利用者が受けるサービスでございます。

①の介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの月平均利用者数は323人、1人当
たりの年間給付額は282万4,000円となっております。

②の介護老人保健施設の月平均利用者数は196人、1人当たりの年間給付額は291万7,000円となっております。

③の介護療養型医療施設の月平均利用者数は5人で、1人当たりの年間給付額は386万8,000円となっております。

最後に、保険給付額の合計金額が31億4,184万446円となり、前年度と比較しますと5.6%の伸びとなっております。

続きまして、決算書についてご説明を申し上げます。

給付費につきましては、補足説明で申し上げましたので、地域支援事業についてご説明をいたします。485ページをお開きください。

備考欄1番、特定高齢者把握事業は、近い将来、介護保険の認定者となるような方々を把握し、介護予防につながるための事業で、平成20年度において643人が特定高齢者に認定されました。

続きまして、489ページをお願いいたします。

地域支援事業の中の任意事業であります。備考欄1番、家族介護用品給付事業は、寝たきりや認知症状がある高齢者で、常時失禁状態にある方に紙おむつを支給する事業です。平成20年度においては486名の方が利用されております。

次に、491ページをお願いいたします。

備考欄3番、配食サービス事業は、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯で調理の困難な方の自宅に昼食を配布しながら安否確認を行う事業で、平成20年度は163人の方が利用されております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） それでは、ただいま説明していただきました配食サービス事業ですか、老人の方の安否の確認も兼ねて配食サービスを行っているということですが、そういったことで、いろんな異常が発見できたとか、そういったようなことがあったかどうか伺います。

○委員長（神子 功） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 私、この4月から担当になりまして、ちょうどこの約半年の中で2件ございました。1件は発見するのが翌日になってしまった件もあるんですけれども、もう一件は、ちょうど発見されまして、それで救急等をやったんですけれども、残念ながらお亡くなりになったというケースがありまして、私のこの半年の中では2件でございます。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） 今、入所希望で待っている方がどのくらいいるのか、分かればお願いします。

○委員長（神子 功） 林七巳委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 今、毎月これは前後いたします。ご不幸なことでございますが、希望されてお亡くなりになっている方もいまして、ちょっと私の記憶の中では約300名弱の方がいらっしゃると思います。これは当然、前後いたします。

その中で、一番大変なのは要介護4ないし5の、俗に言う寝たきりの方のような形だと思います。その方については、約10名弱の方が在宅でいらっしゃいます。それ以外の方は老人保健施設、あるいは老人ホームに入所されている、そういう方になっておりますけれども、その約10名弱の方については、大変だと私のほうで感じているんですけれども、当然そういう方の中で、特にひとり暮らし、あるいは高齢者世帯、こういう方になりますと、それぞれの施設の収容の判定委員会ですね、判定のランクは高いんですけれども、一つとしては、今お聞きしますと、経済的な事由によりまして、きちんとした形での部分は難しい、ご自身のほうで、あるいはご家族のほうでご辞退される分もございまして、なかなか一つとして難しい。

それで付け加えますと、旭市民を対象とした地域密着型特別養護老人ホームですか、こちらのほう、東風荘の松里館、これが16床ございます。それからやすらぎ園の第二やすらぎ園、これは29床ございます。ただ、こちらのほうはご存じのようにユニット型という、1人の方の形なものですから、費用のほうが15万円ないし16万円とかという金額になりますと、なかなか経済的な負担、それで介護のこれが一番の問題だと思いますけれども、いつまで続くのか、学校ですと3年で終了とかございますけれども、介護の場合は先が分かりませんので、やはり高齢者の方ですと、なかなか手持ちの資金等の問題等で、すぐには希望はあるだけ

れども入れないとか、そういうような問題がございます。先ほどの関係で、そういう形でご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 林委員、よろしいですか、詳しい数字は。

林委員。

○委員（林 七巳） それからもう一点、やすらぎ園の介護マンションですか、それから中央病院のこっちのケアハウスのところにある何というんですか、あれは。

（「ケアハウス」の声あり）

○委員（林 七巳） ケアハウスですか、そこに結局、高額になるから、地元の人はあまり入らないで、遠くから来て、そこで容体が悪くなると、そっちへ流れていくというような話も聞いていたもので、だから地元の方がなかなか入れないという理由がちょっとあるというような話を聞いたんですけれども、その辺はどう把握しているのでしょうか。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） ケアハウスの関係でございますが、東総園、あるいはやすらぎ園、設置されていまして、確かにケアハウスの場合だと、まだ介護保険の認定を受けない、ご自分で自立して生活できる方が入る形になっております。そういう中で、旭市の場合ですと三世代同居といいましょうか、そういう方が結構多いございますので、まだご本人様の自宅にいたいという希望があるのかなというのが私のほうの率直な感想でございます。

それで、高齢者のみの世帯でご入居なさっている方もいらっしゃいますけれども、やはり先ほど申し上げましたように、ケアハウスの場合でも、ご自宅ですと部屋代、あるいは食事といいましょうか、食費はご自宅でも施設でも同じようにかかるわけでしょうけれども、でもご自宅ですと、それなりの部分がありますので、やっぱりそういう面でなかなか地元の方がというのはあろうかと思います。

以上でございます。

○委員長（神子 功） ありませんか。

平野委員。

○委員（平野忠作） それではお聞きします。

決算書の491ページ、備考欄の6番の住宅改修費助成事業の20番の扶助費、住宅改修費助成金ですか、これは何件くらい申請があって、何件くらい着工されたのか。あるいは詳しい内容、だいたい一般的には手すりとかバリアフリーとかだったと思いますけれども、そこら

辺をちょっとご説明をよろしくをお願いします。

○委員長（神子 功） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） お答えいたします。

平成20年度の住宅改修の関係でございますが二通りございます。一つとしては介護保険のほうで助成をする部分と、それからもう一つは介護保険でまだ認定を受けていない方で、要するに一般会計のほうでの助成のほうの部分がございます。

そちらのほうを別々にお答えをいたしますと、まず一般会計のほうでございますけれども、こちらのほうが申請が10件、助成額が119万6,900円でございます。主な内容としましては手すり、あるいは床の段差の解消、トイレの改修等でございます。

それからあと、介護保険のほうの関係でございますが、こちらのほうは129件ございます。給付金額が1,199万5,177円となっております。内容は先ほどとほぼ同様な部分になります。よろしくをお願いします。

○委員長（神子 功） 平野委員。

○委員（平野忠作） 内容等については、よく分かりました。

これでまた申請待ちとか、あるいは全部の方が申請と同時にこれを執行なされるんでしょうか、それはどのくらいの待ちの度合いとか、そこら辺が分かれば、もうちょっと、分からなかったら、また後でお知らせ願えればそれで結構ですので、よろしくをお願いします。

○委員長（神子 功） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 先ほどのご答弁で、1点言い間違いまして、先ほどの20件のほうの関係、最初に申し上げた住宅改修ですが、これは一般会計ではなくて介護の任意事業でございますので訂正させていただきます。

それから、今の待ち等の関係でございますけれども、基本的には介護認定をされて、その後、申請されれば、うちのほうの認定がおりないと、当然、改修にできませんけれども、おおむね認定されておれば、1か月程度ですべて大丈夫なのかなと思います。ただ、当然、建設事業者との打ち合わせ等がございますので、その辺はご考慮いただければと思います。

以上でございます。

（「ありがとうございます」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

嶋田哲純委員。

○委員（嶋田哲純） 今の平野委員の質問の中で、住宅の改修費は一人頭の最高額はどのくらいの補助があるのか、お願いします。

○委員長（神子 功） 嶋田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 1件当たり最高が20万円までが対象で、介護保険から支給されるのは、そのうちの9割、18万円でございます。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもご苦労さまです。

保険制度、かなり複雑で大変だと思います。私も分からないので、ちょっと教えていただきたいと思います。

まず、この説明書の2ページ、特別徴収で5億円、普通徴収で5,800万円、収入未済額が970万円で、過年度分の不納欠損が682万円で収入未済が910万円になっています。多分、当然特別徴収はゼロですよ。それで普通徴収は、今、上に1から6段階くらいありますけれども、要するに納められなかった人は、どういった人なのか。それと一般会計の145ページ、ここに介護扶助費というのがありますよね、1,591万円ですか、先ほど住宅扶助費というのがありましたけれども、平野委員の話で、住宅扶助費が119万円出ていますけれども、こっちでは3,591万円出ています。この一般会計のやつは、介護保険のほうに多分お金は入っていないと思うんですよ。別立てでやっているんだろうと思うんですけども、その辺の確認と、今の145ページの介護扶助費というのは、この中で使われているとすれば、どういうふうに使われているのか、その辺をちょっと教えていただきたい。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） まず1点目の保険料の納付状況の中で、収入未済とかの段階が、介護保険料の段階でいえば、どのくらいの段階が多いのかというご質問でございますが、介護は平成20年度ですと6段階、そのうち基準段階が第4段階で、あと1から3までが低所得者層といいましょうか、そちらとなっています。特に第1段階が生活保護の受給者等で、あと第2段階が世帯で皆さん、非課税、それでご本人も年金収入額等、あるいは合計所得が

80万円以下と、こうなっておりまして、課税対象が65歳以上の方でございまして、多いのはこの1段階、2段階、3段階の中が大半を占めております。こちらのほうは、どうしても今申し上げましたように、年金のほうも受給されていない方もいらっしゃいます。そういう関係で、そういう状況でございます。

それから、145ページの扶助費の関係で、こちらは私どもではなくて社会福祉課の関係で、私、知っている範囲内で申し上げますと、この介護扶助費のほうは、65歳以上の方の年金保険料のほうを、こちらのほうで私ども介護保険のほうに支払っていただいていると、多分それで間違いないと思いますけれども、詳細のほうは、もしあれでしたら、また確認してまいります。

それと、生保の方が介護のサービスを利用したときの利用分ということで、こちらのほうの金額になっております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 特に法律で決められて、多少でもお金を納めないと、ひょっとしたら罪人扱いみたいな扱いになってしまうのかもしれないんで、できれば年金なし、第1段階、この辺の過年度分、あるいは不納欠損、どうしても納められないというところは、何らかの形で手当てをできないのかなと。今そう思ったんですけれども、145ページの介護扶助費が、そちらのほうに幾らか使われているということでよろしいんですか、違うんですか。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 介護保険料を納められない方については減免制度がございします。一つとして、生活が生活保護とほぼ同程度の方については、減免制度の中で、そういう対応をしております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） そうすると、しつこくて申し訳ないんですけれども、145ページの扶助費と、こちら介護保険とはほとんど連絡ないんですか、連絡はとっているんですか。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 先ほど申し上げた145ページの介護扶助費のほうで、生

保の人が介護サービスを利用した場合に、ここでお支払いいただいていると。

（「生活保護の」の声あり）

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 生活保護でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） この生活扶助費という、生活保護を受けている方の税金というか保険料は、だいたいこれで幾らか分か出してもらえると、そういうスタイルにはなっていない…
…。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 生活保護の方の介護保険料のほうは、保護費の中でいただいております。ですから、ご本人が負担するということはありません。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） これは保険料ですから2年で時効になっちゃいますよね。そうしますと、例えばこの保険料、2ページの5番にある収入未済額約910万円ちょっとありますけれども、そうしますと、それがだいたい倍くらいが不納欠損になるとして、調定をして、その中で多分六百何万円の不納欠損ですので、この2年分の、3年目から不納欠損されると思いますけれども、だいたいこのくらいの金額が不納欠損で出てきてしまうのかな、あるいは時効停止でも一部はあるかなと思いますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 不納欠損の額でございますが、平成19年度もこのくらい、これより少なかったんですけども、それでこの収入未済額のほうは、一部分納していただいている分については時効を停止して、いただいております。ただ、実際問題として、無理解の方とかいらっしゃいますので、今、補足説明でも申し上げましたように、介護保険の65歳以上の対象者の方が増えています、1号被保険者が。ですから、どうしてもこの額は年々増えていくのかな。今年滞納した方が、来年もと、どうしてもそういう形が、私どもでは臨戸徴収等はやっているんですけども、そういう形は継続してしまうのかなということがございます。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

(発言する人なし)

○委員長（神子 功） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

それでは、議案第2号から議案第5号までの担当課は、ここで退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時42分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、議案第6号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 下水道課のほうから補足説明をさせていただきます。

議案第6号、旭市下水道事業特別会計の決算の認定につきましては、お手元にお配りしてあります説明資料、A4、3枚つづりの資料により補足説明をさせていただきます。

まず表紙をめくっていただきまして、1ページ目をご覧ください。

1ページ目は下水道建設事業の概要でございます。事業費としましては2億3,158万3,000円でございます。内容としましては、二袋地区の2.6ヘクタール、これは国道126号線、袋の交差点から同じくマツモトキヨシの交差点までの区間、カワカ金物店の西隣の県道旭小見川線に面した区域の面整備工事、また平成19年度に面整備工事を行った箇所、東町・網戸上宿の地区の一部の舗装復旧工事、さらに浄化センター増設工事のための横断ポンプ等の土木建築工事を実施したものであります。

次に、2ページ目をご覧ください。

下水道状況一覧の1番目は、下水道の整備状況でございます。平成20年度の普及率は、行政区域内人口6万9,226人に対して処理区域内の人口5,454人で7.9%、前年度と同率でございます。また水洗化率につきましては、処理区域内人口5,454人に対しまして供用人口が3,213人でございますので58.9%、これは前年2.7%ポイント増となっております。

2番目は受益者負担金でございます。平成20年度の受益者負担金の納入状況は、調定額6,830万900円に対しまして収入済額が3,688万4,200円で収納率は54%でございます。なお、

調定額には現年度分と合わせて過年度分が含まれておりまして、現年度分は3,447万7,900円、過年度分、これは滞納分ということでございますが3,382万3,000円が含まれております。収入済額の現年分につきましては3,035万600円、収納率としましては88.0%でございます。過年度分滞納分につきましては653万3,600円ということで収納率は19.3%でございます。

平成20年度の不納欠損につきましては73万円となっております。これは平成12年度に賦課しました4年目分、平成13年度に賦課しました3年目分、平成14年度に賦課しました2年目分、これらの一部分が不納欠損となっているものでございます。

3番目は使用料収入でございます。平成20年度の使用料の収入状況は、調定額5,713万9,967円に対しまして収入済額が5,435万797円で、収納率は95.1%でございます。なお、調定額には現年度分として5,403万8,961円、過年度分、滞納分でございますが310万1,006円となっております。収入済の現年分につきましては5,352万7,133円、収納率としましては99.1%、過年度分につきましては82万3,064円ということで、収納率は26.6%でございます。なお、平成20年度の使用料の不納欠損額は12万8,380円となっております。

4番目は、水洗便所他改造資金補助金と利子補給金の状況でございます。水洗便所他改造資金補助金は、20件で73万円、利子補給金は申請がなく、ゼロでありました。

補足説明は、以上でございます。

○委員長（神子 功） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

高木武雄委員。

○委員（高木武雄） その説明資料でちょっとお伺いしますけれども、数字が小さくてちょっと見えないんですけれども、2ページ目なんですけれども、数字が見えないから言葉でお願いします。

今、使用可能ですか、処理可能の面積の中に入っている家がありますよね、この家が今のくらい使用されているのか、58.9%ということですか、これは水洗化率か。何か使用可能な人口というか戸数、今現在使っている戸数、それでその差があれば、こういう方々をどのような形で使用、参加してもらうか、現在どのような方法をとられているのか。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 使用可能件数につきましては、この表にはございませんが、いわ

ゆる処理区域面積、整備済み面積が156.3ヘクタールの中に、使用可能人口ということで処理区域内人口5,454人、普及率としましては7.9%の使用可能な人口という形になっております。また、その使用可能な人口に対しまして、水洗使用人口でございますが3,213名、率でいきますと水洗化率58.9%というふうな進捗になっております。

それで今後、使用可能区域の方に対しまして、どういう形で水洗化率を上げていくかということでございますが、まずこれは個別で、使用対象者に理解していただくように説明に上がっていくのが一番最善な方法かと思えます。また、接続工事の指定工事店というのがございます。その工事店ではないと接続工事ができません。そういうことで、地元に通じている指定工事店に、今年は4月下旬に浄化センターに集まっていただきまして、PRをお願いしたような状況でございます。

また、下水道に関しまして、下水道の日ということで9月10日を定められているわけなんです、市といたしましても、ホームページでそこら辺のところの下水道の重要性等々を、そのホームページに掲載させていただきましてPRに努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） PRの方法を頑張ってやっけていただいていること、よく分かりました。

しかしながら、この未加入の人たちの、どういう原因が主に考えられるのか、その辺、分かればお願いします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 既に整備区域内に浄化槽を、いわゆる合併浄化槽、そういうものを設置しているお方が結構いらっしゃいます。その方につきましては、その浄化槽がいわゆる耐用年数といいましょうか、使用不能になるという部分で、なかなか、まだいわゆる二重投資という部分になっちゃいますので、そこら辺のところを、いわゆる合併浄化槽というものが老朽化して使用不能になったときに下水道に転換するというような部分で、ちょっとそこら辺につきましてはジレンマを感じる部分がございます。そういう方は、なかなか一度投資したものを御破算にして、じゃ、下水道に加入するということは、なかなか経済的に難しい部分がございます。そういうのが一つの事例ということでございます。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） 原因、そういうことで分かりました。これはここで論議する議論ではな

いと思いますけれども、もろもろ、そういうまだ60%も入っていない、そういう事業で、市から4億円近い毎年の繰出金があるということがございます。そうした中で、これを今後どのように解消していくのか。もう事業ストップ、まあストップするのも大きな問題ですけれども、下水道課としては、これをどのように考え、今後進むべきなのか、その辺をお聞きます。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） やはり経営改善ということの質問ということだと私解釈しているんですが、当然ながら、収入、支出ということの中で、収入をいかに増やすか、支出はいかに減らすか、その両面で対応していかなきゃいけないと思うんです。その中で収入につきましては、先ほど委員からご質問があった、下水道料金をいかに増やすか、いわゆる水洗化率を上げていくかということのちょっと地道な作業ですが、1軒1軒、戸別に当たっていくしかないかなというようなことを思っております。

また、支出の件につきましては、これは私の口からはなかなか言えないんですが、行政改革の、ちょっと言葉は忘れちゃいましたが、そこら辺のところは人件費とか、そういうものをいかに合理的に減らしていくかというのが目の前の、下水道課としてできるような当面の対策ではないかというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 高木委員、いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 受益者負担の中で、平成17年度から不納欠損出てきておりますね。平成17年度は465万5,200円ですか、それは多分平成12年度の817万円あったうちの収入として入った残りがこれで不納欠損されたと思います。そういったものが年々翌年、またここへ来て、平成20年度はかなり減っているわけですが、これはまだ73万円だから、そのころから比較するとかなり減っているわけです。そういったものは、何かあれだと思いますけれども、未済額もかなり年々減ってきて、調定額というのはあれですか、平成16年ですけれども、平成16年ということは4年目ですか、そうしますと5年になるんですか、そして5年過ぎたのが時効になるわけですから、そういうのは減るのは当然不納欠損されるから、未済額は減ってくるということだろうと思いますけれども、その辺はどういった形で、徴収がよくなった

のかということは、とても考えられないと思いますけれども、その辺の73万円で不納欠損が済んだ何かがあるのかなと思いますけれども、その辺、使用料は増えているんですよね、そういう形で、その受益者負担がその辺はどういう背景があるのかなということもお願いできればと思います。

それと、先ほど高木委員のほうで、一般会計から4億円余り毎年繰り出していると。そして過日の一般質問の中で、私も見直しというのはどういう見直しが見直しなのかなということも若干質問させていただいたわけでございまして、それらがこの補助金が返還しなければならないという話の中で、補助金に関する法律もとってもらったわけでございすけれども、やはり受益者に関するものはかなり少ないわけでございますので、その辺、繰り出しが今後毎年続く場合には、やはり市の一般会計に負担がかかるものがありますので、その辺も含めて、それは一応要望ですけれども、ぜひ議論していただきたいなと、そういうことをお願いしたいと思います。

それで今、増えている原因だけちょっとお願いします。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 毎年、年度当初に不納欠損見込額というのを算出するような形で、まず金額を定めます。それで平成20年度当初の不納欠損見込額が340万710円ということの中で、いわゆる実績といたしまして、いわゆる不納欠損からうちの職員が努力いたしまして収入を得たという部分で267万7,100円でございます。そうした残りが73万円という不納欠損でございます。これにつきましては、表を見ていただければ分かるんですが、平成18年度が収納率が40.8%、そして平成20年度が54.0%ということで、かなり8ポイントほど伸びています。これにつきましては、先ほど言いましたように、うちの職員の努力の結果だと思えます。

それで、なぜこれは267万7,100円になったかといいますと、まず、これにつきましては当然ながらうちの職員が戸別訪問いたしまして、協力を得るような形で何度も何度も対象者に交渉している中で、どうしても理解が得られない、そして、しかしながら時間を待つと5年の時効が来てしまうということで、事情やむを得ないということの中で、収入済者とのバランスを考えた中で、公正公平という観点から差し押さえというような形で処理させていただいたというのが3件ございます。金額といたしましては205万8,000円強というような形で処理させていただきました。ここら辺が一番大きな要因ではないかということでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） 職員の努力によって不納欠損額も極力少なくて済んだという理解で、それは職員の努力は大変だったと思います。そういった中で、下水道関係では、そういう形が出ている。しかし、市税はそうでなくて、大きな市税のほうでは、もっとこれは下水道は関係ないんですけれども、こういったことがありますので、ぜひ、その辺、税務課長、ぜひ市税のほうで極力そういう努力をしていっていただくように要望したいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） それでは、議案第7号、旭市農業集落排水事業特別会計について補足説明をさせていただきます。

農業集落排水事業は、江ヶ崎地区と琴田地区の2か所で実施しており、江ヶ崎地区は平成10年、供用開始から10年、琴田地区は平成13年、供用開始から7年が経過しております。農村生活環境の改善、農業用排水及び公共用水域の水質保全が図られていると考えております。

説明資料をご覧いただきたいと思います。

資料の1ページ、これは排水施設維持管理費関係の概要であります。

施設の機能維持費としまして、平成20年度は江ヶ崎地区排水施設維持管理費915万7,192円、琴田地区排水施設維持管理費620万5,918円となっております。

支出の主なものは、どちらの地区も需用費として電気、水道料金、さらには修繕料、これは水中ポンプなどの部品の交換であります。それから維持管理の委託料となっております。

次の2ページ、農業集落排水事業の状況一覧でございます。

1の普及状況は、平成20年度の全体の普及率は処理区域内人口2,157人に対しまして使用人口1,501人、69.6%となっております。

2の受益者分担金でございますが、平成20年度の収納状況は、江ヶ崎地区、調定額317万8,000円に対しまして、収入済額84万円で、収納率は26.4%であります。

次に、3の使用料収入ですが、平成20年度の収納状況は、江ヶ崎地区で調定額1,036万

4,707円に対し、収入済額1,019万6,707円で、収納率は98.4%、琴田地区で調定額435万2,827円に対して収入済額433万5,607円となっておりまして、収納率は99.6%であります。

この事業の普及率は、年々少しずつではありますが伸びておりまして、本年も8月末現在で江ヶ崎地区が72.7%、琴田地区が64.3%、2地区の平均で70.0%となりまして、若干ではありますが伸びております。

しかしながら、まだまだ普及率低い状況でありますので、経営の安定を図るためにも普及率の向上が課題であると考えております。そんなことから、今後もさらなる普及率の向上を目指して、地元維持管理組合とともに推進活動の強化に努めてまいりますので、場面によっては委員の皆様のご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（神子 功） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

それでは、議案第6号と議案第7号の担当課は、ここで退席してください。

議案の審査は途中でありますが、ここで午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 5分

再開 午後 1時10分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

ここで9月11日の議案第1号の質疑の中で、旭中央病院への繰出金の内容についての質疑がございました。この件につきましては、担当課より一覧表にまとめた資料をお手元に配布してありますので、委員の皆さんにおかれましては、よろしくお願いしたいと思っております。

それでは続いて、議案第8号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（横山秀喜） それでは、旭市水道事業会計決算につきまして、本会議で補足しました以外のことを、ここで補足させていただきます。

最初に、決算書の14ページをお開き願いたいと思います。

ここでは建設工事の概況ということで、契約金額700万円以上のものということで5点ほど事業が載せてございます。そのうちの上の三つの事業、一番上が三川地先配水区域変更に伴う配水管布設工事、延長で1,314.7メートル、それと次の入野地先配水区域変更に伴う配水管布設工事、それと三つ目の三川地先緊急応援連絡管の布設工事、この3本の工事ですが、それぞれ事業費等につきましては記載のとおりでございますが、合併特例債を使った事業ということで、ほかの今までの水道事業で行っている企業債だけの事業とはちょっと違います。この3事業につきましては、2分の1、これは合併特例債が対象になりまして、これを一般会計のほうで合併特例債として起こしていただいています。その起こしてもらった合併特例債を水道課のほうでは出資金ということで、詳細につきましては2ページのほうに載っておりますが、総額で3,780万円、これを出資金としていただいています。残りの2分の1につきましては、ほかの事業と同様に企業債という形で企業債を起こしまして行っている事業ということで変わってしましたので、特に説明させていただきました。

続きまして、16ページをお願いしたいと思います。

ここからは（1）の業務量ということで、前年度と比較しまして、主な水道事業の使用について計上してございます。

まず給水人口ですが、5万6,182人ということで、前年度比較569人、101.0%、若干の増。給水件数ですが1万8,470件、これも比較ですが172件の0.9%の増ということです。

それから、1行飛ばしまして、給水内訳というのがございます。有収水量ということで、いわゆる有収率ですが、括弧書き、当年度97.6%ということです。これにつきましては、ちなみに5万から10万人程度の市町村と比較いたしますと、全国平均では90.1%ということで有収率がかなり高くなってございます。

それから無収水量ということで2.4%ほどあります。これの主なものにつきましては、漏水、それから事業用として水道事業をやっていく上で、どうしても洗浄したりとかということで、収益につながらない水を洗浄のために使ったりします。それからその他としまして、大きなものについては消防用としてございます。それが主なものということになります。

続きまして17ページ、これは事業収入に関する事項ということになります。やはり大きなものが載っておりますが、給水収益ということで、当年度と前年度を比較いたしますと、

一番右側、マイナス269万8,797円ということで99.8%、若干給水収益としては減っています。これにつきましては先ほど給水人口、給水件数、微増というふうにお話ししましたにもかかわらず、給水収益としては減っているということになりますと、やはり節水意識の高揚ということ、並びに住宅用の機器等が節水型というようなものが増えてきて、その影響かなというふうに考えています。

続きまして、受託工事収益ですが、決算額は記載のとおりですが、これは下水道工事の切廻し等による受託工事ということになります。

その次のその他営業収益、これにつきましては他会計からの負担金、主なものとしましては消火栓の維持管理費用を一般会計からいただいています。

その次が営業外収益ということですが、受取利息及び配当金、これは有価証券、現金、預金の有効利用ということで、短期国債、2か月から3か月ぐらいのものを3回ほど運用しています。その利息が69万1,300円。

次の他会計補助金、この他会計といいますのは一般会計です。これは高料金対策補助ということで、決算額は7,007万6,000円。

その次に補助金ということで、これは国・県からの補助金、大きなものにつきましては県からいただいている高料金対策補助、一般会計からもらっている7,000万円に対していただいているものです。

それから、合計で一番下の16億7,577万6,606円ということになります。

続きまして、18ページをお願いします。

事業費に関する事項ということで、決算額は記載のとおりですが、簡単に性質というか目的だけ説明したいと思います。

最初に、原水及び浄水費、これは企業団からの受水費ということになります。

続きまして、配水及び給水費といいますのは、人件費ですとか修繕費、それから委託費ということです。

受託工事費は、先ほどもお話ししましたように、下水道の切廻し。

総係費というのは、管理に関するほうの人件費ですとか委託費、それから賃借料。

減価償却は、文字どおり減価償却。

資産減耗費というのは、除却分です。

営業外費用としまして、1億5,865万3,708円。

過年度損益修正損というのは、主なものは不納欠損ということになります。

続きまして、最後のほうになります。28ページ、企業債の明細書ということで、平成20年度末の水道事業会計で今、抱えています企業債の明細ということになります。初めて新規事業ということで行ったのが、借り換えということをやっています。ペナルティーなしの借り換えということで、政府資金のほうで、通常は一括で返済しますということになりますと、後のペナルティー分を払ってからの返還ということになるんですが、国のほうでは高い利率のものに関して、ペナルティーなしで一括返還、借り換えしてもいいですよというようなことが許可されました。したがって、平成20年度でやったものが、左側の許可年度というのを見ていただきたいんですが、57という数字、昭和57年で4本ほど借りてありますけれども、その一番上、借入額で4億円、これが未償還残高ゼロというふうになっていると思います。これを借り換えしています。それから2本目が昭和58年度の三つ借りていますが、一番下の三つ目、5億2,000万円、これもゼロになっています。それから昭和59年度の一番下三つ目、政府資金6億2,400万円、これも借り換えした。それから昭和60年度は1本だけ4億2,000万円になっています。この4本を平成20年度に借り換えしまして、政府資金を全部一括返済しまして、その借りた借り換えの元金の下から2行目、平成20年度の繰越資金とあります。借り換えした金額が7億7,450万円、これを千葉銀行から借り入れしまして、先ほど申しあげました4本の起債を一括償還しています。この7億7,450万円の利息ですが、0.639となりまして、4年間で返済するということを初めて行っています。

これによりまして利息の軽減ですが1億6,860万6,634円という利息の軽減が図られることになります。

最後に合計ですが、末の起債残高24億6,315万9,881円というのが平成20年度末の企業債の残高ということになります。

以上で補足のほうを終わらせていただきます。

○委員長（神子 功） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、ちょっとかなり分からなくて、特に一番上の金額、多分消費税の関係だと思うんですけども、この内訳と、そのかがみの金額がちょっと合わない、いまだに合わないんで教えてもらいたいと思うんですが、最初に、ちょっと聞いちゃいます。幾つかあるんで、1点目、2回ぐらいになってもいいですかね、すみません。

23ページで、この配水及び給水費、予算では2億2,000万円ぐらいだったですか、約5,000万円ぐらい減っていると思うんですけども、決算のほうは。それで旅費以下、明細は、たしか予算書にはないと思うんです。それで約5,000万円減っているんですけども、どの辺が下がったのかなと、一つには。

それから受託工事費、予算では1,500万円、一応870万円になっています、700万円ほど減っています。予算と実際とは違うのかもしれないんですけども。

それから総係費、24ページになりますけれども、給料、手当、その辺は変わっていないんですけども、これもやっぱり予算に明細がなかったんで、被服費とか以下その辺でどの辺がその1,200万円下がっているのかなと。

あとは資産減耗、これは当初1万円ぐらいですね、91万円になっていますので、それがどのくらいなのかなと。

1回切ってもいいですか。

○委員長（神子 功） いいですよ。

○委員（佐久間茂樹） すみません、取りあえずその辺。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（横山秀喜） ちょっと内容が細かいものですから、手元に資料がなくて申し訳ありません。

配水及び給水費のほうで一番大きく予算と違うのが修繕料ということであります。これはだいたい予算と比べて執行のほう下がっているということです。

総係費のほうでは委託料、これが常陽のほうにお客様センターということで委託をしています。その委託料が入札等によりだいたい低くなったということになります。

それから、表のほうと使っている表によって数字が違っているという話ですが、おっしゃるとおり消費税込みか込みじゃないか……。

（「消費税……」の声あり）

○水道課長（横山秀喜） はい。

○委員長（神子 功） 資産減耗費の関係、お願いします。

○水道課長（横山秀喜） 資産減耗費のほうは、除却ですので、科目を設定して当初のほうはあるという程度のもので、実際には91万3,852円、これは公用車を2台除却しています。それと配水管の布設替え等で、配水管の除却がございます。その金額です。

それと前後しちゃって申し訳ありません。受託工事費のほうですが、これは予算より少ないというのは、下水道のほうの切廻しですので、そのときの発生したものということで、こちらは、どちらかという受け身の形になりますので、それで予算と違ってきているということになります。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、そうしますと、委託料で約1,200万円下がったというところですかね。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（横山秀喜） ほかに細かいものを入れればあるんですが、主な大きなものというのはそこになります。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、ちょっとこれはあまり細かく聞いてもしょうがないとは思ったんですけれども、ただ、予算書にないもので、これは決算審査なので、できれば予算書にもこういう明細をつけてもらって、予算と比較できるような形で今後お願いできたらいいなと思って、あえて聞かせていただいたんです。かなり見にくいものですから。

それとすみません、今の事業収益16億7,500万円というのは、これは当初予算から見て8,000万円ほど減っているんですが、これがかがみのほうの1ページの、さっきの話に戻りますけれども、17億5,149万5,617円ですか、これは右側に七千五百九十何万かの消費税とあるんですけれども、これを引くんですか、この数字が、まずどこから来ているのかよく分からないんですよ。17億5,149万5,617円というのは、どこを見れば分かるんでしょうか。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（横山秀喜） 決算額の17億5,149万5,617円、1ページですね、これから右側の消費税、これを引くと21ページのほうの事業収益の16億7,577万6,605円になります。

（「数字が合わないじゃないの……」の声あり）

○水道課長（横山秀喜） すみません、細かい話になりますけれども、2項の営業外収益のほうの……

（「2項、何ページですか」声あり）

○水道課長（横山秀喜） 1 ページの営業外収益、これのほうの消費税の振り替えが若干ありまして、それが19万7,772円ほどあるんですけれども、それを振り替えていますので、その分だけ合ってなくなります。

（「よく分からないんです」の声あり）

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 私もちっと何かよく分からないんですけれども、ちっと整理してもらいたい。もう1回、丁寧にお願いできませんか。

まず、営業外収益は1億3,800万円だったんでしょう。これは消費税、右側に9,259円とありますけれども、差し引きますと1億3,946万9,879円で、左側に合わないですね。

（発言する人あり）

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） ちょっと合わないような気がするんですけれども、これは合いますか、この辺をちっとうまく説明してもらいたいんですけれども、というのは内訳、17ページの合計16億7,500万円と、そのかがみの関係、もうちっと分かりやすく、ぴったり数字的にはっきり表示してもらいたいなと思うんですけれども。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（横山秀喜） すみません、今分かりやすく式を作っていますので、出来次第、またお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） その間に、ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 今回4本ですか、繰り上げ償還ですか、されたといったような説明がありましたけれども、これらの償還をするに当たっては、最もやっぱり有利といったような考え方をして、いろいろ計算をされてやっていると、そういうことでしょうか。金利とか、もっと高いのもありますけれども、償還周期とか、そういうのを見た場合には、この4本をやるのが計算上は一番有利といったようなことだったんでしょうか。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（横山秀喜） 基本的にはそのとおりでございます。借り換えするのに、若干条件がありまして、5%以上のもので政府系資金ということなんですが、額の小さいものについ

ては、借り換えしてもそんなに効果が上がらないということで、５％以上のもので額の大きいものということで平成20年度はやらせていただきました。

続いて、今年度も次の大きなものにつきまして、また借り換えをするということで、今のほうに申請をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 島田委員。

○委員（島田和雄） 償還額の上限というのは決まっていたんでしたっけ。この繰り上げ償還の額、上限は。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
水道課長。

○水道課長（横山秀喜） 上限というのは特にございませんが、県等を通しまして、枠配分額、枠の問題で協議して、この４本ということで決めてございます。

○委員長（神子 功） 島田委員。

○委員（島田和雄） 県との協議の結果、こういった金額が決まったということですか。こういった繰り上げ償還をやったほうが、すごくいいと思うんですけども、これが県との協議の中では上限であったと、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
水道課長。

○水道課長（横山秀喜） 協議先は県並びに国の出先である千葉財務事務所と市と三者で協議してございます。このこういう金額に関して借り換えをしたいという、もちろん案を作っていくのは旭市のほうで、これでどうかという形で持っていていきます。有利な借り換えということですので、引き続いて、先ほども申し上げましたとおり、次に高額なものということで、また再度、今年お願いしているということでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 島田委員。

○委員（島田和雄） だから、できるだけこれを見ますと、千葉銀からは0.639の利息で借りられたということですので、こういったのをもっといっぱいやったほうが、財政的にはいいんじゃないかなというふうに感じているわけなんですけれども、その辺はどうなんですか。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（横山秀喜） できる限り、そういう方向をとりたいと思っています。ただ、先ほど申し上げましたように、例えば縁故資金の返済期間は4年ということで、7億7,450万円を4年間で返すということになりますと、一度に返済していくということになりますので、内部留保資金等の状況を見ながら運営に支障のない範囲でということが、どうしても出てきますので、なるべくその方向ではいきたいとは思っていますけれども、影響を与えない範囲でということでご理解願いたいと思います。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 一つだけちょっとお聞きしたいと思います。

支払利息及び企業債取扱諸費の中で1億5,865万幾らというのがありますよね。これは26ページにもありますし、最初のあれにもありますよね。ここにあるのは取扱諸費、要するに企業債利息の関係ですね。だから26ページの中には、ここに大きな字で書いてある、このほうが見やすい。

営業外費用、それは利息のみが金額になるんですか、元金が入っていないんですか。

（発言する人あり）

○委員（日下昭治） そうしますと二十何億ですか、これは企業債残高、24億幾ら、その利息、それと若干これは最後ですから変わっていますが、前年度のやつですから、これは違う金額を使いますが、ややそれに対する利息が、こういう形になるんですか。

（発言する人あり）

○委員（日下昭治） そうしますと、高い利率のものを早く返済すればということですが、それでもやはりごく高いのだけで、どれでもやれるということでもないということでしょう、その企業債の借り換えというか償還、その辺ちょっとお願いします。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（横山秀喜） 先ほども申し上げましたとおり、借り換えの条件が幾つかありまして、5%以上の高利のものということで借り換えを進めています。

以上です。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

水道課長。

○水道課長（横山秀喜） 先ほどの消費税と営業収益の絡みですけれども、今、式が手元に来ましたので、ちょっと説明したいと思います。

まず1ページの第1款、一番上ですね、第1項の営業収益16億1,201万6,479円、ここから括弧書き、備考欄の消費税7,590万7,524円を引きます。その金額が15億3,610万8,955円になるんですが、これが21ページということになります。

それから、また1ページへ戻っていただきまして、営業外収益のほうの1億3,947万9,138円、ここから備考欄の消費税9,259円を同様に引きます。先ほど振り替えがあるということでお話ししましたがけれども、それが消費税の振り替えで19万7,772円というのを振り替えていますので、それを足します。足すとイコール1億3,966万7,651円、これが21ページの数字と合います。

今申し上げました21ページに合うという二つを合計しますと16億7,577万6,600円ということで、やっぱり21ページの合計欄と合ってくると。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） まだ能力不足なのか、ちょっとよく分からないんですが、じゃ、質問の仕方を変えさせていただきたいと思います。

まず実際に収入があったのは、17ページの合計欄16億7,577万6,606円か、一番上の17億5,149万5,617円か、実際に収入があったのはどちらですか。

同じように、実際にその支出があったのは、21ページの16億7,577万6,606円なのか、15億8,232万6,166円なのか、実際に収入あるいは支出、というのは一番上は消費税を載せているんでしょう。消費税を載せているということは、多分実際に、私、帰って水道料金の請求書を見てみたんですよ。やっぱり内税になっているんですね。だから、実際に収入があったのは17億円なのか、それともこのところが分かりにくい、申し訳ないんですけども、17ページの16億円なのか、まずその入りのほうをちょっと確認できますか。実際に収入があったのはどっちなのか。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（横山秀喜） 実際の入りという意味が、いまいちちょっと難しいかなと思うんですけども、17億5,569万7,000円、1ページ目のこの金額は、営業収益、営業外収益として確かに入っているんです、金額は。ただし、消費税は消費税で事業体、みんなそうだと思う

んですけれども、うちのほうでいただく消費税と、うちのほうで払わなくてはならない消費税、この絡みで若干、それが収入なのかと言われちゃうと、消費税は消費税で、精算はまた別なんです。仮受消費税という形でやっていますので、水道事業体は水道事業体として工事等を発注したりしていきますので、それとかいろいろ取引していますので消費税を払います。それとの預り金と払う金額との精算を毎年やっているんですけれども、具体的には前年度の売上高に対する4分の1ずつ3回に払って最終で調整するとか、そういう形はやっているんですけれども。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、大変申し訳ないんですけれども、中央病院の決算書のほうでは、そういう疑問点はあまり出てこないんですよ、分かりやすくて。ただ、今それ仮受だか何だか、ちょっと分からないんですけれども、まず実際の収入があります。その中で消費税をどういうふうに処分したかというのは、それはそれでいいと思うんですね。まずその17億円入ったんだか入らないんだかはっきりしないというのは、それもちょっとおかしい話で、お金は入っているわけですよ、もらっているわけですよ。それが幾らなのか、17億円なのか16億円なのか、その辺ははっきりできないんですか。もらったらもらった、その中で仮受の消費税、もらっていい消費税と払わなければならない消費税というのを分けてもらったほうが分かりやすいんだろうと思う。これは全然分からない、申し訳ないけれども。

○委員長（神子 功） 議案の審査は途中でありますが、ここで2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時 0分

○委員長（神子 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません。じゃ、もう1回だけ確認させていただきます。

税込みでの収入が17億5,000万円、要するにかがみ書いてあるということでもいいんですかね、これで。それで内訳明細17ページ以降のほうは税抜きで処理してあるということ考えていいんでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員(佐久間茂樹) それで、ちょっとお願いなんですけれども、公営企業とは、こういう形で報告する決まりになっているというお話でした。正直言って3ページ、4ページ、この辺の書き方、これはずっと見てきたんですけれども、こんなにページを使わなくても1ページでも済むのかなと正直な話ね。非常に分かりにくいです。先ほど申し上げましたけれども、予算書と決算書を対比できるような形で、もしこれが役所の決まりだというのであれば、議会用として二・三ページにまとめて、皆様に分かりやすく、分かるような形で提出していただきたいと思います。要望しておしまいになります。

○委員長(神子 功) 佐久間委員の要望がございましたが、前段の消費税の関係について、もし答弁がありましたらお願いします。

佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長(横山秀喜) 税の関係につきましては、佐久間委員、おっしゃるとおりです。最初のやつが現実的な収入になっています。消費税を込みで書いた表と、後段につきましては消費税抜きということで間違いございません。

それで、分かりやすい書式で作ってくれないかというご要望ですが、検討して添付資料という形であれば、決算書の様式というのは、これは決まりで決められていますので、そのような表をちょっと工夫して考えてみたいと思います。

以上でございます。

○委員長(神子 功) ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長(神子 功) 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長(鈴木清武) それでは先日、補足説明で一部申し上げましたけれども、決算書の25ページをお開きいただきたいと思います。

前年度決算との比較をご説明申し上げます。

事業収入に対する事項ですが、入院収益では患者数の減少がありましたが、単価の増により対前年度比2億3,600万円の増加、また外来収益では全国的な外来患者数の減少などがあ

りましたが、やはり単価の増により対前年度比2億5,700万円の増加となり、事業収入全体では対前年度比2.0%の伸び、金額にいたしまして6億300万円の増となりました。

続いて、26ページをお開きください。

事業費用に関する事項ですが、経費は対前年度比2億900万円の増額となりました。これは主に委託費の再整備事業関係業務、派遣業務委託増、それからSPDの開始等によるものです。材料費は医師、薬剤師が一体となつての価格交渉といった平成18年度から引き続いての材料費削減への取り組みや、ジェネリック薬品の使用に加え、経費削減プロジェクトによるさらなる診療材料費の削減を図り、対前年度比1億7,700万円の増額になり、事業費全体では対前年度比1.7%増の5億1,500万円に抑えることができました。

このような経営努力によりまして、当期純利益では予算を大幅に上回ります3億9,900万円余りを計上することができました。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 医業外費用の中で雑損失というのがありますけれども、そのだいたい主な内訳を若干お知らせいただければと思います。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは雑損失の内訳なんです、一つは今回、再整備事業ということで平成20、21、22年度の3年間で継続事業を今行っております。ただ、それ以前に再整備事業に係る、いろいろな支援業務とか、そういう調査関係を行いました。そういった費用が建設調査費の科目で出ておりまして、今回、再整備事業ということで新たな予算がつきましたので、監査委員のほうにちょっとお聞きしまして、要は過年度分については雑損失で処理をいたします。その金額が1,220万円ほど雑損失で処理しております。

それから当年度分、平成20年度分については、それぞれの委託費の科目へ振り替えしました。この科目処理をしたのが12月ごろに実施しております。

それからもう一つは、診療報酬の査定減であります。昨年、DPC導入ということで、DPC導入により診療報酬の査定減は、従来よりも減るだろうという形で予算措置をしたんですが、実際のところ、今までとそれほど変わらない状況で査定減がございました。平成20年

度の診療報酬の査定減としましては1億2,874万2,000円ほどございます。

もう一つは、取り立て不納欠損額です。これについては平成20年度決算額では1,667万8,000円ほど欠損処理をしております。平成18年度は975万4,000円、平成19年度は1,006万4,000円という形で、金額的には660万円ほど増えておりますが、1人の外国人の患者さんで1,072万5,000円ほど欠損処理をしている患者さんがおりまして、この金額がちょっと大きく影響していまして、今年度1,667万8,000円という金額で処理をしておりますが、これを除けば平成19年度よりも大幅に減少しているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 日下委員。

○委員（日下昭治） 今、内訳若干メモをし切れなかったところもあるんですけども、億単位のやつ、たしかさっき1億二千幾らのやつ、あと何千万のやつ、ここで7億出ますよね、7億4,778万円、それでその積み重ねがそんなになるんですかね。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、決算書の36ページをお開きください。

その下のほうにございます。こちらの4番目のところに消費税雑損失というのが5億8,800万円ほどあります。これが日下委員が言った、総体で7億幾らという中の内訳の中に大きな部分が占めております。

（「分かりました」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 一般質問のときにも若干お伺いしましたがけれども、D P Cの話なんですけれども、平成20年度からD P C導入しまして増収効果が図られるといった中で、たしか2億数千万円増収したといったようなことでしたけれども、その辺よく、もうちょっと説明をお願いしたいと思います。たしかだいぶ前に一般質問のときにお伺いしたときは、D P Cの増収効果は4億7,000万円見込んでいるといったような答弁が記憶に残っているわけなんですけれども、その辺と比較してどういうことだったのか、その辺をお伺いします。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 一つは、皆さん、ご存じのように、昨年の7月に銚子市立病院

の閉院という形で、9月いっぱい休院となりまして、今までこの地域の医療連携の中で、旭中央病院というのは急性期の患者さんを主に診ているわけなんですけれども、急性期を脱した患者さん、それを近くの病院等に患者さんを転院していただくというような形でやっているわけなんです、銚子市立病院の影響がありまして、要は銚子方面の転院先、本来、受け入れてくれる病院がもう満床状態になっていたというのがあります。要は患者さんが、思った計画どおりにうまく転院できなかったというのがあります。この辺がDPCの本来効果がうまく働かなかったというのが一つの原因じゃないかなと思います。

○委員長（神子 功） 島田委員。

○委員（島田和雄） 患者さんの転院が思うようにできなかったということですが、ということは、患者の回転が思うようにいかなかったというようなことで、そういうことでしょうか。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） そのとおりだと思っております。本来、例えば診療群ごとに診療日数とか、だいたい基本的なやつが決まっているんですが、転院先がなかなか見つからないという中で、在院日数が少し延びていたのかなということです。

○委員長（神子 功） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、やはり中央病院の収益を上げるには、医療連携といたしますか、転院先の確保を含めた連携ですか、そういうのが大事になってくるんじゃないかなというふうに思っていますけれども。

それともう一点は、7対1看護なんです、これは平成23年度から導入といったようなことだろうと思いますけれども、これに向けての現時点での看護師の確保の状況はどのくらいか伺います。

○委員長（神子 功） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） 島田委員の今の7対1看護の状況ということでご質問がございましたので、お答え申し上げます。

現在、4月の段階での看護師数は758名ということで動いております。昨年より約30名ほど看護師の方は増えております。これは7対1の場合には患者さんの数等の影響によりまして総員数が決まってくるんですが、その平成23年4月の段階では800人と、確定的な看護師

の数、これは産休ですとか長期欠勤、それから育児休業、介護休業、一切除きまして、あくまでも病院に常勤として勤務する看護師を800名ということが、オペ室ですとか外来、そして病棟を動かすのに最低必要な人員と考えておりますので、現在よりも約40名増えた数が7対1看護の基準のラインだと思っています。ここで申し添えますと、平成23年4月の段階で、看護学校の卒業生が現在の40名から60名ということでございまして、入職、退職の差し引きを考えますと、平成23年4月が病院としては無理なく7対1をとれるような状況ではないかというように考えております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） 2点ほどお聞きします。

34ページの臨時職員報償及び賃金、日々雇用雇上料と書いて、これはもう少し詳しく、どういうところに何名いるのか、それでだいたいどのくらいの給料が払えているのか。

それから35ページの委託料、これは委託先、それからその委託先に何名の職員がいるのかお聞きします。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

○病院総務課長補佐（片見武寿） 臨時職員について回答申し上げます。

平成21年4月の臨時職員は48名で、看護部に所属しておりまして、看護助手という形で仕事しております。

以上です。

○委員長（神子 功） 大変恐れ入りますが、課長、次長、部長以外の方で、職員の方につきましては、ご自分のお名前を名乗っていただきまして答弁をお願いしたいと思います。

もう一点、委託料につきましては……。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 病院関係者に申し上げます。質疑者のことについて、もしも答えられる範囲で答えていただいて、それが間違っていれば、あるいは違う答弁であれば、質問者はまた質問すると思いますので、判断をした内容について答弁をいただきたいと思います。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、今の人数の件につきましては、契約室の太田よりお答え申し上げます。

○委員長（神子 功） 病院契約室長。

○病院契約室長（太田信春） 契約室の太田です。よろしくお願いいたします。

今、委員のご質問につきまして、委託の中の派遣人数ということで、平成20年度の派遣の人数ということでお答えさせていただきます。平成20年度は派遣のほうは年度末、3月末の時点でございますが118人ということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） 林委員。

○委員（林 七巳） この4の臨時職員及び日々雇用の、こっちのほうの人数はまずいないんですか。それとこの15の委託料の業務委託先の会社名、もし分かりましたらお願いいたします。

○委員長（神子 功） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それにつきましては、総務課の片見のほうより、1点目の件に関しましてはご報告申し上げます。

○委員長（神子 功） 総務課、お願いします。

○病院総務課長補佐（片見武寿） 総務課の片見です。

すみません、先ほど臨時職員のところで、平成21年4月の臨時職員の人数をお答えしましたが、3月末ということでありますので、もう一度お答えしたいと思います。平成21年3月末、平成20年度3月末の臨時職員なんですが、こちらのほうは、このときに臨時職員と表示しているものは主に研修医でございまして52名が、ここの主な臨時職員でございます。

以上です。

○委員長（神子 功） 病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは続きまして、委託先の会社数につきましては、契約室の太田よりご報告します。

○委員長（神子 功） 病院契約室長。

○病院契約室長（太田信春） それでは、契約室からお答えさせていただきます。

平成20年度、先ほど118名ということでございましたので、まず1社、こちらクオンという会社でございますが、平成20年度末72名、別のもう一社、エイイーエス、こちらは46名、合計118名ということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） 質疑というより、先ほどちょっと素朴な疑問というのは、ちょっと控室で話し合ったのは、ちょっとまだいろんな機会ですでお知らせいただきたいと思います。例えば交付税の繰り出し等、ここに詳しく入っております。当然そういったものに対して、いろんなもの、救急医療施設あるいは救急センターの病床数等によって、これは大きな交付税措置されるものがあるわけでございますけれども、その救急医療を扱っているということに基づいたものだと思います。その中で、例えば救急へ入る市内患者、市外患者がありますね、例えばそれが医療費に影響してくるのか、市外と市内の差があるのか、恐らくそのほか差がある部分はあると思いますけれども、そういったものが、もしあれば多分、点数ではないんじゃないか、あるんだろうかという話が出たもので、その辺をできれば、せっかくの機会ですでお知らせいただければと思います。

それと診療報酬に一定の点数が、すべて同じに、どこの医療機関でやっても同じな点数になるのか、その辺をちょっと、せっかくですのでお願いしたい。

○委員長（神子 功） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、日下委員の今のご質問に対してお答えします。

2点ほどあったと思います。まず市内と市外の医療費の違いということですが、日本の国自身が皆保険制度ということで、これは市内市外に関係なく、どちらからいらっしゃっても点数的には一緒です。極端な話、北海道からお越しになっても、あるいは市内からお越しになっても、診療費という名目では一緒です。

ただし、1点だけ違うのは、市内の方は自由診療、例えば個室、室料差額等の料金に関しましては、市内の方は減免、安くしております。市外の方は通常どおり取るということで、診療報酬の部分に関しましては、これは差はございませんが、自費部分に関しましては、この市内と市外に差を設けているということがございます。

あともう一点は、診療の施設によって点数が違うかというお話だったと思うんですが、これは違います。現実的には先ほどお話ししました7対1あるいは10対1という看護基準ひとつをとっても、それによって点数が違いまして、その3割負担ですとか、あるいは1割負担ということになりますと、必然的に看護基準が高いほど、個人の利用者の方は多少負担額は増えてくるということになりますから、基準額が高い病院、例えばあとは特定診療の大学病

院ですとか、これは医療費はおのずから一定割合を払う以上は高くなってしまいうということがあることだけはご了承くださいたいと思います。

ただ、これに対しまして、安全のために看護師を多く配置する、あるいはドクターを多く配置するというような基準になっておりますので、これによって料金差が若干出てくるということだけは、ちょっとご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもご苦労さまでございます。

決算書を拝見しまして、まず材料費は約3億円、経費が2億5,000万円、すごく絞って無駄のないように運営を進めたのかなというふうに感じています。ただ、その中でちょっと気になるのは、例えば34ページの材料費の中で、患者用給食材料費、予算1億7,000万円に対して1億3,700万円、約3,500万円削っています。それから37ページの養護老人ホームの事業費で、これは1億8,000万円を医薬材料、日用品等で3,000万円ほど削っています。随所に材料経費を儉約しているなというのをすごく感じます。そういったことで、そういった工夫をして利益を出していただいたということで大変感謝しております。ご苦労さまでございます。

ただ、あとちょっと二・三、気になるのは、売上げが思うように、収益のほうが行かなかったという理由のひとつで、こちらのほうで見ますと、何か医師がいなかったために、ちょっとベッド利用数が減っているということが書かれているんですけども、監査意見書のほうですけども、100ページなんですけれども、「一部診療科における医師の減少が要因としてあげられる」と書かれているんですね。上から7行目ですけども、もう95%以上の利用率ですから、そんなに問題にはならないんだろと思うんですが、もし、そういう科があれば、何科なのかなと教えていただきたいということ。

それから、先ほど経費の削減の中で、特に看護専門学校は、これは37ページですね、これの奨学金も約1,400万円ほど予算より減らされているんですね。もともと看護専門学校とはそんなにもうかるものではないし、よくよく考えてみれば、確かにそうだったと思うんですね。それで、看護学校の収益で、たしか収入のほうで繰入金、これが32ページですけども、1億2,000万円予定していたのが9,900万円になりましたと。それで、病院事業ですから、できるだけあまりお金をかけたくないというのは分かるんですけども、この辺のところ、じゃ、ここで款別を見ると1ページの第3項で、予算額に比べて一番減っているというとおか

しいんですが、全体じゃないですけども、看護師養成事業収益というのが予算に比べて2,000万円ほど減っているわけです。それで私も看護学校を大学にしたいと言っているくらいですから、ひょっとしたら、市のほうでもっともっと援助しなきゃいけないのかなということで、先週の決算委員会で繰出金がどのくらい出ているのかということで質問させていただきました。看護師養成所生徒分として8,900万円くらい出ているようですね、予算では1億2,000万円くらい当てにしていたのかなと。その分ぐらい減っているというような感じなんだろうと思うんですけども、この辺はできればもう少し、力を入れたいところだなと思っているんですが、何しろ市から援助をもう少し出せればいいんでしょうけれども、この辺のところはどういうふうに考えていらっしゃるのかをお尋ねします。

それとあともう一個は建設調査費というのを一部償却して、建設仮勘定のほうに繰り入れたという話なんですけれども、建設仮勘定というのは、多分来年度は10倍ぐらいに膨れ上がるんだろうと思うんですが、そうするとかなり金額が大きいので、その明細というとおかしいんですが、あらかじめ知っておいたほうが、どういうふうに変化するのかなということでとらえやすいと思うんですね、いちいち聞かなくても。そういった意味で、できれば建設仮勘定のほうの一覧表みたいなのがあったら、後ほどでもいいんですけどもいただきたいと思っていますけれども。

以上、お願いします。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは看護師養成所のほうの、まず収入の件なんです、これについては平成19年度1人当たり77万7,000円という単価で補助金、繰入金をいただいていた。これで平成20年度の予算を立ててあります。それとあと実際には前年度の4月1日現在の看護学生の人数、これに基づいて、このくらいになるだろうという形で予算を立ててあります。それに対して平成20年度の実際の国からの繰り入れの基準額が、これは62万7,000円ということで、1人当たり約15万円ほど減額になっております。こういった影響で、当初の予算よりも2,000万円ちょっとマイナスになっているというような状況でございます。

それから、先ほどもう一つ、給食費関係のがございました。これは先ほど一部診療科で医師不足、それにも多少影響はするんですが、精神科のほうの患者、こういったのが減少しておりまして、給食食数が平成19年度が72万8,697食から平成20年度は71万3,816食ということで2%ほど減少しております。こういった影響で対前年度比減少というような形になってお

ります。

それから、近くの市場とか、そういう形で買い付け等を行って、食材単価の引き下げ、こういういったものも努力しております。

以上です。

○委員長（神子 功） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） もう一点ございまして、建設調査費絡みの件であります。こちらのほうですけれども、予算で建設費がつくまでということで、仮に建設調査費としていたところでございます。それで、先ほど経理課長から話がありましたように、平成20年度におきまして監査委員にご意見を聞きました。そのものによって、内容によってはその通常の建設仮勘定にいくもの、それから、そうではなくて委託費にいくものということで分かれました。それで通常の現年度のものは委託費に、それから過年度のものは、先ほどありましたように雑損失にということで分けたものでございます。ですので、今後の建設費関係につきましては、明細等を建設仮勘定とか、そういうようなことで通常にやっていくことになろうかと思っておりますので、機会がありましたら、それをお見せしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは最初、佐久間委員からお話がありました、不足している診療科のドクターはどこだということがございましたのでお答えします。一番不足しておりますのは麻酔科でございます。麻酔科が一番不足しております、これは麻酔をすべてコントロールするということで大きなオペ、特に三次救急病院ですと絶対必需ということになるんですが、これが不足しております。そして神経内科、俗に言う難病と言われますパーキンソンですとか、その辺の神経難病の疾患の神経内科の先生、そして精神科です。この3科がどうしても逼迫しております、また一部は非常に開業医の先生が少ない、耳鼻科ですとか、その辺も一遍に一次で私どもの病院に来てしまうと困りますものですから、一部紹介状という市外の方は紹介状をぜひお持ちくださいという形で、多少、外来に関しましてコントロールしているということがございます。

入院に関しましては、先ほど繰り返しになりますが、麻酔科、そして神経内科、この辺の科が非常に逼迫しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 病院の補助金というか、交付税分ということで、ちょっと減ったみたいですけども、この奨学金で8,332万円というのがありますね、出ているのが。これは奨学金、よくお礼奉公をしてくれるからということで聞いているんですけども、この8,332万円という奨学金は行きっきりでですか。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 一応3年間、旭中央病院に勤めていただいた方に関しては返還を求めないという形で運用しております。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 3年間と言われましたけれども、お勤めしてくれなかった方は返してもらうんですか、その収入はどこかに入っているんですか。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） そういう方も何人かおまして、その方については収入で計上しております。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、ほかで一生懸命儉約されてご努力されている中で、やはりこういうふうに看護師を養成しなきゃならないと、それだけの費用がかかると。できるだけ補助金なり、何かここで、市のほうでも本当はバックアップしなきゃいけないんでしょうけれども、全部一応繰出金は交付税算入のみという話になっているようでございます。これで今これだけ使っているんですけども、実際3年間お礼奉公してもらって、これは使った分くらいは、かなり元が取れているとお思いですか、だろうと思うんですけども、その辺をちょっと聞かせていただきます。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 今、佐久間委員から、元が取れているのかということですけども、病院自体、やはり医者と看護師がいまさんと収入が上がりませんので、こういう昨今の医師不足、看護師不足の中で、病院といたしましても、この地理的な不利な条件の中で、積極的に看護師を確保する一つの方法として、やはり自前で看護学校を運営して、その看護学生に当病院で働いてもらうということで看護師を集めていると、こういう状況でございま

すので、確かに半分ぐらい病院の持ち出しという形で、経営的には非常に学校単体として見れば苦しい状況にありますけれども、これらはやはり病院を維持していくために当然必要な経費かなと。当然、市のほうから何らかの援助なりがいただけるのであれば、これは病院としては大変ありがたい話にはなりますけれども、そうは言っても現実には病院として人手不足を解消するために、何とか一生懸命、今は定員も増やしましてやっている。これは結局、医師と看護師の充足につながって、最終的には病院の収入に上がっていく、広い意味では必要な経費としてペイされているのかなというふうには考えております。

あまりお答えになりませんが、以上でございます。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもありがとうございます。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 議案第10号ですけれども、本会議でご質疑等もいただいておりますので、特に補足はございません。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（神子 功） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

高木武雄委員。

○委員（高木武雄） いろいろ本会議で問題になりました。その件はその件として、リニューアルオープンしてから現在までの収支の状況、これは直接の決算書とはかかわらない、一部かかわる部分もありますけれども、もし分かれば状態をお聞きます。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） それでは、手短かに説明したいと思います。

平成18年度から、本会議でも申し上げましたけれども、経営診断を行いまして、それからさらに基本計画あるいは基本設計という形で、一気に平成18年度に入ったわけですが、リニューアルオープンにつきましては、実際には平成19、20年度、継続費に入っているよう

に2か年で行われました。1年目につきましては、レストラン、あるいは一部、本当の金額にしますとごく一部でございますけれども耐震というようなことで、平成20年度につきましては客室という形でリニューアルをいたしました。本会議でも申し上げましたとおり、質問に対してお答えしましたとおり、防水等々の工事については、それらに入っていなかったということでございます。

それから、客室のほうですけれども、前は定員が160名、39室あったわけですが、リニューアルオープンしたことによりまして、これが30室の88名ということで定員が半減しております。30室のうちの18室につきましては、これは洋室でございます。ツインの部屋と申しましょうか、2人部屋というような形で、お示しのとおり定員が半減したということです。これはコンセプトが、これは統計資料のようですが、これからの時代は個人客、グループ客になると。団体客については激減するというような形で、そういう改装工事が行われました。趣旨のほうも平成17年までは黒字でしたけれども、平成18、19、20年から経営が非常に悪化いたしまして、年々純損失が増えていったということで、本決算については4,091万8,000円ということが大ざっぱな概況でございます。よろしいでしょうか。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） そうじゃなくて、リニューアルオープンしてから、きょうまでの大ざっぱな収支でもいいんですが、それが分かればと思ったんですが、トータルは出していないですか。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） そうしますと、12月から現在までということになりましょうか、それとも3月までと。

（「両方」の声あり）

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 両方ですか。金額で申し上げますと、少しお待ちください。

まず、ちょっと正確な金額ですけれども、平成20年12月がちょっと半端になっておりますので、今年の要するに1、2、3月ということになりますけれども、まず宿泊の金額でございますけれども、1月が623万9,300円、2月が468万5,809円、3月が768万9,979円という、宿泊施設ですので、宿泊のほうが主になろうかと思っておりますけれども、シミュレーション、計画との乖離ですけれども、乖離はこれは大きく差がございます。ただ、3月は例外的に計画どおりにほぼいっていると。宿泊者数につきましては、リニューアルオープンすることによ

って、先ほども申し上げましたけれども定員のほうが半減しておりますので、前の宿泊料金よりも一応倍近い料金にはなっているんですけども、それにしても思うように実際のところはいっていなかったと。

それから、今お尋ねの3か月ないし4か月ということになると、国民宿舎、食彩の宿いいおかが、シーズン時期が7月、8月と、7月15日から8月15日がシーズンでございますので、シーズンを外しておりますので、これもまた決算書の1、2、3月では非常に読み取りにくい状況です。

今年のそれでは実績ということになりますけれども、これは決算書の範囲を超えますけれども、やはり本会議でも申し上げましたとおり、非常に今年の7月は天候不順で、シーズン中も大変厳しかったというのが現状です。

ただ、宿泊のほうは減っておりますけれども、リニューアルオープン後、1、2、3月はちょっと金額的には厳しいんですけども、4月以降につきましては、これは宿泊者につきましては、あくまでもインターネットの個人客、要するに申し込みに頼っているわけなので、団体客と違いまして、これは営業が非常に難しいと。じゃ、そのほかの収入はということになりますと、レストランの収入であるとか、あるいは売店の売上げとか、あるいは宴会をどれだけ行えるかと、宴会客ですね、こちらのほうにつきましては、宴会場、一つになってしまったわけですけども、そちらのほうについては、一応、現在まで4月以降、急上昇をしているというのが現状です。

ちょっと3か月ないしは4か月では、ちょっとなかなか読み取りにくいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 高木委員。

○委員（高木武雄） 数字どうのこうのという、私が今聞きたかったのは、平成20年度の決算、これが悪いというのは、工事をやっていたから仕方がない面もかなりあると思います。ただ、それはリニューアルしてから、今後、収益、経営が好転される見込みがあるのかないのかというのを今、数字をちょっと見せてもらって聞こうと思ったんですが、数字が出ていないということであれば、聞き方は別として、このリニューアルしたことによって、今後、どのように経営改善をやっていくのか。今の話を聞くと、あまりリニューアルしても経営改善はできないというようなニュアンスに聞こえましたけれども、今後それをどのように改善していく計画があるのか、思いがあるか教えていただきたいと思います。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 私、できないとは申ししておりませんが、非常に厳しい関係、環境にあるということは、決算書でも読み取りいただけるのかと思います。それで私、専門家ではございませんので、一言で今後、どうこう言える立場ではございません。ただし、経営改善の方法としては、先ほども少し触れましたけれども、やはりまず今できることをしていくということで、一つは職員の、これは接客マナーというものを、どんどんレベルアップしていくと。それから先ほど言いましたようにレストラン、あるいは売店、それから宴会客については、これはできることです、営業活動をどんどん、現在も行っておりますけれども、さらに香取市、あるいは市内であれば干潟、海上方面、それから山武市のほうに営業活動を進めていくと。

ただ、実際、宿泊客につきましては、本当に電話の申し込みとインターネットの申し込みに頼っておりますので、こちらについては手のつけようが非常にないというのが今の現状です。ただし、インターネットにつきましてはアクセスがよいように、これは4月からすぐ、インターネットを申し込むときに、どうしても国民宿舎あるいは飯岡荘というのが従来の名前とか、あるいは国民宿舎で検索が可能のように、インターネットの表示されていない部分ですけれども、ソースという部分をすぐ改造は行っております。ただ、現実的には経済不況等もございまして、非常に宿泊、飲食業は厳しいというところまでしか申し上げられません。

以上です。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） ちょっとお尋ねをいたします。

12ページの主要指数の中に、いろいろ月別の利用率、1日平均の利用人員とか表が出ておりますけれども、この利用率というのは定員に対しての率なんですか、一番最後の備考欄、定員に対してですよね。やっぱり、このサービス業、何と言いましても、この利用率を上げることが大事だと思うんですよ。施設はもう造ってあるわけですし、それに合わせてある程度人員の配置もあるわけですから、これを上げていくという、だいぶ低いところもあります。その辺、料金の話をこの間していましたよね、それはどんなふうに感じていますか、今の料金体系については。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 料金につきましては、ちょっと何通りもございますけれども、平均で約1万2,250円がリニューアルオープン後の料金となっております。これについては、個人的な意見ということになるかと思えますけれども、ちょっと部屋だけの改装等となっておりますので、個人的にはちょっと高いというふうに感じております。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（神子 功） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 今、高いと感じているということでございます。民間の宿泊施設の場合には、その需要と供給というものに対して非常にシビアでして、例えばゴールデンウィークとか夏休みのお盆の時期だとか年末年始、これはもう完全に埋まると。これはもう長い経験でプロですから、それは考えまして、この日は絶対埋まるといったときには、ばんと取るんです、もう何としても取ります。いいですよ、来てくれなくてもいいよ、それで泊まってくれる人がいるわけです。もうちゃんとこの辺は需要と供給ではかっていますので、ばんとやっています。それから、この日は絶対甘いなど、埋まらないといったときには、一流旅館であっても、1泊2食つきで8,000円でも7,000円でも、今はひどいところは6,000円で泊まります。この辺が需要と供給でびちっとやるんですね。そこがなかなか、この国民宿舎では難しいところだとは思いますが、一般の一流旅館がそうやっている以上、やっぱりある程度やっていかないと、きっとこの経営というのはうまくいかないんじゃないかなと思うんですね。

それで今、インターネットで予約をされていると、それがだいぶ多いということでございますが、逆に聞きたいんですけれども、インターネットで最初は食彩の宿だからいいだろうと思って、きっと予約してくると思うんです。いや、ちょっと高いけれども、このシーズンにしてはちょっと高いけれども、行ってみようと思って来ると思うんです。その方が、あとどう感じて帰られるか、その評判というのはつかんでいらっしゃいますか。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） まず1点目の料金でございますけれども、委員、専門家でございますので、うちのほうも答えづらいんですけれども、一つはシーズン料金、これは行っております。今、委員がお尋ねの、たくさん取るというほうをハイシーズン料金というふうに言っているんですけれども、そちらのほうは、うちのほうは設定してございません。料金

もちろん、需要と供給のおっしゃるとおりバランスで、その都度対応できれば、これは最高にいいと思いますけれども、一応、市の施設ですので、基本的には条例と。あとは市長の権限で30%以内の改定が可能ということになっております。それらも今あるものを、できるだけ生かして、宿泊者の料金に反映させたいというふうに思います。

それから2点目ですけれども、こちらについては、私が直接聞く限りでは、料理につきましてはかなりの材料費を使ってやっておりましたので、そちらについてはご不満はないようです。ただし、施設については、あくまでも国民宿舎ということで、もう少し安ければなどという意見はちらほら聞かれます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） いろいろ大変だと思います。リニューアルしたとはいえ、一流のホテルから比べると、これは施設は正直言ったら太刀打ちできないと私は思うんですね。例えばおふろにしたって、ちょっといい温泉場のおふろは、もう露天風呂があって、すごい施設があるわけで、それが飯岡荘のおふろに入ったら、温まって非常によかったとかと、そういうちょっとレベルは違うと思うんです。ですから、ちょっとこれは来年度以降に対してのあれですけれども、料金改定を考えていらっしゃるということです。それはもちろん高く泊まっていたいただいたほうが経営、いいのは分かるんですけれども、逆にある程度抑え気味にして稼動を上げて、泊まってくれたお客さんが、多少、お酒を飲んでくれる。それから売店で土産を買ってくれる、そういった形で大勢泊まっていたいただいたほうがいいのかなと。1万円掛ける10人よりも、例えば5,000円掛ける20人のほうが価値があるのかなと。ちょっと今、大げさな話ですよ、そんな形で考えられたほうがいいかなと思います。

以上です。

○委員長（神子 功） 柴田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 委員、専門家ですので、またいろいろこれから教わりながら、できる限り努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 高木委員、柴田委員からお話ありまして、その続きに同じようなこと

になってしまうのかもしれないですけども、やっぱり12ページ、ありますね、4月、5月、6月、まあ3月まで出ているんですけども、8月の49.6%ですか、8月は別として、16%、9、10、11月とか、これはちょっと私も心配になったので、まずお客を確保することということで、昨年、議会でお年寄りに2,000万円ぐらい一般会計から出して、それを国民宿舎のほうに回すというとおかしいんですが、お年寄りに泊まっていただくと、地元の方にね。左のポケットから右のポケットにお金を移すだけで数千人の人がサービスを受けられると。しかも国民宿舎が赤字にならなくて済むと、そう思ったもので、ちょっと昨年の議会で市長にお願いしました、やっていただけませんでしたけれども。

ただ、これは9月、10月、11%、14%のときに、これはただインターネットが来るのを待っていただけだったんですか、何かやっぱり手を打てなかったんですかね。例えば運営委員会、いらっしゃいますよね、まずその辺ですね。

それと今年度も今、補正で出ていますけれども、売上げが1,000万円くらい増えるんですか、一応でも3,000万円くらいの赤字の予定になっていると思うんです。これは毎年2,000万円、3,000万円、3,000万円と赤字累積していったら、手がつけれなくなっちゃう、いずれ。何らかの手を打たなければいけないと思うんですよね。そのためにも、この要するに平成20年度の決算で、このときに何をしたのか、どうすればよかったのかということが大事だろうと思うんですよ。

私は、もう市から無料宿泊券を出して、2,000人、あるいはそれにプラス付き添いが2,000人ぐらい入るから4,000人ぐらい入るから、1人1万円としても4,000万円ぐらい売上げが上がるのかなと、そう思ってお願ひしたんですけども、それに代わる、例えばクーポン券とか、地元の人に、これは例えば9月、10月辺り、今辺りですかね、先ほど高木委員から質問がありましたけれども、今現在どうなっているのかという話ですよね。今年約1億8,000万円の売上げが確保できるのかどうか、その問題もちょうどタイミングが今合うと思うんですけども、この平成20年度は、ただ待っていただけだったんですかね。今年どうすればいいのか、その辺を含めて、ちょっとお願いできればと。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） まず最初に、運営委員会の関係なんですけれども、運営委員会の委員さん方につきましては、諮問機関ですので、対応といっても諮問事項がなければ、これは特に、ただ委員さん方も厳しい状況を多分把握していらっしゃって、自分の私的な宿

泊者とか、そういうのについては宿泊させていただいている、あるいは宴会なんかも同様と
思います。

それから次に、赤字の関係ですけれども、これにつきましては、非常に計画書、実際には
計画書が平成18年からもう赤字になっておりますので、平成18年の269万円、平成19年がも
う2,089万円、平成20年度については4,091万8,000円、それも昨年の12月を思い出してい
ただければ分かりますかと、この決算書にも入っておりますけれども、資金ショートする可能性
があるということで、12月にさらに2,000万円を一般会計から長期借入れをしております
ので、これらの状況から、実際に今回の改修計画を行っている時点では、営業は全く中止し
ないでできる方法をやはり講じておりますので、そういう方法をとれるから、この計画はで
きるんだというふうに多分なっていたと思います。

したがって、厳しい状況というのは、もうやっている時点から、かなり見えていたという
ふうにしか言いようがありませんけれども、今後どうするかということですが、まず
平成20年度もご覧になっていただければ分かりますけれども、本採用の職員といいますか、
企業職員を平成19年度から見ますと、もうこれは削減しております。まず人件費の削減とい
うのは冒頭に今後も置かなければいけないというふうにまず思われます。

それから、ざっくり例えば料理の料金とか、そちらも原価率とでも申しましょうか、そち
らのほうも考えなくてはならないと。さらには、どんなことでも費用のかかるものについ
ては、一つひとつ検証していかなければいけないと。なおかつ営業もしていかなければいけ
ないということで、ちょっと一言では申し上げられないような状況ですが、ただし現状
におきましては、それらについてはすべて、今度、委員、来ていただければお見せしたいと
思いますけれども、先ほど言いましたように、一人ひとりの職員まで全部マニュアルとか、
そういうものを作って対応するように、今できることから一つひとつ進めているのが現状で
ございます。

今年はどうなるのかということなんですけれども、現在までちょっとこれは決算なので、
今年のことを本当は申し上げる必要はないんですけれども、一步一步実行しているというこ
とで、今の時点におきましては資金ショートは免れていると。ただし、これから10月以降、
いつ資金ショートしても、これは宿泊施設ですので、宿泊者がいないというのは非常に厳し
いというのが言えますので、いつ資金ショートを起こしても不思議はない収支の状況でござ
います。

以上です。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 3月に出されている補正のほうでも、人件費、食事材料費等の増額ということで、経費だけは増えているんですよね。売上げも若干、当初よりは増やしているようですけれども、そういうことで、要するに約1億8,000万円、2億円ぐらいの固定経費というのは、お客がいてもいなくてもかかっちゃうのかなと、前々からそうは思っていました。

ですから、まず売上げを2億円ぐらい確保するというので、今、宿泊客がいない、とることが先だと言われましたけれども、この決算もそうですけれども、何とかしてその宿泊客をとって、常備用意されている施設、人員は、もうほとんど動かせないわけですから、これ以上減らせないということですから、あとはもう売上げを増やすしかない。柴田徹也委員が先ほど言いましたけれども、料金の問題もあります。それからターゲットの問題もあると思うんですね。まず、だから地元例えばクーポン券、ちょっと安売りで、年齢的に例えば70歳以上だったら幾ら、60歳以上だったら幾らというようなクーポン券でも発行して、ターゲットを地元絞って、そして来てもらおうと。何らかの工夫が必要なんじゃないかと思うんですけれども、その辺は、ちょっとこれは決算からは外れますけれども、この決算の反省を踏まえて、また来年のときに3,000万円赤字ですと、累積が1億円近くになっていたのでは、これも大変な話になっちゃうと思うので、今のうちに手を打たなきゃいけないんだろうと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） まず初めに、ちょっと前後して申し訳ないんですけれども、地元の市民にクーポン券と、こちらのほうについても大変恐縮ですけれども、既に考えております。ただ、どう発信していったいいのかというのが、ちょっと今、検討中でございますけれども、それはそもそも条例中に、市民の割引というものが可能になっております。ですから、そちらについても、もちろん近いうちに検討した上で、そちらも考えていきたいと。

そのほかにつきましては、ぜひ、佐久間委員におかれましては、当食彩の宿いいおかを、ぜひ機会がありましたらご利用いただきたいと思います。できる限りいろんな方法を講じております。ただ、費用が増えるというお話がございましたけれども、これは私が行きましてからも、実際に施設が大変老朽化しておりますので、施設、建物も含めまして、あるいは機械設備、これら的大変故障が多いということで、3条予算のほうの修繕、あるいは場合によっては4条に回す場合もありますけれども、故障が大変多いので、そちらのほうはこれから

の売上げに当然、売上げを増やしていかないと資金ショートを起こすと、こういうことになるかと思います。

ですから、先ほど申し上げました、いつ資金ショートを起こしても不思議はないという、ちょっとざっくり言わせていただきましたけれども、大きな機械設備等の故障等があれば、これはもう一気に厳しいということを申し上げてのことでございます。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） かなり悲観的な、いささかがっかりして、何かお客さんは来ない、直すところは多い、もし、どうしても直さなければならなければ資金ショートすると。少なくとも今回、補正でそういう話は出ていないですから、そうお客がないのに大金をつぎ込むというわけにもなかなかいかないのかもしれないんですけども、まずお客を増やすと、売上げを増やすと、そういうことで努力をしていただかなきゃいけないと思うんですけども、今の答弁ですとかなり悲観的なんですけど、やめたほうがいいと思っていらっしゃるんですか。

○委員長（神子 功） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） だいぶ悲観的に思えるということですが、私が言っているのは、いろんな状況があるという中で、先ほど言いましたように、これは手元にも統計資料を持っておりますけれども、4月以降現在まで、今現在の私どもができること、これはまずレストランの売上げを増やすこと、それから宴会を増やすこと、それから売店の売上げを増やすこと、これらについてはすべて急上昇させております。ただ、先ほど言いましたように、宿泊定員が半減をしている中で、あくまでも宿泊施設ですので、その点が厳しいと。

それから施設設備につきましても老朽化が非常に厳しいと。例えば雨が降れば漏電を起こしたり、あるいは雨漏りを今、できる限り市長と相談しながら進めておりますけれども、悪いところも直しながらやらなければいけないという話をしているわけでございまして、私はできないということは申し上げていないつもりでございます。その点のところを、ちょっと表現が悪いかも分かりませんが、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（神子 功） 国民宿舎支配人、先ほどこの委員会は平成20年度の決算をしておりますけれども、それによって今現在、進行形がございまして、もしもお話ができるようでしたら、その努力の結果についても委員の皆さんにご紹介をしていただいて、それを

参考にしながら、今後、委員としての次年度に向かっていろいろ検討してもらおうということにしたいと思いますので、参考にお話ができるようでございましたら、数値の上でお願いをしたいと思います。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） それではまず、基本となります宿泊料金につきまして、高いというお客様の意見等を踏まえまして、まず最初に、柴田委員からもお話がありましたように、こちらについては来年の、ちょっと3か月前ということになりますので、1月以降、改正に向けて今、作業を進めております。これも本会議でも申し上げましたとおり、30%の範囲内のうちの約20%を取りあえずと。といいますのは、一たん、今度上げたものを下げますと、様子を見ないと、今度駄目だったから、また上げるというのも厳しいので、稼働率が計画書ですと約53%を超えていますので、毎日ですね、これは大変ハードルの高い計画書となっております。当然、実績は40%行くか行かないかぐらいの状況になっております。売上げでいきますと2億3,000万円ぐらい売り上げるのが予算書であり計画書になっているわけですので、現実的にはせいぜい1億6,000万円から1億7,000万円程度ということで、もうここだけで大変厳しくなっています。ですから、じゃ、料金を下げると稼働率はどうなるかといいますと、約70%を超えるような稼働率にしなければいけないようになります。ただし、お客さんが安くなったからということによって来てくれる可能性もありますけれども、これはやってみなければ分からないと。ただしやる価値はあるだろうと。あるいはお部屋を空かしておくよりは埋めたほうがいいだろうという状況のもとに、市長に決断をいただいて進めている現状でございます。

先ほど来、数字でちょっと手元で申し上げますと、非常に長時間かかってしまいますので、すべて4月以降につきましては、例えば宿泊料とか、それから食事料、それからお酒、飲料の売上げ、項目にして約30項目ぐらいを全部分けまして、シミュレーションのほうも常に計画と、それから現在の状況というのを、すべてシミュレーションで毎月、月の目標を決めて行っているのが現状です。もちろん、それらの方向については毎月、上司のほうに報告をさせていただいております。それがちょっと見えにくいかもしれませんが、こういう表になりますね。すべて計画と、それから予算、昨年とそれから現在の実績を棒グラフと折れ線グラフ、一番上にあるのが、これがちょっと非常に見にくくて申し訳ないんですけども、これがトータルになります。こういう常にパソコン上でシミュレーションを作りまして、経営努力を進めているところでございます。悪いものについては関係職員を集めまして、ミ

ーティングももちろん行っておりますので、ちょっと数字で金額ということになりますと、全項目申し上げますと大変時間がかかりますので、その辺でどうでしょうか。委員長、ちょっと大ざっぱで申し訳ないですけども。

○委員長（神子 功） お話ができる範囲と申し上げましたので結構でございます。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） よろしく願いいたします。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 質疑が特にないようでございますので、議案第10号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑を終わります。

水道課長。

○水道課長（横山秀喜） 先ほどの議案第8号の中で、佐久間委員からご質問のありました総係費が1,200万円ぐらい予算から減っているけれども、その主なものは何かという質問に対しまして、委託料が主なものの原因だというふうにお話ししました。その中で委託先を常陽メンテナンスと私ちょっと発言しましたけれども、株式会社ジェネッツの間違いですのでご訂正お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（神子 功） よろしいですか。

議案の採決

○委員長（神子 功） それでは、これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成20年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成20年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、平成20年度旭市水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

議案第10号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第10号は認定することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（神子 功） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（神子 功） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時29分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 神 子 功

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成 2 1 年 9 月 1 6 日（水曜日）

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成21年9月16日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第13号 平成21年度旭市病院事業会計補正予算の議決について

議案第14号 平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について

出席委員（6名）

委員長 日 下 昭 治

副委員長 木 内 欽 市

委員 林 一 哉

委員 向 後 和 夫

委員 高 木 武 雄

委員 林 俊 介

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（17名）

副 市 長 増 田 雅 男

病院事務部長 渡 辺 清 一

水道課長 横 山 秀 喜

国民宿舎
支配人 堀 川 茂 博

病院技監 作 田 重

病院事務次長 石 鍋 秀 和

病院契約室長 太 田 信 春

病院経理課長 鈴 木 清 武

病
再 整 備 室 院
そ の 他 担 長
職 当 員

病院整備課長 永 嶋 英 和

7名

事務局職員出席者

事務局長 加 瀬 寿 一

事務局次長 石 毛 健 一

主 査 穴 澤 昭 和

開会 午前10時 0分

○委員長（日下昭治） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

秋の兆しもすっかり深まってきました、過ごしよい季節になってきたわけでございます。ただ、ここへきて心配なのは、気候の変化あるいはそれに向けまして新型インフルエンザが流行の兆しがあるということで、皆さん健康のほうをご留意していただきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

この後、議会だより取材のため、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、公営企業常任委員会を開会いたします。

なお、報道機関及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、公営企業常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたしますのは、議案第13号、平成21年度旭市病院事業会計補正予算、議案第14号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の2議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めて

まいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしく審査をお願い申し上げます。

簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はご苦勞さまでございます。

○委員長（日下昭治） ありがとうございます。

ここで、増田副市長は所用のため退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 3分

（副市長退席）

再開 午前10時 3分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（日下昭治） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第13号、平成21年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第14号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についての2議案であります。

それでは、初めに議案第13号について、病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、ご説明させていただきます。

まず、国の経済対策臨時交付金事業の対象となりました地上デジタル放送対応テレビ端末の購入、それから低公害車導入や旧飯岡診療所解体撤去費等の収支の増額であります。

次に、病院事業に係る普通交付税の決定に伴う増額補正であります。

さらに、6月議会にて承認をいただきました10月開設予定の訪問看護ステーション事業収支の増額であります。

以上の補正をお願いするものであります。よろしくご審議のほうお願いします。

○委員長（日下昭治） 病院の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） おはようございます。ご苦労さまでございます。

先ほどの説明の中で、地デジの対応ということでございましたけれども、旭中央病院では何台くらい入れ替える予定があるのか、お伺いします。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 地デジ対応をこれからしようと思っているのは二百数台でございます。約200台でございます。

（「予算は」の声あり）

○病院経理課長（鈴木清武） 予算のほうは、買いかえで約3,000万円を予定してまして、繰り出しの基準になっているのは2,750万円ほどを予定しております。

○委員長（日下昭治） よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、国民宿舎より補足して説明がありましたらお願いいたします。
国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（堀川茂博） 特にございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 国民宿舎の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（日下昭治） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第13号、平成21年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求

めます。

(賛成者起立)

○委員長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(日下昭治) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(日下昭治) 異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(日下昭治) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

(発言する人なし)

○委員長(日下昭治) 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長(日下昭治) それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時 9分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 日 下 昭 治

建設経済常任委員会

平成21年9月17日（木曜日）

建設経済常任委員会

平成21年9月17日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第11号 平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

出席委員（6名）

委員長 嶋田哲純
委員 嶋田茂樹
委員 林七巳

副委員長 滑川公英
委員 平野浩
委員 平野忠作

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（23名）

副市長 増田雅男
農水産課長 林清明
都市整備課長 伊藤恒男
農業委員会
事務局長 伊藤浩

商工観光課長 神原房雄
建設課長 北村豪輔
下水道課長 佐藤邦雄
その他担当員 16名

事務局職員出席者

事務局長 加瀬寿一
主査 穴澤昭和

事務局次長 石毛健一

開会 午前10時 0分

○委員長（嶋田哲純） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、報道機関及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

増田副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたしますのは、議案第11号、旭市一般会計補正予算の所管事項の議案1件でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ可決くださいますよう、よろしく審査をお願い申し上げまして、あいさつといたします。

よろしく申し上げます。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（嶋田哲純） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 9 月 7 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての 1 議案であります。

それでは、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、議案第11号の中の商工観光課所管事項について補足説明を申し上げます。

最初に、歳入でございます。

10ページをお開きください。

中ほどの14款県支出金の 3 目 1 節の労働諸費県補助金の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金601万7,000円の内容でございます。この事業は、現下の雇用情勢が厳しい中、国が緊急雇用対策として平成21年度第 1 次補正予算の中に計上されたものでございます。この事業は、国の交付金を基に県で造成した基金を活用して、地方公共団体が民間企業それからシルバー人材センター等に事業を委託する、そのほか市の直轄雇用によりまして、非正規労働者、中高年齢者の一時的な雇用創出に支援するものでございます。

具体的には、歳出の20ページをお開き願いたいと思います。7 款商工費があるわけですが、緊急雇用創出まちかどギャラリー管理人設置事業88万7,000円、それから24ページをお開き願います。中ほどにございます、説明欄にございますけれども、緊急雇用創出学校備品台帳作成事業288万円、それから26ページになります。26ページの下ですけれども、これも緊急雇用創出として中学校維持管理事業225万円、この事業に充当するものでございまして、補助率は100%でございます。

これらによって得られる新規雇用者数につきましては、今申し上げました 3 事業で 6 人ということになります。また10ページのほうへ戻っていただきたいんですが、既に当初予算の実施済みの事業と合わせまして、1,581万円ということになるわけですが、当初予算

と合わせた分につきましては7事業となりまして、新規雇用者数については15人ということになります。

この事業につきましては、ご承知のとおり21年から23年までの3か年事業ということになっております。トータル的には3か年で9事業、8,178万4,000円、64人の雇用を予定するものでございます。これにつきましては、民主党という政権が交代した中に、基金という部分も危惧するところもございますが、あくまでも今の段階での基金事業の中での3か年というふうに聞いておりますので、その中でのことでございます。

次に、所管の歳出について説明をいたします。

20ページをお願いいたします。

まちかどギャラリー管理人設置事業については所管でございますので、説明をいたします。

銀座通りにありますまちかどギャラリーに管理人を設置しまして、常時オープンしたいという部分でございます。今までは市民の皆さんの展示会等での利用がない場合は休館となっておりましたが、管理人を設置することで、これを解消するものでございます。展示会がない場合につきましては、まちなかサロンのトイレや休憩施設として利用をしてもらいながら、当面、国体のPRの場にも利用したいというふうに考えております。

設置期間につきましては、先ほど申し上げましたけれども、平成21年度から23年度の3年間を予定するというものでございます。

管理人については、シルバー人材センターの委託を予定しております。

この事業によりまして、買い物客等の利便が図られ、まちのにぎわいにつながればというふうに考えております。

次の3目の観光費でございます。

説明欄の1の観光施設管理費の15節工事請負費937万7,000円につきましては、飯岡地区に設置されております観光街路灯27基の改修に伴う費用でございます。この工事につきましても、これは財政のほうになりますけれども、歳入の9ページにございますように、13款の国庫支出金の地域活性化・経済危機対策臨時交付金のうちの700万円を予定するものでございます。

次に、説明欄の2の長熊釣堀センター管理費でございます。消耗品費366万5,000円につきましては、ヘラブナの追加購入に伴います補正予算でございます。ヘラブナの購入につきましては、当初予算で4トンを予定しておりました。これにつきましては、これから迎えるヘラブナの釣りのシーズンに向けまして、無料開放それから釣り大会などの開催に合わせてヘ

ラブナの放流を行うことによりまして、今後の釣り客の釣果を上げるために、今回、ヘラブナ4トンの追加購入をお願いするものでございます。これによりまして、10月から1月までに8トンのヘラブナを放流をいたします。

以上で所管の補足説明を終わります。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） それでは、一般会計補正予算のうち農水産課所管の事業について補足説明をさせていただきます。

補正予算書の18ページ、19ページをお開きください。

1 項農業費、3 目農業振興費の説明欄 1、農業後継者育成事業の就農者研修支援事業補助金ですが、市外で農業研修をする農業者及び研修生を受け入れる市内農業者に月額1人当たり2万円を助成する制度でありまして、受け入れ研修生が増える見込みとなったため、延べ27か月分、54万円の増額をお願いするものであります。

次に、2の水田農業構造改革推進事業の二つの補助金ですが、いずれも飼料用米栽培に係る補助金でありまして、国が経済危機対策の補正予算の中で飼料用米栽培に対する助成を拡大したことから、市でも目標栽培面積を拡大することとし、市単独の補助金について増額をお願いするものであります。当初42ヘクタールの目標でありましたが、60ヘクタールまで拡大したいと考え、補正するものであります。現在、約58ヘクタールについて契約を取り交わしております。

次に、3の豊かな産地づくり支援事業の実需に応える農産産地強化対策事業補助金ですが、これはJAちばみどりの海上種子センターが導入する種子の色彩選別装置に助成するものであります。事業費で1,186万5,000円、3分の1以内の補助となっております。

次に、4の「園芸王国ちば」強化支援事業の新産地づくり支援対策事業補助金ですが、これは新たな品目による産地づくりの取り組みに対し、ハード、ソフトの両面から助成するという制度でありまして、具体的には冬場の玉レタス栽培に取り組む干潟園芸組合蔬菜部会玉レタス研究会の野菜移植機導入と展示ほ場設置に助成するものであります。

次に、5の経営構造対策事業補助金ですが、これは要望によりまして国の補助枠が当初見込んだものより増額となったため、ライスセンターへのコンバイン等の機械導入、それからハウス資材のレベルアップに補助することが可能となったものであります。

次に、4目の畜産振興費の説明欄、たい肥利用促進集団育成支援事業の補助金ですが、当

初予定しておりました事業主体が組合長の発病によりまして事業実施が困難となり、代わりの事業主体を募集したところ、新たに2団体から要望がありました。これを県に要望いたしましたところ、審査の結果、承認されたことによるものでありまして、いずれも耕畜連携を推進するため、堆肥散布車の導入をするものであります。

5目の農地費の説明欄、農地有効利用支援事業の農業用排水路工事補助金は、干潟土地改良区と北総東部土地改良区が国の補助を受けて実施する用排水路等の補修工事に対しまして、市も従来補助してきたものと同率の助成をするものであります。干潟土地改良区が1か所、北総東部土地改良区が7か所の補修工事を予定しているとのことであります。

20ページをお開きください。

3項水産業費、4目漁港建設費の説明欄、水産基盤整備事業の負担金は、県が平成18年度から進めている飯岡漁港の外西防波堤改良工事について、国の経済危機対策の補正予算を使いまして、一部前倒し工事を実施することとなったため、これによる負担金の増であります。この増額によりまして、今年度の工事量は鋼矢板工約200メートル弱が実施できる見込みとなったと聞いております。

以上で農水産課関係の補正予算について補足説明を終わります。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、補正予算書を見ていただきたいと思います。

21ページの土木費の道路改良でございます。13節委託料1億2,077万円でございますが、これは合併前からの懸案の海上地区の排水整備と道路整備工事の測量、調査、設計を行うものであります。

お配りしてあります図面の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業から説明したいと思います。

予算は7,785万4,000円を起債で計上してありますが、国の補正予算、地域活性化・公共投資臨時交付金が来れば補助事業に組み替えになりますが、国の補正予算が現状では不透明ですので、予算については財政課と協議したいと思います。

工事ですが、工事費が多額になるため、県の指導によりまして地域活力基盤創造交付金、これは地方道路整備臨時交付金に代わるものですが、それと道整備交付金の2事業で計画をいたしております。

最初に、地域活力基盤創造交付金で計画している市道U-0103号線ですが、場所はカインズ通りから宮内園芸を通りまして、海上野球場から還来寺西側を経て大坂までの約1,700メ

ーターを計画しております。

次に、U-0107号線ですが、道整備交付金の補助事業で計画しております。場所は大坂からJRの線路の下をトンネルで抜いて、消防海上分署までの約600メートルを計画しております。

次に、予算4,291万6,000円の蛇園南地区流末排水整備事業です。この事業は、国の平成21年度補正予算の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の補助で、延長3,400メートルの排水整備のための測量、調査、設計を行うものであります。工事は、平成22年度から25年度の4年間で計画しております。

図面を見ていただきたいと思います。

工事の青色の部分ですが、これは海岸から親不孝通りを通りまして、県道飯岡片貝線までの約1,180メートルを地域活力基盤創造交付金で整備を計画しております。補助率は55%です。

次に、赤色の部分ですが、県道飯岡片貝線から県道飯岡停車場線までの540メートルについては市債、単費で整備することになっておりますが、工事の進捗状況によりまして、地域活力基盤創造交付金に組み入れてもらえると思っております。

次に、黄色の部分ですが、延長は1,040メートルございます。この部分については土地改良区内でございますので、農水産課の補助事業で整備を計画しております。

最後に、緑色の部分になりますが、カインズ通りから海上野球場までの640メートルを先ほど申しました飯岡海上連絡道三川蛇園線の道路工事に絡めて整備計画を予定しております。

次に、橋梁維持でございます。13節委託料1,890万円の橋梁長寿命化修繕計画策定事業でございます。この長寿命化修繕計画策定事業は平成25年度までの時限措置でありまして、平成26年度以降は、この長寿命化修繕計画に基づくもののみが橋梁補修の補助対象とされます。当初は15メートル以上の橋梁が対象でありましたが、その後、平成21年度の1年間の緊急措置として、15メートル未満の橋梁についても補助対象となりましたので、点検を行うものであります。補助率は50%です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、都市整備課所管の補正予算につきまして補足をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、去る6月定例会の常任委員会におきまして、所管事項の

報告の中でご説明させていただきましたものを今回計上したものでございます。

補正予算書の21ページをお願いいたします。

初めに、街路費についてご説明いたします。

8款3項2目街路費の補正は、説明欄1及び2のいずれもＪＲ旭駅と干潟駅のトイレの改修に伴う実施設計にかかわる負担金を計上したものでございます。

1点目は、旭駅環境整備事業負担金334万5,000円であります。ＪＲ旭駅は昭和41年に建設されまして、老朽化とともにトイレが不衛生であるということから、これまで多くの市民の皆様から改善を求める意見が多数寄せられておりました。この駅舎は、当然にＪＲの所有するところではございますけれども、乗降客5,000人以下、ちなみに旭市は4,000人を若干下回っておりますが、これらの駅におきましては、現状の中ではＪＲの積極的な改修は望めない、こういう状況でございます。一方で、駅は市内で最大の公共公益施設であることはもちろんのこと、市の玄関口でもあり、市の顔ともなりますので、これまで積極的に協議を行ってまいりました。今般ようやく整備の方向について合意が得られましたので、この際、応分の負担の中で、できれば来年の国体開催までにぜひ整備をしたいと、このように考えているところでございます。

なお、この旭駅のトイレにつきましては、多機能トイレを設置したいと考えております。これは千葉県の福祉のまちづくり条例がございまして、これにのっとりまして整備をしたいと。ただし、これにつきましては市の負担ということになります。

なお、今回計上した負担金につきましては、トイレの改修に伴う実施設計にかかわる負担金の上限を計上したものでございまして、議決をいただきましたら、速やかに協定書を締結いたしまして、具体的な整備内容を詰めていきたいと、このように考えております。

次に、説明欄2の干潟駅環境整備事業負担金273万8,000円でございますが、負担内容は旭駅と同様に、実施設計にかかわる応分の負担金の上限を計上したものでございます。

なお、干潟駅のトイレにつきましては昭和54年3月に建設されておまして、くみ取り式のトイレでございます。男女の仕切りがないというような状況になっておりますので、ぜひ整備をしていきたいと、このように思っております。

次に、公園費につきましてご説明をさせていただきます。

21ページから22ページになります。

説明欄1の袋公園整備事業であります。全体で3,316万円を計上するものでありまして、その内訳は、15節工事請負費に1,260万円、17節公有財産購入費に2,056万円を計上したもの

でございます。この土地は、本年３月に公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして、土地開発基金により先行取得した土地の買い戻し分と当該整備に要する工事費を計上したものでございます。袋公園の現状は、ご案内のとおり西側からのアクセスの手段がほとんどない状況にあります。当該地につきましては、都市計画公園の区域外ではありますが、袋公園に近接し、また県道旭小見川線に接していることなどから、これを取得することが市の有益となるという判断から先行取得をしたものでございまして、当該地が整備されることにより、公園利用者の利便性が図られるものと考えているところでございます。

なお、整備に当たりましては、市民の利便性向上のため、来春までには供用開始したいと、このように考えております。

都市整備課からは以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） ないようですので、担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

平野委員。

○委員（平野 浩） 18ページの農業振興費の飼料米の件でございますけれども、国のほうの状況が変わってきたという、政権が代わりましたので、農業政策のほうも若干変わってくるのかなという感じの中で、飼料米が３年間の契約ということになっておりますので、今回四十何ヘクタールから60ヘクタールにする目標を持って飼料米の面積が拡大するわけですが、来年、再来年の状況が変わった場合に、その補助金というか、それについての市のほうの対応はこれからどのように考えていかれるのか、その点をお聞きます。

それと、道路新設改良費ですけれども、ただいまよくご説明をいただいた件の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業ですけれども、総事業費についてはどのくらいを見ているのか。

それと、計画年度といいますか、目標年度、完成させる年度ですね、それがいつごろになるのか。

それと、ちょっと工事として経費のかかる部分ですけれども、鉄道、ＪＲがありますので、トンネル工事、その辺についてどのようにお考えなのか。委託をして、調査、設計ということでこれから進める中で、ある程度はお考えをお持ちだと思いますので、お願いをしたいと思います。

それともう一点、金額的に少し大きいようですけれども、積算ですか、予定価格はどのく

らいに見ていたのか、その点はどうなんでしょうか。

以上で終わります。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員の質疑に対しまして答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） ご質問のとおり、確かに政権が代わりまして、来年度以降の生産調整あるいは水田に対する助成がどうなるかというところは不透明なところではありますが、昨年、参議院議員の先生方が飼料米の取り組みについて勉強ということで、旭市に来ていただいたときもそうでしたが、議員の先生方も含めて、食料自給率の向上ですとか、田んぼをどう生かしていくのかということは非常に真剣に考えてくれているものと思っております。そんな中で、田んぼを田んぼとして利用できる飼料米の取り組みは、今後も有益だと判断されるのではないかと思います。

ただ、所得保障制度というような話も出ておりますので、これからどう変わっていくのかについては十分注意をしながら見守っていきたいと思いますが、基本的には旭市としては飼料米の取り組みを今後とも続けていきたい、そのように考えております。

○委員長（嶋田哲純） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、最初の総事業費ですけれども、今のところ、本当の大きな数字ですけれども、15億円強なのかなという形で試算。前々にやった計画、設計とか何かを基にしまして、だいたい15億円強なのかなという形でおります。

あと、目標年次ですけれども、25年を一応目標年次にしております。

それとあと、トンネルですけれども、これは事前にJ Rとの協議には行っておりますので、J Rのほうもはっきり決まらなければ積算はできないということに聞いておりますので、今のところ、従前に旧海上町で手前側のほうですか、やったときに、何か5億円だという話を聞いていますけれども、そのときと今はまた違った工事方法もありますので、トンネルのお金に関しては、今のところは幾らとはちょっとはっきり分かっておりません。

それとあと、お金の関係ですけれども、U-0103号線は一応補助率55%ですね。あと、その上の0107号線は補助率50%で事業のほうはいただくような形になっておりますので。

よろしいでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員。

○委員（平野 浩） 飼料米について市のほうのお考えをお聞きしたんですけれども、考えは考えてとして分かりますけれども、問題は価格だと思うんですよね。価格が今現在それなり

の価格だからこそ、飼料米の作付があるということなので、これが変わった場合には、必ずしもそうはいかないと。となれば、その3か年の契約については、契約そのものが問題になってくると思いますけれども、その点についてどうでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員の質問に対しまして答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） ご質問は、国の助成制度が変わって、農家手取りが著しく減ったときにどうするのかということかと思いますが、今年の飼料米の作付に対します助成の制度でいいますと、先ほども若干申し上げましたが、国が経済危機対策の補正予算の中で、後から10アール当たり2万5,000円の上乗せ助成をするというのが出ました。これによって、旭市の例ですと、仮に600キロの収量があると13万円を超える収入になるということで、確かに推進がしやすかったという面はあろうかと思います。

3年の約束をとというのは畜産農家から出たお話でありまして、せっかくトウモロコシ、輸入の飼料よりも高い値段で買うんだから、ぜひ約束してほしいなというような畜産農家側からの思いもありまして、3年を約束してくださいというお願いをいたしました。そんな中で、この補助制度が変わりまして、手取りが著しく減るというようなことになったときには、もう一度相談をしなければいけないと。それは理解しております。

そんな中で、先ほど国の助成が変わらないと考えているという中で、今年の上乗せ補助2万5,000円については難しいということも考えております。そうしますと、現行と同じだと単純に10万5,000円ぐらいの手取りになると。問題は、その10万5,000円で耕種農家の方々の理解を得られるかどうかということだと思いますが、その米の値段の動向、主食用の米の値段の動向等も含めまして、10万円を超える手取りというのが果たして高いのか安いのかということにつきましては、十分農家の方々と相談しながら、ご理解を得て、できればこのまま進めていきたいと、そういうことで考えております。

ただ、3年契約したのがやめたときにどうなるのかということにつきましては、制度が変わるという前提のものであれば、やはりちゃんと相談をしなければいけないなということだと思います。違約ですとか、そういったことにはならないようにしたい、そういうように考えております。

○委員長（嶋田哲純） 平野浩委員。

○委員（平野 浩） 問題は、種の注文がもう始まっているということでありますので、あらかじめその注文をして、品種を決めて、飼料米にするかしないか、今の時点で皆さん決める

わけでございます。その後に状況が変わるということになれば、影響は大きいと。その点は
どうでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 飼料米について関心を持たれている農家の方々については、県が
飼料用米として推奨しておりますちば28号をわせの品種としてぜひ取り入れていただきたい、
そういうふうに考えております。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員。

○委員（平野 浩） ちょっと質問の趣旨といいますか、自分が言いたいのは、今現在、飼料
米の品種、面積を含めて量を注文するわけですよ。先ほど言ったように状況が変わった場合
に、課長が今言われましたけれども、契約があっても、その場合は何らかは考えると、そう
いった幅があるわけです。そういったことの中で、仮にやらないということになれば、飼料
米の種もみが要するに無駄になるといいますか、使わないということであれば、当然そう
なるわけですので、その点です。品種がどうこうじゃなくて、今の状況の中で判断するのが難
しいもので、それが状況が変化しなければいいんですけれども、変わった場合にはどういう
対応をなされるのか、そういうことでございます。

○委員長（嶋田哲純） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 言葉が足りなくてすみませんでした。

ちば28号、ふさこがねでしたっけ、要は主食用としてもわせ米として県が推奨している品
種であります。同時に、飼料用米として県が推奨している。同じ品種ですので、ぜひそのわ
せのちば28号を作付しておいていただいて、飼料米として栽培、販売できないということに
なったときには、主食用として売れるように用意をしていただければということであります。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員、いいですか。

ほかにございませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） それでは、今の飼料米についてちょっと関連でご質問したいと思います。

この品種でいいますとふさこがねということで聞きまして、当然これは食料に適している
わけで、それでしかもこれは納入価格がキロ当たりたしか50円と言っていましたよね。だい
たい一般的な値段が200円ということでございまして、問題はこれから先、納入業者に50円
で納めます。その先の行方はどのように管理なされるのでしょうか。その辺ちょっとお知ら

せ願いたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 平野忠作委員の質疑に対しまして答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 需要者側、畜産農家の側では、農水省の千葉の事務所と契約をちゃんといたします。そんな中で、それぞれの自己管理にはなりますが、例えば飼料メーカーのサイロに入ったりですとか、一部の業者は自分の所でえさにしておりますが、基本的には横流しやいわゆる不正と言われるようなことはないということは、契約の上では約束されているものであります。もしそれが流れたということになれば、当然、国のほうから大変な罰則をもらうことになるだろうと、そんなふうに考えております。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員。

○委員（平野忠作） そうしますと、結局チェック体制はそのくらいで済ませるということになるんでしょかね。去年、たしか大阪のほうで国のあれがえらいあれになったものですから。しかもこの場合は、そういうような痛みのない、本当に100%人間が食べても安全というものですので、これからは作付等も大事だと思いますけれども、その辺が一番の……。チェック体制が一番大事なのかなと私は思いますけれども、もう一度聞きますけれども。

これはだいたい市内の畜産業者にやるんですか。その辺もう一度お願いします。

○委員長（嶋田哲純） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 現在、飼料米を使っているのは、養豚で2団体それから養鶏で1団体であります。養鶏の1団体と養豚の1団体につきましては、茨城県にある飼料工場に納入されます。ほかのものと一緒にそのサイロに入りますので、ですからそこから先で横流しはないだろうと。1社、1グループ、市内のえさ工場を持っている所がありまして、そこに運び込んだものについて、やはり一度には使えませんので、それについては可能性はなくはないだろうとは思いますが、その農家さんを見れば、飼料用米を日本でも早いほうで一生懸命推進してくださっている方でありますので、そんなことはないだろうと。チェック体制につきましては、納入時にその確認をするということで、えさ工場の倉庫に入るまでは確認をしてありますし、総量についても、紙ベースではありますけれども、確認をしておりますので、その後で小分けにしてというのは考えにくい。

もう1点言いますと、飼料米については検査をしなくていいということになっております。農家さんにしても、お金だったり、手間をかけないで、検査をしない米を納入しているはず

でありますので、その米が市場に主食用として流れるという危険性はさらに少ない、そんなふうを考えております。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員、いいですか。

ほかにございますか。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） それでは、2点ほど建設課のほうにお伺いします。

大変すばらしい計画をどうもありがとうございます。

一つは道路の件ですが、これは費用対効果とかいう面で交通量などを調べてあるのか。

それから、この計画案でいきますと、飯岡の場合は田んぼの中でストップなんですよ。これが海岸までどうして。抜けないと、あまり効果がないように思われます。

それから、もう一つ、この排水のほうなんですけれども、土地改良事業のほうでやると言っていたんですが、お金のほうもこの土地改良のほうでやるんですか、その辺をお聞きいたします。

○委員長（嶋田哲純） 林委員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 費用対効果ですけれども、従前に調査してありまして、1を基準にして1.7強なのかなという形でちょっと記憶しております。ですから、交通量の調査をして、これをやれば効果は出ますからという結果はもらっているんですけども、ちょっと詳細な資料は手元にありませんけれども、多分1.73ぐらいだったと思うんですけれども。

それとあと、海岸までの関係ですけれども、これは合併前の新市建設計画で支所のわきを下まで抜くという形で図面には多分揭示してあった場所があったと思うんですけれども、去年でしたか、バイパスからJRのほう、農協のわきを通って支所までは道路をきれいにして、2車線というような形で整備したんですけれども、それから先、委員ご存じのように家が結構建ってしまっていて、あそこから先は旧国道まではちょっと難しいのかなと。従前、地区懇で出ました向陽の前の飯岡荘の大型バスが左折できないとかという話があった所は、設計は済んでいますので、22年度にそこから双葉町の入り口の所までは拡幅する計画がございますけれども、取りあえず今のところは、飯岡の場合は結構、家が密集していますので、縦の道路というのはちょっと難しいのかなということがありますけれども、この海上連絡道の整備事業で、どの辺が……。大きく拡幅することはできないにしても、どこか可能な所があるかなということで、ちょっとそれは調査をして、また新たな抜ける所を計画してみたいなとは思

っておりますけれども。

それとあと、土地改良の関係ですけれども、これに関しては国・県・市の負担で、地元の負担はございません。土地改良区内の整備する排水の関係ですよね。それは国と県と市の負担で、地元の負担はございませんので。詳細はちょっと農水産課のほうなんですけれども、多分そういった形で今進めていると思いますけれども。

○委員長（嶋田哲純） 林委員。

○委員（林 七巳） この土地改良事業のほうで排水のあれも絡めてできるということなんですか。

それともう1点、私、この道路をよく……。海上のほうに朝行く交通量というのはあまり少ないんですよね。ここから三宅の銚子市方面に行く、また銚子市方面から来る道路の利用はかなりありますけれども、海上のほうに行く道路はあまり交通量として少ないように思われるんですが、これを造ってどのくらい便利になるのか。それよりも今ある道路の拡幅ないしそれをしたほうが費用も安く済むし、それから今ある線路のトンネルですか、あれを少し大きくしたほうが便利があると思うんですが、あそこに3本のトンネルを抜いても、自分としてはそんなにあまりあれがないように思われるんですが、その辺の答弁をお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） 林委員の質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（林 清明） すみません、詳しい事業名をきょうは持っていないんですが、ほ場整備に併せて別の補助メニューを入れて、その幹線排水路については整備するということで、今、土地改良事業そのものが関東農政局と協議中なんです、その中で既に絵をかいた上で協議をしておりますので、土地改良事業の認可がおりれば、同様に別メニューの排水路の整備についても国庫の補助をもらえるというふうに考えております。

○委員長（嶋田哲純） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） お手元にある図面ですけれども、これで最終的に決まったということではございません。取りあえずこの案で進めたいなということでありますので、今、委員おっしゃられたように、例えば季節によって使えないとか、いろいろなことがあるということでしたらば、それも加味して、何案かを作ってた。これでもう完全にルートが決まって、これで終わりですということじゃありません。一応この線を使って調査をしたいなという形の図面ですので、今言われたように、例えばもうちょっと北側にあるメガネ橋の所を使うと

か、そういういろいろな案があると思いますけれども、これで100%決まりということではございませんので、それはちょっとまたその設計の段階でいろいろな案を作って、考えていきたいと思っておりますけれども。

それと、先ほど言いました費用対効果ですけれども、1.68です。

あと、この道路を造った場合に、例えば今度、清滝バイパスができてつながりますので、海上支所のわきの土地改良でやった道路を通りまして1本になるということで、ある程度、向こうのほうから来る方の便利にはなるんじゃないかとは思っておりますけれども。

○委員長（嶋田哲純） 平野浩委員。

○委員（平野 浩） 今の件で関連するわけですが、合併時の新市の建設計画、それと総合計画の中で、各道路の整備ということで計画が決められていますよね。それで、主要なアクセス道の整備、それと地域間連絡道路の整備、また国・県道の整備促進ということで、これは国・県の管轄ですので、市のほうとしては要望するということでまとめられているわけです。ただし、中央病院のアクセス道については2本、南北線と東西線が進められて、間近に完成するということで、非常にいろいろな面でプラスになるということで、皆さん期待しております。また、飯岡海上連絡道路の整備についても、これは国道126号飯岡バイパス、三川地先から蛇園を經由して主要地方道銚子旭線に至る道路の整備を進めますと、こういうことに計画されているわけですので、建設課長、これからいろいろ意見の調整をしながら、ある程度はもう基本的なものができるわけですので、その辺をしっかりともう目標に向かって進めていただきたいと私は思うわけですが、その点、ご回答をお願いします。

○委員長（嶋田哲純） 平野委員の質疑に対しまして答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 要望として承りました。今回、補正が通れば、この事業に対して邁進していきたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） 先ほど事業名を言えませんでした。今届きましたので。飯岡西部土地改良区内の南北の排水路ですが、それはほ場整備の関連事業として、農村生活環境整備事業という事業の導入をしたいというふうに考えて進めております。負担割合は、国が50%、県が30%、市が20%ということで、先ほど建設課長の答弁のとおり受益者負担はなしで実施したいと、そのように考えております。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） では、2点ほどお聞きしたいと思います。

今の道路関連なんですけれども、これで先ほど道路については15億円くらいということでありましたけれども、排水、三川派線に対する総額はどのくらいになるのでしょうか。

それと、商工観光のほうの長熊の釣堀センターの管理費で、これは366万5,000円になっていますけれども、4トンという話でしたが、8月20日の経営会議とか何かでは6トンというような話も聞いていたんですけれども、現実には補正が出てきたら4トンと。釣れないからそういうこともあるんでしょうけれども、最初に入れた魚に対してのなぜ釣れなくなったのか、それと原因ですね、その辺を掌握していてこれをやるんですか。それとも全然、ただ釣れないから投入するだけの話ですか。

干潟地区ですね、合併前に水の浄化ということで、たしかバイオフィンとかそういうものを何基も入れて攪拌をしたり酸素の供給をしたり、そういうことをしていたと思うんですけれども、今回はただ周りの護岸を固めて深くして、面積も広げただけの話であって、現実には釣れないということは、その原因を本当に掌握した中でこの4トンを投入するんだとか、それとも先ほど言ったように、8月20日の会議の中では6トンを投入するのが4トンになったと。でも、これというのは、多分先ほど林七巳委員が言ったように費用対効果というのも必ず必要だし、なぜ釣れないかということも検証した上でこういうことをやっているんでしょうか。その辺のことについてご回答をお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員の質疑に対して答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 排水の金額ですけれども、前に三川派線の試算をやったときのそのやつを基にして積算したのは、土地改良込みで約15億円ぐらいです。土地改良をやらなければ、土地改良の分を今回の事業で土地改良さんでお願いするということであれば、10億円ぐらいになるのかなという形で考えております。

○委員長（嶋田哲純） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 長熊の問題でございます。これは魚の生態系といいますか、非常に難しい問題でございまして、確かにそういうふうになるという部分を想定していたわけではございません。ただ、改修をしたということになると、一般的な釣り堀につきましてもお話を聞きましたけれども、3年にかかるという話を聞いております。その3年をどういうふうにしていくんだという部分については、やはり魚を入れて、入れたときはある程度釣れ

るという結果があるので、それについてはそういう釣れるときの釣りをやって、あとは休んでみたりとか、民間の場合はいろいろな対策をとった中で運営をするというふうに聞いております。そういう意味では3年ぐらいかかるという話は、それは釣りをしている地元の釣友会においてもそのような話がございます。

それで、これは非常に難しくて、まず新しく改修をしたということになりますので、生き物ですので、やはり安定という部分が非常に必要になってくる。一つは施設の安定、それから魚の安定という部分もあるわけでございまして、例えば従来の形ですと、水草がいっぱいありました。それについては地元の人が考える中での管理しやすい方法として、コンクリートで固めてもらいたいという部分があったわけでございます。一部水草も残しましたがけれども、最終的にそこだけ残されてもという話もあって、決算のほうでもちょっとご質問がございましたけれども、そこも最終的にコンクリートで固めたという部分があります。

それから、従来のスポーツ公園の部分につきましても、土の部分であったわけですがけれども、それについてもすべて舗装をかけました。管理上しやすいようにということと、あと釣りのときにも雨が降ったときに駐車できない状態になるという、そういう部分もあって、すべてコンクリートにしましたので、あそこの場合には、そういった水が一気に沼のほうへ流れてくるという、いろいろな今までと違う状況になってきているという部分の中で、結果として釣れないという部分になっているという部分でございます。ですから、改修後の環境が整えられるまでという部分だろうと思いますけれども、安定するまでは3年ぐらいという部分がありますので。

じゃ、その3年間どうするかという部分につきましては、今言ったように、養魚業者とも相談しまして、いろいろな方に相談しているわけですがけれども、一般的に改修で15トン入れました。それについては通常4トンないし5トンでいいわけですがけれども、やはりこういう状況の中においては、3年間というのは安定しないよという部分においては、養魚場についても6トンから8トンの部分は必要になるだろうという参考意見も聞いております。そういったいろいろな部分を総合判断した中で、入れれば釣れるという部分もありますので。

前回、釣り大会をやったときに大勢の人が釣れなかったということで、今回いろいろな仕掛けをしてみたいと。一つには魚を入れて無料体験をしてもらって、釣れるんじゃないのという部分で次の釣り大会に持っていくと、そういうようなことも考えております。それと、魚を入れる時期というのは決まっているわけでありまして、10月末から1月というふうになっておりますので、そのときに集中的に魚を入れた中で対応して。

要するに、今の段階としては、安定するまではあそこで釣れるんだというロコミをいただきたいという部分の中においては、いろいろな人に聞いても、入れた時点というものはかなりのものが釣れるという部分もありますので、少なくともそういう対応はしていかなければならないなというふうに考えております。

それから、浄化装置のお話がありました。先ほど委員の中から、コンクリートで固めただけじゃないのという話がありましたけれども、浄化装置につきましても5基を設置してございます。5基設置しましたけれども、それでいいというふうには私どもは考えておりません。そういう状況を見ながら、今度はもっと浄化をする必要があるのかどうなのか検討しまして。

というのは、一つは前は3メートルなりの釣り堀であったわけですがけれども、今度はいろいろな釣りができるようにということで、6メートルに掘削した部分もございます。3メートルの所よりも6メートルの所であれば酸素が薄くなるのかなと、いろいろなこともありますので、そういう所には管を通してありますので、そこにそういう装置も必要なのかどうか、そういうものも今後検討していきたいというふうに考えております。

そういったことで、決算議会でもお願いをしましたけれども、もう少し様子を見させてもらいたいということの中で、ただこれからいろいろな部分の中で釣れるような形をとっていききたいと。

それから、もう一つに水質検査も何度もしております。これについては、自分たちのほうでやった部分もありますし、ある程度プロの人に頼んでやった部分もございます。その中においては、魚がそこで生きていくという部分については、全然それは問題ない数値でありましたので、さっき言いましたけれども、やはり従来の釣り堀とは状況がかなり変わってきているということの中でこういう結果になっているということで、非常に私のほうも残念だと思っておりますが、もう少し時間をいただきたいというふうに考えております。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） そういう答弁ですけれども、はっきり言って、6メートルとしたら、今までだと、普通だと、この長熊というのは3メートル前後しかなかったわけでしょう。そうすると、表層の温度と6メートル近い、5メートルとか、その辺の温度は全然違うし、例えばその辺のことについて、BODとか溶存酸素量とか、それから今回の話によりますと、だいたい凝固剤も使っていると、予定より相当使っていると、そういうことがあって、それに対

する魚に対する影響とか、その辺を全部データの的に調べてあるのか。もし先ほど何回も調べてあるというのであれば、その溶存酸素量とかBODとか、その辺はもう全部提示していただきたいと思いますが。

○委員長（嶋田哲純） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 凝固剤が当初より多くなっている。確かに固める部分については当初の計画よりも凝固剤を多く使っております。ただ、その凝固剤につきましては、国の基準の中でも、そのものがエコであるという部分の中で、そのものが国の設計の中にも載っておりますので、そのことによって魚が釣れないという部分とは考えておりません。

そのほか水質検査等々をしている部分もありますので、その資料をとということであれば、その資料も後ほど提示したいとは思いますが、いずれにしても釣りをする方は、干潟のほうは釣友会それから袋のほうは釣友会という部分がありまして、その方たちと常に会議を持って、いろいろなことを進めているわけでありまして、魚が釣れないというのは非常に残念なことでありますけれども、そのことについては、ある程度そういうことは想定されるという話も出ております。また、3年ぐらいはという部分については、出席した皆さんがそういうお話をしておりますので、これから何もしなくていいということではなくて、先ほど言いましたけれども、6メートルの部分については当然そういうものも必要になるだろうと。ただ、今の段階では、全体の釣っている場所において、ここが釣れて、ここが釣れなくなったりとか、そういう首尾のものもございますし、全体的に魚が安定しない中で釣れない、釣果が少ないという部分であります。

そういうこともあって、先ほど言いましたけれども、今回、魚を入れる時期というのは決まっておりますので、まずは10月末という部分が改修して初めての部分ですので、そこでそういう試みをした中で、どれぐらいの魚が釣れるのか、そういうものも参考にしながら今後の対策をとっていききたい、そういうふうに考えております。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） そういうことであれば、やってみなくちゃ分からないということではないですか。

ただ、前に長熊でも先ほど言ったバイオフィンとかそういうことで、水を攪拌したり酸素を入れて、3メートルの中に入れていのに、我々が見に行っている時点の中では、そういうものは何もない。ただ、ヘドロを浄化する装置があると言っていましたけれども、全然

水の攪拌がないというのは、水量が多いんで、その辺のことは今回のことについてはだいぶ影響もあると思うんですよ。それから、駐車場から新しい水が流れるというのも。ですから、そういうことを含めまして、もしこれを観光資源としてどんどん伸ばしていくのであれば、その辺のことも。

冬になれば、そんなに水質は傷まないんですから、当然、事によったらいい結果が出ると思うんですよ。ただ、4月はよかったけれども、5月以降、どんどんお客さんが減っているという状態の中で、もう水が劣化しているというのは確かだと思うんですよね。そのことによって、投入した15トンがどのくらい行方不明になっているか、下のほうで沈んでいるか、その辺もちゃんと調査した上で、ここ3年というのであれば、そのような投与をしていかないと、観光資源としても、今のPRの仕方じゃちょっと。口コミで皆さん来ているみたいですから、ほとんどお客さんがいないというような状態になっちゃったんで、旭市が本当に観光資源として大原幽学とか長熊も力を入れるのであれば、その辺のことも検討していただかないとまずいんじゃないかと。

先ほどももう一つ答弁漏れがあったんです。委員会の中で6トン投入しますという答えらしいんですけども、それがなぜ補正予算で4トンになったのか、その辺も。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、お答えいたします。

まず、今、最後の質問で、会議の中で6トンという話をしたという部分でございますが、6トンというか、魚については当初の4トンでは、やはりうちのほうとしても、確かに今、釣れていないという状況の中においては、そういう数字については補正予算の中で検討していきたいという話をして、どれぐらいの量が適切なのかという部分については、当初15トン入れた中で、いろいろな意見がありました。もう12トンだ、もう10トンだと、いろいろな話がありましたけれども、その話はその話として参考で聞いた中で、あとは先ほど言いましたけれども、養魚業者さんとかいろいろな話を聞いた中で、当初4トンからその倍以上のものは必要になるということで意識をしたという部分でございます。6トンを入れるという部分ではなくて、いろいろ検討した中で、そういう形に持っていきたいという話をしております。

それから、やってみないと分からないという話でいいのかということですが、確かに結果としてどうなるかという部分については、はっきり言って私にも分かりません。ただ、そういう養魚業者それから民間で経営している人、それから長熊の釣友会、それから袋の釣友会、

これについても3年ぐらいはこうなんだよという話を聞いている部分であって、先ほども言いましたけれども、だからそれでいいということじゃなくて、いろいろな状況を見た中でどういう対応をしたほうがいいのかという部分については、これからの魚を入れた中で、いろいろ適切に対応していきたいというふうに思っております。

それから、先ほど話がありましたけれども、浄化装置、深いところに何かをつけるという部分しかということですが、先ほど言いましたけれども、5基の浄化装置を設置しております、その浄化装置によりまして、水がある程度、先ほど言った酸素量等、そういう部分についても適応しているというふうに考えております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（嶋田哲純） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（嶋田哲純） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（嶋田哲純） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課所管2点について報告をいたします。

1点につきましては、商業振興ということで、プレミアム付き商品券、一部不適切な取り扱いが発生をしてしまいました。このことにつきましては、対応策について決算委員会でもご質問がありましたので、説明をいたしました。所管委員会ということで、今後の計画と利用状況についても併せてプレミアムについて説明をいたします。対応策も含めて説明をいたします。

改善策につきましては、旭市商業振興連合会から7月に示されましたので、その内容を説明いたします。

連合会では、一部の人が大量に商品券を取得して、それを一部加盟店で多量に利用されてしまったということを踏まえまして、防止策として要綱の制定をいたしました。要綱の主な内容でございますけれども、一つに購入限度額の設定、一つに購入表の導入、一つに使用限度額の設定、一つに自店での使用禁止、自分の店での使用を禁止、それと一つに罰則規定も含まれております。具体的には、市民の方の商品券の購入に当たっては、購入限度額を守ってもらうために、購入表を用いて規定数以上買えないような形をとると。また、利用するときについても、限度額、今は50万円という話があります。限度額50万円を設けまして、多額の商品券を使えないようにすると。これによりまして、より多くの市民の方に行き渡り、利用してもらえるようになるんじゃないかなという部分でございます。

これに伴いまして、そういう対応策という部分はある程度できました。次回のプレミアム商品券については、11月に発売を予定しております。今回制定しました要綱に基づきまして事業を行うということでございます。発行額につきましては、1億3,200万円を予定しております。当然、その中にプレミアム分10%が含まれると。

なお、使用期限でございますけれども、今のところ、今回のプレミアムの発売については使用期限を設けないと。前回はいくまでも緊急対策ということの中で実施したということもありますので、使用期限については今回設けない予定というふうになります。

また、現在発行されております期限付きプレミアム付き商品券の使用期限については、10月24日ということで期日が迫っておりますので、これにつきましては折り込みチラシ、市広報紙を使って、使い忘れないように周知していきたいというふうに思っております。

次に、期限付きプレミアム商品券の利用状況について申し上げます。

8月31日現在での換金状況でございますけれども、総額2億2,000万円、そのうちの1億9,365万5,000円が換金を終わっております。換金率は88%。業種別では、1位が飲料・食料で5,119万8,000円、2位についてはタクシー、ガソリン、自動車・自転車等で3,390万8,000円、3位はサービス、これは不動産、特殊、専門というふうになっておりまして、3,199万8,000円、4位が家具、家電、家庭用品、ギフト、5位が衣料品、身の回り品、6位が建材、園芸肥料と、7位が飲食店、宿泊施設、式場等という、8位が医薬品、化粧品、小物というふうに、9位が時計、めがね、貴金属というふうになっております。

この地域別の換金店舗数、率でございますけれども、まず地域別の加盟店の割合としては、全部で558店舗ありまして、そのうちの61.3%は旭地域と。ですから、558店舗のうちの61.3%は旭地域、飯岡地域が15.8%、海上地域が11.3%、干潟地域が11.6%が地域別の加盟店。これに対して、地域別の換金店舗の割合でございますけれども、旭地域が62.3%、飯岡地域が15.7%、海上地域は11.3%ということで、店舗割合と同率です。干潟地域について10.6%というふうに換金店舗の割合がなっております。これを見ますと、ほとんど加盟店割合と同じ率ですので、地域間の偏りはなく、使われていたというふうに考えます。

このように、商品券事業も全市に広がりを見せまして、利用状況もいいということの中で、市内商業者への景気刺激それから活性化に寄与しているものと考えているところでございます。

以上がプレミアムの部分でありまして、もう1点は、例年報告しておりますとおり、夏季観光の入り込み客の状況について報告させていただきます。

まず、海水浴場でございますが、今期は開設当初、曇り、雨などの天候不順でありまして、7月は昨年より少なかったわけですが、8月に入ってから好天も続きまして、市内外から多くの海水浴客があつて、結構にぎわいを見せたところでございます。結果的に、当市においては昨年より若干増えましたが、他市においてはほとんど昨年より入り込み客が減っているという話は聞いております。正式な話はまだ聞いていませんが。

数字を申し上げますけれども、昨年の矢指ヶ浦の海水浴場については1万9,243人、今年は2万311人ということで、1,069人、5.3%の増、それから飯岡の海水浴場でございますが、

昨年が5万9,387人、今年が6万4,174人ということで、こちらも同じく4,787人、7.5%の増と増加している状況でございます。

また、観光イベントでございますが、今年で4回目を迎えたあさひ砂の彫刻美術展につきましては、昨年にはないブローカートとか乗馬体験なども実施しました。結果でありまして、昨年は2万人という部分が今年は2万5,000人ということで、5,000人増えていると。そのほかのYOU・遊フェスティバル、それからサマーフェスタ、それから七夕市民まつりにつきましては、昨年と同様の入り込み状況であります。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 農水産課長。

○農水産課長（林 清明） それでは、農水産課の所管事項について何点かご報告申し上げます。

初めに、お配りいたしました資料のうちカラーのパンフレットをご覧いただきたいと思います。これは米の力再発見事業で補助し、活動していただいております旭市まちおこし産品推進協議会の皆様の協力をいただきまして作った米粉料理のレシピ、それから米粉ってこういうものだよという説明資料であります。ぜひご覧いただき、ご家庭でもお楽しみいただければと思います。

次に、A4、1枚の資料ですが、萬歳米栽培研究会とちばみどりの自主開発米部会の取り組み状況をまとめたものであります。萬歳米研究会につきましては、耕畜連携を図る中で牛ふん堆肥を入れて、ちばエコの認証をとって、より高く売ろうということであります。自主開発米部会につきましては、ちばエコに加えて、JAさんのもっと厳しい「もっと安心米」という基準があるんですが、一番下のほうにあります、その認証をとった田んぼが約22ヘクタールあるということで、これもより高く売ろうという取り組みで、これに対して市で助成しているということであります。

一般質問の中でもありましたので、資料を提出させていただきました。

それから、資料はございませんが、一般会計、市の予算を通さない補助事業として、平成19年度から国が進めております担い手育成総合支援協議会、これを通じました助成ですが、平成20年度2次補正で地域雇用拡大型という補助事業がありました。これにつきまして、市内では33経営体、事業費ベースで2億1,000万円、助成金で約6,000万円の助成をいたしております。市内33経営体ですね。

次に、今年の3月の議会からご心配をおかけしております経営構造対策事業ほかの明許繰

り越しをした事業でございますが、経営構造対策事業につきましては8月で繰り越し分を終了いたしました。現在、21年度の事業を鋭意進めているところで、年内には終わりたいということで進めております。

それから、畜産のほうで2事業繰り越しましたが、そのうちの1事業、一番難しかった事業ですが、鎗木2ブロックという所で台の上に浄化施設を造りたいということで、地元の同意が得られないで繰り越した部分ですが、これにつきましても地元の同意をいただきまして、現在、設計に入っているところで、年度いっぱいかかるかと思いますが、取りあえず繰り越し分についても終わる見込みが立ったということで、ご報告させていただきます。

それから、最後になりますが、11月8日、15日、23日と産業まつりが実施されます。委員の皆様にもぜひご来場いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

農水産課からは以上です。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 下水道課からは、工事の進捗状況についてご報告いたします。

今年度予定している二袋地区、国道126号線の袋交差点から袋西交差点のマツモトキヨシ前の北側の区域9.9ヘクタールの面整備工事につきましては、8月から9月にかけて管渠建設工事4本を発注したところでございます。工事に当たっては、交通規制や騒音などでご迷惑をおかけいたしますが、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めてまいります。

また、財団法人千葉県下水道公社に委託しました市役所敷地内の第1分館跡地に建設する中央汚水ポンプ場のうちの今年度発注分である土木建築工事につきましては、昨日、入札が行われ、契約事務を進めているところでございます。

下水道課から以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（嶋田哲純） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時22分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 嶋 田 哲 純

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 1 年 9 月 1 8 日（金曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 1 年 9 月 1 8 日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 1 号 平成 2 1 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 1 2 号 平成 2 1 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 1 6 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

《付託陳情》

陳情第 2 号 現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情第 3 号 国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情

陳情第 4 号 子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情

陳情第 5 号 新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情

出席委員（5名）

委 員 長 柴 田 徹 也

副委員長 景 山 岩三郎

委 員 林 一 雄

委 員 向 後 悦 世

委 員 伊 藤 保

欠席委員（1名）

委 員 神 子 功

委員外出席者（1名）

議 長 向 後 和 夫

説明のため出席した者（26名）

教 育 長	茅 田 哲 雄
保険年金課長	花 香 寛 源
社会福祉課長	在 田 豊
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫
生涯学習課長	野 口 國 男
そ の 他 担 当 員	1 6 名

環 境 課 長	平 野 修 司
健康管理課長	小長谷 博
高 齢 者 課 長	渡 辺 輝 明
学校教育課長	平 野 一 男
国体推進室長	高 野 晃 雄

事務局職員出席者

事 務 局 長	加 瀬 寿 一
主 査	穴 澤 昭 和

事務局次長	石 毛 健 一
-------	---------

開会 午前10時 0分

○委員長（柴田徹也） おはようございます。

本日は大変お忙しい中を文教福祉常任委員会にご参集をいただきまして、ご苦労さまでございます。

9月も半ばを過ぎました。よく暑さ寒さも彼岸までなんていう言葉がありますけれども、本当にそのとおり、すがすがしい季節を迎えております。本日は、この後、付託されました議案の審査、慎重な議案の審査をよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承ください。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承ください。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、報道機関及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（向後和夫） どうも皆さん、おはようございます。

先ほど委員長のほうからお話がありました、暑さ寒さも彼岸までということで、朝晩が非常にさわやかな陽気となってまいりました。委員の皆さん方には大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託をいたしました議案3議案と陳情4件について審査をしていただくことにな

っております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いをいたしまして、簡単ですが、あいさつとさせていただきます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表してごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には、日ごろより多方面にわたりご指導、ご支援を賜り、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

さて、本日は付託されました議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決、議案第12号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決、議案第16号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての3議案です。よろしくご審議の上、決定賜りますようお願いをいたしまして、あいさつといたします。よろしく申し上げます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（柴田徹也） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第16号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

初めに、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決につきまして補足説明を申し上げます。

歳出のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、説明欄 1 の住宅手当緊急特別措置事業149万6,000円の補正は、国の緊急措置対策で派遣切り、雇い止めなどで住居を喪失してしまいました、それらの人たちへの支援事業として、申請があった場合に6か月を限度に家賃を給付する事業でございます。本事業は、100%国庫補助金によるものでございます。

2 目障害者福祉費、説明欄 1 の障害者自立支援対策事業817万円の補正でございますけれども、障害者自立支援法施行後も新しいサービス事業体系に移行できない事業所への経過措置として行われるものでございます。この事業は20年度に終了をする予定でございましたけれども、23年度まで事業が延長されるということになりましたものですから、通所サービス事業所へ補助金交付することなどにより、増額となるものでございます。この事業につきましては、委託料では100%、それから補助金では4分の3が県の補助金でございます。

16、17ページをお願いしたいと思います。

3 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、説明欄 1 の母子福祉事業79万2,000円でございますが、看護師それから介護士など、国家資格を取得して自立を目指す母子家庭の支援事業でございます。これは国の基準額と支給月数が改正をされたことによりまして、その不足額を今回補正させていただきました。この事業につきましては、国庫補助4分の3による事業となっております。

それから、説明欄 2 でございますけれども、子育て応援特別手当給付事業、これは国の経済危機対策事業の一環でございまして、現時点での見込み児童数は1,820人ということで見込んでおりますが、小学校就学前の平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童全員に3万6,000円を交付する事業で、事務費を含めまして6,918万2,000円を補正するものでございます。この事業につきましては、すべて国庫補助金で対応することとなっております。

それから、3 目児童福祉施設費、説明欄 1 の児童遊園維持管理費の工事請負費672万円とその下の欄の4 目保育所費、説明欄 1 の保育所運営費の維持補修費2,189万3,000円の補正でございますけれども、これは国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業により実施をするものでございまして、補正予算書の説明資料を事前に配布をされておりますけれども、その説明資料の中段、3 款民生費に記載がございますように、300万円と2,000万円の国庫補助金の歳入を見込んでおります。児童遊園改修におきましては、中央児童遊園ほか4公園にブランコほかの遊具を設置をいたします。また、保育所維持補修におきましては、公立14保育

所の修繕を実施するものでございます。

歳入につきましては、9ページからとなります。

9ページには歳出で申し上げました国庫補助金、それから10ページ、14款県支出金、1項1目民生費県補助金には、障害者自立支援関係の県補助金をそれぞれの補助率によって計上をさせていただきました。

いずれにしても、経済危機対策等、今いろいろと国の補正予算の関係でまだ不透明な部分もございますけれども、それらにつきましては今後の動向というものを十分注視をさせていただき、そしてまた民生費だけではございませんで、今回の補正そのものすべてに関係する部分でございますので、財政のほうと十分にその辺は協議をしながら、事業執行ということを考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） それでは、高齢者福祉課に関連する事項について補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の16ページをお開きください。

3款民生費、2項老人福祉費、3目生活支援費、13節委託料の説明欄1番、地域包括支援センター運営事業、13委託料の633万円は、要支援1及び2に該当する要介護認定者のケアプラン作成委託料であります。介護保険法では、要支援1及び2に該当する要介護認定者のケアプランの作成については、地域包括支援センターがすべて作成することとされておりますが、人的な制約により困難なため、一部を民間等の介護支援事業所に委託しております。今回の補正は、本年度よりケアプラン作成委託料について国保連合会に支払い事務を代行していただけたことになりましたが、この支払い事務の流れを誤り、当初予算に計上しなかったために、今回、補正計上したものであります。

なお、歳入について、11ページをお願いいたします。

19款諸収入、5項雑入、3目雑入、1節雑入の説明欄1番、介護予防サービス計画費収入として同額を計上してございます。

前に戻っていただきまして、16ページをお願いいたします。

3款民生費、2項老人福祉費、3目生活支援費、19節負担金補助及び交付金の説明欄2番、小規模福祉施設整備事業532万8,000円は、認知症対応型共同生活介護のグループホームふれ愛が消防法施行令改正に伴いスプリンクラーを設置することに対し補助するものであります。

なお、歳入の面については、また戻っていただきまして、9ページでございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、4節老人福祉費国庫補助金の説明欄1番、地域介護・福祉空間整備交付金として受け入れた532万8,000円を同額補助したものであります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、健康管理課のほうは議案の17ページのほうをお開きいただきたいと思います。

一番下の欄で、4款1項1目保健衛生総務費、14節の使用料及び賃借料でございますが、これは海上健康増進センターのランニングマシンのリース代でございます。増進センターには3台ランニングマシンがございますが、1台が基盤がもう壊れてしましまして、完全に使えない状態であります。それと、もう2台もベルトに亀裂が入ってきまして、それで業者に問い合わせましたところ、既にもう部品はないというようなことで、これはコンビ製なんです。コンビは今度、コナミの傘下に入りまして、部品の調達ができないというような状況でございますので、今そのものは購入して設置してありますが、リースのほう割安ということで、今回3台リースに変えるものでございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

2目の11節ですけれども、感染症予防対策事業、この事業費の中で消耗品でございますけれども、新型インフルエンザ対策の予防用の消耗品でございます。これは今回、新型のインフルエンザ対応マニュアル等も作成しました関係もございまして、こういうものを鳥インフルエンザのような強毒性のものが出てきた場合、または今の新型インフルエンザは季節性のインフルエンザと同じような扱いというか、対応になっておりますけれども、この辺がいつ変異して強毒性になるのか分かりませんので、今回補正で、これも地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の一環として購入するものでございます。

そして、その下の18節の備品購入費ですけれども、これも新型インフルエンザに関連する備品でございまして、これは簡易なものでございますけれども、備蓄倉庫を設置するためのものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課所管の21年度一般会計補正予算の関係について申

し上げます。

歳出からでございます。

ページ数は18ページになります。

18ページの衛生費、保健衛生費の4目環境衛生費の説明欄1番、環境衛生対策推進事業、金額777万9,000円、2番が合併処理浄化槽設置促進事業400万円、この二つでございます。

内容につきましては、1番につきましては環境用車両を購入するものでございます。エコカーに伴うハイブリッド搭載のパッカー車の2トン車でございますけれども、これを1台購入します。その金額が777万9,000円という形になります。

次に、2番の合併処理浄化槽設置促進事業400万円、これにつきましては単独浄化槽、くみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換する者への上乗せ補助金という形で支給するものです。

1基当たり8万円の50基を見込んでおります。

これが歳出ですけれども、戻りまして、今度、歳入が9ページと11ページにありますけれども、9ページをお願いします。

9ページの13款国庫支出金の2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金の説明欄2番、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これを使いまして、合併浄化槽とエコカーの二つに充当するものでございます。金額的には1,177万9,000円となります。

そのうち一つ、パッカー車につきましては、エコカーについては補助金がありまして、これは11ページの一番下ですね、諸収入という形で、説明欄2番、自動車低公害化推進事業費補助金ということで98万円が諸収入として見込まれます。これは国庫支出金、環境省から直の補助金ではなく、環境省から社団法人全国都市清掃会議のほうに補助金35億円が流れまして、そこからエコカー等に伴う塵芥車等を購入する場合には配分されるという形のものです。したがって、諸収入という形になります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、教育委員会庶務課所管の予算補正につきまして補足説明申し上げます。

補正予算書の5ページでございます。

5ページ、第2表債務負担行為の追加でございますけれども、これは第一中学校屋内運動場改築事業の2割について、来年度に執行するためのものでございます。

続きまして、23ページをお開きいただきたいと思います。

23ページ、10款1項2目事務局費の説明欄1番、学校情報通信環境整備事業4億3,348万円の追加は、小・中学校に電子黒板等を整備しようとするもので、電子黒板19台、デジタルテレビ190台、コンピュータの校務用、いわゆる教師用でございますけれども——が407台、教育用、児童・生徒用が1,007台、それに伴うプリンター等周辺機器の購入費に3億6,188万円、校内LAN等の工事費に6,820万円、設備設計等委託料に340万円でございます。

歳入は9ページでございまして、13款2項1目総務費国庫補助金の説明欄2番、地域活性化・経済危機対策臨時交付金6億1,773万1,000円のうち1億7,500万円と6目1節教育総務費国庫補助金2億1,670万円の合わせまして3億9,170万円を計上いたしました。

続きまして、24ページでございます。

24ページの説明欄3番でございます。緊急雇用創出学校備品台帳作成事業288万円の追加は、小・中学校20校の備品台帳の作成を委託しようとするもので、これは全額県補助金で、10ページでございますけれども、14款2項3目労働費県補助金の説明欄1番、緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金を充当しようとするものでございます。

同じく24ページでございますけれども、10款2項1目学校管理費の説明欄2番、小学校施設改修事業7,500万円の追加は、ブロック積み擁壁のひび割れに伴い、地盤沈下をし危険な状態にある中和小学校のプールを解体し、併せて進入路、駐車場等を整備しようとするもので、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当するものでございます。

次に、説明欄3番の矢指小学校改築事業2,000万円の追加は、校舎の改築に併せて太陽光発電装置を整備しようとするもので、1,000万円を国庫補助金として予定しております。

続きまして、26ページでございます。

3項1目学校管理費の説明欄2番、第一中学校改築事業4億1,001万4,000円の追加は、本年度8割と来年度2割の2か年で屋内運動場の改築を行おうとするもので、鉄筋コンクリート、一部鉄骨造り1,600平方メートルを計画しておりまして、併せて太陽光発電装置を整備するものです。

歳入につきましては10ページでございまして、3節中学校費国庫補助金の説明欄1番、安全・安心な学校づくり交付金8,586万6,000円でございます。

続きまして、歳出でございますけれども、26ページの説明欄3番、緊急雇用創出中学校維持管理事業225万円の追加は、海上中学校の芝生の維持管理をしようとするもので、全額緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金を見込むものでございます。

庶務課からは以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、学校教育課に係る補正予算、ご説明を申し上げたいと存じます。

23ページをお開きいただきたいと存じます。

10款 1 項教育総務費、説明欄の 2 でございます。教員勤務時間縮減調査研究事業、これは教職員の勤務時間の縮減を図るために、文部科学省から委託を受けて研究調査するものでございます。うち賃金に108万2,000円、需用費といたしまして42万円、消耗品でございます。使用料及び賃借料で50万円、これはソート付きのコピー機を借り入れる考えでございます。また、備品購入費といたしまして、拡大コピー機の購入を図るものでございます。月に36時間を超える教員の超過勤務時間を縮減をするための調査でございまして、各県に1校ずつ指定がございまして、その1校を旭二中が受託することになりました。

続いて、24ページをお開きいただきたいと存じます。

小学校費でございます。説明欄 1、小学校保健管理費でございます。551万3,000円でございますが、これは自動体外式除細動器、いわゆる心臓の再生に使うものでございますね。A E Dと子どもは呼んでおりますが、このA E Dを小学校全校に設置しようとするものでございます。

続いて、25ページ、2 目教育振興費、説明欄の 1 番、小学校教材備品等購入事業でございますが、この事業は理科備品を1校100万円ずつ15校に整備しようとするものでございます。国庫補助率 2 分の 1 の事業でございます。

続いて、説明欄 2、放課後児童健全育成事業、この工事請負費でございますが、エアコンを富浦小学校、豊畑小学校、滝郷小学校の児童クラブの教室に設置しようとするものでございます。それによりまして、残るエアコンの未設置校は中央小学校、矢指小学校の2校になります。この2校につきましては、校舎建築を控えている関係から、そのように措置をさせていただいております。

続いて、説明欄 3 でございます。外国語活動実践研究事業、これは文部科学省の指定を受けての研究委託料でございます。報償費に24万円、旅費 4 万1,000円、需用費16万円となっておりますが、外国語活動の調査研究に取り組むものでございます。三川小学校でございます。

続いて、26ページをお開きいただきたいと存じます。

中学校費、説明欄 1、中学校保健管理費でございますが、先ほどご説明申し上げた小学校

のものと同様でございまして、除細動器、いわゆるAEDを中学校5校に設置するものでございます。183万8,000円を計上させていただきました。

それから、そのページ、一番下の欄になります。中学校教材備品等購入事業でございしますが、先ほど小学校のところでも申し上げましたが、まず理科の教材備品、1校100万円、国庫2分の1補助と、今度いわゆるカリキュラムが変わりまして、武道が入ってまいります。その関係で剣道の防具等の購入に充てることになります。

続いて、28ページをご覧をいただきたいと存じます。

10款教育費、保健体育費の目でいきますと、学校給食費でございします。第二、第三センターのそれぞれの給食費の運営費に404万円を補正するものでございします。これは第一給食センターの調理業務を民間に委託したことによる人事異動に伴いまして、パート職員の数が確定した関係から、賃金として404万円を補正させていただくものでございします。

なお、前に戻って恐縮でございしますが、9ページ、歳入の部でございしますが、国庫支出金、6の教育費国庫補助金で安全・安心な学校づくり交付金の欄で除細動器ほか、それから11ページ、県支出金、これは文部科学省関係、勤務時間の縮減さらには外国語活動の委託金は、この県からの支出金という形で歳入となることを申し上げたいと存じます。

以上でございします。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうから補正予算につきまして説明させていただきます。

補正予算書のほう、27ページをお願いをしたいと思います。

生涯学習課のほうにつきましても、地域活性化並びに経済危機対策臨時交付金事業をその主な財源とするものでございします。よろしく願いいたします。

まず、教育費、社会教育費の5目青年の家費でございします。説明欄、青年の家管理費として工事請負費とございします。これにつきましては、青年の家の改修工事を行うものでございしますけれども、今年は特殊建築物の定期検査に該当する年でございました。この指摘を受けまして、改善するものでございします。内容につきましては、換気設備並びに非常用照明具の改善を行うものでございします。

次に、11目ユートピアセンター費でございします。説明欄、委託料並びに工事請負費でございします。これは空調設備の改修工事を行うものでございします。かねてから冷暖房設備の老朽化によります不具合が出ておりました。これを解消するために、いわゆる現在、重油炊きの

セントラル方式になっておりますが、これを電気式、いわゆる空冷ヒートポンプ方式に改良を図るものでございます。利用客への改善を図るということでございます。

次に、12目大原幽学記念館費でございます。説明欄のほうをお願いしたいと思います。委託料並びに工事請負費ということで、エレベーターの設置工事でございます。これにつきましては、近年、利用者の増加が見られます。これに伴いまして、高齢者の方の利用が、その割合が非常に多くなっております。エレベーターを設置いたしまして、利用環境を整えるものでございます。

次に、説明欄2の大原幽学遺跡史跡公園管理費でございます。監視カメラの設置工事でございます。これにつきましては、現在、日本におきましても文化財への火災あるいは盗難等が非常に増えているということで、大原幽学記念館におきましても、かねてからこの要望がございました。したがって、今回これを行うものでございます。大原幽学旧宅それと県の指定文化財であります旧林家におきます火災や犯罪被害を未然に防ぐため、監視カメラを設置するものでございます。内訳といたしましては、旧宅に5台、旧林家に5台、計10台を設置いたしますが、このほかダミー用カメラを2台旧宅に設置する予定でございます。

次に、28ページをお願いをしたいと思います。

教育費、保健体育費の目、体育施設費でございます。説明欄、社会体育施設改修事業でございます。これにつきましては、野球場の改修工事をお願いするものでございます。海上コミュニティ野球場の内野フェンスに防護マットを設置する工事でございます。内野につきましては、開設当時から、いわゆるコンクリート壁のフェンスになっておりました。外野につきましては設置してございますけれども、内野、1塁側、3塁側、合わせて131メートルにつきましてはコンクリート壁になっておりますので、これに防護マットを設置するものでございます。

生涯学習課のほうは以上でございますけれども、この財源につきましては、総事業費1億5,464万4,000円のうち国の経済危機対策臨時交付金事業で1億2,300万円を賄うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） では、ちょっとお尋ねします。

26ページの学校管理費の説明欄3番の中学校維持管理事業のところで、芝生の維持管理費が225万円と説明いただきましたが、この芝生の面積等が分かりましたら、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 海上中の芝生でございまして、1万3,000平方メートル程度を予定しております。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 1万3,000平米ということですが、これは年間どのような管理内容なのか、もうちょっと具体的に説明いただければ。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） すみません、年何回といいますか、定期的に肥料をやっていただいたり、刈り取りそれと目土、そういったものをしていただいて、実はこれは3年間ということで、本年度から3年間を継続で行っていきたい、そんな予定でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） これは3年間継続でやるということは、約700万円余りになるということですか。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） そうです。これが3倍というような考え方でおります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） これは委託にしている緊急雇用創出事業費で流れるにやるとなっているんだけど、本質的にもととの造園屋さんとか何かがずっと継続してやるというんじゃないんですか。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 委託をしますけれども、その中で人件費が6割から7割程度そこに占めるということが求められておりまして、それをクリアしていただくと、そういったこと

で考えております。

(「ありがとうございました」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ほかに質疑はありませんか。

伊藤委員。

○委員(伊藤 保) 16ページの委託料、これは介護予防給付ケアプラン作成委託料ということですが、これは民間委託ということで伺ったんですが、どこに何人程度のケアマネジャーの人数を見込んでいるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長(柴田徹也) 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(渡辺輝明) 今回の補正では、件数で申し上げますと、新規の方を50件、それから継続の方で1,450件のほうを考えております。それで、支援事業所のほうは市内の業者ということで、現在の形で何社という形は、きちんとした形はそのときの出た状況あるいは支援事業所の繁忙の状況等を考慮してお願いしますので、今現在では申し上げられません。よろしくお願いします。

○委員長(柴田徹也) 伊藤委員。

○委員(伊藤 保) 該当する業者というのは、市内に何軒ぐらいあるのでしょうか。

○委員長(柴田徹也) 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(渡辺輝明) 10社前後あるかと思います。

○委員長(柴田徹也) 伊藤委員。

○委員(伊藤 保) 次の質問に移ってよろしいでしょうか。

○委員長(柴田徹也) はい。

○委員(伊藤 保) 次に、大原幽学のエレベーターの設置についてですが、大原幽学の年間利用者が増えているということでございますけれども、年間どのぐらい増えているのか、利用者数の増加のほうをお聞きしたいと思います。

○委員長(柴田徹也) 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(野口國男) それでは、大原幽学の利用状況でございます。平成20年度ですが、総数6,839人ということでございます。19年度が5,611人ということで、そういう状況になっております。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） このエレベーターの設置、まず大原幽学からということですが、この飯岡のユートピアセンターの2階のほうの大講堂、これもかなり利用者があるとは思いますが、この大原幽学の工事費になったいきさつは、やはり利用者が増加しているということでしょうか。ユートピアセンターの利用者とそれからこの幽学の利用者、どちらのほうが増加しているのかということになると、大原幽学の利用者のほうが増加しているという考えでよろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） お答え申し上げます。

利用総数につきましては、これはやはりユートピアセンターあるいは海上公民館ですか、こちらのほうははるかに多いわけでございますけれども、これは伊藤委員がおっしゃるように、記念館のほうへ行ったことがあると思いますけれども、かなり建設といいますか、内部の構造が非常に階段がきついというようなことが一つございます。そんなこともありまして、また現在、顕彰展というのを実施しておりますけれども、合併後、さまざまな展示の工夫等もございまして、いわゆる高齢者の方が非常に多いということ、それと旭市の方針としまして、国の史跡公園にもなっておりますので、あそこの干潟地区での交流の拠点としてもあの辺を位置づけていきたいという考え方がございます。そんなことで、利用数だけで判断をして、このエレベーターを設置するといったことではございません。

具体的に何例か申し上げますと、例えば身障者の方あるいは高齢の方が来まして、実は職員で2階まで、何といいますか、肩をかけて展示物を見ていただいた、そんなケースも多々ございまして、なかなか利用人数だけで判断ということではございません。利用の拠点だということ、それと構造的にも若干ちょっときつい面はございますので、そういった背景もございまして、このエレベーターの設置ということに至りました。よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） これはバリアフリーという考え方でいくと、大変結構なことなんですけれども、ほかの施設もやはりエレベーターがない所が多いので、ぜひその辺のところも考えて、徐々にバリアフリー化を進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 答弁はいいですか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） この辺につきましても、伊藤委員ご指摘のように、かねてからユートピアセンターにつきましてもエレベーターの要望がございます。また、海上公民館につきましても利用者がかなり多いということで、この辺の要望もございますので、将来の計画の中に視野に入れていきたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 介護予防ケアプランの作成の委託先ですけれども、先ほど私、10社程度と申し上げましたが、20年度で24事業所に今、委託したということで、申し訳ございません、訂正のほう、お願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもご苦労さまです。

1点、ちょっと教育課長に。

外国語の実践研究事業、これは大変いい事業だと思うんですね。小学校に英語を教えるということはね。この事業はこれからも継続してまだあるんですか。これから先。ちょっとお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） お答え申し上げます。

三川小学校の指定は本年度と来年度の2か年でございます。それまでも指定をいただいていたこともございまして、継続して研究を進めるということになります。その後、平成23年度から完全実施されます小学校での英語活動、これは外国語活動で、特に英語を本市では取り入れるわけですが、それらの事業展開に生かしていきたい、このような視点からの研究でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） どうもご苦労さまでございます。

23ページになりますけれども、学校関係で学校情報通信環境整備事業ですか、先ほどの説明で電子黒板が19、それとテレビが190台という説明がございました。この金額を教えてくださいけれども、電子黒板の1台当たりの金額と190台のテレビ、何型で1台幾らぐらいかお聞きしたいですけれども。

それと、生涯学習課の27ページになりますけれども、いいおかユートピアセンター管理事業の空調整備改修工事ですか、これが9,240万円ですか、ありますけれども、先ほどの説明で重油方式の空調を使っていたという説明で、今度は電気のエアコンということだと思えますけれども、この重油式の暖房というのは、これはユートピアセンターができたときからこの方式を使っていたのか、そのことをお尋ねをいたします。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、電子黒板とデジタルテレビの大きさと値段でございますけれども、電子黒板は50インチのものを予定しておりまして、1台70万円程度で予算化をさせていただきました。テレビでございますけれども、大きさは同じく50インチでございます、1台24万5,000円を予算化させていただいてございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、ユートピアセンターの関係ですけれども、重油炊きのセントラル方式、いわゆる旧式なんですけれども、林委員お尋ねのとおり、開設した当時、建設した当時からの方式でございます。いわゆるセントラル方式ですので、一たん不具合が生じますと、例えば夏場の冷房ですと、全館がきかなくなってしまうと、そういうような状況でございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） 電子黒板とテレビのほうは分かりました。

生涯学習課の空調設備なんですけれども、今度、要するに電気だと、屋外機ですか、それもつけると思うんです。9,240万円ですか、結構予算的に大きいんで、課長も飯岡の出身でよく分かると思うんですけれども、あそこは潮風、塩害ですか、があると思うんですけれども、やはり屋外機なんかは塩害に弱いと思うんです。ですから、そういった塩害の当たらないような北側ですかの建物のほうにつけていただければ、長く使えるんじゃないかと、こう思いますが、そのことについてお伺いをします。

それと、先ほど一つ漏れましたんで、学校関係でもう1点お尋ねをいたします。

24ページになりますけれども、小学校施設改修事業なんですけれども、先ほどの説明で、

これは中和小学校のプールの解体ということをお聞きいたしました。これで解体いたしまして、駐車場にするんだというお話でしたけれども、今まで小学校のこのプール、何年くらい使用していなかったのか。これを解体するに当たって、子どもたちのプールがなくなるわけですが、そのことについてのお考えですが、ぜひ聞きたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、林委員お尋ねの件ですけれども、今度、電気式という形になります。いわゆる2階のしおさいホールを除いては、何といたしますか、各部屋ごとの個別に冷暖房がかかるような仕組みでございます。いわゆる電気式になりますので、今、林委員ご指摘ございましたけれども、外に出る部分はほとんどございません。これは全くないということではございませんけれども、外に出る部分についてはほとんどございませんので、仮に出るような設計になった場合には、この辺を十分注意したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 中和小のプールでございますけれども、本年度と昨年度、2か年使用しておりません。それぞれ昨年度は干潟の中学校へ行っていただいて授業をやっていただいたと。本年度は古城小学校へ市のバスで送り迎えをして、プールの授業をやっていただいたということで、教育委員会の方針といたしまして、そんなにプールの授業数がないということから、今後新たに造らなくても、近くの学校のプールを使用して授業が可能であるということで、新たにプールは造らないで、違うものにその敷地を有効に使いたい。そんなことから、解体をして駐車場等の整備をすると、そういったことでございます。

以上でございます。

（「どうもありがとうございました。終わります」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 17ページの衛生費のところの説明欄1番の海上健康増進センターの活動費のところで、何かランニングマシンのリース代が16万1,000円のついていますけれども、この16万1,000円、これは何か新品を購入するよりもリースのほうが安いという説明でしたけれども、ランニングマシン1台当たりの単価をちょっと教えていただければありがたいと思

います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 今予定しているものは、定価が1台173万2,500円でございます。これは国産品で、今までコンビとか、そういうのはみんな外国製品でありまして、購入する場合には非常に高価な購入費になっていたと思うんですけども、国産品で既にいいおかに今年の2月に2台、その会社の製品をもう入れてございます。その会社の見積もりでございますから、そんなにこれ以上……。この見積もりはそこからもとってありますので、それ以上高く……。

まして、これも保守管理と故障したときの修理、備品代、これも込みの料金の条件でいいおかけんこうセンターのほうは設置してございます。今回も海上の増進センターも同じ条件で一応見積もりをもらっております。

確かに海上、いいおかは、買い取りの場合には、前の舶来品だと200万円前後定価はしていたと思います。今回この会社は随分頑張って勉強して、前回のいいおかの場合も、見積もり合わせというか、競争をしたんですが、金額に大きな差がございまして、この会社に決まったわけですけども、国産だとかいう頑張る会社もあるのかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） そうすると、これは3台のリース代ということですけども、何か計算上、5万4,000円でも、ちょっと数字が、最終的には端数が16万1,000円ということにならないんですが、3台で何で16万1,000円になんのでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） すみません、ちょっと今、定価のほうだけ申し上げましたけれども、リースは3万2,025円ですね。これの5か月分ですか。取りあえず今回補正が通りましたら、10月に執行をしまして、11月から11、12、1、2、3と5か月分を予定しております。一月当たり3万2,025円の掛ける、16万125円ということの計算になります。どうも失礼しました。

（「分かりました。ありがとうございます」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 16ページの生活支援費の小規模福祉施設整備事業、この負担金補助及び交付金ということですが、この小規模福祉施設、これはどこにどのぐらいというのはまだ決まっていないか。1か所ですか、それとも複数ですか。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） これは旧干潟町の萬力地先のグループホームふれ愛に設置するものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第12号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、議案第12号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

本案は、本会議でも補足説明を申し上げていることから、主なものにつきましてご説明いたします。

補正予算書の9ページをお開きください。

まず、事業勘定の歳入についてご説明いたします。

4款2項4目介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、介護報酬の改定に伴う介護保険料の上昇を抑制する目的で国から交付されるもので、915万1,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

10ページをお開きください。

6款1項1目介護納付金は、先ほど申し上げました介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額をそのまま支出すべく、ここに計上するものであります。

続いて、11款1項3目の償還金は、過年度分の療養給付費等負担金の精算でありまして、国へ返還すべく5,461万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、施設勘定のうち歳出についてご説明いたします。

14ページをお開きください。

2款1項1目の医療用機械器具費は、滝郷診療所における診療用のベッドとマットレスが2組とも老朽化していることから、買いかえるべく35万6,000円を計上するものであります。

3款1項1目施設整備費は、心電図や点滴を行っている部屋の改修でございまして、そこには現在、窓がありません。海上地区地域審議会からも窓の設置を強く要望されていることから、窓を設置すべく45万2,000円の工事費を計上するものであります。

以上で補足説明を終わります。以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） 議案第16号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、本会議でも補足説明を申し上げているところですが、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにという国の方針から、出産育児一時金の引き上げについて所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容をご説明いたします。

お手元に資料として新旧対照表があると思います。その4ページをご覧になっていただきたいと思います。

それでは、表中の改正案のところでお示しのとおり、今回の改正は平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置となることから、附則に第5項を追加するだけの対応となります。

出産育児一時金の改定額ですが、文中にも記載されておりますように、35万円を39万円に4万円の引き上げを行うものであります。したがって、該当者が産科医療補償制度に加入されている場合には、本則の第5条により、それに3万円を加えて、42万円とするものであります。

なお、この財源に関して申し上げますと、増額の4万円のうち2万円につきましては、その3分の2が地方交付税による交付措置、あとの2万円に対しても出産育児一時金を直接医療機関へ支払うことによりまして、国庫補助金として10割の補助がなされるということになります。

以上で議案第16号の補足説明を終わります。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第16号について、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） この出産一時金ですけれども、これは特例措置として設けられているわけですが、これが特例措置、交付金がなくなった場合には、もとに戻るということですかね。金額が下がるということですか。いかがでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） この出産育児一時金につきましては、被保険者等の経済的負担の軽減を図るために、保険給付のあり方、費用の負担のあり方については、国のほうでは引き続き検討して、あり方を検討するというような話をしております。これについては、今回上がったについては国のほうで調査をしておりまして、その辺のところでのような形で値上げになったわけですが、この23年以降につきましては、下げるというよりも、地域的な面が出てくるのではないかなとちょっと思っています。

それとあと、これについてはご承知のとおり政権が交代いたしました。民主党のマニフェストにも、この辺のところについてはかなりの増額をうたっているようであります。これは今後ちょっと動向を見てみないと分かりません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） ぜひ下がらないように、これに関しては継続して行っていただきたいと
思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 一雄） 35万円から4万円アップの39万円ということでありますけれども、単純
なんですけれども、35万円のときと39万円になったとき、総額でどのくらい旭市では増額の
見込みがあるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） この出産育児一時金につきましては、去年は130件くらいであ
りました。19年度がたしか200件くらい、本年については170件くらい見込んでおりますが、
10月からということでございますので、100件くらいにしても400万円くらいということでご
ざいます。

（「ありがとうございました」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項に
ついて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の

方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（柴田徹也） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、皆さんにお配りしてございます平成20年度旭市地球温暖化対策推進実行計画の状況でございます。

1枚ペラでございますけれども、この計画は20年3月に策定しまして、平成20年から24年度までの5か年間で基に削減計画を作ったものでございます。平成20年度の集計がまとまりましたので、ご報告したいと思います。

大きい科目で四つ論点を書いてありますけれども、2番目、平成20年度の結果、これは対18年度でございます。この計画については、本庁等と旭市においては中央病院という大きな病院がありますので、二つの項目に分けて策定してございます。

本庁等については、大変残念な結果ですけれども、一応20年度、18年度対比で2.86%の増加となりました。最終的な目標は7%でございます。中央病院につきましては、削減がございまして、5.14%の減少と。削減目標が、特殊事情ということで2.5%を設定してございましたけれども、それよりも上回ったと。年度的には、取りあえず目標達成と。全体的には、中央病院の寄与が大きく、2.32%の減少ということですが、本庁等、市役所等の関係については大変残念ながらこういう形で、今後、各分野において積極的な削減を求めていくつもりでございます。

3番目が増加の主な理由ということで記載してございます。

燃料等では、コミュニティバスが平成18年度当時はレンタルでございましたけれども、20年度は買い取りで市が直接やっている関係で、重油等の燃料費が大変増えたという形でございます。

次が一番減らしたい分野でございますけれども、電気です。これはCO₂還元にしまして、市の全体の中では割合が7割を占めますので、この部分を減らさない限り、目標は大変難しい状況だと思っております。しかしながら、やはり新たな需要等がありまして、電気が増えているという形で、担当課としましてはスクラップ・アンド・ビルドで、増えた分はどこかで減らしてもらいたいという形で思っております。ですから、この関係については各課等の担当者に集まっていただきまして、自分の分野の精査をお願いして、減らす方向でいかなければならないと。

内訳としましては、自分のところでございますけれども、新しい破砕機を購入した関係で、増加としては、換算ですけれども、2万4,362キログラムCO₂の増です。下の駅前マンホール、これは下水道課でございますけれども、こちらについては3万4,018キログラムCO₂の増、それから水道課では1万1,427キログラムCO₂の増、食彩の宿いおかについては、これは改修等の関係でございますけれども、7万4,207の増、あと学校給食センター、これは新たなものですか、1万1,881の増、大原幽学記念館については8,541、飯岡体育館については1万3,712、旭市立第二中学校については、これは工事等の関係があるのかもしれませんが、1万6,515キログラムCO₂の増と。これは1万以上のもので述べております。まだそれ以下のものについてもありますけれども、それらがたまかに増えたものと考えております。

今後の取り組みでございますけれども、温室ガスの約7割を占めるのが電気使用量でございますので、これをある程度減らしていかないと、当然ながら削減はできない形になります。

んで、少しでも消灯等、電気の使用量を控えるような形で。ただ、それがどこまでできるかというのが大変難しいところでもありますけれども、環境課だけでは、これは当然ながらできませんので、各課、市の庁舎内全部が協力態勢をしていただくという前提で減らしていきたいという形でおります。

残念ながら、20年度に対しては本庁等は増でございましたけれども、来年度はこれよりも減らした形で報告できればと考えております。

状況としては以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、学校教育課から3点ほどご報告をさせていただきたいと存じます。

まず、6月には学校の休校というようなことで、大変ご心配をおかけいたしましたインフルエンザの件について現況を報告申し上げたいと存じます。

市内の小・中学生は5,783名おりますが、昨日の状況でございますけれども、8名の児童・生徒がインフルエンザを発症しております。

なお、インフルエンザ発症に伴って、今週月曜日、14、15の2日間、嚶鳴小学校の6年1組、海上中学校の1年3組につきましては学級の閉鎖をさせていただきました。これはあらかじめ学級閉鎖をすることによって、感染の拡大を防ぐというような観点から、学校医と校長のほうで協議をいただきまして、教育委員会の指示に基づいて学級閉鎖をしたというようなことになります。

2点目でございます。

6月にはプロポーザル方式によって選定委員会を開催しておりますというようなことで、第一給食センターの調理業務委託についてご報告をさせていただきました。その件につきましては、7月末に各文教福祉常任委員の先生方をお訪ねしたり、または説明の機会を持たせていただいたわけでございますが、おかげさまをもちまして、7月6日、東洋食品と契約をし、9月2日から本格的に調理業務をスタートいたしました。当初見込んでおりました人員よりも多い人数で、安全・安心のためにというようなことで、31名でこの調理業務をさせていただいております。9月2日には、少し御飯がかたい、やわらかいというような報告もあったんですが、子どもたちの中からわざわざ調理業務を委託されたということに関して、おいしい給食がいただけましたということで御礼の手紙も届いたと、そういう報告をいただいております。

それから、3点目でございます。

老朽化しております第二、第三給食センターを統合して、新給食センターの建設をというようにことで現在、準備を進めさせていただいているところでございますが、これまでに干潟土地改良区の排水同意、これは5月12日に、それから農振除外に係る千葉県知事の同意を5月18日にいただいたことについては、既にご報告をさせていただきました。今回は、土地収容法の事業認可を9月4日にいただくことができました。したがって、今後は土地収容法の認可をいただいたわけでございますので、税務署との協議、これを経て、契約に係る議決をやがて議会のほうにはかってまいりたいと、このように考えているところでございます。

なお、地権者3名の内諾は得ていることを申し添えたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） 生涯学習課のほうからお願いしたいと思います。

大原幽学旧宅から新発見されました資料についてのご説明でございます。

もう既に新聞報道等でご存じかと思えますけれども、現在、解体修理を行っております大原幽学の旧宅ですけれども、自筆と見られる古文書類107点が発見をされました。発見された場所ですけれども、旧宅内部の神棚部分でしょうか、ここから発見されました。

出てきたのは、一つの小たんす。このたんすは引き出しが七つございました。それと自筆の書簡などの古文書でございます。そのほか、幽学先生の歯とそれと「大先生乾血」、いわゆる乾いた血と書きますけれども、そういったことが記された小さな皿といった遺物なんかも含まれておりました。

この大原幽学関係資料につきましては、もう既に407点が国指定の重要文化財となっております。この発見された資料につきましても、追加指定を視野に入れまして、今後、本格的な解説調査を進めていきたいと考えております。

なお、現在、顕彰展を記念館で実施しておりますが、この発見された資料の一部を展示してございます。

また、8月26日ですけれども、文化庁から調査官がこの新発見された資料につきまして視察に来ております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） それでは、お手元にお配りの国体のリハーサル大会の資料のほうをご覧くださいと思います。

10月のリハーサル大会まで、あと1か月を切りまして、こちらのほう、だいぶ予定のほうも、準備のほうも整いましたので、概要のほうをちょっと報告させていただきたいと思います。まず、1ページをご覧くださいと思います。

まず、大会の日程ですけれども、5番に書いてありますとおり10月16日から18日。初日の16日には、9時半から出場チームの監督会議、続きまして11時から開会式ですね。この開会式には、議員の皆様方も実行委員会の参与としてご出席をいただければと思っておりますので、ご予約のほうをお願いしたいと思っております。その後、12時半から大会のほうが始まります。翌土曜日は1日試合で、最終日、18日は9時から試合が始まりまして、午前中、3位の表彰式、時間的には11時半ころかなと思っておりますが、そちらをやりまして、午後から決勝で、それが終了後、閉会式という予定になっております。

参加選手でありますけれども、24チーム、合計で168名が旭市を訪れる予定でございます。続いて、2ページをご覧くださいと思います。

まず、開会式ですけれども、ここに書いてありますとおり、初日の11時から11時半、30分という短い時間ですが、これは選手に負担がかからないようにということで、30分以内でやっていただきたいという、そういう要請がありまして、その範囲内で日程のほうを組ませていただきました。

こちらのほうでは、旭市らしさを出すということで、選手団の入場の際に、隣のページにちょっとありますけれども、こひつじ幼稚園の園児による歓迎のチーバダンス、また国旗や諸旗の儀礼の中で君が代があるんですが、これを市内のコーラス団体によりますアカペラでやっていただく、また海上中学校のブラスバンドによる演奏等もこの中で行いまして、旭市らしさを出していきたいと思っております。あと、3位表彰式それから閉会式は、こちらに書いてあるとおりでございます。

それから、開会式の会場の配置ですけれども、体育館の入り口側ですね、そちら側のほうに入っていただきましたら、メインのほうのアリーナではステージがございませんので、仮設ステージを設けまして、あとチームが24チームですので、半分を使いまして選手の席を、それからあと半分でそういう歓迎のダンスを行う、そういう配置になっております。

続きまして、4ページをご覧くださいと思います。

これは全体の配置図ですが、体育館のほう、ちょっと部屋数が不足しておりますので、現

在の体育館の裏側、そちらのほうに平屋のプレハブを仮設で建てまして、そちらで実施本部やら記録本部等の対応をしたいと思っております。それから、体育館の正面ですね、そちらに20メートル、20メートルの交流テントを設けまして、こちらで選手の食事や見学に訪れた方々の食事等をとっていただく予定で配置しております。

続きまして、5ページをご覧くださいと思います。

これは体育館の中の配置でありますけれども、メインアリーナのほう、今回はチームが少ないものですから、8コートで大会のほうを運営したいと思っております。これが国体の場合には、12コートになっております。各室を全部使いまして、不足している分を、真ん中にありますけれども、そこにプレハブを建てるといふ、そういう配置になっております。

続きまして、6ページですね、これは2階の配置図なんですが、6ページにあります会議室のほう、こちらに報道員の控室を設けてございます。といいますのは、今回、全日本の選手権ということで、非常に有名な選手だとかが見えます。そのために、インタビューとかそういうものが考えられますので、こちらに報道員の控室を設けまして、そちらでインタービュー等にも対応できるようにしております。

続きまして、7ページ、輸送・交通や警備関係ですけれども、まず輸送区間ですが、バスのほうですね、臨時バスを走らせまして、旭駅から総合体育館、それから指定宿舎から総合体育館。この指定宿舎は、サンモールそれから食彩の宿いいおか、それからかんぽの宿ですね、この3か所が指定宿となっておりますけれども、この3か所のバスも出させていただきますけれども、不足いたしますので、こちらのほうでもバスを走らせます。それから、練習会場と総合体育館、これは練習会場は青年の家であって近いんですけれども、やはり選手団の要望だとか、あと雨天の場合を考えまして、こちらは市のワゴン車ですね、そういうのを準備しまして対応したいと思っております。それから、中学校と総合体育館、これは開会式のほう、大勢中学生を使います。そのために、各学校へこちらのほうでバスを走らせまして、道中、子どもたちに事故のないように対応したいと思っております。

続きまして、2番の輸送時間ですけれども、これは主に体育館と旭駅ですか、ここに書いてありますとおり、30分に1本の割合でバスのほうを走らせたいと思っております。これにつきましては、今回リハーサル大会ですので、また利用者の動向によりまして、来年度の本大会では今回の件を検討して、また時間等は変える等、やっていきたいと思っております。

次に、3番の交通関係ですか、こちらにつきましては、体育館のスポーツの森公園の入り口の国道、今でも時間帯によってはだいぶ込んでいるんですが、今回もちょっと、選手

だとか観客が来ますと大変込み合うかなと思っているんですが、それにつきましては、国道側に交通の誘導の警備員ですね、そちらを配置いたします。それから、周辺の道路も込み合いが予定されますので、市の交通安全指導員のほうの協力をいただきまして、そちらに指導員のほうを配置していきたいと思っております。また、一番込みます国道入り口は選手とか関係者で、一般の方につきましては衛生組合のほう、そちらのほうから入っていただくようにということで、そのような入場の区分けをしたいと思っております。

それから、4番目の警備消防関係ですが、大会のほう、運営に万全を期すということで、会場の中の観覧席のほうですね、そちらのほうに市の消防団のほうをお願いいたしまして、消防団員のほうを配置しまして、観客が迷惑行為とか、そういうものがないように対応する予定で進めております。

それから、最後の8ページですか、こちらのほうは駐車場の関係なんですが、今回は体育館の中の駐車場プラス東総衛生組合のグラウンド、それから浄化センターの前の空いている部分ですね、それからその下のスポーツの広場、それから青年の家の前ですね、そちらのほうを臨時に駐車場としてお借りしまして、来場者の対応をしたいと思っております。

簡単ですが、説明のほうを終わります。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、教育委員会で地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づいて、議長に教育委員会の点検・評価の結果を提出させていただきましたので、本日、その概要についてご説明をさせていただきたいと存じます。

申し訳ございませんけれども、数字の点について、昨年度と比較しまして変わったところについて説明をさせていただきたいと存じます。

8ページをお開きいただきまして、評価の基準ですね。評価の基準を8ページにお示ししてございます。Aというのは施策目的の達成に向けて順調に進んでいるもの、Bは目的の達成に向けておおむね順調なもの、Cにつきましては困難な課題があるということでございまして、A、B、Cという評価をさせていただきました。

4ページ以降、具体的な事業につきまして、昨年度と比較し評価が変わったものについてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、4ページの学校教育の充実の中の教諭補助員の配置数でございますけれども、本年は11人ということで、目標が22人ということで、これはCという評価をさせていただきました。昨年度は17人でございまして、Aという評価をしましたけれども、今年は11人というこ

とから、Cという評価にいたしました。

次に、その下のパソコン教室1人1台体制の学校数ということでございまして、20校に、すべての学校で1人1台ということが目標でございますけれども、達成状況は15校ということから、これはAという評価。昨年は10校でございまして、Bでございましたけれども、順調に進んでいるということで、A評価をさせていただきました。

続きまして、5ページの(3)家庭教育の充実の中の家庭教育学級の開催回数でございます。これが年間125回ということで、目標が120回でございますので、Aという評価をさせていただきました。昨年は111回の開催回数でBでございましたので、1ランク上がったということでございます。

続きまして、6ページの(5)の生涯学習の充実でございますけれども、その中の下の段、生涯学習の講座数でございます。目標が110講座ということでございまして、20年度は113講座開催できたということから、Aという評価をさせていただきました。昨年度は105回の講座回数でBという評価でございましたので、一つランクが上がったという。

その4点につきまして、昨年度からの評価の変わった点がございましたので、その点についてご説明をさせていただきます、あとにつきましては、よく後でご参照いただきたいと思います。

この後、教育委員会につきましては、これを市民に公表をしていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長(柴田徹也) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(在田 豊) それでは、議員の皆様方にご臨席をいただきたい行事の関係で、2点お願いをさせていただきます。

9月21日、敬老大会がございますので、例年どおり3会場で開催をすることになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、10月14日、これが追悼式がございます。2年に1回ということの追悼式でございますので、東総文化会館で開催をさせていただきますので、ご臨席をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長(柴田徹也) それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（柴田徹也） 次に、陳情の審査を行います。

社会福祉課、保険年金課、健康管理課、高齢者福祉課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。

ここで、昼食のため1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時 0分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第2号、現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書の提出を求める陳情、陳情第3号、国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情、陳情第4号、子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情、陳情第5号、新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情の4件であります。

それでは、陳情第2号について審査に入ります。

初めに、社会福祉課より参考意見がありましたらお願いいたします。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、陳情第2号につきましては、国の社会保障審議会の少子化対策特別部会の第1次報告、これをきょうご配布をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、陳情第2号の審査を終わります。

続いて、陳情第3号について審査に入ります。

初めに、保険年金課より参考意見がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、陳情第3号につきまして、担当課としての意見としてお話をします。

まず、陳情項目の1番目の資格証明書発行の義務付けをやめること、これについてですが、陳情書の冒頭に日本国憲法の第25条が引用されております。こちら日本国憲法の条文から引用しますと、第30条に納税の義務がございます。そもそも国保制度に資格証明書の発行が容認された背景には、年々低下する収納率を向上させるためにはどのような手段が考えられるかということになりまして、被保険者間の納税の公平性を堅持することが国保事業の健全な運営には必要不可欠と判断されたからであります。したがって、国保担当課としましては、2か年度分以上滞納し、なおかつ納付相談にも応じないような方には、資格証明書の発行もやむを得ないと考えているところであります。

続きまして、陳情項目の2番目に国保への国庫負担率を総医療費の45%に戻すこととあります。国庫補助金が増えてくれば、それにこしたことはございません。しかし、国がそれを遂行するために、ほかのところでその分を削ってしまうのでは元も子もないわけであります。

といいますのは、総医療費の45%を国が負担していたころ、老人保健制度がそのときにはありませんでした。それが老人保健制度が発足し、医療機関へ支払う本人負担が当初は全額免除、後に1割負担へと変わりはしましたが、3割負担から減らした分だけ公費の負担が増加したわけでございます。総医療費の45%を減らした分だけ、老人医療あるいはほかの医療保障への国庫負担に回ってしまったと言うべきかもしれません。その上、高齢化はますます加速し、医療費は年々増加する傾向にあります。

そのような中で、実は今年も6月に全国市長会のほうで国へ重点要望事項というものを提出しております。その内容を紹介いたしますと、国保制度における財政措置の拡充はもちろん、後期高齢者医療制度についても国の責任において十分な措置を講じるように要望しているところでございます。後期高齢者医療事務も兼ねている担当課としましては、全国市長会が提言しておりますように、医療全体を見据えた要望内容でなければ意味がないように思うのであります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、陳情第3号の審査を終わります。

続いて、陳情第4号について審査に入ります。

初めに、健康管理課より参考意見がありましたらお願いいたします。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） この陳情書の件ですけれども、小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費無料制度ですけれども、国では確かに今、補助制度はございません。今現在、県単位で補助制度がございますけれども、千葉県の補助の内容でございますけれども、今、入院、通院とも小学校就学前までということになっております。それと、所得制限がございます。それと、所得のないのと市民税の均等割のみの方であれば、窓口の負担が無料、それ以外、所得割がかかっている方は入院1日当たり200円、それと通院1件当たり200円ということになっております。

それで、今、小学校就学前じゃなくて、小学生、中学生まで補助している県下の市町村の数ですけれども、入院のみを対象、小学校6年から中学3年までといろいろあるんですが、入院のみをしているところは20市町村、通院のみを小学生、中学生へ補助というか、している市町村は14市町村ございます。そのうち入院の中学生までの補助をやっているのは5市町村、通院では中学生だけ認めているのは3市町村、このような状況となっております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、陳情第4号の審査を終わります。

続いて、陳情第5号について審査に入ります。

高齢者福祉課より参考意見がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 介護認定制度に係る陳情書の参考意見について、担当課としての意見を申し述べます。

まず、1点目の介護保険制度に基づく認定制度の中止関係でございます。

委員ご存じのように、介護認定の制度の流れといたしましては、被保険者の申請に基づき

まして市の調査員が申請者の自宅等を訪問し、心身の状況等を調査するとともに、主治医の意見書を提出してもらい、これらを基に介護認定審査会で審査判定を行っております。その結果としましては、介護の必要な程度に応じまして、要支援1、2及び要介護1から5の7段階に分類されるとともに、該当しない、非該当という、そういう認定の形になります。

本年4月からの認定基準の見直しでございますが、これについては認定調査におけるばらつきの解消、これは調査員レベルあるいは市町村レベルということでございます。それから、介護技術の進歩を取り入れ、最新の介護の手間を正確に反映させるという、そういう視点でこの4月に新しい基準が導入されました。

ただ、この導入の段階で、導入の前からなんですけれども、身体の状態をそのまま、見たままの状況を選択肢として選ぶことによりまして、要介護状態の区分が軽度判定され、これまでに受けていた介護サービスが受けられなくなるのではないかとという利用者等の懸念が広がっております。

これに対応するため、国としては、新基準による認定調査の実施に当たって、利用者が安定的な介護サービスを受けることができるように、更新申請で新基準により従前と異なる要介護度での審査判定があった場合には、希望すれば従前の要介護度を適用する経過措置が設けられました。この経過措置はあくまでも例外規定であり、国では検討会を設置し、新基準による介護認定を検証しております。それで、その検証の結果でございますけれども、従前よりも介護度が軽度判定する割合が増加していることや新しい認定調査員テキストの研修が不十分であったとことが指摘されております。

これによりまして、この10月から認定調査員テキストが修正されるとともに、10月以降の認定申請については、この新しい認定様式によりまして要介護認定が行われることとなります。これに伴い、更新認定の経過措置は10月から廃止されることとなります。

本市においても、8月19日に地域ケア会議におきまして再度見直しについて事業従事者に説明するとともに、9月11日には県が主催しました認定調査員の研修にすべての調査員を参加させ、新認定の方式に対応するように準備を進めております。

それから、2点目の国の介護・社会保障費を大幅に増やし、介護報酬を引き上げることにについてでございますが、これは皆様ご存じのように、きつい労働に加えまして社会的評価が低いこと等、あるいは他産業と比較して賃金が低いことが、離職率が高いというのが現状でございます。このような状況で介護福祉士等を養成している大学及び専門学校の定員割れが起きるなど、慢性的な人材不足というのが現在言われております。

国のほうでもこのような状況に対応して、本年度から介護報酬の改定——これは3%の引き上げでございます——によりまして、平均2万円程度の賃金アップを期待されておりましたが、実際には施設運営費とか事業の赤字補てん等で、なかなか職員の処遇改善に結びつかない、難しかったという現状がございます。

そして、この介護分野の追加経済対策といたしまして、補正予算に介護職員処遇改善交付金が新たに創設され、介護職員の賃金1人当たり、これは常勤換算でございますけれども、月額1万5,000円を引き上げるために都道府県に基金を設置し、処遇改善計画を策定、実施する事業者に対して、この10月から交付金が支給される運びになりました。

本市といたしましても、これから始まるこの施策の運用状況を当面見守りたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也）　ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世）　この介護認定制度の認定の調査、この部分で市町村によっても、また本市にあっても随分ばらつきがあったと。また、軽度に認定されるというような説明でしたけれども、実際に旭市ではそれについて苦情の件数はありましたか。ちょっとお尋ねいたします。

○委員長（柴田徹也）　高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明）　本市におきまして、特に大きな苦情等はございませんでした。

（「どうもありがとうございます」の声あり）

○委員長（柴田徹也）　ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也）　特にないようですので、陳情第5号の審査を終わります。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷　博）　先ほど説明の中で、ちょっと私、一部負担金、1日200円と申し上げましたけれども、入・通院とも県の基準は300円でございます。市は従来から200円でしたので、つい市の負担金を言ってしまいました。申し訳ございませんでした。

○委員長（柴田徹也）　ここで執行部は退席してください。大変ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時 1 5 分

再開 午後 1 時 2 1 分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（柴田徹也） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第2号、現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第3号、国民健康保険制度改善のため国への意見書提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第4号、子どもの医療費無料制度早期実現のため国への意見書提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 賛成多数。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第5号、新要介護認定制度の中止・介護保険制度の改善のため国への意見書提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(柴田徹也) 以上をもちまして審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時25分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 柴 田 徹 也

総務常任委員会

平成21年9月24日（木曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成21年9月24日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第11号 平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第15号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（4名）

委員長 佐久間 茂 樹

副委員長 島 田 和 雄

委 員 林 正一郎

委 員 伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 向 後 和 夫

説明のため出席した者（26名）

副 市 長 増 田 雅 男

総 務 課 長 平 野 哲 也

秘書広報課長 米 本 壽 一

企 画 課 長 堀 江 隆 夫

財 政 課 長 加 瀬 正 彦

税 務 課 長 野 口 徳 和

市 民 課 長 増 田 富 雄

会 計 管 理 者 高 山 重 幸

消 防 長 菅 谷 衛 一

監 査 委 員 長 林 久 男

その他担当職員 16名

事務局職員出席者

事 務 局 長 加 瀬 寿 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

主 查 穴 澤 昭 和

開会 午前10時 0分

○委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

大変お忙しい中ご苦労さまでございます。

秋分の日が過ぎまして、これからは日が日ごとに短くなっていくということでもあります。朝晩の冷たさ、昼の暖かさ、1日のうちでも気温の変動も激しい時期になりました。新型インフルエンザのこともございますので、皆様お風邪など引かないように気をつけていただきたいと思います。

政権のほうも革命的な変化が起こったようでございまして、今回出されています補正予算についても、その財源の保障がまだ危ぶまれているような状況なのかなと思われまします。そういった意味で、本日、委員会に付託された案件は2件でございますけれども、審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

ここで委員会を開会する前に、あらかじめご了承願ひます。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願ひます。

ただいまの出席委員は4名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 3分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 3分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（向後和夫） どうも皆さん、おはようございます。

非常にさわやかな陽気になってまいりました。そして、今年の紅葉はだいたい1週間から

10日ぐらい例年より早いということも言われております。

委員の皆さん方には大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託をいたしました一般会計補正予算と条例改正の2議案について審査をしていただくところとなっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いをいたしまして、簡単ではございますけれども、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまです。

本日の委員会に審査をお願いいたしますのは、議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算のうちの所管事項、議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の2議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしく審査をお願い申し上げまして、あいさつといたします。

ご苦労さまでございます。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（佐久間茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案であります。

それでは、初めに議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

まず、予算の規模でございますが、今回の補正23億7,100万円を加えた後の予算の規模は279億2,100万円となります。前年の同時期と比較いたしますと、16億2,400万円、6.2%の増となっております。この増の主なものでございますが、国からの地域活性化・経済危機対策臨時交付金6億1,773万円による事業とその他の国の補正予算関連事業ということで計上させていただいております。

それで、国の動きということで、ここで若干ご説明申し上げます。

去る金曜日、18日なんですけれども、第1回の閣議が行われまして、ここで1次補正予算の執行についての取り扱いということで、閣議決定されたところでございます。これについては、もう既にマスコミ等の報道でご存じのとおりではございますが、まず柱として3点決定してございます。

1点目が、地方公共団体向け以外の基金事業、これは交付決定済みであるものの交付未済のものにあつては21年度に支出が見込まれる部分を除くというような、ちょっと非常に分かりにくいかと思いますが、地方公共団体向け以外の基金事業を執行停止とすると。それから、二つ目として、独立行政法人、国立大学法人それから官庁の施設整備費、これについては再点検と。それから、三つ目として、官庁環境対応車等の購入費それから官庁地上デジタルテレビジョン等整備費と。これについては、それぞれの所管大臣が10月2日までにそれぞれの省庁の予算を再確認して、再度閣議にはかるということになっております。この地上デジタルテレビジョン等の整備費については、ちょっとまだ官庁というのが国の機関を示すのか、それとも地方公共団体向けの補正まで示すのか、その辺がよく分からない部分になっております。

それと、旭市で公共施設等の地上デジタルテレビジョンの整備につきましては、あくまでも緊急経済対策の経済危機対策臨時交付金の中で行う予定でございました。問題となるのは、文部科学省の取り扱いというのが今の焦点になっております。

それと、18日に併せて藤井財務相が記者会見の中でお話しした地方関係の基金事業に分類されるものは15基金で、少なくとも今年度分については削減対象にならないというような見込みを示しております。それと、国の追加景気対策に伴う地方負担を軽減する目的で計上された地域活性化・公共投資臨時交付金、これは今回の旭市のほうの補正には盛り込んであり

ませんけれども、これが1兆4,000億円ほどありまして、これも削減対象とされない見込みだというような、そういう情報を得ているところでございます。

あと、今回の補正で盛り込みました内容につきましては、先にお配りしてある資料もございますので、その辺をご覧くださいまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、補正予算の関係でございますけれども、総務課所管分につきまして若干補足説明を申し上げます。

補正予算書の13ページをお開きいただきたいと思います。

右側の説明欄の一番上にございますけれども、庁舎管理費1,463万4,000円の補正でございますけれども、これにつきましては市役所本庁への防犯カメラの増設とそれから新たに第2庁舎、第2分館、各支所3か所ですね、ここへの防犯カメラの設置を予定することと、それからそれ以外に海上支所の自動ドアの改修、それから飯岡支所の冷暖房機の増設、それから干潟支所の冷暖房機冷却水ポンプの改修等、こういったものを行おうとするものでございます。

次に、14ページのほうをお願いしたいと思います。

下のほうになりますけれども、11目諸費のやはり右側の説明欄をご覧くださいと思います。1番目の市バス運営事業で、これで469万2,000円の補正でございますけれども、これにつきましては市で保有いたしておりますバス2台につきまして、運転手1名が4月1日の異動によりまして公用車の運転手に配置替えになりましたので、これによりまして運転業務の1名分を委託するための補正予算でございます。

次に、そのすぐ下でございますけれども、2番の防犯対策事務費61万8,000円の補正でございますけれども、これは市役所本庁のほうで保有しております青色回転灯付き防犯パトロール車、これのさらなる活用によりまして、犯罪の抑止等に役立てようということで、これをシルバー人材センターの人材を活用いたしまして、夕暮れどきから一定の時間帯、だいたい5時くらいから8時くらいまでを想定しておりますけれども、これを週5日、2台で巡回パトロールをするということ、このための経費でございます。

なお、実施につきましては、準備期間等がございまして、11月から予定したいというものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、補正予算書の15ページのほうをお開き願いたいと思います。

総務費の中の賦課徴収費の中で、市税の還付金2,000万円の追加でございます。これにつきましては、現在の景気後退によりまして、企業の業績悪化に伴いまして法人市民税の還付が当初より増えるというものでございます。当初の予算計上額1,500万円を2,000万円追加により3,500万円とするものでございます。この法人市民税の還付につきましては、平成20年度として予定納税されたものにつきまして、業績悪化によりまして、年間税額、これについては確定でもって出ましたものが予定税額を下回ったということで、この差額を平成21年度予算から支出するというものでございます。

現在の法人市民税の今見込める決算見込みとしては3億9,000万円ということで、これは予算計上額とほぼ同額を見込めると。20年度の決算では法人税4億7,400万円でしたので、8,400万円の減少、率にして18%の減少となる見込みでございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、企画課の所管の補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書の13ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

最初に、2款1項7目の企画費、説明欄1の公共施設地上デジタル化対策事業であります。これは先ほど財政課長のほうからありましたように、国の追加補正予算、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しての事業でございます。事業の内容としましては、2011年7月24日の地上デジタル放送への完全移行に向けての市内公共施設に地デジテレビを設置するものでございます。

説明に入ります中で、きょう委員さん方のお手元に、1枚の平成21年9月補正予算要求資料のほうをお目通しいただきたいと思います。

これが、実は欄が四つくくっております。左のほうから、Aとしまして公共施設内のテレビの保有台数、これは平成21年6月に調査したものでございます。それとBとしましては、Aのうち地デジ未対応の数、さらにCとしましては、Bのうちの小・中学校以外の公共施設等で地デジを設置する数、さらにDとしましては、Bのうちの小・中学校、公民館に地デジを設置する数というようなくくりになってございます。

一番上の秘書広報課からずっときまして、小計、これが一般会計で今回、補正予算を計上

させていただいたものの数でございます。その下のほうに、旭中央病院、国民宿舎、これが企業会計の分でございます。

現在、市内の公共施設の中では、中央病院、国民宿舎等を合わせまして864台のテレビがあります。なお、中央病院のよくカードで差します、民間の業者が入れてあります、そのテレビは除いてございます。そういうものが864台あるということでございます。そのうちに、中には既に地デジ対応をしているテレビもありまして、現在まで未対応のテレビにつきましては819台になってございます。

今回、企画課のほうで補正予算措置をさせていただきますものは、小計の欄の584台の中の165台、Cの欄でございますけれども、ここの部分でございます。いろいろ数等の精査をしました中で、必要な部分あるいは他の会計で、学校等でありますと、ほかの事業の中で仕組んでいただく、そういうものもありますけれども、そういうようなことで、今回165台を企画費の中で予算計上をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

それでは、予算書のほうにお願いをいたします。

そういうようなことで、市内の保育所等をはじめ、各種の公共施設に165台の地デジテレビを新規に導入したいということでございます。

予算の中身でございますけれども、役務費としまして、取り替える165台のテレビのリサイクル料、これを46万8,000円計上させていただいております。

さらに、工事請負費としまして、2か所のテレビアンテナ工事、これが20万円でございます。場所としましては、滝郷診療所、海上保育所、これをVHFのアンテナをUHFに変えるというようなことでございます。

それと、先ほどの備品購入としまして、165台の地デジテレビ購入としまして2,408万2,000円を計上させていただいております。

さらに、旭中央病院及び食彩の宿いいおかでの地上デジタル化対策としまして、病院会計に2,750万円、国民宿舎会計に525万円をそれぞれ繰り出すものでございます。中央病院としましては200台、食彩の宿いいおかとしましては35台を設置予定をしております。

続きまして、14ページのほうをお願いをいたします。

説明欄2の地域資源価値創造事業でございます。これも国の追加補正予算、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しての事業でございます。事業の内容としましては、本年新たに組織しました旭市地域ブランドづくり委員会での議論あるいは提言等を基にしまして、実践活動費としまして、その経費を補正予算措置させていただくものでございます。

主なものとしましては、役務費、広告料としまして265万7,000円、これは旭市を紹介しましたポスター等を都内等に掲示をする。特に県のほうからは、アクアラインの800円の適用としまして、社会実験としまして、現在、県が取り組んでいるわけですが、なるべく東京都、川崎市から千葉県へお客を呼びたい、そういうようなことで、今回、旭市を都内で紹介をしようという企画でございます。それと、千葉テレビ放送で、おっぺしという、昔この九十九里沿岸で活躍した方々がいます。そういうような「イワシに生きたおっぺしたち」というようなことで、来年1月に放映予定をされます。その千葉テレビへの協賛広告料でございます。

次に、委託料の旭ブランド産品作成委託料100万円であります。旭市の基幹産業であります農業の産品を活用しまして、市内の商工業との連携、俗に言います農工商連携を進めまして、旭市の新しいブランド産品の育成を実験的に進めようとするものでございます。

次に、備品購入費、事務用備品費160万円であります。地区懇談会及び各種イベント等で使用予定のワイヤレスアンプ一式あるいはデジタルカメラ等を購入したいということで考えております。

続きまして、10目地域振興費でございます。これも国の追加補正予算、安心こども基金の地域子育て創生事業を活用しまして、いわゆる結婚活動へのサポート事業、婚活サポート事業を実施したいとするものでございます。少子化対策、これは急務である。この問題につきましては、実はその背景が結婚対策まで視野を広げて政策的対応をとというような、当時の少子化担当大臣の指示で創設された事業ということで聞いております。既に組織されております後継者対策協議会、通称出会いコンシェルジュの活動に対しましての支援でございます。主な内容としましては、婚活ハンドブックの作成、婚活セミナーの開催あるいは出会いの場の創設等の開催というようなことで考えております。

なお、本事業につきましては基金事業でありまして、本年200万円、平成22年度の予算で200万円、計2か年の予定で県に対しましては申請をしております。

以上で企画課のほうの補足説明を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、補正予算書の22ページをご覧くださいと思います。

9款消防費でございますけれども、説明欄の1番、消防車両整備事業でございますけれども、これは3,506万4,000円の計上でございます、これは平成24年度更新予定の2B型救急車、これは現在、予備車として使っておりますけれども、それを国が行う経済危機対策臨時

交付金を活用しまして、3年前倒しをして整備するものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 財政課長から説明があったわけでありますけれども、政権が代わって、市がいろいろ盛り込んでいた地域活性化・経済危機対策臨時交付金ですか、これらの執行が微妙になってきたといったようなお話がございました。そういった中で、今回この補正予算に盛り込まれました低公害車導入促進事業ですか、それとまた地デジ化対策事業ですか、これらは国がこの予算の執行を停止した場合にはどのように対応されるのか。執行してくれれば問題ないんですけれども、停止された場合にはどういったような対応をされるのか、お伺いをします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、国のほうが精査中でございます。今盛り込んである部分につきましては、地域活性化・経済危機対策の臨時交付金ということで、今回、地方公共団体への配慮という1兆円の枠の中での事業になっています。そこまで踏み込んで国のほうが見直すよと、仮にそうなった場合には、当然一時執行を見合わせざるを得ない部分が出てくるだろうと、そのようには思っております。その辺が10月2日を過ぎませんと見えませんものから、その辺は慎重に対応してまいりたいと考えております。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうなった場合には、これら予算に盛り込んだ事業については今後どういうふうに進めていくのかどうか、どういうお考えかお伺いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 実際のところなんですけれども、地方に対しての配慮ということで配分されたものについては、執行停止がかからないのではないかというふうにうちのほうでは考えているところでございます。それでも実際に執行停止になってしまったということであれば、当然、先送りしながら、地デジ対策として必要最低限の数を把握しながら、再度予算措置をしていくような。例えばこれが一たん停止になった場合には、国庫補助金を主に予

算措置してございますから、その部分は一たん白紙にさせていただいて、再度協議をさせていただくような形になろうかと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） では、可能性としては低いというようなことで理解をしまして、じゃ実際にこの予算どおりにこの事業が進められた場合の話なんですけれども、低公害車導入促進事業、ハイブリッド車を5台購入するといったような予算が盛り込まれたわけなんですけれども、これらの車はどのような車を想定されているのか。5台を市のどの部署に配属されるのか、その辺についてまず第1点お伺いします。

それと、テレビの購入なんですけれども、大量のテレビを購入するというようなことでありますけれども、どういったような形でこの入札をされるのか。何といいますか、入札をして1社が全部これらのテレビを納めるといいますか、そういうふうになるのか、あるいは、数が多いというようなことも考えれば、何社かに分割されるのかどうか、どう考えられているか、お伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、低公害車でございますけれども、今、役所の中で使っている車、一番古い車につきましては登録が平成4年、平成5年というものがございます。これらについては、当然古いものはもう十五・六年たっておりますから、廃車しながら入れていくわけなんですけれども、これを専属でどこかの部署にというよりは、遠出をする部署に必要であろうということで、実際のところは財政課のほうで一元管理をさせていただくような形になるんじゃないかなと、そのように考えております。

それと、テレビの関係なんですけれども、確かに地方公共団体への配慮ということで、これについては経済危機対策ということで、基本的には地元の発注をというような、実はそういう指示もございました。そのところでどのような形で発注できるかは、もう少し詰める必要があるんですけれども、例えばある程度の予定価格の中で数十台ごとに分けて発注するのか、もしくは組合のような形で受けられるところがあるのか、あと大手が一括でというのは、ちょっと今のところはうちのほうとしては選択肢としては低いのかな、可能性としては低いのかなというような考えでおります。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） ハイブリッド車につきましては、部署は決めないで、財政課が管理して、主に遠出をするような場合に使用するというような答弁でありましたけれども、私もそういったような考えを持っておりました。燃料代等も節約できるわけですので、なるべく使われる課にこれをなるべく使っていただければ、多少の燃料代の節約にもなるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、テレビのほうですけれども、できるだけ大勢の地元の業者の方に発注していただければありがたいなというふうに感じておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 答弁はいいですか。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、ご意見、ご要望ということでお伺いしましたんで、発注に当たっては十分内部で検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 林委員。

○委員（林 正一郎） テレビ、これは864台という、これは大変な台数になってくるわけですね。景気対策ということで、これは来たわけでございます。政府が特別でやったわけですので、それで今、島田和雄委員のほうからお話がありましたように、地元業者の育成のためになるべく使っていただきたいなと。

それは私の要望でございますが、しかしながら、私がいつも思っているのは、今度ヤマダ電機も来る、ケーズデンキも安売りをやるわけですよ。だから、それはあまりにも価格に差があるよね。ヤマダ電機も恐らく開店には安売りをやると思うんですね。それがあまりにも、地元の業者だからといって倍も、10万円で買えるテレビが20万円もしちゃうようでは、これは地元育成というわけにもいかななくなってくるわけですね。いろいろな問題が出ますので、その点は十分地元の小売業者にも、やはり大手のヤマダ電機もしくはケーズデンキとあまりにも格差の変動のないように、ひとつ指導して、お願いをして、財政課長、そういった地元景気対策を真剣にとらえてお願いしたいなと、行政指導していただきたいなと。これは私の要望でございますので、答弁はいりませんから、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、議案第15号につきまして補足して説明をさせていただきます。

お手元のほうにあらかじめ配布しておりますA4の横の表になったものがございます。旭市職員の勤務時間等の改正概要ということで、議案第15号資料ということで、横の資料がございまして、これをご覧いただきたいと思います。

本資料につきましては、現行条例及び改正案の勤務時間数の積算につきまして、見やすく説明するための資料でございます。

まず、上段のほうをご覧いただきたいと思います。

上段の表につきましては、勤務時間条例の第2条関係でございます。

職員の現行の1週間当たりの勤務時間40時間とは、括弧書きにございますように、1日の勤務時間8時間掛ける月曜から金曜日までの5日間という根拠でございます。また、右側のほうにいきますと、右側の網かけの部分でございますけれども、改正案になります。38時間45分というのは、そこに括弧書きにありますように、1日の勤務時間を7時間45分としたときの、これ掛ける5日ということでございます。

また、2行目の任期付短時間勤務職員というのは、育児休業法によりまして、育児短時間勤務が認められた職員の補充として、その職員が行っていた事務を処理するために任用された職員のこと。実際には旭市はないんですけれども、条例上はございますので、現行の32時間というのは、括弧書きに示してございますように、8時間掛ける4日が根拠になっております。右側の網かけの改正案の31時間というのは、7時間45分掛ける4日間という根拠でございます。

続きまして、中段の表でございます。勤務時間条例の第3条関係でございます。

職員の勤務時間の割り振りでございますけれども、今回の人事院勧告の根本でございます1日の勤務時間を8時間から7時間45分に改めるというものでございます。

それから、下段の表でございます。下段の表は、旭市職員の育児休業等に関する条例第11条関係でございます。この第11条は、育児短時間勤務職員の勤務形態を説明しているものでございます。

上段の①の1週間当たりの勤務時間20時間、この根拠でございますけれども、これは2日半ですね、8時間掛ける2日足す半日の4時間掛ける1日というパターンですね。これは週20時間というパターンでございます。それから、下の括弧書きで、毎日半日4時間掛ける5

日働くパターンでございます。それから、②の1週間当たりの勤務時間が24時間というのは、3日間掛ける8時間という設定でございます。このパターンですね。それから、③の1週間当たりの勤務時間が25時間というのは、毎日5時間掛ける5日働くパターンですね。この4パターンを想定しているところでございます。

この四つのパターンについて、1日8時間を7時間45分に置きかえ、半日4時間については5分単位での端数調整をしまして3時間55分、それからまた5時間につきましても、半日に1時間を加えて4時間55分に置きかえることとされております。これに基づいて算定された時間について、5分単位での端数調整の結果、右側の改正欄の19時間25分、あるいは19時間35分、あるいは23時間15分、または24時間35分の4パターン、こういう形に条例を改正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第15号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） では、ちょっとお伺いしますけれども、職員の労働時間が1日15分ですか、短くなるといったような条例の改正案なんですけれども、これは人事院が調査した結果、民間の労働時間が15分くらい短いといったような調査結果が出たということで、こういうふうになったということなんですけれども、私どもの感覚としましては、そうかなというような感じを持つわけでありまして、参考までにお伺いしますけれども、人事院がどこでどういったような調査をされてこういう結果が出てきたのか、その辺分かればお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 細かい事業所等のものはないんですけれども、人事院のほうの勧告の骨子の中にございまして、企業規模・事業所規模50人以上の事業所を対象として、事務・管理部門の所定労働時間を調査したということになっております。その結果が1日7時間45分、週で38時間49分というような細かい数字は出ているんですけれども、若干分は今の勧告とは違いますが、そのくらいの数字が出ていると。これが、調査結果は安定的に推移しているというような言い方もしております。

細かい数字がございました。調査したその平均ですね。民間では平均で1日7時間44分。ですから、この勧告は45分なんですけれども、7時間44分、1週間の勤務時間は38時間48分、こ

ういったことで、人勸のほうでは1日当たり約15分短縮するという勧告が出たものでございます。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（佐久間茂樹） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（佐久間茂樹） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、企画課のほうから1点、ご説明の機会をいただきたいと思います。

お手元に定住自立圏構想の今後の日程についてということで、3枚の資料をお配りをさせていただいてあるかと思います。そちらのほうをお目通しいただきたいと思います。定住自立圏構想の今後の日程でございます。

ご承知のように、実は平成20年7月に定住自立圏の構想の概要、これが総務省のほうから示されました。俗に言います鳩山プランという、そんなことで、実は内容としましては、この一番上に書いてありますように、定住自立圏構想とはということで、大都市圏への人口の流出防止と地方圏への人口の流れの創出というようなことであります。人口がほとんど大都市圏のほうに流れてしまって、俗に言う地方が寂れてしまう。そんなことで、何か地方のいい発想を生かして、地方に人口の流れを作っていこうと、そういうような考え、あるいは分権型社会にふさわしい社会空間の創出、あるいはライフステージに応じた多様な選択肢の提供、こういうようなことで、いろいろな施策を行いながら、地方への人の流れを創出する、そういうようなことで、全国的な見地から推進していくという施策でございます。

当初、この定住自立圏の構想につきましてはいろいろ要件等がありまして、人口的にはおおむね5万人程度。おおむねというように、約8掛けになるかと思いますが、そういう人口、あるいは昼夜間の人口比率が1以上、昼間の人口と夜の人口が同じ、そんなような一つの中心市、ここに周辺の人口が昼間少なくなっている市町、これが連携し合って、地方で人の流れをとめよう、あるいは都市圏から人の流れを迎えようと、そういう施策でございます。

当初、平成20年7月の時点では、旭市ではちょっとこれは該当しないと。人口が、どうも昼間になりますと、比率としまして92%という、100人のうち8人は市内にいないという、そんなことで、この事業については該当しないのかなということで進んでいたわけですが、実は20年12月の中で、この定住自立圏の推進の要綱の中で中心市の特例という制度が設けられました。合併をした市についてはというように、この資料の1ページの下の方に中心市の①、②の次に、中心市のうち、広域的な合併を行った合併市であって、人口

最大の旧市の昼夜人口比率が1以上のものは、合併1市で定住自立圏を形成することができると。これを調べてみましたところが、旭市は旧旭市が1以上であったと。旧3町が昼間少ないという。俗に言う、旧3町から旧旭市への人口が大分流出していたのかなと。そんなことで、旧旭市は1以上でありましたと。そんな中で、国はこういうことであれば、実は旧旭市を一つの中心市として、この構想については成り立つと。そんなことで、旧旭市を中心市としましての構想が成り立っているわけであります。

ちなみに、現在、千葉県の中では、都市を除くというようなことですので、旭市と館山市がこの事業の該当になるということで聞いております。この2市であります。全国的には243市が該当するんじゃないかということで、今うたわれております。

そんなことで、旭市につきましては、例えば旭市がお隣の匝瑳市、銚子市あるいは東庄町と組むということじゃなくて、旧旭市と旧3町が一つの提携をし合っというようなことで、これで成り立つというようなことですので、ぜひこの定住自立圏構想を今後とも進めてみたい、そんなことで、本日、資料として用意をさせていただいたわけでございます。

この構想に入りますと、何のメリットがあるかということですが、中段にあります財源措置でございます。中心市及び周辺市町村に対する特別交付税というように、中心市につきましてはおおむね5か年で年間4,000万円程度、実はこういう特別交付税の措置があるということで総務省のほうから聞いております。さらに、周辺市町村というように、これは合併前の旧3町を示しているわけですが、ここには年間1,000万円程度。ただし、括弧書きで総務省と協議ということで、この旭市の場合は、旧旭市が4,000万円、旧3町が1,000万円ずつで、年間7,000万円という財源を予定してよろしいんですかという問いに対しまして、県の担当のほうからは、この合併市の特例というように、旧3町については、今、総務省と協議をさせていただきたいと。そんなことで、現在、県と総務省のほうで協議をしていただいております。合併市の特例がそのまま財源措置に当たるかどうかということでございます。ただ、少なくともこの中心市ということで、年間4,000万円程度の交付税措置というように、総務省のほうから聞いております。

さらに、地域活性化事業債ということで、起債充当率90%、元利償還金35%の普通交付税措置、これがございます。

さらに、外部人材の活用に対します財政措置としまして、年間700万円を上限としまして、3年間、外部からいろいろな専門家を招いた場合に財政措置がされるということでございます。

それと、さらに定住自立圏の構想の中でいろいろ行政が進めるものと、もう一つ、4番目に民間主体の取り組みの支援に対する財政措置というようなことでございます。これは民間、例えば交通網の整備をするとか、あるいは医療の整備をする、そういうことで人の流れを食い止める、あるいは旧旭市を中心としまして人口を他から呼んでくる、こういう施策に対しまして、民間への取り組みに国が財政措置をするということでございます。

あるいは、個別のいろいろな施策に対しまして、定住自立圏構想を掲げた市につきましては、手厚い財政措置がなされるということで聞いております。

資料の2ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

合併1市圏域あるいは複眼型中心市。旭市につきましては、この2ページの左側のほうの合併1市圏域、これをひとつ掲げて、これから進んでいきたいというふうに考えてございます。隣接の他の市町と協定をするということじゃなくて、旧旭市を中心としまして、3町で、ここの旭市に人口を呼びとめよう、あるいはよそから人に来ていただこう、そういう施策をこれからとっていききたいということ考えております。

この場合、定住自立圏形成協定、これは実は議会の議決をいただくことになってございます。例えば旭市と匝瑳市がこれの協定を結ぶ際には、匝瑳市でもこの定住自立圏協定が必要になってくる。旭市も協定が必要になってくる。その際に、議会の議決をというようなことでございます。

ただし、今回、旭市につきましては、人口最大の旧市を中心地域、他の旧市町村を周辺地域としまして、定住自立圏形成方針、そういうものを作ることにによりまして策定ができるということになっております。この方針に向かって、今後、議会の議決をいただくように、行政サイドとしまして進めていきたいというふうに考えております。

さらに、3ページのほうお目通しいただきたいと思います。

定住自立圏のイメージでございます。

中心市としまして宣言をしていただいた市に対しまして、周辺の市町村、これは旭市の場合には飯岡町、海上町、干潟町になるかと思います。ここの市町村と連携をとりながら、いろいろな医療の充実を図る、あるいはいろいろな商店等の連携を図りながら、なるべくこの地域で人が減らないような形、そういう形で持っていくと、そういうイメージでございます。

こういうようなことで、今後、旭市につきましては、この定住自立圏構想に向かいましてこれから進んでいきたいということで、ひとつ委員さん方にはご配慮いただきたいと思います。

今後の予定としましては、この問題につきまして、議員全員の皆さん方にひとつご理解をいただくべく機会を設けまして、旭市が中心市宣言を行ってよろしいかどうか、その辺をご審議いただく予定で考えております。その結果を基にしまして、県及び総務省と協議をしまして、できましたらば来年2月ころをめどに中心市の宣言を市としてしていきたい。さらに、できましたらば来年の6月議会辺りで定住自立圏の形成方針の策定を議会の議決をいただくべく、そういう日程で進んでいきたいなど。その構想に基づきまして、人口の流れを防止するような、あるいは人口の流れの創出ができるような、そういう市のビジョンに従って活動をしていきたいと、そういうふうに考えております。

現在考えております定住自立圏構想の日程につきまして、若干時間をいただきまして説明をさせていただきました。今後ともよろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） 消防のほうから1件ご報告を申し上げます。

国の補正事業の中で、緊急地域安全対策事業、これは総務省消防庁の事業でございますけれども、消防団員の救助技術の向上と活動の充実を図るためとして、消防団救助資機材搭載型車両、これは小型ポンプ積載車でございますけれども、これの無償貸与の募集がございまして、要望いたしましたところ、9月2日付で旭市消防団に1台決定をいたしました。

また、常備消防には救急救命士の技術向上を図るためとして、高度シミュレーター、これは訓練用の人形でございますけれども、これが全国で803消防本部に譲与される予定でございます。

なお、小型ポンプ積載車につきましては、来年度更新予定の旭方面隊6分団3部に配備予定でございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） じゃ、定住自立圏構想についてお伺いしますけれども、この中の財源措置なんですけど、中心市に年間4,000万円、それから周辺市に1,000万円となっておりますけれども、その下の3、4、5ですか、これはまた別枠で措置されるというような考え方でいいんでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） 今、委員おっしゃいましたように、上の4,000万円、実は構想を作りまして、いろいろなビジョンを作るわけですが、このビジョンに向かって5年間いろいろ国が支援をしますよというのがこの年間4,000万円程度。実は5年間ですから、いわゆる約2億円というようなことで我々は考えています。2億円に対しまして、周辺市町村ということで、3町あるわけですので、プラス3,000万円、5年間で1億5,000万円ですか、これでよろしいんですかということを県に問い合わせしましたところが、ここはちょっと……。

（発言する人あり）

○企画課長（堀江隆夫） はい、知っています。

そういうようなことで、これは3、4とは全く別個なことであります。

3、4につきましては、外部人材ということで、4,000万円、1,000万円とは別に700万円を上限に3年間、それと民間主体の取り組みに対する支援としましては、これもやはり2分の1あるいは事業によっては30%の支援、そういうことで、1とは全然別個な財源措置ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

林委員。

○委員（林 正一郎） この予算を年間4,000万円もらうということには、課長、分かるんですよね、国がくれるという。これからこの定住自立圏構想の策定に当たって、こういった形でやっていくのか。だから、ここに中央病院……、これは中央病院だと思いますが、病院がこうありますね。総合病院と。だから、この総合病院を核として、こういった都市計画マスタープランを作成してやっていくのかと。これは人口、今、旭市は500人くらい毎年減っているわけですよ。だから、それをどのようにやっていくんだということが具体的にね。

今これだけ見たって、これは分からないです。金を4,000万円もらって、どういうふうな施策をやっていくんだということを出していただかないと、議会の議決を必要とするというふうに書いてありますが、どんなことで議会の議決をするんだと。あなたの今の説明で分かる人はいないと思いますけれども。旭市の人口の流出をこういった形で、政策で抑えるかということはどこにあるかということを考えていかないと、これは定住自立圏構想だって、これだって、金を4,000万円もらったって、どんなことをやるんだということです。私はそう思いますけれども。

答弁はいいです。

○委員長（佐久間茂樹） いいですか。

○委員（林 正一郎） 頭の中に入れて、進めてもらいたいと、ただそれだけです。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） それでは、所管事項の報告を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時 0分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 佐久間 茂 樹